

平成23年 2 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成23年 3 月 3 日～ 4 日・ 7 日・ 9 日

場 所 第 4 委員会室

平成23年3月3日（木曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成23年度宮崎県一般会計予算
- 議案第4号 平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第5号 平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第6号 平成23年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第10号 平成23年度宮崎県就農支援資金特別会計予算
- 議案第11号 平成23年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第20号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 宮崎県就農支援資金特別会計条例
- 議案第26号 みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第30号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第31号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第32号 国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第33号 国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第39号 宮崎県環境基本総合計画の変更

について

- 議案第40号 宮崎県森林・林業長期計画の変更について
- 議案第41号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）
- 議案第43号 平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第2号）
- 議案第44号 平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成22年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成22年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第59号 宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例
- 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 議案第63号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第65号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う環境森林部の対応状況について
 - ・新燃岳噴火活動に伴う環境森林部の対応状況について
 - ・口蹄疫に係る埋却地周辺の水質調査について
 - ・宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画（案）について
 - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
 - ・予定価格の事後公表の拡大試行状況について

- ・次期森林環境税の取組について
- ・農業者戸別所得補償制度の概要及びモデル対策の実施状況について
- ・資源管理・漁業所得補償対策について
- ・新燃岳の火山活動による農作物等の被害状況について
- ・農地・農業用施設災害復旧事業の国庫補助率について
- ・高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫対応の状況について

森林整備課長	河野 憲二
山村・木材振興課長	徳永 三夫
みやざきスギ活用推進室長	小林 重善
工事検査監	水垂 信一
林業技術センター所長	楠原 謙一
木材利用技術センター所長	有馬 孝禮
自然環境課課長補佐(総括)	奥野 厚子
自然環境課課長補佐(技術担当)	西山 悟

出席委員（9人）

委員 長	十屋 幸平
副委員 長	河野 安幸
委員	緒嶋 雅晃
委員	福田 作弥
委員	星原 透
委員	権藤 梅義
委員	徳重 忠夫
委員	高橋 透彦
委員	岩下 斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬 和明
環境森林部次長(総括)	豊島 美敏
環境森林部次長(技術担当)	黒木 由典
部参事兼環境森林課長	金丸 政保
計画指導監	佐藤 浩一
環境管理課長	橋本 江里子
循環社会推進課長	福田 裕幸

農政水産部

農政水産部長	高島 俊一
農政水産部次長(総括)	緒方 哲
農政水産部次長(農政担当)	押川 延夫
農政水産部次長(水産担当)	関屋 朝裕
農政企画課長	上杉 和貴
ブランド・流通対策室長	加勇田 誠
地域農業推進課長	山之内 稔
連携推進室長	山内 年
営農支援課長	井上 裕一
農業改良対策監	戸高 憲幸
消費安全企画監	工藤 明也
農産園芸課長	郡司 行敏
畜産課長	児玉 州男
家畜防疫対策監	岩崎 充祐
農村計画課長	三好 亨二
国営事業対策監	宮下 敦典
農村整備課長	宮川 賢治
工事検査監	溝口 博敏
水産政策課長	鹿田 敏嗣
漁業調整監	成原 淳一

漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	永野 広
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
畜産試験場長	紺家久資
水産試験場長	那須 司

午前10時3分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願ひいたします。

座って説明させていただきます。

お手元の委員会資料を見ていただきたいと思います。本日の説明事項は、提出議案が5件、その他の報告事項が6件でございます。

まず、予算議案といたしましては、議案第41号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）」、議案第43号「平成22年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第2号）」、議案第44号「平成22年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第1号）」、議案第65号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第11号）」の4件でございます。また特別議案といたしまして、議案第60号「工事請負契約の締結について」の1件でございます。

それでは、ページめくっていただきたいと思います。「平成22年度環境森林部歳出予算（課別）」という表をごらんいただきたいと思います。この表は、議案第41号を初めといたします4つの議案に関します歳出予算を課別に集計したものでございます。

このうち、議案第41号に関します一般会計の補正につきましては、表の中ほどの補正額Bの列の小計の欄にございますように、災害復旧費を中心に4億2,029万9,000円の減額をお願いしております。また、議案第65号に関します一般会計の追加補正につきましては、同じく追加補

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○十屋委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、委員会日程及び審査方法についてであります。

お手元に「委員会日程（案）」及び「委員会審査の進め方（案）」を配付いたしております。日程でございますが、本日は、補正予算関係議案及びその他の報告事項について、あす以降、当初予算関係議案等について行うこととしております。

なお、当初予算に関する環境森林部及び農政水産部の説明及び質疑は、「委員会審査の進め方（案）」のとおり、3から5課ごとに行った後、総括質疑を行いたいと考えております。また、採決については、すべての質疑が終了した後に行うこととなっております。

今回の委員会日程及び審査方法については以上であります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

正額Cの列の小計の欄にございますように、1,361万2,000円の増額をお願いしております。この結果、補正額と追加補正額を合わせました補正後の一般会計予算額は、その右側に書いてありますとおり236億9,324万6,000円となります。

また、議案第43号及び議案第44号に関しましては、下から2段目の補正額Bの列の小計の欄にございますように、7,238万円の減額をお願いしております。補正後の特別会計の予算額は5億5,229万5,000円となります。

この結果、環境森林部の一般会計と特別会計を合わせました補正後の予算額は、表の一番下の補正後の額Dの列の合計の欄にございますように、242億4,554万1,000円となるところでございます。

次に、右側のほうをごらんいただきたいんですが、これは、議案第41号並びに議案第65号に関しまして平成22年度の繰越明許費の補正についてでございます。これは、市町村など事業主体において事業が繰り越しとなるものとか、工法の検討等に日時を要したもの、あるいは新燃岳の噴火に伴いまして工期が不足し翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。

この表の追加分につきまして、議案第41号関係が、そこに書いてあります森林整備課の所管事業でございまして、表の合計の欄にございますように、15カ所、9億569万5,000円、それから議案第65号関係でございまして、これにつきましては自然環境課の所管事業でございまして、同じく合計の欄にございますように、2カ所、255万1,000円の繰越明許費をお願いするものであります。

めくっていただきまして、3ページをお願い

いたします。3の変更分でございます。議案第41号関係が、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の所管事業を合わせまして、表の合計の欄にございますように、159カ所、繰越額で32億778万1,000円でございます。その下の議案第65号関係でございまして、森林整備課、山村・木材振興課の所管事業を合わせまして、同じく合計の欄にございますように、19カ所、繰越額で7億6,947万9,000円の繰越明許費をお願いするものでございます。

それでは、再度表紙に戻っていただきたいと思っております。表紙のⅡ特別議案といたしまして、議案第60号「工事請負契約の締結について」でございます。これは、山のみち地域づくり交付金事業の小川・石打谷線トンネル工事の請負契約締結につきまして承認をお願いするものでございます。

Ⅲのその他の報告事項につきましては、高病原性鳥インフルエンザ発生や新燃岳噴火に伴います環境森林部の対応など6件について御報告をいたします。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

なお、自然環境課長が、忌引のため、本日、委員会を欠席しております。代理といたしまして、総括課長補佐の奥野、及び技術担当課長補佐の西山が出席をいたしておりますので、自然環境課に係るものにつきましては両課長補佐のほうから御説明を申し上げます。あわせてよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○金丸環境森林課長 環境森林課の補正予算につきまして御説明申し上げます。

平成22年度2月補正歳出予算説明資料をお願いいたします。分厚い白い冊子でございます。

「環境森林課」のところ、175ページをお願いいたします。環境森林課の補正額でございます。左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で6,710万5,000円の減額補正となっております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように33億832万円となります。

177ページをお願いいたします。主な内容につきまして御説明申し上げます。

上から5段目の(事項) エネルギー対策推進費1,120万円の減額でございます。これは、説明欄の1の住宅用太陽光発電システム融資制度におきまして新規融資分の預託金が確定したことなどによる執行残でございます。

次に、下から4段目の(事項) 職員費397万8,000円の増額でございます。これは、昨年4月の組織見直しによりまして、環境森林課の地球温暖化対策担当の職員が増員になったことなどによるものでございます。

次に、1ページ飛びまして、179ページをお開きください。中ほどにございます(事項) 森林計画樹立費482万2,000円の減額でございます。これは、地域森林資源情報整備事業の調査委託に係る入札残や、森林資源モニタリング調査の国庫補助決定に伴う減額などによるものでございます。

次に、その下の(事項) 森林整備地域活動支援交付金事業費3,004万4,000円の減額であります。これは、交付金の交付対象要件となっております森林施業計画の策定が当初計画を下回ったことなどによるものでございます。

環境森林課は以上でございます。

○橋本環境管理課長 続きまして、環境管理課から御説明いたします。

資料の181ページをごらんください。環境管理課の補正額につきましては、左から2列目の欄

にありますように、一般会計で1億526万4,000円の減額でございます。補正後の額は、右から3列目にありますように6億4,134万3,000円となります。

主なものにつきまして御説明いたします。

183ページをお開きください。まず、中ほどの(事項) 大気保全費で903万2,000円の減額であります。主なものといたしましては、説明欄1の大気汚染常時監視の469万3,000円の減額であります。これは主に、大気汚染測定機器購入等の入札残であります。

次に、一番下の(事項) 水質保全費で925万円の減額であります。主なものといたしましては、説明欄1の水質環境基準等監視の802万8,000円の減額であります。これは主に、河川等の水質分析や井戸の利用状況等調査の委託契約の入札残によるものであります。

1枚おめくりいただきまして、184ページをお開きください。上から2つ目の(事項) 口蹄疫環境調査費で1,772万9,000円の減額であります。口蹄疫埋却地に関しまして市町村が行います地下水及び悪臭調査につきましては、説明欄にあります2つの事業によりまして補助することとしておりますが、今年度分につきましては、農政水産部が所管しております宮崎県食の安全・安心確保交付金を活用することとなりましたため、減額するものであります。

次に、一番下の(事項) 公害保健対策費で4,213万1,000円の減額であります。主なものといたしましては、185ページの説明欄1の公害健康被害補償対策であります。主に高千穂町土呂久地区の公害健康被害者への療養の給付や、遺族補償一時金等補償給付が当初見込み額を下回ったことによるものであります。

次に、中ほどの(事項) 合併処理浄化槽等普

及促進費で2,191万円の減額であります。主なものといたしましては、説明欄3の浄化槽整備事業であります。これは、整備基数が当初見込みを下回ったことによるものであります。

環境管理課の説明につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○福田循環社会推進課長 循環社会推進課の補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料、「循環社会推進課」のところ、187ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2,030万5,000円の減額であります。補正後の額は、右から3列目にありますように12億5,936万2,000円となります。

それでは、主なものについて御説明いたします。

189ページをお開きください。まず、上から6行目の（事項）一般廃棄物処理対策推進費で375万8,000円の減額であります。主なものとしましては、説明の欄の2宮崎県ごみ処理広域化推進支援事業の340万円の減額であります。これは、都城市が行う一般廃棄物焼却施設の整備事業に対して交付金を交付するものであります。県の交付金対象としていた附帯工事の大半が国の交付金対象となったことによるものであります。

次に、中ほどの（事項）産業廃棄物処理対策推進費で57万2,000円の減額であります。このうち、まず、説明の欄の2産業廃棄物処理監視指導の1,555万7,000円の減額につきましては、毎年、廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類等の検査を実施しておりますが、その委託契約の入札残によるものと、廃棄物監視員の人件費等の減額によるものであります。

次に、6の公共関与推進事業の258万3,000円の減額につきましては、エコクリーンプラザみ

やぎきを活用した環境学習啓発事業を宮崎県環境整備公社に委託しておりますが、その委託料の執行残や事務費の執行残等によるものであります。

7の産業廃棄物税基金積立金は2,262万7,000円の増額であります。これは、産業廃棄物税収入の増額に伴い、基金への積立金が増額となることによるものであります。

次に、190ページをお開きください。（事項）廃棄物減量化・リサイクル推進費で1,574万2,000円の減額であります。説明の欄の2循環型社会形成のための総合対策推進事業の1,525万3,000円の減額であります。そのうちの主なものとしましては、産業廃棄物のリサイクル施設の整備を行う事業者に対して補助金を交付する産業廃棄物リサイクル施設整備補助金の執行残であります。今年度は、当初予定どおり2社に対して補助いたしました。が、事業者側の設備投資額が少なく、結果として補助金額が予定額に達しなかったこと等による残額であります。

循環社会推進課の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○奥野自然環境課課長補佐 それでは、自然環境課の補正予算について御説明いたします。

資料の191ページをお開きください。自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で5億3,215万3,000円の減額でございます。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように42億1,883万8,000円となります。

それでは、主なものにつきまして御説明いたします。

193ページをお開きください。まず、中ほどの段の（事項）自然保護対策費で282万6,000円の減額でございます。これは主に、自然環境保全

審議会の開催回数の減に伴うものや、ノカイドウのモニタリング調査委託費の減などの執行残によるものでございます。

次に、1枚おめくりいただいて、194ページをごらんください。中ほどの（事項）環境緑化推進事業費で71万4,000円の減額でございます。これは主に、県の木でございますフェニックスをヤシオオオサゾウムシの被害から守るための薬剤防除の実施に伴う執行残等によるものでございます。

次に、195ページをごらんください。中ほどの（事項）わが町のいきいき森林づくり推進事業費で150万円の減額でございます。これは市町村による公有林化を支援するものでございますが、市町村の取り組み実績が確定したことによるものでございます。

次に、その下の（事項）荒廃溪流等流木流出防止対策事業費で1,770万円の減額でございます。これは主に溪流沿いに堆積した不安定な流木を撤去する事業でございますが、今年度、台風等による被害が少なかったことによりまして執行残となったものでございます。

次に、その下の（事項）森林病虫害防除奨励費で866万4,000円の減額でございます。これは主に、1の松くい虫の伐倒駆除や、次のページ、196ページになりますけれども、2の空中散布、地上散布による薬剤防除を委託事業で実施した際の入札残等によるものでございます。

引き続き、196ページでございます。（事項）緊急治山事業費で6,694万4,000円の減額でございます。これは山地災害箇所を緊急に復旧するものでございますが、今年度、台風や集中豪雨による被害が少なかったことから執行残となったものでございます。

次に、その下の（事項）林地崩壊防止事業費

で3,446万1,000円の減額でございます。これは、激甚災害に指定され、集落等に隣接する林地崩壊等が発生した場合に被害を防止するため、市町村に対し支援するものでございますけれども、今年度は、都城市が6月11日から7月19日までの豪雨災害が激甚災害として指定はされたんですが、当該事業の採択基準に適合する災害が発生しなかったために、全額執行残となったものでございます。

次に、その下の（事項）県単治山事業費で714万円の増額でございます。これは、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧及び治山施設の維持管理等を行う事業でございますけれども、今回、国の経済・雇用緊急対策の実施等に伴いまして、きめ細かな交付金を活用して次年度分の調査測量を行うものでございます。

次に、一番下の（事項）県単補助治山事業費で4,040万円の減額でございます。これは、国庫補助の対象とならない小規模な災害復旧及び治山施設の維持管理等を行う市町村を支援する事業でございますけれども、当該市町村の事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、197ページをごらんください。一番上の（事項）保安林管理事業費で137万5,000円の減額でございます。これは、保安林の指定・解除等の整備管理に要する経費の執行残によるものでございます。

次に、その下の段の（事項）鳥獣保護費で289万9,000円の減額でございます。これは、愛鳥週間行事を行う鳥獣保護普及啓発事業や、休猟区などの標識を設置する鳥獣保護施設設置事業に要する経費の節減に伴うもの、さらには、3の野生鳥獣保護いきいきケア事業において傷病鳥獣の保護を動物園等に委託するものでございますけれども、昨年、口蹄疫が発生いたしまして、

その期間、動物園が閉鎖されたことから、委託ができないという事態に陥りまして、減額するものでございます。

次に、その下の段の（事項）鳥獣管理費で4,470万8,000円の減額でございます。これは、県内22市町村でシカ・サル対策指導捕獲員を48名設置して、わなによります有害捕獲を実施するとともに、モデル集落における防除対策や狩猟免許の指導を行うものでございますけれども、目標としていました48名の雇用は確保できたんでございますが、年度途中からの雇用ということもございましたので、雇用日数が減少したことによるものでございます。

次に、一番下の（事項）狩猟費で144万円の減額でございます。内訳につきましては、次の198ページをお開きください。これは、狩猟免許試験の実施等に要する経費の執行残に伴うものでございます。

次に、その下の（事項）自然公園事業費で1,413万8,000円の減額でございます。これは、自然公園などの利用施設整備に係る事業において、国の交付金決定に伴うものなどでございます。

次に、一番下の段の（事項）治山施設災害復旧費で3億円の減額でございます。199ページをごらんください。この事業は、台風などの災害により被害を受けた治山施設を復旧するものでございますが、今年度は大規模な被害がなかったため、全額執行残となったものでございます。

次に、お手元の歳出予算説明資料（議案第65号）の「自然環境課」の15ページをお開きください。高病原性鳥インフルエンザに関する緊急対策に伴う自然環境課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で323万2,000円の増額でございます。この結果、補正後の額は、右から3列目に

ありますように42億2,207万円ということになります。

おめくりいただきまして、17ページでございます。上から5段目の（事項）鳥獣管理費で323万2,000円の増額をお願いしております。下の説明の欄1、新規事業、野鳥監視体制強化緊急対策事業でございます。この事業の詳細につきましては、別途お配りしております常任委員会資料で御説明したいと思います。大変申しわけございません。常任委員会資料（補正）の4ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、1の事業の目的でございます。県内で鳥インフルエンザが相次ぐ中、死亡野鳥からも鳥インフルエンザウイルスが検出されております。県では既に野鳥サーベイランスの警戒レベルを3に引き上げまして監視体制の強化に努めているところでございますけれども、さらに単独で野鳥のふん便調査や監視体制の強化を緊急に実施することによりまして、野鳥による高病原性鳥インフルエンザウイルスの早期発見と未然防止、さらには感染経路の究明に資することを目的としております。

具体的には、(4)の事業内容でございますが、まず、アの野鳥生息状況等調査委託事業でございます。一ツ瀬川一帯やその周辺の主なため池におきます野鳥の生息状況等につきまして、「日本野鳥の会」宮崎県支部に、専門的な見地から委託して調査することにいたしております。

次に、イの野鳥の監視パトロール強化事業でございます。宮崎市佐土原町を初めといたしまして警戒レベル3の圏域を中心に、鳥獣保護員の巡視回数を、今現在週2日でございますけれども、週4日にふやしまして、死亡野鳥等の有無の確認など監視パトロールを強化いたしますとともに、一般住民からの情報収集にも努める

こととしております。

また、死亡野鳥と発生農家をつなぐものが何なのかを究明することが喫緊の課題と認識しております。このため、関係部局や関係機関が連携してその感染経路を究明することとしておりますけれども、環境森林部といたしましては、ウにありますように、発生農家周辺や死亡野鳥の回収現場周辺の主な河川やため池などにおきましてふん便調査などを行い、環境省と連携して鳥インフルエンザウイルスの有無を調査し、原因究明の一助としたいと考えております。

予算額につきましては、(1)の予算額にありますように323万2,000円をお願いしているところでございます。

自然環境課からは以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。当課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックス「森林整備課」、201ページをお開きください。森林整備課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように24億6,032万2,000円の減額であります。その内訳は、一般会計で23億8,794万2,000円の減額、特別会計で7,238万円の減額であります。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように、一般会計、特別会計を合わせまして94億5,932万1,000円となります。

それでは、主なものについて御説明をいたします。

2枚めくっていただきまして、204ページをお開きください。上から3行目の(事項)森林整備事業費で2,340万円の減額、それから下から2行目にあります(事項)植栽未済地造林緊急特別対策事業費の2,735万1,000円の減額につきましては、いずれも森林組合等の実施主体の要望量の減に伴うものでございます。

次に、その下の205ページをごらんください。一番上の(事項)水を貯え、災害に強い森林づくり事業費で2,047万2,000円の減額であります。これは、一部を国の事業により振りかえて実施したことによるものであります。

次に、中ほどの(事項)道整備交付金事業費で1億2,000円の減額であります。これは、国庫補助金の交付決定に伴うものであります。

次に、その下、(事項)県単林道事業費で2,098万円が増額となっております。これにつきましては、1枚めくっていただきまして、206ページをごらんください。上から2行目にあります5の作業道規格高度化事業を今回お願いしておりますが、この事業は作業道の改築を行うものですが、これは、国の経済・雇用緊急対策の臨時交付金を活用しまして、新たに15路線の改築に取り組むこととしたことによるものであります。

続きまして、中ほどの(事項)林道災害復旧費で21億9,102万2,000円の減額、その下、(事項)県単林道災害復旧費で4,111万8,000円の減額であります。これはいずれも、平成22年度は災害の発生が少なかったことによるものであります。

次に、その下の207ページをごらんください。山林基本財産特別会計であります。中ほどの(事項)県有林造成事業費で385万1,000円の減額であります。これは、間伐などの事業実施に当たりまして、国の補助事業を活用して実施したことにより、支出額が減少したことなどによるものであります。

次に、一番下、(事項)元金で200万円の減額、それから、次の208ページになりますけれども、4行目に(事項)利子で8万3,000円の減額であります。これにつきましては、短期の借入れ

を当初予定しておりましたが、これを取りやめたことによるものでございます。

次に、209ページをごらんください。拡大造林事業特別会計であります。中ほどの（事項）県行造林造成事業費で6,436万円の減額であります。これにつきましては、分収林の立木売り払い収入の減少に伴いまして森林所有者への分収交付金が減少したことなどによるものであります。

次に、下から2行目の（事項）元金で200万2,000円の減額、それから次のページになりますが、210ページの（事項）利子8万4,000円の減額であります。これにつきましても短期の借入れを取りやめたことによるものであります。

以上が2月補正予算であります。

続きまして、委員会資料のほうをごらんいただきたいと思っております。8ページでございます。議案第60号「工事請負契約の締結について」であります。

これは、工事請負契約を締結することについて、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」の第2条の規定により県議会の議決を求めるもので、西米良村で開設中の山のみち地域づくり交付金事業の小川石打谷線においてトンネル工事を行うものであります。契約額は18億1,104万円で、契約の相手方は、旭・矢野・九建特定建設工事共同事業体でありまして、その構成員は、代表が日向市の旭建設株式会社、第2構成員が宮崎市の株式会社矢野興業、第3構成員が宮崎市の九州建設工業株式会社であります。工期は、契約発効の日から平成25年3月25日までとなっております。

森林整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○徳永山村・木材振興課長 それでは引き続きまして、山村・木材振興課の補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の「山村・木材振興課」の211ページをお開きください。当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で9億753万円の減額であります。この結果、補正後の額は、一番上の行の右から3列目にありますように、一般会計、特別会計合わせまして53億4,474万5,000円となります。

それでは、主な事項について御説明をいたします。

213ページをお開きください。ページの一番下から2段目の（事項）林業・木材産業構造改革事業費8億5,031万4,000円の減額であります。これは、次の214ページの説明欄の一番上にあります、5の木材産業構造改革事業費補助金の国庫補助決定に伴い6億7,542万6,000円の減額、また、9の森林整備加速化・林業再生事業において、事業主体であります市町村において実施年度を23年度に延期したこと等によりまして、1億4,258万9,000円の減額となったこと等によるものでございます。

次に、215ページの2段目の（事項）木材利用技術センター運営事業費2,197万1,000円の減額であります。これは、説明欄の1の維持管理費及び2の試験研究費におきまして、機器の保守点検等の入札執行残及び試験資材購入の節減に努めたことによるものでございます。

また、下から4段目の（事項）林業就業者育成確保対策事業費1,053万8,000円の減額であります。これは、説明欄の1の森林の仕事担い手新規参入等支援事業におきまして、事業の採択要件であります年齢や給与制限等を満たしていなかったことから、補助の対象者が減少した

ことによるものであります。

次に、ページをめくっていただきまして、216ページの（事項）しいたけ等特用林産振興対策事業費528万7,000円の減額であります。これは、説明欄の3の特用林産物獣害等被害防止事業におきまして、シカやサル等の侵入防止施設の整備に係る事業費の確定によるものであります。

補正予算につきましては以上であります。

続きまして、追加補正予算につきまして御説明いたします。

恐れ入りますが、先ほど自然環境課の説明でございました、薄い歳出予算説明資料（議案第65号）をごらんいただきたいと思えます。19ページをお願いいたします。今回の補正予算は、活動火山に関する緊急対策に伴うものでございまして、表の左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で1,038万円の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目にありますように53億5,512万5,000円となります。

それでは、補正の内容につきまして、委員会資料により御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、委員会資料の6ページをお願いいたします。事業名は、新燃岳降灰しいたけ被害対策事業であります。

初めに、1の事業の目的であります。この事業は、新燃岳の降灰によるシイタケ被害を防止するため、機器の導入等を支援いたしまして、シイタケ農家の経営の安定を図るというものでございます。

次に、2の（4）の事業内容であります。本事業は、①と②にありますように、被害が認められた市町村で年間の植菌量（シイタケの種ごまを打つ量）がおおむね3万個以上の生産者を対象といたしまして、③にありますように、

アの火山灰除去対策事業におきましては、シイタケやほだ木に付着した灰を除去するための洗浄機やエンジンプロアの購入、及びイの火山灰付着防止対策事業では、灰の付着を防ぐビニールシートなどの資材の購入に必要な経費の2分の1を支援することにしております。

右の7ページをごらんください。シイタケの被害の状況とその対策についての写真が添付してあります。白黒で若干見にくい状況ではありますが、シイタケにつきましては、これから発生のピークを迎え4月ごろまでが収穫最盛期となりますので、早急にほだ木の洗浄や灰の除去が必要となっております。

また、3の被害の状況につきましては、後ほど環境森林課長のほうが報告いたします。

なお、本事業につきましては、現在策定中であり、活火山法に基づく防災林業経営施設整備計画に位置づけを行いまして実施することを検討しているところであります。

山村・木材振興課からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○金丸環境森林課長 同じく、常任委員会資料の9ページをお願いいたします。高病原性鳥インフルエンザの関係につきまして、前回の常任委員会以降の状況を御報告申し上げたいと思えます。

まず、野鳥対策でございます。死亡野鳥のウイルス検査の結果、陽性であったものが7件となっております。②の表をごらんください。1例目が西都市、2例目が延岡市、以下、諸塚村、宮崎市、延岡市、日南市、宮崎市でございまして、県内各地で陽性の検査結果が出ております。また、③の環境省によるふん便採取調査でございまして、1月25日、26日に一ツ瀬川一帯で実施されました調査では、ウイルスは検出されて

おりません。2月12日に延岡市で実施されました調査につきましては、現在、検査中でございます。④の対応であります。死亡野鳥の発見・回収場所につきましては、生息状況の調査、消毒を実施しております。また、死亡野鳥の発見場所周辺におきましては重点的な監視パトロールを実施いたしております。さらに、渡り鳥の多い一ツ瀬川周辺において生息状況調査を実施いたしております。また、鳥インフルエンザの発生農家周辺では、野鳥の生息状況やふん便採取調査を実施いたしております。

次に、(2)の養鶏場で発生いたしました死鳥の取り扱いでございますが、県内で動物の死体の収集運搬の許可のございます23の業者に対しまして、死鳥の回収に当たっては農場敷地外で回収すること、また手袋、靴底等の消毒を徹底すること、さらに消毒ポイントでの車両の消毒の徹底を要請しております。

続きまして、10ページをお願いいたします。新燃岳噴火活動関係でございます。

まず、大気汚染でございます。浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄につきまして、引き続き測定を行っておりますが、これまで注意報を発令するような高濃度のものは観測されておられません。硫化水素につきましても、においがするとの情報があった箇所がございまして測定を行いました。すべての測定地点で検出はされておられません。②の水質につきましては、まず河川でございますが、都城市、日南市でpH、浮遊物質、フッ素につきまして調査いたしております。SS(濁り)につきましては降雨後わずかに上昇が見られておりますが、特に問題となる数値ではないと考えられます。この地下水でございます。都城市の井戸5地点でpHとフッ素について調査いたしておりますが、影響は確認され

ておりません。③のその他、火山灰の溶出試験につきましては、火山灰による河川及び地下水への影響を確認するため、火山灰から水に溶け出す物質につきまして、現在、衛生環境研究所で分析中でございます。

次に、(2)の原木シイタケの被災状況であります。2月25日現在で被害額合計が1,397万5,000円となっております。各市町の状況は記載のとおりでございます。

(3)の林木被害への対応でございます。降灰の著しい火口から5キロ圏内は国有林が大半でありまして、これまで民有林における林木被害の報告はございません。ただ、昭和34年の噴火の際には幹折れ等の被害が確認されていることから、出先機関における体制を整備するとともに、降灰地域における土壌試験等を開始したところでございます。なお、過去の被害事例と森林国営保険につきまして、県庁ホームページ等により周知をしているところでございます。

次に、ひなもり台県民ふれあいの森についてでございます。2月14日の爆発的噴火による噴石により、昨年設置いたしました太陽光パネルがかなりの部分破損いたしております。また、施設は1月28日から当分の間、閉園することとしております。以上でございます。

○橋本環境管理課長 それでは、委員会資料11ページ、次のページでございます。お聞きください。口蹄疫に係ります埋却地周辺の水質調査についてであります。

この調査につきましては、9月16日の当委員会におきまして御報告させていただいたところでございますが、その後の状況につきまして御説明させていただきます。なお、右側12ページに表を載せておりますので、あわせてごらんいただけたらと思います。

まず、(1)の定期モニタリング調査についてであります。①の調査内容についてであります。現在、埋却地周辺の281地点におきまして、年4回を基本といたしまして水道水の検査項目を用いて調査を実施しております。調査地点や調査頻度につきましては、関係市町と協議をしながら、埋却地の規模や周辺の水の利用状況などを考慮して随時見直しを行い、地点の追加や調査回数の増加などを行っているところでございます。

②の調査結果についてでございますが、今回は9月1日から12月14日までの調査実施分についてまとめております。埋却地の影響を確認できる主な項目であります有機物等(TOC)につきましては、西都市及び川南町の6地点におきまして、水道水の水質基準であります1リットル当たり3ミリグラムを超過したところであります。これらにつきましてはいずれも飲み水としての利用はございませんが、井戸の所有者の方に対しまして調査結果について説明いたしますとともに、飲まれないよう指導を行ったところでございます。この6地点のうち川南町の1地点につきましては、埋却地による影響が考えられるため、詳細調査を行っているところであります。なお、その他5地点につきましては、地形や周辺環境等を調査いたしますとともに簡易の検査を行いましたところ、異常が確認されておりませんため詳細調査は行っておりませんが、注意深く監視を続けているところでございます。

次に、(2)現在実施中の水質詳細調査についてでございますが、現在、2カ所の調査を行っております。このうち①の都農町の湧水につきましては既に御報告したところでありますけれども、現在のところ臭気もわずかで、TOCも基

準値内でございます。

次に、②の川南町の1カ所でございますが、10月上旬にモニタリング調査の井戸で臭気の異常が確認されましたため、周辺の井戸3カ所を含めまして調査項目や調査回数をふやして詳細調査を行っております。現在のところ、この井戸につきましては臭気もなく、TOCも基準値内となっております。また、周辺の井戸3カ所につきましても、これまでのところ異常の確認はされておられません。

今後とも調査を継続し、水質異常が発生した場合は詳細調査等により適切に対応してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○福田循環社会推進課長 まず、「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画(案)」につきまして御報告いたします。

委員会資料の13ページをお開きください。本計画につきましては、昨年12月の常任委員会で計画の概要と構成案等について御報告いたしました。このほど計画案がまとまりましたので、御説明いたします。

(1)趣旨でございますが、平成21年7月に施行されました「海岸漂着物処理推進法」に基づき、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制等の対策を総合的かつ効果的に推進するために、本県の特性を踏まえた地域計画を策定するものであります。

(2)計画策定の経過でございますが、計画策定に当たりましては、学識経験者、NPO等の民間団体、市町村、県の関係課等で構成する協議会を設置し協議を進めることとして、8月に第1回の会議を開催いたしました。9月以降、海岸漂着物実態調査や、海岸管理者、沿岸市町に対しまして重点区域等に関する意見照会を行

い、12月の第2回協議会においてその結果を踏まえて協議を行い、計画原案をまとめております。その後さらに、国の関係機関や海岸管理者、全市町村に対しまして意見照会を行った上で、2月7日に第3回目の協議会を開催し、重点区域を含めた地域計画に関する協議を行いまして、最終案として取りまとめたところであります。

なお、1月から2月にかけてパブリックコメントを実施しております。今後、今月中に県として地域計画を決定し、公表することとしております。

(3) 計画の概要であります。これにつきましては、お手元に別冊でお配りしております「宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画（案）」で主な内容を説明させていただきます。

1ページをごらんください。第1章におきまして、地域計画の目的及び計画の位置づけについて記載しております。

3ページから、第2章「宮崎県の海岸の現状」として、自然状況や利用状況、ごみの漂着状況について整理をしております。

次に、飛びまして、13ページをごらんください。第3章であります。「宮崎県における海岸漂着物対策の基本方針」について記載しております。基本方針としまして、13ページの「1 海岸漂着物の円滑な処理の推進」と、飛びまして15ページに「2 海岸漂着物の効果的な発生抑制」の2つを定めております。特に13ページにあります「1 海岸漂着物の円滑な処理の推進」では、法の規定に基づき、海岸管理者の処理責任と市町村の協力義務をこの計画に盛り込み、処理責任等の明確化を図ったところであります。

次に、18ページをごらんください。この章では、国の基本方針に基づき、県内の海岸のうち、重点的に漂着物対策を推進する必要がある区域

を重点区域として設定しております。設定に当たりますは、「2 重点区域の設定方法」に記載しております。下のほうの四角囲みの「重点区域の設定条件」に記載しております4つを選定基準として定めております。その上で、県内海岸を93の区分に分けまして、各海岸ごとに漂着の実態や、海岸管理者や市町村とも意見を交え評価（案）を作成し、協議会におきまして意見をいただきながら重点区域の選定を行ったところであります。

その結果、飛びまして、26ページをごらんください。ここに記載している60の海岸区分、延長にして312キロメートル、これは県全体の海岸延長の71.1%に相当しますが、これを重点区域に設定しております。

戻っていただきまして、19ページをごらんください。第5章「重点区域に関する海岸漂着物対策」であります。ここでは、「1 海岸漂着物の処理に関する対策」として、円滑な処理を図るため、海岸管理者、国、県、市町村、県民・団体等の基本的役割分担を明確化しております。

22ページをごらんください。第6章「台風災害等に起因する大量海岸漂着物処理推進対策」であります。これまでの本県で発生した大量漂着物が台風災害等に起因するものであり、今後もそのような事態に備える必要があることから、1において漂着状況の情報収集、連絡体制、情報提供などについて定めるとともに、「2 海岸漂着物の処理対策」としては、農政水産部や県土整備部の海岸管理者を中心に設置しております「流木等処理対策連絡調整会議」において、現場における具体的な処理マニュアルの策定を進めており、これらを踏まえて円滑な処理対策を図ることとしております。また、必要に応じて市町村やボランティアなどの県民・団体と協

力、連携してより迅速な処理を図ることとしております。

最後に、25ページをごらんください。3の地域計画の見直しについてであります。今後の海岸漂着物対策の進展や漂着物の回収結果のモニタリング等を踏まえまして、必要に応じて見直しを行うこととしております。

地域計画（案）につきましては以上であります。

続きまして、エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

委員会資料の14ページをお開きください。まず、(1)の浸出水調整池補強工事の進捗状況についてであります。1-1及び1-2水槽につきましては、15ページの「現場便り」にありますとおり、去る1月24日から27日にかけて、地元3地区対策協議会の皆様の立ち会いのもと、水張り試験が行われたところであり、その結果、漏水などのふぐあいはなく、当初の設計どおりの性能であることが確認されました。現在、水槽内部の防水防食塗装が施工されており、公社では、3月末の使用開始に向けて計画どおりに作業が進んでいるとしております。

次に、(2)の浸出水処理水の下水道放流についてであります。廃棄物処理法上の施設変更許可など、必要な手続は昨年12月までに完了しております。工事に要する費用は4億3,000万円余であります。この負担割合などにつきまして県及び関係市町村で協議してきた結果、一定の合意が得られたことから、現在、確認書締結に向けた準備を進めているところであります。その内容につきましては、まず工事費用につきまして、県及び市町村は最終処分場整備時の負担割合で費用を負担し、支払い方法はおのおのが公社と協議し定めることとしております。その

上で県及び市町村は、公社が行う工事に支障を来さないよう、できるだけ早期に予算案等を議会へ提出し、議会や住民の皆様の理解が得られるよう最善の努力をすることとしております。県の負担割合は21.56%で、金額にして9,400万6,000円となっております。新年度当初予算案に計上して御審議をお願いしているところであります。

私からの説明は以上であります。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。

委員会資料の16ページをお開きください。予定価格の事後公表の拡大試行状況についてであります。左側の16ページに沿って御説明いたしますが、右側の17ページに拡大試行の実施結果の詳細を記載しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

まず、(1)の拡大試行の実施件数であります。予定価格の公表時期の取り扱いを検討するために、表に記載しておりますが、土木一式であれば2,000万円未満の工事など、競争入札において事前公表としております価格帯の工事について、昨年の10月から12月の3カ月間に公共三部において公告した工事のおおむね半数程度に当たる177件で事後公表の試行を行ったところであります。

次に、(2)の実施結果であります。①の平均入札参加者数につきましては、事後公表試行案件で11.7者、事前公表案件で10.4者となっております。大きな差異は見られなかったところであります。

次に、②の入札の状況であります。アの予定価格超過の入札につきましては、事後公表とすることで全体の約12%発生したところであります。次に、イの最低制限価格未満の入札につきましては、事後公表試行案件で35.1%、事前

公表案件で36.7%と、大きな差異は見られなかったところであります。また、ウの最低制限価格付近の入札、これは最低制限価格のプラス・マイナス1%以内の範囲での入札でありますが、事前公表案件の85%に比べまして、事後公表試行案件では約50%と、応札額の分散が見られたところであります。

次に、③の入札不調・不落の発生状況ですが、事後公表試行案件で入札不調1.8%、不落6.1%、事前公表案件で入札不調3.8%、不落5.4%となっております。全体的に大きな差異は見られなかったところであります。

最後に、④のその他ではありますが、入札執行に当たっては、不当な働きかけなど特段の問題は見られなかったところであります。

このように、拡大試行の状況を見ますと、事後公表を全面的に実施したといたしましても、おおむね問題はないと考えているところであります。今後、業界団体を初めとする関係者の御意見も伺いながら、年度末までに予定価格の公表の時期のあり方について判断をしたいと考えております。以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明がすべて終了いたしました。

まず、議案についての質疑はありませんか。

○高橋委員 自然環境課です。歳出予算説明資料の197ページのシカ・サル対策指導捕獲員設置事業、48名予定していたが途中雇用だったと、いつからいつまでの期間の雇用だったのでしょうか。

○西山自然環境課課長補佐 計画では1年通じて雇用する予定でしたけれども、口蹄疫の関係もあり雇用がおくれまして、平均しますと、3カ月後の雇用ということで9カ月間の雇用となっております。

○高橋委員 口蹄疫が影響したということですね。シカ・サル関係はまだまだいっぱい課題がある関係で、執行残だから人をふやしてもよかったのかなということは考えられなかったのでしょうか。それも口蹄疫の関係でそこまで及ばなかったのか、いま一度お願いします。

○西山自然環境課課長補佐 とにかく48名を確保するということが前提で、1年雇用で、6カ月雇用したら更新するということになっております。地区ごとに何名と決めておりまして、まず48名の確保を図ることが先ということで市町村に依頼したところでございます。

○高橋委員 余り細かいことをここでお聞きすることはやぼでしょうけど、6カ月とかいう手続に余り惑わされて、目的はシカ・サル対策の捕獲員ですよね。だから、何とかうまくそこが転ぶように検討いただきたいと思います。

次に行きます。森林整備課ですが、204ページの森林整備事業費の執行残、説明で、森林組合からの要望が減ったということなんでしょけど、予算を組んだ原課としては、それなりの見込みがあつてこういう予算措置されたと思うんです。受け皿の森林組合は、仕事はしたいというイメージを持っているものですから、何で要望が減ったのかというところが聞きたいです。

○河野森林整備課長 結果として、事業主体、森林組合等も含めたところの要望が少なかったということです。中身を細かく見てみますと、例えば、204ページの上から3行目に奥地共同間伐促進事業とありますけれども、これは搬出間伐の促進をするための事業です。ミスマッチの部分もありまして、地域的に対応できなかったところが実際はございます。搬出するとなりますと機械が必要になります。機械を持っていないところもあったというのもありますし、この

事業は200メートル以上の不採算の部分もひき出していただくということで、かかり増しのところについて助成するという事業だったんですけども、なかなか森林所有者の理解が得られなかった。出すことによって森林所有者のプラスにもなりません。そういったところも一部ありましてこういった結果になったということでございます。

○高橋委員 山村・木材振興課、215ページ下のほう、森林の仕事担い手新規参入等支援事業で1,000万ほどの執行残があります。年齢、給与の制限云々ということだったんですが、もっと詳しく説明いただけませんか。

○徳永山村・木材振興課長 支援対象者につきましては、採択要件といたしまして、社会保険、労働保険、それから退職金というのが一つの要件、もう一点が年齢が50歳以下という要件、もう一点が、事業主に、雇用されて1年目については年収で130万円、2年目が145万円、3年目が160万円は支払いをなささい、そうすれば支援しますという採択要件があるわけですが、事業主体等も苦しいところがありまして、それに達するような対象者が思ったより少なかったということです。最終的には89名、144名ほど計画していたんですが、結果として90名程度の対象者となったということです。これは就業していないというわけではございません。就業しているんですが、その条件を満たさなかったということで減額にしております。以上です。

○高橋委員 委員会資料の6ページの降灰対策事業で、今から議決をして執行いただくわけですが、右の写真を見ますと既にエンジンプロアとか使っていらっしゃいます。随分昔のものは補助対象にならなんでしょうけど、今度の降灰で既に買っていらっしゃる方にはそれなりの手だ

てがあるんでしょうか。

○徳永山村・木材振興課長 一応新燃岳が爆発した1月26日以降につきましては対象としたいと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

最後にしたいと思いますが、8ページ、議案第60号工事請負契約の締結ですが、疎いものですからお聞きします。契約の相手方、共同企業体、この3社は本社はいずれも宮崎県内でしょうか。それと、代表、第2構成、第3構成と説明いただきましたが、どのくらいの割合で請負額というのはとれるんでしょうか。

○河野森林整備課長 J Vはすべて県内に本社を置いている企業でございます。

2番目の御質問がちょっと聞き取れなかったんですが。

○高橋委員 旭建設が代表ということで、次に矢野興業が第2、九州建設工業が第3という構成です。契約金額18億何がしですが、受取額というのはそれぞれ違うでしょうねという御質問です。

○河野森林整備課長 当然、役割といたしますか、J Vの中での仕事の比率というのはあるんだと思いますので、その実績に応じて決まるんだというふうに考えております。

○緒嶋委員 総体的なものですけれども、一般会計補正後の額が236億、前年度が333億、約100億近くことしの最終補正は少ないわけですよ、全体としては。これは林業振興を含めて、予算的には前年対比で見たら影響が大きいと思うんですけども、これだけ少ないということはどういうふうに理解すればいいですか。

○徳永山村・木材振興課長 主な要因は、昨年度、森林整備加速化・林業再生基金を50億積み

立てた分と、それを執行した分がございまして、その分が昨年度との大きな予算の違いではないかと認識をしておるところです。

○緒嶋委員 それは積んだけど、ことしはその額で執行するわけでしょう。50億の中からことし加速化事業で回した分があるわけじゃろ。

○徳永山村・木材振興課長 ありますが、積み立てた51億円分も予算としてこの中に入っておりますので、その分があるということは考えております。

○緒嶋委員 そういう事情もあるんだろうけれども、100億近く違うということは、これは補助確定による繰り越しというか、翌年度分もあると考えるわけですけども、少なくとも宮崎県の場合は1次産業をどう活性化するかということが県の大きなテーマでもあるわけです。そうなれば、公共三部の事業をふやすことが地域の活性化にもつながるし、宮崎県の振興にもなるということであれば、国の財政も厳しい中ではあるけれども、予算の確保ということは当然積極的に対応していかなければ、宮崎県の発展には寄与しないんじゃないかという気がしてならんわけですけど、これだけはやむを得なかったということですか。

○金丸環境森林課長 21年度と22年度の比較で申し上げますと、21年度、経済対策関係で、特に9月補正で94億円の補正を組んでおります。そういった関係で21年度が例年に比べて予算額がふえているという状況でございます。

○緒嶋委員 今、特に国の財政も、予算そのものが23年度どうなるかわからんような状態ではありますが、できるだけ全体的にはそういうことを踏まえて努力していただきたいと思えます。

環境管理課、185ページ、高千穂の土呂久公害関係の公害健康被害補償対策費が約4,000万

円、3,927万円減額でありますけれども、該当する人が減ったということはどういうことですか。もうちょっと詳しくお願いします。

○橋本環境管理課長 委員がただいまおっしゃいましたように、これにつきましては高千穂町土呂久地区におきます慢性砒素中毒の認定患者さん等に対する補償費等でございます。認定者につきましては毎年検診等受けていただきまして、その結果を専門の医師などで構成いたします認定審査会で審査いただきまして、新たに認定するかどうかということを決めていただくわけでございます。その結果、今年度、実は5名の方が新たに認定をされたということでございます。その結果、2月末現在で認定者は53名、生存されている方は53名となっております。

この新規の認定患者でございますが、昨年度はゼロでございました。平成20年度4名ということで、年によりましてない年もございますが、数名認定される年もあるということでございまして、全体として減っているということではございません。ただし、認定患者さんの平均年齢が今80歳程度でございます。年々高齢化してきているということでございます。

さらに申し上げますと、土呂久の砒素中毒の原因となっております亜砒酸の製造工場が昭和37年に操業停止しておりますので、昭和37年前にその土地で生まれた方については、今後も新規認定される可能性があるということでございます。以上でございます。

○緒嶋委員 3,900万少なくなったというのは、5名新しく認定されたけど前年より少なくなった……もうちょっと詳しく、内容がわかりにくいんだけど、補償そのものの対象の金額が減ったとか何かあるわけですか。金額が大きいからですね。

○橋本環境管理課長 補償給付の内容でございますが、砒素中毒症によりまして何らかの身体的な障がいをお持ちになった方、それらの方々に対する障害補償、それから療養給付、医療を受けられるためのお金、それから療養手当、療養を受けられる際のさまざまな手当、それから認定患者さんが亡くなられた場合に遺族補償費というのが支払われます。そのような内容の給付が行われております。障害補償費が、級によりまして支払われる金額も異なりますし、かなり多目にこちらとしては見積もっているところもございます。今回はこのような形で、見積もりよりは少なく給付されたということで残ったということでございます。

○緒嶋委員 大体わかりましたけど……。

195ページ、かなり厳しい状況に松くい虫はあるわけです。これは事業費の確定に伴う補正ということで減額されておるわけですが、対策としては、全部使っても松くい虫はなかなか防げんのじゃないかと思うんです。これだけ不用額が出たというのはどういう状況なんですか。

○西山自然環境課課長補佐 松くい虫の防除につきましては、空中散布、地上散布、それから伐倒駆除等に取り組んでおります。その中で空中散布等は予定したところを全部やったんですけども、入札残が出ております。今委員言われました伐倒駆除につきましては、640万出ています。実施しているところは宮崎、新富、高鍋あたりが多くて、これは市町村が実施するんですが、口蹄疫の影響で取り組みができなかったということでございます。

○緒嶋委員 これはエンドレス的なことで、毎年新たな被害が出るわけでありますので、予算を十分確保しながらできるだけ消化するように

努力していただきたいと思っております。

森林整備課、植栽未済地造林緊急特別対策事業費マイナス2,735万1,000円、植栽未済地は2,000ヘクタールちょっとを3年間で解消するというものでありました。これは解消すればいいんですけども、2,700万も減額して大丈夫なわけですか。

○河野森林整備課長 植栽未済地対策には2種類ありまして、まずは解消対策、既に発生しているもの、発生するものを抑えようということで抑制対策というのがございます。この事業は抑制対策のほうでございまして、ことしが3カ年の最終年度になっております。2,500ヘクタールをゼロにします。解消対策のほうに重点的に取り組んだこともございまして、今年植えるものについては、ことしの春植えのほうに予算的に回したという経緯もございます。以上です。

○緒嶋委員 ことし春植えというのは、新年度予算でということになるわけですか。

○河野森林整備課長 23年度予算で対応します。

○緒嶋委員 であれば、未植栽地の2,500ヘクタールは解消したと理解していいんですか。

○河野森林整備課長 いろんな施策といたしますか、植えつける方向の補助事業を活用しまして、現在のところの見込みはほぼ100%解消できるというふうに思っております。

○緒嶋委員 できたと我々は理解していいんですね。

○河野森林整備課長 細密には現地調査に出向いて確認が必要などころもありますけれども、机上では箇所ごとにはほぼできるのではないかと踏んでおります。

○緒嶋委員 努力してください。

それと山村・木材振興課、林業・木材産業構造改革事業費8億5,000万、これはかなりの減額

であります。こういう事業は必要な事業であります。23年度でこのような事業は継続してできるということになるわけですか。どうなるわけですか。

○徳永山村・木材振興課長 先ほど御説明いたしましたように、23年度に延期した分等もありますので、23年度で今後やっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひお願いしたいと思います。

○福田委員 まず177ページ、住宅用太陽光発電の融資制度、恐らくこれは利子補給か何かと思いますが、火山灰が降る前は補助制度が不足するぐらい人気がありましたね。一方で残っているということはどういうふうに解釈するんですか。

○金丸環境森林課長 今回減額しておりますのは融資でございます。委員おっしゃった、今年度の予算で非常に人気のあった予算については補助でございます。今回減額しているのとは別物でございます。減額の理由につきましては、金融機関との3倍の協調融資で実施しております。そちらの融資実績が予定よりも少なかったということによるものでございます。

○福田委員 これは補助と利子補給と併用できるシステムになっているんですか。

○金丸環境森林課長 設置をする県民の方から見た場合に併用はできます。

○福田委員 であれば、超低金利時代ですから余り関心がないかもしれませんが、下の啓発事業とセットでもう少しこういう利子補給を使われると、県民の方は恩恵があるんじゃないかという感じがして、もったいない感じがしましたので、あえてお聞きをいたしました。

続きまして、180ページ上段でございます。森林資源活用温暖化対策推進事業、鳴り物入りで

事業が発表されたわけでありましたが、予算がかなり残って減額補正をした。木質バイオマス培養循環システム構築モデル事業あたりの取り組み内容を説明してほしいです。

○小林みやざきスギ活用推進室長 180ページ上段の1の(2)木質バイオマス循環システム構築モデル事業につきましては、木質バイオマスを農家に使っていただきまして、そこで排出を削減された分につきましては、クレジットというふうになりますけれども、そのクレジットを県のほうでいただきまして、それを森林整備に活用させていただくことでお金を回していくという事業でございました。減額した理由につきましては、このシステムを実行していくためには環境省関係の団体の認証が必要でございまして、そちらのほうの経費につきましては、県単の経費を使わずに環境省の支援を活用させていただいております。

それから、ペレットの供給のほうは、当初*7戸の農家を想定しておったんですけれども、要望を最終的に取りまとめましたところ、当面2戸でやりたいということで、要望の戸数が減ってしまったものですから、とりあえず2戸で実施するというので、このたびは減額させていただいております。来年度に向けましては*7戸すべてで実施したいということで、今後調整をしてみたいと考えております。

○福田委員 非常に大事な事業だということで期待をしておったんですが、省エネの問題、環境対策は熱しやすく冷めやすい分野でございまして、ぜひ精力的な取り組みをお願いしておきたいと思っております。減額補正を見ますと、かなり冷めているんじゃないかと考えますからですね。そういうことを聞いても、これは減額ですから

※23ページ右段に訂正発言あり

やむを得んですね。

続きまして、183ページ、水質保全の関係で先ほど御説明がありました、農水関係の予算との振りかえもあって減額したとおっしゃいました。縦割り行政の弊害かなと思ったんですが、環境関係は当初からどこか一本に絞ってやればいいんだがなと思ったんです。課長のところが当然だと思いますが。その辺の予算はどういうふうに一本化されたんですか。

○橋本環境管理課長 口蹄疫環境調査につきましては、これによりまして地下水や悪臭の調査をすることになっていたところでございます。財源につきましては口蹄疫復興対策基金を使ってこの事業をさせていただくこととしておりましたが、その後、農政水産部のほうで所管いたします——これは国の食の安全・安心確保交付金というものでございますが、国の消費・安全対策交付金というものを活用しての県の事業ということで、内容としましては、口蹄疫蔓延防止に係る経費につきまして、県が2分の1、市町村が2分の1ずつ負担するというものでございます。この県の2分の1の分につきまして、先ほど申しました国の消費安全対策交付金を使えるということで、市町村負担分の2分の1につきましては特別地方交付税の算定の対象になるということのようでございます。私どもは最初から、口蹄疫に関しましては農水のほうで何とか負担いただけないかということでお願いしておったところですし、国に対しても要望しておりましたが、国のほうで県の要望を受けていただきまして、消費安全対策交付金の対象にいただいたということのようでございます。それを私どもが知りましたのが昨年末になって初めてわかったということでございます。これは私どもと農政水産部との連絡が悪かったとい

うことでございますけれども、後になってこの交付金を使えるということになったということで、そちらのほうでの事業の活用ということになったということでございます。

○福田委員 よく理解できました。スタート時点でちゃんと調整をされればこういうことは起こらないと思うんです。

続きまして、185ページ、浄化槽整備事業ですが、これは行政によっては直接市でやっているところもあります。一方では足りない足りないで不足ぎみですね。特に40万都市の宮崎市あたりは、公共下水が入らんとところは合併処理槽をやりますから足りない。一方では余る、使い切れないという事態が出ています。この辺は県として、市がやるからいいわということじゃなくて、調整をされるべきだと思うんです。私は、合併処理槽の設置が進まない限り河川の浄化はできないと思うんです。単独槽では家庭雑排水の垂れ流しですから。その辺が惜しいなと思って、この数字を見て。いろんな行政の仕事の絡みはあると思いますが、どうお考えになりますか。

○橋本環境管理課長 ただいま委員がおっしゃいましたとおり、河川浄化のためには生活排水処理施設の整備というのは極めて重要であると考えております。浄化槽の整備事業につきましては、予算化を行います際に、前年度、市町村から要望をいただきまして、それを精査して積み上げた形で予算をお願いすることにしておりますが、平成21年度、新設住宅着工戸数が平成20年に比べましてかなり急激に落ち込んだところでございます。ただ、景気そのものは平成21年には底を打ったと言われておりましたので、平成22年は新設住宅着工戸数にも景気の回復が影響するものということで、各市町村も前年度よ

り若干上積みした形で要望してきたところでございます。それを精査して予算化したところでございますが、ふたをあけてみますと新設住宅着工戸数もほとんど伸びなかったという状況もでございます。そのようなことで、今回、このような形で当初の予定を下回った形での浄化槽の設置見込みということになったところでございます。

○福田委員 以前の委員会でもお話し申し上げましたが、もちろん新設住宅着工戸数減少していますよね。しかし、河川の浄化ということを考えますと、既存の単独槽の合併処理槽への切りかえを促進しなければ河川の浄化は早急にできない。宮崎市あたりもやっているようですが、ここは不足ぎみですよ。ですからぜひ、既存の単独槽の合併処理槽への切りかえ等についても配慮していただく必要があるなど、この予算残を見て考えたところであります。

それから、今度は65号関係です。21ページ、シイタケの降灰対策を打っていただいて、大変ありがたいと思っておりますが、これは市町村が限られていますから、この事業に対する申し込み状況がわかれば。市町村で受け付けていると思えますから。

○徳永山村・木材振興課長 まだ予算が議決しておりませんので、事前に要望等があればということで、一応要望はとっておりますが、先ほど説明ありましたように被害農家が3市1町で28戸ということで、28戸につきましては、これからピークですので対応しておる状況であります。今被害を受けている農家については、1～2件はあるようですが、ほぼそれに対応するという形になるかと思っております。以上です。

○福田委員 なぜお聞きするかといいますと、

これは予算に付議される前に、現場には早くおりて要望をとられているから。状況は私はわかっています。

そこで、降灰対策として、これは一過性の降灰には効果があると思えますけど、連続して噴火があるようであれば、もうちょっと恒久的な被覆対策等も考えていかれる必要があるんじゃないか。一回一回ブローで吹き飛ばして高圧洗浄するようでは、作業性あるいは品質管理に問題がありますから、被覆材等の考え方も取り込んで対策をお考えいただくほうがいいんじゃないかと考えております。お考えがあれば。

○徳永山村・木材振興課長 予知連絡会の中でも広域化、長期化が見込まれるという報告もありますので、先ほど申しましたように、活火山法に基づく林業経営施設整備計画を今策定しております。さらに今後、長期化するようであれば、その計画に位置づけながら国の支援等も求めていきたいと思えます。それでビニールハウス等の施設に対する支援等も国に対して要望していきたいと考えております。以上です。

○福田委員 よろしくお願ひします。

○権藤委員 2点ほどお尋ねしますが、今のシイタケの関係で、同じようなことを言われたんですが、今出たものについて洗浄してやって、製品性とかその他が逆に赤字をつくるんじゃないかというようなことが、高原の現地では、同じように洗浄機を買ったとして、用途が違いますが、農水かもしれません、お茶なんかも同じように、摘んだのを洗って乾燥するとか、いつまで続くんだろうかということで、現地は非常に悲観的になっているわけです。それから、ビニールで覆ったとしても入ってくるんじゃないかという心配をしているわけです。洗浄機を買えば一過性のものならいいけどというお話が

ありましたが、本当に洗浄機を買って製品までつくれるのだろうか、こういう状態で時々降灰があるということであればですね。この対策についてはもう少し議論を深めていただいて、余りいい方法というのはないのかもしれないと言っていると、生産者から怒られますが、現実にはそういうことかもしれないと心配をしています。そういうことを含めて、洗浄機のあっせんしたりすることが、製品化まで考えた場合に本当に貢献するのか。買ったけど使いものにならないかということのようなことが後で出てくる可能性もあるんじゃないかということで心配しております。これについてはもう議論はしませんけど、いい方法があるのかないのかを含めてもっともって研究していただきたいと思います。これは要望にとどめます。時間もありませんので。

それから野鳥の調査についてですけれども、今回の目的は緊急に、どれぐらいの野鳥がおるのかとかで調査を組まれたと思うんですが、例えば韓国から来る渡り鳥とずっとおる野鳥の関係とかを整理して、もうすぐ終わるのかもしれませんが、帰っていく鳥はですね。したがって、今回の調査についてどうこうということじゃないですが、これを入り口として、今後どういう調査をしたら——韓国では日本の5～6倍殺しているわけですが、そういったこと等含めて、我々は、渡り鳥と野鳥が菌を県内にばらまくという現象があつて、それから2次的に感染したのではないとか、いろいろ勝手に言っているわけですけど、そういうものを整理して……。300万の効果はあつたと私は評価しますけれども、これでは防止策につながっていかないんじゃないかと危惧しておりますので、今後の農水省の調査のあり方、渡り鳥の傾向とか分布、野鳥の習性等調査に取り組んでいただきたいというこ

とを、これももう時間がないですから言っても議論になりませんので、要望しておきたいと思います。以上、2点です。

○河野森林整備課長 先ほどの高橋委員の工事契約の御質問で補足をさせていただきたいと思っております。18億円の各企業の割り振りは決まっているのかというお尋ねがありました。それは最初は決まっておりませんが、工事をやった後の残った利益の配分については、出資割合に応じて配分されるということでございます。

○小林みやざきスギ活用推進室長 申しわけありません。先ほど福田委員に対する回答に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

農家が7戸で計画をしておったという件ですが、正確には5戸、それでボイラーの数が7基ということでございました。実施をいたしましたのが農家2戸で、ボイラーが2基ということでございました。訂正いたします。

○星原委員 196ページ、説明の中であつたかもしれないんですが、県単補助治山事業費が4,000万円余の減額ということで、当初が7,500万円ぐらい、予算の半分以上減額になっているのは、市町村から小規模の災害の報告がなくて減額になったのか、台風災害がなくてか、どちらか説明されたような気もするんですが、もう一回よろしく願います。

○西山自然環境課課長補佐 これは市町村に対する補助ですけれども、おっしゃるとおりで、まず台風がなかったということで、市町村のほうから該当するところがありませんということでした。要望に対しては全部工事は実施したところですよ。

○星原委員 それと205ページに、水を貯え、災害に強い森林づくり事業費の中の針広混交林等

造成事業というので4,600万ほどの減額になっておるんですが、森林を守るために針広の両方をやりながら、鳥獣なんかの被害を防ぐ役割とか担う形もあるんじゃないかと思っていまして、混交林事業というのは非常に大事じゃないかと思っていたんですが、これは結局、事業費が余った、計画と違って来たということについて、少し説明いただくとありがたいんですが。

○河野森林整備課長 針広混交林等造成事業につきましては、強度の間伐をすることによって広葉樹の森林を動かして混交林をつくろうというねらいですけれども、国の定額の間伐の事業がございまして、これは丸々出る事業です。こちら税事業ですので、すべて事業は手当てされるんですけれども、国の条件のほうが緩やかで、当初10年間は伐採してはいけませんという条件が付きまして、今やっていますこの事業については20年間全く手がつけられないと。そういったところもありまして一部国の事業のほうに流れたということでございます。

○星原委員 混交林というのは、先ほど言うように非常に大事なので、今言われた10年と20年という条件の合わせ方というのはできるんじゃないかと思うんです。今、河川災害が起きているのも、広葉樹がなくて針葉樹ばかりで造林してきた関係もあるので、災害の面やいろんなことを考えて、そういうことをふやしていく事業はどうしても必要だと思うんですが、その辺の調整というのはできないものなんですか。

○河野森林整備課長 野生鳥獣とのバランスといますか、すみ場をつくっていくとか、水源涵養機能を高めていくとか、そういった意味では針広混交林をこれから先は目指していく方向だと思っていまして。私どもとしては、強度間伐を繰り返しながらそういった森に近づけていき

たいと思っておりますので、県単事業と国の事業との調整は一時期必要になってくるかと思えます。定額の事業は来年までございますけれども、それ以降についてはいろんな事業を活用しながらそういった森づくりに努めていきたいと思っています。

○徳重委員 自然環境課長にお尋ねしますが、197ページの鳥獣管理費の4有害鳥獣(シカ・サル)被害防止緊急対策事業3,542万7,000円、これだけの減額というのはどういう理由があったんでしょうか。

○西山自然環境課課長補佐 指導捕獲員を年間通じて雇用することにしておりましてけれども、先ほど言いましたように、口蹄疫の影響で平均で9カ月しか雇用できなかったということで減額です。主なものは。

○徳重委員 今、サルの被害、シカの被害というのが山村の農家にとっては緊急かつ、何とかしてくれという声がいっぱいあるわけです。今回の場合は特別な理由があったかもしれませんが、これは追加して次年度に持ち込むという考え方が基本的にあるんでしょうか。

○西山自然環境課課長補佐 これは緊急雇用対策でやっております、来年度までの事業となっております。

○徳重委員 その次ですけど、狩猟免許の事業が全部減額になっています。登録者数の今の状況を教えてください。免許取得者です。数がわかりますか。

○西山自然環境課課長補佐 狩猟免許事業につきましては、狩猟免許試験等に必要な経費ですけれども、狩猟者は約6,000人です。

○十屋委員長 狩猟免許の取得につきましては、後ほど正確な数字をお願いいたします。

次、質疑をお願いいたします。

○徳重委員 取得者あるいは免許の登録者、もう少し数字的にちゃんと教えてください。

それと森林整備課長にお尋ねします。204ページの森林整備事業費の中の奥地共同間伐促進事業の減額の理由を教えてください。

○河野森林整備課長 この事業は、道から200メートル以上離れますと不採算ということになりますので、200メートル以上離れたところから材を出す方について、材積に応じてかかり増し経費を助成するという事業です。先ほど説明しましたが、材を出すためには機械器具を持った作業班でないと対応できないという部分がありまして、当初400ヘクタールぐらいはやれるかなと思っていましたけれども、それを持っていない造林や下刈りの作業班が多くて、搬出までは至らなかったという部分がございます、計画上には残念ながら届かなかった。そういった理由でございます。

○徳重委員 400ヘクタールという計画があったのに、どれぐらいいったんですか。

○河野森林整備課長 半分の200ヘクタールでございます。

○徳重委員 当然それだけの計画を持っていらっしゃるわけですから、毎年奥地にある山の伐採はしていかなきゃならないわけですから、これもまたちゃんと次年度につなげるような施策に持って行ってほしいと要望しておきたいと思えます。

○十屋委員長 それでは、時間を若干延長しまして、その他の報告事項まで進みたいと思えます。よろしく願いいたします。

その他の報告事項で質疑はありませんか。

○緒嶋委員 循環社会推進課長、宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画、計画としてはすばらしいと思うんです。問題は、海岸線に漂着したも

のをいつ早くのけるか、スピーディーに処理するか。そうすると金の問題が十分伴った計画になるわけですか。台風で流木が海岸線に流れてきた。その対策は、市町村含めて連絡調整して、どういう経費をもって充てるという全体的なものも含めてやれるという形になるわけですか。

○福田循環社会推進課長 委員の御質問ですが、これも、これは、海岸の漂着物に対する処理責任とか協力義務を、初めて法律によって明確に下さいということ、この計画を立てたものであります。宮崎県で言いますと、海岸の管理者である県が計画を策定して重点区域を決めるわけですが、そこにつきましては国のグリーンニューディール基金を海岸漂着物の対策に使えるようになります。そういう意味では県単のお金と国のお金が使えますようになりますから、財政的な措置も多くしてもらえます。

○緒嶋委員 17年、18年ごろの流木の問題でも、延岡なんか方財にたくさん流れて、それをだれがどういうふうに処理するかということで、その時間のほうが長くかかって、景観を含めて時間がかかり過ぎたというのがあったわけです。全体的なものをシミュレーションというか、そういう場合はどうするかということまで含めて計画を立てておくと、いざというときにどうしたものかとならんように、この計画どおりスピーディーに対策を立て、それがうまく進むように、ぜひ今後とも内容の充実に努めてほしいということを要望しておきます。

○岩下委員 宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の7ページのアカウミガメの件でお聞きします。アカウミガメ観察員とか各地区でアカウミガメを調査されているんですけども、よく言われています、「絶滅のおそれのある野生動植物

で、アカウミガメは希少価値がある。しかし、なかなか産卵に来なくなった」と。自然の環境とはちょっと違うんですけれども、産卵があつてカメを海に逃がしますね。カメを逃がしたら1,000~2,000匹に1匹ぐらい残る割合じゃないんでしょうか。そうした場合に、自然だから、自然環境を汚したらいかんからと放流しますけれども、ほとんどが生き残らないという形の中でなお少なくなると思います。ある一定期間、アカウミガメを1年なら1年養って、それを海に帰してあげる。そうすれば小さいうちに食われるよりは生存率が高くなるんじゃないかと思うんですけれども、素人考えです。いかがでしょうか。法律でこうなっているからこうなんですとよく言われます。済みませんが、お聞かせください。

○福田循環社会推進課長 この計画を策定いたしましたして、どういうふうに重点区域を決めるかということで、絶滅危惧種になっていますアカウミガメの保護という視点も入れて区域を定めなくてはいけないということでこの計画に載せておりますけれども、申しわけありません。アカウミガメの保護ということについては、直接私の課が所管をしておりませんで、今の委員の御質問に明確にお答えができないところです。

○岩下委員 直接は違うかもしれませんが。希少価値でいなくなる。しかし、アカウミガメを小さなうちに放流する、何か矛盾しているような感じがするんです。網にかかったアカウミガメ、これぐらいの大きさを一時預かって放流されていますけれども、きれいでいいですよ。だから、より存続を図るために、1年かそこらぐらい養って放流するという手だてがありましたら教えていただきたいと思います。質問ではありません。

それとダイオキシン関係で、我々青年時代に海岸清掃ということで、ボランティアで意欲的に、チームを組んで仲間と一緒に海岸をきれいにしていました。そのときには始末が簡単だったものですから、海で集めたものを燃やしていた。法律的に、ダイオキシンが発生する、海水につかった材を燃やしたらだめだというのが出てきましたけれども、実感として、どれぐらいダイオキシンが発生するのか、害がどれぐらいなのかというのを一般の人は知らないと思います。見て、片づけたほうがいいんだけどと思いつつながら、規制があるから我々はもうかかわり合わんと、これは市やらどこかがやるだろうという形です。実際に大きな影響があるんでしょうか。

○福田循環社会推進課長 ただいま委員がおっしゃいました海岸漂着物の処理に関しまして、海岸での焼却処理という問題は、各海岸を抱える市町村にとりましても大きな課題で、廃棄物処理法では野外の焼却は原則禁止になっておりますけれども、例外規定として、災害があった場合には海岸で焼却をしてもよいという規定があります。ただこれは、災害でそういうものがたまれば、やみくもに何でもいつでもやってもいいということではございませんで、そこには廃棄物処理法の基本的な理念である、環境への影響がないようにやらなくてはならないということになっておりますので、何でもかんでも認められるという状況ではありません。ただ、一方で焼いたほうが手っ取り早いということもありますので、それについては、一義的には市町村が一般廃棄物の処理責任者として判断をするわけですけれども、非常に悩ましい問題ですので、今、県のほうとしましても、どういった条件なり、どういった環境なり、どういったことでや

れば海岸での焼却を可とするかという参考となる判断材料を、関係者の方々と整理する努力をしております、それが整理されれば市町村に提示して一つの判断の材料としていただくように努めているところでございます。

○岩下委員 実は鹿児島県では以前、全県下一斉に清掃に取り組んで、その日はあちこちからのろしみたい煙が出ていたんです。あそこでもやっている、あそこでもやっているというわけですね。環境をきれいにしようという形で、地域の方が全県下力を合わせてきれいに清掃していた鹿児島県でありましたけれども、やっぱり環境問題だということでそれがストップしてしまいました。コミュニティーや友好関係などを築かれていたごみの片づけだったんですけれども、それが今できなくなったというので、ダイオキシンとか温暖化のかなと思いつながりとか、廃棄物を捨てるとか、処理はみんな一緒にやろうということができなくなってしまいました。また何かいい知恵がありましたらお願いします。

○西山自然環境課課長補佐 先ほど狩猟免許所有者は約6,000人と言いましたが、正確には6,384人です。今年度の試験の合格者が306名ということで、前年度に比べて約100名ふえております。これは、高千穂会場で新しく会場を設けて試験を実施したこと、それとわなに限って、今まで2回だったんですけれども、1月に3回目を実施したということでふえたと思っております。委員おっしゃったように、有害鳥獣対策として捕獲も非常に重要でございますので、今後ともそういう取り組みをしていきたいと思っております。

○十屋委員長 先ほどその他の報告事項まで入

りましたけれども、そのほか何かございませんか。

それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様はお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時15分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました補正予算関連の議案等の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしく願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まず、高病原性鳥インフルエンザについてであります。本県におきましては、これまでに2市6町で12例発生しておりますが、昨日までに11例目までの移動制限区域が解除されており、12例目につきましても3月11日に解除となる予定でございます。しかしながら、本県以外にも、愛知県、三重県、奈良県など*6県で8例の発生が確認され、さらには全国的に野鳥の感染事例が後を絶たないことから、引き続き防疫対策を徹底してまいりたいと考えております。また県では、養鶏農家や関連事業者等への支援に向けて、国に対しまして、手当金の全額交付など鳥インフルエンザ対策の充実強化を要請するとともに、本議会に必要な予算措置をお願いしているところであります。

次に、新燃岳火山災害についてであります。新燃岳では、3月1日に13回目の爆発的噴火が

※29ページ左段に訂正発言あり

観測されるなど、依然として活発な火山活動が続いており、2月24日現在で農作物等に約4億9,000万円の被害が出ております。このような中、県内では、国で予算措置されました新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業を活用し、降灰の影響緩和に効果の高い資機材の導入に向けた手続等が進められております。今後とも、国の事業等を積極的に活用するとともに、営農指導を含めさまざまな角度から支援を講じてまいりますので、委員の皆様方におかれましても御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、説明項目をごらんください。本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案7件、Ⅱの議会提出報告1件、Ⅲの委員会報告事項として6つの項目を予定いたしております。

資料の1ページをごらんください。平成22年度補正予算についてであります。今回の補正は、議案第41号の一般会計補正予算、議案第48号の農業改良資金及び議案第49号の沿岸漁業改善資金の特別会計補正予算に加えまして、鳥インフルエンザ及び新燃岳降灰に関する緊急対策としまして、議案第65号の一般会計補正予算を追加して上程をいたしております。

まず、議案第41号の一般会計補正予算につきましても、平成22年度歳出予算課別集計表の中ほどの列でございますが、一般会計の合計の欄にありますように、241億2,627万2,000円と大きな減額補正となっておりますが、これは、口蹄疫対策及び災害復旧の予算減額などによるものであります。

また、議案第48号、49号の特別会計補正予算につきましても、下から2段目の合計の欄にありますように、1億80万9,000円の増額補正をお

願いしております。

次に、議案第65号の一般会計の追加補正予算でございます。同じく表の2月追加補正額の合計欄でございますが、40億3,634万6,000円の増額補正をお願いしております。これは、鳥インフルエンザの発生に伴う防疫対策経費や、新燃岳の降灰による農作物への被害防止・軽減などの対策経費をお願いしているものであります。

この結果、補正後の予算額は、一般会計で761億5,141万9,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下にありますとおり766億8,833万9,000円となります。

なお、詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、2ページをお開きください。繰越明許費についてであります。

まず、(2)平成22年度繰越明許費補正一覧表であります。総合農業試験場研究機器整備事業など14事業で合計56億8,311万8,000円の繰り越しをお願いしておりますが、これは、経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正の関係により納期が不足することによるものなどがございます。

次に、3ページをお願いいたします。(3)の、同じく2月追加補正分の繰越明許費補正一覧表であります。活動火山降灰緊急営農対策事業など8事業で合計32億9,858万7,000円の繰り越しをお願いしております。これは、活動火山対策に伴う補正の関係により、事業主体において事業が繰り越しとなるものなどがございます。繰越事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りながら早期の完了に努めてまいりたいと考えております。

次に、4ページをお願いいたします。債務負担行為についてであります。これは、総合農業試験場亜熱帯作物支場有用植物園管理運営委託

費等の追加や変更をお願いするものであります。

次に、議会提出報告についてでございます。資料の14ページでございますが、県有車両による事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容につきましてはここに記載されているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、職員に対しまして、機会あるごとに交通安全に対する意識の啓発等に努めているところでございますが、今後さらに再発防止に向けまして厳重に指導してまいります。

続きまして、15ページの委員会報告事項についてでございます。本日は、「農業者戸別所得補償制度の概要及びモデル対策の実施状況について」外4件につきまして、後ほど関係課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、26ページの「予定価格の事後公表の拡大試行状況について」でございますが、これは先ほど環境森林部より説明がありましたので、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございます。

鳥フルの関係でございますが、先ほどの説明で、他県の状況が6県で8例と申し上げましたが、正しくは7県で9例でございますので、訂正させていただきます。以上でございます。

○上杉農政企画課長 農政企画課でございます。

平成22年度2月補正予算につきまして御説明を申し上げます。

お手元の歳出予算説明資料、「農政企画課」のところ、263ページをお開きください。農政企画課の2月補正額につきましては、一般会計のみで、1億5,376万2,000円の減額補正となっております。この結果、2月補正後の予算額につきましては、右から3番目の欄でございますけれ

ども、24億7,140万3,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

265ページをお開きください。上から5行目の(事項)職員費でございますが、5,155万9,000円の減額補正となっております。減額の主な理由といたしましては給与改定等に伴うものとなっております。

なお、各課の職員費に係る減額補正につきましてもおおむね同様の理由によるものでありますので、各課ごとの説明は省略をさせていただきます。

次に、下から2つ目の(事項)新農業振興推進費でございますが、1,348万5,000円の減額補正となっております。これは、主な理由といたしましては、説明欄の1地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業におきまして、口蹄疫の影響により脱石油型施設暖房機導入実証事業の畜ふんペレット暖房機導入実証が実施できなかったことなどによるものでございます。

次に、一番下の(事項)新みやぎきブランド推進対策事業費でございますが、1億1,489万2,000円の減額補正となっております。この主な理由といたしましては、次のページでございますけれども、一番上の説明欄の5みやぎの畜産経営再生プロジェクト支援事業におきまして、口蹄疫が当初想定した以上に長期化したことなどによりまして事業開始の時期がおくれたことなどによるものでございます。

次に、267ページの上段の(事項)総合農業試験場管理費でございますが、6,674万1,000円の増額補正となっております。これは、主な理由といたしまして、国の経済・雇用緊急対策の実施に伴う補正でありまして、総合農業試験場の試験研究機能の強化を図るために、残留農薬自

動解析システムなどの研究機器の整備に要する経費でございます。

次に、下段の（事項）特定研究開発等促進費でございますが、1,690万円の減額補正となっております。これは、総合農業試験場で行う試験研究の受託決定等によるものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきまして御説明いたします。

資料につきましては、かわりまして、平成23年2月定例県議会提出議案の議案書の15ページをお開きください。一番上の農政企画課の総合農業試験場亜熱帯作物支場の一部であります有用植物園のエントランスガーデン等の部分についての管理運営委託費でございます。これは後ほど常任委員会資料で詳しく御説明いたしますが、当該施設につきましては、平成23年4月から26年3月までの間、指定管理者による管理運営をお願いすることによるものでございます。この指定管理者の指定に伴いまして、年額141万6,000円で3カ年分の合計424万8,000円を限度として、債務負担行為を新たに設定するものでございます。

補正予算関連につきましては以上でございます。

続きまして、議案第64号の「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

内容につきましては、別冊の常任委員会資料で御説明をさせていただきます。資料の12ページをお開きください。宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場の有用植物園の一部のエントランスガーデン及びトロピカルガーデンの指定管理者といたしまして、2に示しております、特定非営利活動法人ハートピアなんごうをお願いするものでございます。

3の指定期間につきましては、平成23年4月

1日から平成26年3月31日までの3年間でございます。

4に指定管理者候補者の選定経過等についてお示ししております。まず、（1）の公募の状況につきましては、公募期間を平成22年7月9日から9月10日までとして募集を行いましたところ、応募団体は1団体でございました。

次に、（2）の指定管理者候補者の選定についてでございます。まず、①の選定方法についてですが、一次審査として書類審査を行い、二次審査としまして、②の委員から成る指定管理者候補者選定委員会による審査を行ったところでございます。

次のページの（3）に審査結果をお示しております。そのページの上の審査基準に照らして選定委員会において審査いただいたところ、①にありますように、選定委員会の審査結果で総合的に高い得点を得たところであり、施設の管理運営を適切かつ着実に実施することができる判断しておりますことから、議案としてお願いするものであります。

最後に、5の指定管理料については、年額141万6,000円を予定しております。

農政企画課からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

歳出予算説明資料の269ページをお願いいたします。地域農業推進課の2月補正額は、一般会計で8億3,127万9,000円の減額、特別会計で3,435万7,000円の増額、合わせまして7億9,692万2,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の一般会計予算額は、右から3番目の欄ですが、30億2,646万6,000円、特別会計予算額は2億1,516万7,000円とな

ります。

それでは、主な内容について御説明します。

272ページをお開きください。中ほどの(事項)中山間地域活性化推進費3億6,330万4,000円の減額についてでございます。これは、中山間地域等直接支払制度推進事業の実施に当たりまして、国からの交付金を一たん中山間地域等直接支払基金で受け入れていたものでございますが、今年度から単年度交付方式へ国の制度が見直しされたことに伴いまして、基金への積立金を減額するものでございます。また、中山間地域等直接支払制度推進事業におきまして、対象農用地面積が確定したこと等による国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

下段の(事項)農業経営構造対策事業費1億1,831万7,000円の減額についてでございます。これは、事業主体における計画の見直しや、入札による執行残等に伴う国庫補助決定によるものでございます。

それでは、273ページをごらんください。(事項)農業大学校費5,932万3,000円の減額についてでございます。これは、農業大学校におきまして、口蹄疫の発生に伴います運営経費等の減額や入札執行残等によるものでございます。

続きまして、下段の(事項)構造政策推進対策費2億4,034万3,000円の減額についてでございます。この中で、みやざきフロンティア農地再生事業におきまして、ほかの有利な事業に振りかえたこと等に伴い減額するものでございます。また、みやざき優良農地面的集積推進事業におきましては、事業対象農地面積が確定したことによる減額でございます。

それでは、275ページをお願いいたします。農業改良資金特別会計、(事項)就農支援資金対策費3,435万7,000円の増額についてでございます。

これは、新規就農者に必要な資金を無利子で貸し付けるものでございますが、国の法律改正に伴い農業改良資金特別会計を廃止することになったために、剰余金を一般会計に繰り出すことによるものでございます。

続きまして、議案第59号「宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止する条例」について御説明します。

常任委員会資料の10ページをお願いいたします。宮崎県中山間地域等直接支払制度基金の廃止に伴いまして、不要となる宮崎県中山間地域等直接支払制度基金条例を廃止するための条例を制定するものでございます。これは、中山間地域等直接支払制度推進事業を実施するに当たりまして、国からの交付金を受け入れるために基金を設置したものでございますが、国の制度見直しに伴いまして、今年度から単年度交付に変更されたために基金設置の必要性がなくなったものでございます。

地域農業推進課は以上でございます。

○井上 営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料277ページをお開きください。営農支援課の2月補正額は、一般会計で2億1,909万1,000円の減額、農業改良資金特別会計分で5,135万2,000円の増額、合計で1億6,773万9,000円の減額をお願いしております。この結果、2月補正後の最終予算額は、右の欄になります。23億4,614万7,000円となります。

それでは、主な内容について説明いたします。

279ページをお開きください。下段の(事項)協同農業普及事業推進費についてであります。めくっていただきまして、次のページの一番上になりますけれども、農業改良普及センター運営事業698万6,000円の減額については、口蹄疫等に伴う旅費等の事務費の執行残であります。

次に、281ページをごらんください。(事項) 農業金融対策費 1億404万4,000円の減額についてであります。これは、農業近代化資金などの制度資金に係ります利子補給額が確定したこと等によるものでございます。

次に、282ページをお開きください。(事項) 重要病害虫防除対策事業費の1鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業2,260万5,000円の減額についてであります。これは、国交付金額の決定と、旅費等の事務費の執行残によるものであります。

次に、283ページをお開きください。農業改良資金特別会計の(事項)農業改良資金対策費5,135万2,000円の増額についてであります。これは、先ほど地域農業推進課からも説明がありましたが、法律改正に伴いまして農業改良資金特別会計を廃止するに当たりまして、本年度の剰余金を一般会計へ繰り出したこと等によるものでございます。

なお、農業改良資金は昨年10月1日から貸付主体が県から日本政策金融公庫にかわりまして、県は償還事務等が主体となっておりますことから、来年度以降は一般会計で事業を行うこととしております。これら以外の事業につきましては、いずれも執行残、国庫補助決定等による減額でございます。

最後に、常任委員会資料の4ページをお開きください。債務負担行為の変更についてであります。営農支援課分といたしましては、負債整理資金など制度資金の融資に対する平成22年度以降の利子補給限度額の減額変更であります。

営農支援課は以上でございます。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の285ページをお開きください。農産園芸課の2月補正額は、一般

会計で5億830万9,000円の減額補正をお願いしております。その結果、2月補正後の予算額は28億2,247万8,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

287ページをお開きください。まず、中ほどの(事項)強い山地づくり対策事業費であります。2億4,005万6,000円の減額をお願いしております。これは、事業主体の事業計画の変更や入札執行残等により、国庫補助が減額決定されたことに伴う補正でございます。

続きまして、一番下の(事項)挑戦!みやざき施設園芸産地改革事業費についてであります。内訳は、次の288ページをごらんください。これは、事業主体の省エネ施設等の導入の見送り等により4,962万4,000円の減額となったものでございます。

続きまして、一番下の(事項)青果物価格安定対策事業費の1億1,239万3,000円の減額についてであります。この事業は、野菜価格の低落時に生産者に対し価格差補給金を交付し、農家経営の安定等を図るものでございますが、野菜価格が比較的安定して推移したこと等から補給金の交付が少なく、減額となったものでございます。

続きまして、追加補正について説明したいと思っておりますが、薄い冊子、「(議案第65号)」と書いてある冊子を見ていただきたいと思っております。2月追加補正分について御説明をいたします。

25ページをお開きください。農産園芸課の2月追加補正額は、一般会計で1億9,966万2,000円の増額補正をお願いしております。その結果、2月追加補正後の予算額は30億2,214万円となります。

27ページをお開きください。(事項)活動火山

周辺地域防災営農対策事業費についてであります。本事業につきましては、お手元の常任委員会資料のほうで説明させていただきたいと思っております。資料の5ページをお開きください。活動火山降灰緊急営農対策事業についてであります。

本事業は、1の事業の目的でございますように、新燃岳の降灰による農作物の被害を防止・軽減するための降灰防止施設、灰の除去用の機械等の整備に対する支援を行うものでございます。

資料の6ページをごらんください。今回の新燃岳の噴火による農作物等への降灰被害につきましては、その実情や緊急対策の必要性を、県を挙げて国に要望してきたところでございますが、その結果、国庫事業といたしまして、新燃岳噴火・降灰緊急営農対策事業が2月8日に措置されたところであります。これによりまして、事業メニューのところにありますように、農作物や園芸用のハウスに付着した灰の除去に必要な資材や、③にありますように、火山灰により酸性化した土壌改善に必要な資材の導入等につきまして国の支援が可能となったところでございます。県では、市町村、農業団体等と連携しながら、申請を希望する生産者の事業応募について積極的に事務支援を行ってきたところでございます。しかしながら、現地から強い要望はあるものの、国のこの緊急対策の対象とならなかったものもあることから、今回、追加補正をお願いするものでございます。

具体的には、下に被害の写真と導入施設、機械をお示ししておりますが、1つ目は降灰防止のためのハウス、2つ目が茶の生葉洗浄脱水機、3つ目が果樹類の降灰除去機械、4つ目が葉たばこの除灰作業機の導入を本事業で支援したいと考えております。補助率は、国庫事業を活用

するものは国2分の1、県10分の1の上乗せ、県単独で支援するものは補助率2分の1としております。

5ページのほうに戻っていただいて、2の事業の概要ですが、予算額は、先ほども申し上げましたが、1億9,966万2,000円、事業期間は平成22年度、本年度の緊急対策ということでお願いをしております。

県といたしましては、国の対策と県の対策を組み合わせる中で、降灰の被害をできるだけ軽減してまいりたいと考えているところです。

農産園芸課につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

歳出予算説明資料の291ページをお開きください。畜産課の2月補正額は189億2,969万3,000円の減額補正をお願いしております。その結果、補正後の予算額は414億521万9,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

293ページをお開きください。一番下の(事項)畜産経営安定資金対策費の1億807万4,000円の減額についてであります。3の畜産経営体生活支援資金の1億929万6,000円の減額につきましては、口蹄疫により、競り市場の再開までの生活に必要なつなぎ資金を融通するものでございますが、手当金の概算払い等によりまして貸付額が見込みより少なかったことなどにより減額するものでございます。

次に、294ページをお開きください。中ほどの(事項)肉用牛改良対策費、次の肉用牛生産対策費、次のページに移りまして、肉用牛導入対策費、酪農振興対策費、養豚振興対策費につきましては、口蹄疫の発生によりまして、事業の

対象となる牛、豚の大幅な減少や、移動制限等により事業が実施できなかったことによる減額でございます。

次に、296ページをお開きください。一番下の（事項）飼料対策費の4,508万円の減額につきましては、1の飼料価格高騰緊急対策事業におきまして、飼料収穫用機械の国庫補助事業の廃止と、口蹄疫の影響により事業量が減少したものでございます。

次に、297ページをごらんください。中ほどの（事項）家畜防疫対策費の198億1,003万5,000円の減額についてであります。減額の主なものとしたしましては、298ページの一番上をごらんいただきたいと思いますが、感染拡大防止対策事業の179億5,485万6,000円でありまして、その下のア感染拡大防止緊急対策事業、いわゆるワクチン接種畜に対する交付金であります。ワクチン接種後も口蹄疫に感染した個体が多く、これらは疑似患畜として処分したことから、頭数の大幅な減少があったものでございます。また、その下のイ早期出荷促進対策事業につきましては、ワクチン接種エリアの外側の牛、豚を早期出荷して空白地帯をつくって蔓延を防止しようというものでございましたが、対象家畜の頭数と食肉処理やレンダリング処理の能力を考慮いたしますと、短期間のうちでの実施が不可能であったことから、大幅な減額となったところでございます。

次に、一番下の（事項）口蹄疫復興対策事業費の14億5,184万2,000円の増額についてであります。4の人工授精業務停止影響緩和対策事業につきましては、対象頭数及び影響を受けた日数の増加に伴いまして4,820万4,000円の増額をお願いするものであります。

また、299ページの一番上、新規事業、宮崎県

種畜再生対策基金造成事業15億円の増額につきましては、後ほど常任委員会説明資料で御説明をいたしたいと思っております。

次に、歳出予算説明資料（議案第65号）、先ほど使いました薄いほうの冊子の29ページをお開きいただきたいと思っております。38億806万4,000円の増額補正をお願いしております。その結果、補正後の額は452億1,328万3,000円となります。

31ページをお開きください。（事項）家畜防疫対策費の38億806万4,000円の増額補正であります。事業の概要は常任委員会説明資料で御説明いたします。委員会資料の7ページをお開きいただきたいと思っております。新規事業、宮崎県種畜再生対策基金造成事業であります。

事業の目的は、口蹄疫により処分されました県有種畜の早期回復を図るため、新たに「宮崎県種畜再生対策基金」を設置いたしまして、種畜の造成等に必要な支援を行うものでございます。

8ページの事業概要をごらんいただきたいと思っております。造成した基金を23年度から7年間にわたって取り崩しながら、種雄牛の造成と種豚の早期供給体制を整備するものでございます。種雄牛の造成に当たりましては、①の種雄牛早期造成対策、②の繁殖雌牛の基盤整備対策、③の種畜用畜舎の整備対策を実施する家畜改良事業団、和牛登録協会及び畜連、農協等に対して支援を行うものでございます。一方、種豚の早期供給対策では、県内の指定種豚場が種豚を造成・供給する体制を強化するため、県の指定種豚場協会に対して支援を行うものであります。これらの対策を通して種畜の早期造成と供給を円滑にいたしまして、農家の経営安定、口蹄疫からの復興に資するものでございます。

7ページに戻っていただきまして、予算額は15

億円、基金設置期間は平成29年度までの7年間、事業主体は宮崎県畜産協会としております。

次に、資料の9ページでございますが、本日、差しかえをお願いいたしました1枚ペーパーをごらんいただきたいと思っております。新規事業の高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業でございます。

事業の目的は、鳥インフルエンザの初動防疫や蔓延防止を行い、早期の清浄化と発生農場の再開を図るとともに、移動制限区域の設定によりまして影響を受けた制限区域内の農家の支援を行うというものでございます。

事業内容でございますが、①の初動防疫対策事業につきましては、発生に伴う初動防疫や蔓延防止対策に要する経費でございます。

②の経営支援等対策事業のアの発生農家対策では、処分した鶏や卵、飼料等の汚染物品の評価額と家伝法に基づく殺処分手当金との差額に相当する額、いわゆる評価額の5分の1以内となりますが、これを県で支援するものであります。現在進められております家伝法改正の中で評価額の全額を国が措置するとの方針が示されたところでありまして、国の状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。イの移動・搬出制限区域内農家対策では、制限区域の設定に伴いまして、鶏や卵の出荷遅延による価格の低下や飼料費の増大、また、ふ化場での種卵やひなの廃棄、さらには死鳥の一時保管に係る経費等について支援をするものでございます。

畜産課は以上でございます。

○三好農村計画課長 農村計画課でございます。

引き続き、歳出予算説明資料の301ページをお開きください。農村計画課の2月補正額は2億361万8,000円の減額補正を計上しております。この結果、2月補正後の予算額は50億1,469

万9,000円となっております。

それでは、補正内容について主なもののみ御説明いたします。

303ページをお開きください。中ほどの(事項)公共農村総合整備対策費であります。1,158万5,000円の減額をお願いしております。これは、国庫補助が減額決定されたことに伴う補正であります。主なものとしましては、1の農村振興整備計画費が、計画策定内容の見直しによりまして750万円の減額となったものでございます。

次に、304ページをお開きください。中ほどの(事項)土地改良計画調査費であります。2,040万2,000円の減額をお願いしております。これは、口蹄疫の影響による事業の縮小により国庫補助が減額決定されたこと等に伴う減額であります。

次に、一番下の(事項)土地改良事業負担金であります。1億4,401万1,000円の減額をお願いしております。これは、国の農業農村整備事業予算が大幅に削減され、県内で実施中の国営事業予算が減額決定となったことや、営繕宿舍費、事務費が負担対象外とされたことに伴い、県の負担額を減額するものであります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

常任委員会資料4ページをお開きください。上の追加の表でございますけれども、農村計画課の国営土地改良事業負担金でございます。これは、都城盆地ほか2地区の国営土地改良事業の平成21年度実施分について、今年度に確定した負担金の限度額設定をお願いするものであります。

農村計画課につきましては以上であります。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。

引き続き、厚いほうの歳出予算説明資料の307ページをお開きください。農村整備課の2月補

正につきましては、一般会計で23億24万6,000円の減額補正をお願いしてございます。この結果、補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように108億6,795万9,000円となります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

311ページをお開きください。1番目の(事項)公共土地改良事業費で4億4,847万6,000円の減額補正をお願いしてございます。これは、説明欄1の県営かんがい排水事業、3の県営畑地帯総合整備事業や4の県営経営体育成基盤整備事業などにつきまして、国の平成22年度農業農村整備事業予算の大幅な減額の影響によりまして、国庫補助が当初の要求どおり決定されなかったことなどに伴う減額でございます。

次に、その下の(事項)公共農道整備事業費で2億3,316万8,000円の増額補正をお願いしてございます。1の県営広域営農団地農道整備事業におきまして、事業の進捗に伴う国庫補助の優先配分による増額等でございます。

続きまして、312ページをお開きください。一番上の(事項)ふるさと農道緊急整備事業費で9,000万円の増額補正をお願いしてございます。これにつきましては、昨年、国の経済対策として出されました地域活性化交付金を活用いたしまして、現在、県内で取り組んでいる整備路線のうち緊急を要する地区について、本事業として整備促進を図るものでございます。

続きまして、313ページをお開きください。一番下の(事項)耕地災害復旧費でございますけれども、平成22年の災害発生——主に7月の豪雨災害でございます——が当初予算額を下回ったことによるもので、17億4,448万4,000円の減額補正をお願いしてございます。これは今回の減額補正総額の8割近くを占めるものでござい

ますけれども、災害復旧費の性格上、何が起るか想定できないということで、当初予算におきまして過去最大レベルの予算額を確保していることによるものでございます。

続きまして、薄いほうの資料、歳出予算説明資料(議案第65号)の33ページをあけてください。農村整備課の追加補正予算といたしまして2,862万円の増額補正をお願いしております。この結果、追加補正後の予算額は、右から3つ目の108億9,657万9,000円となります。

続きまして、35ページをお開きください。これは、(事項)県単土地改良事業費のみならずふるさとふるさと事業による予算措置でございますけれども、今回の新燃岳の噴火によりまして農地や農道、水路等の農業用施設の降灰被害につきましては、非常に広範囲かつその程度もさまざまであることから、行政のみならず地域住民も参加し対応していく必要があると考えてございます。このため、本事業は事業内容を拡充いたしまして、農村集落の地域住民による共同活動や、市町村、土地改良区が行う降灰除去に対しまして支援を行うものでございます。

最後に、委員会資料に移りますけれども、11ページをあけていただきたいと思っております。議案第63号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

今回、補正で増額をお願いしております、ふるさと農道緊急整備事業につきまして、事業費の100分の10の市町村負担を予定してございます。あらかじめ対象市町村の意見を聞き同意を得ておりますけれども、土地改良法第91条第6項等の規定によりまして議会の議決に付するものでございます。

農村整備課につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の315ページをお開きください。水産政策課の2月補正は、一般会計で2億2,951万6,000円の減額、沿岸漁業改善資金特別会計で1,510万円の増額、合わせまして2億1,441万6,000円の減額補正をお願いしております。2月補正後の予算額は、一般会計と特別会計を合わせまして16億9,570万4,000円となります。

それでは、主な事項につきまして御説明いたします。

317ページをお開きください。中段より下の(事項)水産金融対策費4,271万1,000円の減額についてでございます。これは、漁業近代化資金などにおきまして繰り上げ償還があったことにより利子補給額が減少したことに伴うものでございます。

次に、319ページをお開きください。中段の(事項)漁業取締監督費1億1,160万9,000円の減額についてでございます。説明欄の2にあります宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金1億700万円の減額が主なものでございます。こちらにつきましては、財団法人の宮崎県内水面振興センターの経営安定を図るため、短期運転資金としまして当初予算で2億5,000万円の枠を用意しておりましたけれども、今年度につきましては1億4,300万円の融資実績となりましたので、残りの1億700万円を減額補正するものでございます。

次の(事項)水産試験場管理費2,500万8,000円の減額についてでございます。これは、水産試験場本場、小林分場、並びに漁業調査船「みやぎ丸」の維持管理経費の執行残でございます。

次に、321ページをごらんください。特別会計

の(事項)沿岸漁業改善資金対策費1,510万円の増額補正についてでございます。こちらにつきましては、平成21年度からの繰越金が確定し、歳入予算が増加したことに伴う補正でございます。

次に、債務負担行為について御説明させていただきます。

常任委員会資料の4ページをお開きください。下の2つの項目が水産政策課の関連でございます。漁業近代化資金利子補給及び漁業経営維持安定資金利子補給につきまして、利子補給額の対象となります融資額がほぼ確定しましたことから、それぞれ約6,700万円及び約700万円の減額変更をお願いしております。

水産政策課は以上でございます。

○山田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の323ページをお開きください。漁港漁場整備課の2月補正額につきましては、一般会計のみで、7億5,075万8,000円の減額補正をお願いしております。この結果、2月補正後の予算額は、右から3番目の欄にありますように27億8,675万1,000円となります。

それでは、主な内容について御説明いたします。

2枚おめくりいただきまして、326ページをごらんください。一番上の(事項)漁業経営構造改善事業費の4,529万7,000円の減額についてであります。これは、沿岸漁業を中心とした持続的な生産体制や効率的な漁業経営体制を構築するために、漁業生産基盤の整備を実施する事業であります。国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

次に、その下の(事項)種子島周辺漁業対策事業費の7,266万5,000円の減額についてであり

ます。これは、ロケット打ち上げに伴い操業制限を受ける漁業への影響緩和のための漁業用施設整備について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構が負担するもので、事業主体であります漁協の施設整備計画変更や入札残等によりまして、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次に、327ページをごらんください。一番下の（事項）水産基盤（漁港）整備事業費の3億1,029万6,000円の減額についてであります。328ページをお開きください。これは、漁港の安全性を確保するとともに、漁業生産活動基地としての機能向上を図るために漁港整備を行う事業であります。国庫補助決定に伴い減額するものでございます。

次に、中ほどの（事項）漁港災害復旧事業費の1億7,422万8,000円の減額並びに、一番下の（事項）水産施設災害復旧事業費の6,859万4,000円の減額についてであります。この2つの事項につきましては、今年度、漁港や水産施設において台風等による災害が発生しなかったため事業の実施がなく、全額を減額するものでございます。

漁港漁場整備課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の常任委員会資料の15ページをお開きください。Ⅲの委員会報告事項ですが、まず農産園芸課から、農業者戸別所得補償制度の概要及びモデル対策の実施状況について御報告いたします。

まず、1の戸別所得補償モデル対策の実施状況、本年度の状況でございます。（1）にありますように、交付申請見込件数は3万43件となっており、また（2）にありますように、交付見

込額は、モデル対策全体で約81億円となっております。交付見込額を事業別に見てみますと、①にありますように、米の所得補償につきましては、定額部分の約15億円に、先月22日に公表されましたが、10アール当たり1万5,100円の変動部分の約15億円を加えました約30億円が3月末までに交付される見込みとなっております。

また、その下に参考として、本県における22年産米と昨年、平成21年産米の10アール当たりの収入を比較した表を載せておりますが、各JAから聞き取った概算金（仮渡金）の平均に、今回の戸別所得補償の定額及び変動部分の交付金を加えた合計額を前年度と比較しますと、変動部分の額の決定前には米価下落で大変心配もいたしました。結果的には、早期水稲で1万484円、普通期水稲で4,329円増加しております。米価下落に対応して一定の補償は行われたのではないかと考えております。

また、②にありますように、水田の転作作物に対する助成につきましては、一番下の表に内訳を記載しているところでございますが、飼料作物やWCS（ホールクロップサイレージ）用稲等の戦略作物が約39億円、野菜等のその他作物が約3億円、冬作の飼料作を中心とした二毛作助成が約8億円、団地化等の取り組みに対して加算助成を行う激変緩和調整枠の助成が約1億3,000万円で、合計約51億円の交付がなされる見込みでございます。これまでの産地確立交付金で交付された約32億円と比べますと大幅に増加しているということでございます。交付額が増加した要因といたしましては、交付単価の高いWCS用稲の作付が前年に比べ約1,000ヘクタールふえたことや、南九州が特に有利なんですけれども、二毛作助成が行われたことなどが大きな要因ではないかと考えております。

16ページのほうをごらんください。次に、2の農業者戸別所得補償制度の概要についてありますが、平成23年度からはこの制度が本格実施となりますが、それに当たりましての概要を報告いたします。

23年度の実施に当たりましては、22年度のモデル対策を基本に、(1)、(2)の①から③にありますように、米の所得補償と水田転作作物に対する助成が引き続き同じ水準で行われるとともに、新たに、④以降の交付金が措置されたところがございます。④の産地資金は、地域の实情に即して、戦略作物の生産性の向上や野菜等の地域振興作物の生産を支援するための交付金として、本県へは5億6,400万円が配分されたところがございます。

また、(3)の畑作物の所得補償交付金といたしまして、麦や大豆、ソバ、菜種等の畑作物に対しまして、標準的な生産費と標準的な販売価格との差額が、①の数量払いを基本に全国一律の交付単価で交付されますとともに、(4)にありますように、加算措置といたしまして規模拡大加算や再生利用加算等が措置されたところがございます。

県といたしましては、この制度等を活用しながら、引き続き、米と園芸作物や飼料作物等を組み合わせた生産性の高い水田農業の確立に取り組むとともに、地域の实情に配慮した制度になりますよう、あわせて継続的な予算確保がなされるよう、国に対して引き続き要望を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○鹿田水産政策課長 委員会資料の17ページをお開きください。来年度から開始されます資源管理・漁業所得補償対策につきまして御報告いたします。

まず、この対策の背景でございますが、17ページの下段の図1及び図2にありますとおり、日本の漁業生産量は、水産資源の悪化に伴いまして減少傾向にあります。このため今後の安定的な水産物供給の維持に懸念が生じている状況でございます。このため、資源管理を推進しまして資源の回復を図ることが極めて重要な課題となっておりますけれども、資源管理の取り組みが漁獲量の一時的な抑制を伴う内容でありますことから、漁業者の収入がこれによって低下する可能性があるというものでございます。また、図3に示しますとおり、漁業は、海流や海水温、しけなど自然現象の影響を強く受けまして、年によって収入、つまり漁獲の金額が大きく変動するものでございます。このため、基本的に経営が極めて不安定であるという特徴がございます。これらのことから、資源管理への取り組みに対して漁業者としては消極的にならざるを得ないという状況でございます。こういった事情を踏まえまして、今回、資源管理に取り組む漁業者を対象として収入安定対策を講じる「資源管理・漁業所得補償対策」が創設されたものでございます。

次に、18ページでございます。対策の概要でございますが、この対策につきましては、漁獲金額の減少に対する保険であります漁業共済の仕組みを活用した「収入安定対策」と、燃油や配合飼料の高騰に備えた「コスト対策」の2つから構成されております。この両者の対策を合わせまして所得補償を図ることとされております。

収入安定対策につきましては、休漁によります漁獲量の抑制等の資源管理に取り組む漁業者を対象に、国による漁業共済掛金や積立金に対する補助が上乘せされ、漁業者の負担額がこれ

までの約半分程度になるという内容のものでございます。なお、養殖業につきましては、漁場環境の改善という観点から、養殖数量の管理に取り組む漁業者が対象となります。

一方、コスト対策につきましては、昨年の4月より開始されております漁業経営セーフティーネット構築事業をそのまま活用することになっております。事業の内容としましては、漁業者と国が1対1の割合で積み立てた資金によりまして、原油や配合飼料の価格が一定基準を上回って上昇した場合に、その上回った部分を補てんするという仕組みでございます。

現在、県におきましては、県内の多くの漁業者の方々がこれらの対策を活用できますように、関係団体と連携を図りながら制度開始に向けた準備を進めているところであります。4月からの円滑な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○井上 営農支援課長 新燃岳の火山活動によります農作物等の被害状況につきましては、前回の委員会でも報告させていただきましたけれども、その後の状況につきまして報告させていただきます。

申しわけありませんが、初めに資料の訂正をお願いいたします。常任委員会資料21ページですが、備考の下から2番目、「ハウス灰の重み」というところですけど、「831千円」となっていますが、これを「813千円」に訂正をお願いいたします。

それでは、19ページの被害状況をごらんください。2月24日現在の被害は、面積で1万1,500ヘクタール余、金額で4億9,200万円余となっております。前回より若干増加しているという状況にあります。農作物では、露地野菜、施設園

芸、飼料作物の順に被害が多く、今回の取りまとめでは、キュウリ等の施設園芸におきまして、ハウスの光線透過率の低下、あるいは除灰作業に追われて栽培管理が不十分になったといったことで、収量、品質が低下するなどの被害がふえております。また農業用施設では、2月14日の小林市周辺への噴石による屋根の破損などによりまして、牛舎や農業用倉庫で114件の被害が報告されております。

なお、被害金額の内訳につきましては、後ほど21ページで御確認いただきたいと存じます。

続きまして、20ページの営農対策の取り組み状況についてであります。アンダーラインを引いた部分が前回以降変わっているところであります。引き続き、対策会議を中心に対策を進めているところであります。2)にありまうように、普及センターの相談窓口には現在までに147件の相談がありました。

また、3)の農作物対策の調査・検討では、申しわけありませんが、別に配付しております、水土里情報システムを活用した降灰マップを作成しまして、降灰の厚さや成分などに対応した土壌改良に取り組んでいるところであります。このマップにつきましては、右下のほうにずっと伸びておりますのが26日の噴火の都城、南那珂中心の降灰域です。右上の高原町のほうに伸びておりますのが28日の噴火の降灰ということになります。

営農支援課からは以上です。

○宮川 農村整備課長 同資料の22ページをお開きください。前回の常任委員会におきまして御指摘のありました、農地・農業用施設災害復旧事業の国庫補助率につきまして、特にどのような場合に補助率かさ上げがなされるのかといった点につきまして御説明いたしたいと思ひます。

1番の通常の補助率が上がりですが、これにつきましては「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」におきまして補助率が定められています。まず補助対象施設は、農地、かんがい排水施設、農業用道路、災害防止施設となっております。ハウスとか洗浄用機械などの購入は対象に含まれてございません。補助率につきましては市町村単位で判定しますが、復旧事業費の総額を被災農家数で割りまして農家1戸当たり換算した場合の事業費によりまして、①から③の3段階に区分して決定されます。まず、①基本補助率といたしまして、農家1戸当たり事業費が8万円までの部分につきましては、農地50%、農業用施設65%、②農家1戸当たり事業費が8万円から15万円の部分につきましては、農地が80%、農業用施設が90%、③農家1戸当たり事業費が15万円を超える部分につきましては、農地が90%、農業用施設が100%となっております。農家1戸当たりの被害が大きいほど補助も手厚くなるといったような仕組みになってございます。

若干わかりにくいので、具体的事例で御説明いたしますと、中ほどに「補助率の計算例（農地の場合）」というところがあるかと思います。これにつきましては、ある市の復旧事業費が、総額で3.5億円、被災農家戸数が1,000戸、3.5億円を1,000戸で割りまして1戸当たり復旧事業費35万円の場合を例に補助率がどう決まるかを示したものでございます。下の帯グラフを見ていただきますと、農家1戸当たり事業費が35万円とした場合に、左からいきますと、0～8万円の部分の8万円につきましては、補助率が50%ということで補助額は4万円になります。その次の8～15万円の部分の7万円の部分につき

ましては、補助率が80%ということで、7万円掛ける80%で5.6万円の補助額ということになります。それから15万円を超える部分の20万円につきましては、補助率が90%ということでございますので補助額が18万円、これらを合計しますと27.6万円になります。全体が35万円ですので、補助率が78.9%ということになります。

続きまして、上に戻っていただきまして、2の激甚災害の指定でございます。これは「激甚災害の特別の財政援助等に関する法律」によりまして激甚災害に指定されれば、農地・農業用施設災害復旧事業の補助率が上がりされるということで、まず指定の基準でございますけれども、今回、火山ということで、局地激甚災ということになるかと思います。その場合の基準といたしましては、該当市町村の災害復旧事業費が、その市町村の当年の農業所得推定額の10%以上といった基準がございます。

指定の手続につきましては、(2)にございますように、国が被害状況を中央防災会議に諮問し、答申を受けて閣議決定で指定されることとなります。

(3)にありますように、指定された場合の補助率は、農家1戸当たり事業費の国庫補助残額によって、次の①から④の4段階に区分して決定されます。①補助残額が1万円未満の部分はゼロ、1～2万円の部分は70%、2～6万円の部分が80%、6万円以上の部分は90%ということでして、先ほどの具体例で御説明いたしますと、2つ目の帯グラフを見ていただきたいと思えます。左のほうの灰色で着色した部分でございますけれども、先ほどは、農家1戸当たり事業費が35万円の場合、通常の補助額が27.6万円でしたので、補助残額は、35万円から27.6万円を引きまして7.4万円ということになります。

そのうちの0～1万円の部分は補助率ゼロでございませう。1～2万円の1万円の部分については70%で7,000円、2～6万円の部分については4万円については80%で3.2万円、6万円を超過部分の1.4万円については90%で1万2,600円ということで、全体の補助率は、通常の補助額も含めて32万7,600円ということになりますので、35万円を割りまして、補助率が93.6%にはね上がるということになります。

さらに、一番下にも、交付税措置を考慮した場合の実質補助率ということで、地元負担分につきましては補助災害復旧事業債というのを起債することができます。充当率80%、算入率90%ということで、地元負担分の80%について起債ができ、そのうち95%が交付税で措置されるということになります。それを加味すると、実質上の補助率は、①にございませうように、通常のかさ上げの場合で94.9%、激甚に指定された場合ですと98.5%ということで、実態上、激甚に指定されなくても95%程度の高い補助率が手当てされるという状況にございませう。以上でございませう。

○児玉畜産課長 常任委員会資料の23ページをお開きください。高病原性鳥インフルエンザの発生及び防疫対応の状況について御説明いたします。

まず、(1)の発生農場数と処分羽数についてでございませう。今回の鳥インフルエンザでは、表にありますとおり12農場で約96万羽を処分しております。経営別には、肉用鶏が9農場で約54万羽、採卵鶏が1農場で約40万羽、さらに種鶏が2農場で約1万7,000羽となっております。

次に、制限区域内の対象農場数及び飼養羽数についてであります。発生農場を中心とした半径10キロメートルの移動制限区域内の対象農場

数は全体で442農場でございませう。飼養羽数は約1,000万羽、県内全体の約45%を占めておるといふこととございませう。経営別には、ここに記載しているとおりでございませう。

次に、発生に伴います制限区域内の関連施設等につきましては、22施設が制限区域に入りまして操業に影響が出たところとございませうが、これらの施設につきましては、半径5キロメートル以内の食鳥処理場を除きまして、国への例外協議等によりまして順次操業を再開できるよう対応してきたところとございませう。関連施設の内訳につきましては、そこに記載しているとおりでございませう。

次に、防疫措置に係る動員状況についてでございませうが、今回の防疫作業には、他県の獣医師を含む国等の関係者、自衛隊、警察官、団体職員など延べ約2万5,000人に従事していただいたところでありまして、迅速な防疫作業ができたところとございませう。

消毒ポイントにつきましては、一般車両を含め蔓延防止のための消毒を実施してきたところとありますが、国県道等の幹線道路を中心に最大75カ所で消毒を実施しております。

24ページをごらんいただきたいと思ひませう。(6)の発生に伴います被害状況についてであります。現時点での被害状況は、発生農場の鶏や汚染物品の処分に伴う直接的な損失が約7億円、移動制限区域内での生産物の売り上げ減少や飼料費の増加分等が約26億円、食鳥処理場などの操業停止に伴う関連施設への影響が約58億円、さらに防疫措置や消毒ポイントの設置経費が約11億円となつておりまして、全体で約102億円と試算しております。

次に、防疫対策の取り組みについてであります。迅速な防疫を行うために、発生日に知事を

本部長といたします対策本部を設置いたしまして、防疫対策本部会議を開催して情報の共有を図ってまいりました。それとともに関係機関・団体等を招集いたしまして防疫対策会議を開催して蔓延防止に努めてきたところでございます。また、制限区域内の養鶏農場への電話による死亡羽数の聞き取りとか、県内の全養鶏農家から毎日、鶏の死亡羽数の報告を求めるなど、早期発見への体制を強化してきたところであります。さらに、1月25日には、防疫徹底に関する知事のメッセージの発信とマスメディアを活用した啓発、それから鶏舎等の再点検を促す啓発チラシの配布を行いますとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況について調査を実施してきたところでございます。

さらに、一連の発生を踏まえての今後の取り組みと課題についてであります。まず、感染ルートにつきましては、国の疫学調査チームと連携した調査の実施や渡り鳥の飛来状況等の調査を実施するなど、その解明に努め感染防止対策を図ることが必要であると考えております。また、再発や蔓延防止をするために、養鶏農家を定期的に巡回し飼養衛生管理基準の遵守を指導いたしますとともに、家禽に何らかの異常がある場合の早期通報体制の確立が必要であると考えております。さらに、発生農家への手当金や移動制限区域内農家等への支援を迅速に進めてまいりたいと考えております。

次に、25ページをお開きください。各発生事例ごとに制限解除等の状況を記載しております。このまま次の発生が見られなければ、3月11日にはすべての制限が解除される見込みでございます。また、移動制限区域の設定による影響を緩和するために、鶏卵の出荷やG Pセンターの再開などについて例外協議を行ってきたところ

であります。その状況についても記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

最後に、口蹄疫関連でございますが、お手元には、口蹄疫の啓発チラシと口蹄疫の症状をまとめた写真集を配付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

また、先般公表されました宮崎県口蹄疫対策検証委員会の調査報告書におきまして、「口蹄疫を疑う症状の通報がおくれたこと、及び移動制限区域内においてふん尿を移動させたことから、厳しく指導を行う必要がある」という旨の指摘があった2農場につきまして、本日、午前には指導文書を手交し厳重に注意いたしましたことを御報告申し上げます。以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。

長時間にわたりましての執行部の説明が終わりました。

ここで、5分ほど暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時40分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明をいただきましたので、まず議案、それから損害賠償の報告事項についての質疑をお願いしたいと思います。

○福田委員 補正としまして初めてこういう大きい減額を経験するわけですが、これはありのままの数字だと思います。それぞれお聞きしたいんですが、まず、大きい190億は、これだけ大きい被害、いろんな対策費を組まない大変だということで想定されたものが、想定した金額よりもかなり少なくて済んだ、こういうふうな解釈でいいんですか。297ページ。

○児玉畜産課長 家畜防疫対策費の198億1,000万円の減額でございますが、これにつきまして

は、特に大きいのが次のページの298ページの一番上、感染拡大防止対策事業が179億5,400万円余の減額となっております。その内訳の感染拡大防止緊急対策事業、これはワクチンを接種した家畜への交付金事業でございます。当初、12万5,000頭ほどを対象にワクチンを接種しておりますけれども、ワクチン接種した後、口蹄疫の感染がふえてきまして、ワクチンを打った後口蹄疫に感染したものは疑似患畜ということで処分をした関係で、最終的には8万7,000頭ほどにワクチン対象地区の頭数が大幅に減ったということで、その差額分の減額補正でございます。

それから、その下も大きいわけですが、早期出荷促進対策ということで、これは国の施策といたしまして、ワクチン接種と同時に、ワクチン接種エリアの外側は牛、豚を早期出荷させて空白地帯をつかって蔓延を防止しようという施策が来たわけでありまして、実際に空白地帯にするエリアの家畜頭数と、食肉処理場やレンダリング処理場の処理能力を勘案しますと、とてもじゃないけど短期間に空白地帯はつくれないということがございまして、その減少でございます。

○福田委員 なぜお聞きしたかと申しますと、当時その問題で大騒ぎしました。空白地帯をつくるのに、リングワクチン地帯ですね。私は、あれは国の机上論から来たものだなと思って、現場にいまして、特に私の地域は該当地区でございましたから非常に心配をしておったんですが、生産者からの苦情もその辺が一番大きかったですね。これは本県にとりましては大きな勉強の材料になったと思うんです。またいつ口蹄疫が発生するとも限りませんから、国とのいろんな対策を打っていかれる話し合いの中で十分生かしてほしい、そういう意味合いを込めてあ

えて質疑をさせていただきました。疑似患畜のことは当然のことです。ワクチン接種による空白地帯の創出ですね。議会も生産者もこれで大騒ぎしました。これは国に責任があると私は見ているわけでありまして、ぜひ、大変な思いを我が県はさせられたわけでありまして、使わなかったわけですけど、減額補正から、心してお互いに考えていきたいなと思っております。

次は、前に返ります。265ページ、先ほども林務の中でお話をしたんですが、省エネ対策で、木質関係の希望といたしますか、取り組みがいまひとつだなという感じがしていますが、また農政のほうで出てきましたから、これがどういう状況であったのか。地球温暖化対応産地構造改革モデル実証事業。

○上杉農政企画課長 御指摘の地球温暖化のモデル実証事業の減額の一番大きな理由といたしましては、口蹄疫の関係で畜ふんペレットの暖房機導入の実証事業ができなかったということで、1,200万円余りの減額になっております。

○福田委員 これは畜ふんペレットですね。はい、わかりました。

続きまして、今度は267ページ、総合農業試験場機能強化事業、これは残留農薬検査施設の増強ですか。

○上杉農政企画課長 267ページの総合農業試験場機能強化事業につきましては、国の経済・雇用緊急対策に基づきます補正でございます。具体的には、いろいろな研究機器の整備ということで20の備品を入れました。その中で残留農薬を分析する装置、残留農薬の自動解析システムその他いろいろな機器を導入したものでございます。

○福田委員 これは一般農家の使用にも開放されるんですか。

○串間総合農業試験場長 残留農薬分析装置導入後は、一般の分析をやってデータを返していくというシステムに使います。それから土壌分析機とか入りますが、土壌分析を依頼分析として受け入れて、分析してデータを返していくというシステムで使わせていただきます。

○福田委員 一般の農家が即依頼できる体制があるということですね。

○串間総合農業試験場長 そのとおりでございます。

○福田委員 続きまして、281ページの上段ですが、農業金融対策費、利子補給の減額補正です。これは、これだけ農家の資金需要がなかったというふうに見るわけですか、それともほかの有利な資金に振りかえたと見るわけですか。

○井上営農支援課長 これは、主には繰り上げ償還があったということで、例えば過去に貸し付けた近代化資金を繰り上げて返すことが多かったということです。特に多かったのが畜産関係、特に肥育ですが、通常、3年程度の――借りられることが多いんですけども、肥育が済んで出荷して2年程度で返すということがあります。こういう金額になったということです。

○福田委員 資金需要の停滞ではなくて、経営状況がよくて、あるいは繰り上げ償還の関係でこういうことになったというわけですね。

○井上営農支援課長 資金需要につきましても、当初予定した金額よりは少なかったということで、それもございます。両方ということで御理解いただきたいと思います。

○福田委員 その比率はどういう状況でしょうか。繰り上げ償還と資金需要の低調さ。

○井上営農支援課長 繰り上げ償還が67%を占めております。残りが、当年度の貸し付けが予

定より少なかったということになります。

○福田委員 319ページ、ちょうど中段、宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金、1億減額補正であります。通常でありますと、センターは厳しいわけですから、資金需要が旺盛と申しますか、要ると思うんですが、これは何か目新しい内水面振興センターの好転があったんでしょうか。

○鹿田水産政策課長 残念なことにそういった要因ではございません。もともとの枠自体がシラスウナギの不漁などに備えて多目にとっておりまして、毎年この程度の金額を、最後補正しているという状況でございます。

○福田委員 ことしは特にシラスが不漁ですから、振興センターの経営維持、継続を心配しているんです。地元が養鰻の産地でもありますからね。これは通常ベースの減額補正がこれぐらい行われると理解をしてもいいというわけですね。何も特別な変化はないと。

○鹿田水産政策課長 はい、例年同規模ということでございます。

○福田委員 今度は65号関係で、同じことを林務のほうでもお聞きしたんですが、27ページの活動火山降灰緊急営農対策事業です。適切な対応をしていただいたと思いますが、予算審議に入る前にいろんな要望事項を市町村を通じてとられると思います。これは農政関係では要望の上がり状況はどうですか。

○郡司農産園芸課長 降灰対策の要望状況ということでございます。少し全体の話を見せていただいてよろしいでしょうか。常任委員会資料のほうで御説明しましたが、降灰事業につきましては国の事業と県の事業を組み合わせるということにしてございます。国のほうの事業は直接採択事業ということでありまして、

国のほうに生産者が直接申請を行うというものでございますが、2月8日の措置で締め切りが2月28日ということでもございましたので、県では市町村、JAと一緒に申請の事務支援を行ってまいりました。その際にさまざまな農家の方の要望をお聞きしております。

これは国の事業ですので、私が答える立場にはないんですけども、さっき申し上げました事務支援の中で把握している状況でお話をしますと、応募事業主体数は約100事業主体、応募農家戸数は約4,000戸でございます。事業の要望額は約11億円に上っております。3分の2の事業ですから、補助金相当額で7億円余の要望があったと考えております。中身は、主に4つ資料のほうには載せておりますが、灰を飛ばしたり洗い流したりする1番目のブロアとか洗浄機の事業が非常に大きいウエートを占めております。直接申請される方もおられますし、鹿児島からも申請されるので、最終状況は国のほうでないとわかりませんが、私の知り得る範囲ではそういう状況でございます。この要望を取りまとめる際に、今回、こうして追加補正をお願いしている状況でございますが、あわせて要望をとって、国のメニューにないものについては県単事業でやろうということで、今回お諮りをしているところです。それに基づいて積算して、今回1億9,900万円の事業をお願いしている状況でございます。以上です。

○福田委員 適切な対応をしていただいておりますが、感謝してはいますが、ほぼ該当農家の要望を吸い上げることができたと、そういうふうに見ていいわけですね。

○郡司農産園芸課長 国庫事業については要望はほぼ満たされていると思います。県単の、今回頼んでいるものについては、後半になって、

うちにも欲しいというふうな事案もございまして、調整をしなければならないと考えているところです。降灰の状況にもよりますけれども、来年度もこの事業でございますので、積み残し分がもし出るようなことがあれば、優先的に次年度の4月以降の事業で対応する措置をとりたいと考えておるところです。

○福田委員 非常に喜ばれた事業ですから、しかも国も県も緊急的速やかに対応されましたから、引き続きの対応をよろしく願いしておきます。ありがとうございました。

○緒嶋委員 267ページ、特定研究開発等促進費が1,690万円減額になっておるわけですが、宮崎県の場合は産学官の連携というのを今後重視せにゃいかんわけです。国の委託決定に伴うというから仕方がないといえば仕方がないわけでしょうけれども、予算は最終的には3,500万円あるわけですが、ことしはどういうことをされたわけですか。これだけ減額にはなっておりますが。

○串間総合農業試験場長 この1,690万円の減額ですけれども、そのうちの390万円につきましては国庫の支出金になっております。これは、本県が中核研究機関になって全国4県と共同研究を組みまして、国庫から宮崎県が全体を受け入れて各県に金を配分するという事業です。ことしからスタートしておる事業で、例えば2,000万円ほどの予算で計画しておりましたら、国が390万円ほど減額で決定されたと、予算上の問題です。それを各県に分配して共同研究をスタートしているということです。

もう一方の1,300万円のほうは、その他特定になっております。これは残留農薬関係の新規応募した課題でしたけれども、これは文科省の事業ですけれども、国の事業仕分けによりまして

事業そのものが廃止されました。したがって丸々減額となったということでありまして、ただし、今後、また大学と民間企業とチームを組みまして、新たな事業展開を、今応募の準備をしているところでございます。

○緒嶋委員 残った3,545万3,000円というのは、宮崎県で全部使ったということじゃないわけですね。各県に配ったというのはどういう意味ですか。

○串間総合農業試験場長 中核機関が額は大きいんですが、各県に分配して少しずつ研究をやっていくという共同研究の仕組みでやっております。

○緒嶋委員 各県というのはどこですか。

○串間総合農業試験場長 鹿大が促成ピーマンの土壌病害虫の抵抗性台木をつくらうということでありまして、茨城県、鹿児島県、高知県、全国のハウスピーマンの94%を占める4県で連合を組んでやっているところです。

○緒嶋委員 次は273ページ、構造政策推進対策費2億4,034万3,000円、これはみやざきフロンティア農地再生事業、有利な事業に変えたという話だったと思うんですけど、有利な事業というのはどこに行ったんですか。

○山内連携推進室長 みやざきフロンティア農地再生事業につきましては、耕作放棄地の再生整備を図るということでありまして、有利な事業といたしますのは、昨年、国から、県の担い手育成総合支援協議会のほうに耕作放棄地再生利用緊急対策交付金という基金事業が創設されて、その事業を活用しております。有利性といいますのが、この基金事業につきましては、耕作放棄地を再生した後にハウス施設がつかれるとか、農業機械の導入が図られるという事業等になってございます。このフロンティア農地

再生事業の本体の事業等も含めまして、今年度は約50ヘクタールの再生整備を図ろうということになってございます。

○緒嶋委員 それと282ページ、鳥獣被害防止地域力パワーアップ事業マイナス2,260万5,000円、減額してパワーアップになったのか。

○井上営農支援課長 減額することは余りパワーアップにはつながらないんですが、実を言いますとこの事業の予算としまして、特にハード事業のほうで4,800万円を立てておったところです。4,000万円を国のほうから、800万円は県単で考えていたところですが、これは全国的な傾向ですけれども、特に国のほうの交付金がかたしは非常に少なく、4,000万円に対して2,500万円ほどしか来ておりません。なお、これで事業ができないと困りますので、県単を使ったり、ソフト事業を若干削ったりしまして、最終的には、特に市町村のハード事業については減額しないで済むような形に何とかしたところです。

○緒嶋委員 特に鳥獣被害というのは増加傾向にあるし、重点的な施策ということになっておりますので、次年度以降もぜひ市町村の要望にこたえるような政策を進めていただきたいと思います。

それと、新規の宮崎県種畜再生対策基金造成事業15億円でありますけれども、今5頭しかない種雄牛の早期造成ということは、当然喫緊の課題でありますけれども、このことをやることによってどの程度種雄牛の造成を早めることになるわけですか。

○児玉畜産課長 この事業は7年間で、この基金を取り崩して種畜造成、種雄牛造成と、3年間で種豚の供給をやっていこうとするものですが、早期造成につきましては、今まで現場後代検定をやっておった分を、間接検定をすること

によりまして約1年近く早く能力が判明するというので、それを2年間続けてやって、とにかく早く種雄牛の使えるかどうかのめどを立てたいと考えております。その部分でやや前倒しをいたします。今の計画でいきますと7年間で40頭ぐらいが産肉能力検定の成績が判明するだろうと考えております。

○緒嶋委員 宮崎県和牛登録協会というのはいないけど、新たな名称ができたんですか。

○児玉畜産課長 大変失礼いたしました。8ページの右側に「(社)宮崎県和牛登録協会」と書いてありますけれども、「全国和牛登録協会宮崎県支部」というのが正式な名称でございます。

○緒嶋委員 この前も情報として、高原の種雄牛の造成の施設そのものが手狭になったということで、種雄牛を高鍋のほうに移動されるということも聞いておるわけですが、そういう中では施設を含めて整備しなければ、こういう新たな取り組みもうまくいかんのではないかなと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○児玉畜産課長 この事業の中で種畜用畜舎の整備対策が5,000万円ほど入れてございますけれども、農畜産業振興機構がつくっております畜産再生基金の事業を活用いたしまして、県といたしましても5,000万円を上乗せして、いわゆる家畜改良事業団の種雄牛の危険分散のための施設を整備していこうと考えておるところでございます。

○緒嶋委員 種雄牛が1年ぐらい早目に造成できるだろうと言われておりますが、安平、忠富士とか優秀な全国的に名の通った種雄牛が早く造成されなければ、宮崎県の畜産、肉牛の振興にはつながらんわけです。そういう意味では、今のところ、いろいろな検定の中で優秀な種雄牛の造成の可能性というのはどうですか、将来

見込みのあるようなかなり成績のいいのが出てきておりますか。まだ検定の途中ということで明確ではないと思いますが、今の状況というのはどういうことですか。

○児玉畜産課長 今、5頭の種雄牛が残っておりますわけでありまして、直接検定が終了した牛が10頭ほど残っておりまして、その中には忠富士の子供とか、先般、青森のほうから第1花国のストローをもらいましたけれども、以前に交換したときのものがありまして、その産種でありますとか、今活躍しております福之国の産種がおりますので、期待が十分持てるんじゃないかと思っております。

○徳重委員 農政企画課にお尋ねします。266ページの新みやざきブランド推進対策事業費ですが、5番目の9,200万円減額になっている再生プロジェクト支援事業、もう一遍説明をいただきたいんですけど。

○上杉農政企画課長 この事業は5月補正で措置していただいた事業でございます。事業の中身につきましては、口蹄疫で被害を受けた畜産農家の経営再開のために、例えば市町村とかJAの畜産OB、畜産の技術員などを国の緊急雇用の基金で雇用いたしまして、経営のコンサル、経営指導に当たるといった事業の中身でございました。当初、この事業を5月補正で措置したときは、口蹄疫がそこまで長引くと予想していなかったもので、7月から経営再開のための取り組みができるということで事業を仕組んでいたわけですが、結果的には、御承知のとおり8月末まで終息宣言が長引いてしまった。その後も市町村やJAでは口蹄疫の手当金の支払い事務などで忙殺されたことによりまして、事業の実施時期が延びてしまったのと、市町村やJAの受け入れ体制ができていなかった。ま

た、予想した以上に畜産技術員、畜産OBがなかなか集まらなかったということで、9,200万円の減額という形になっております。

○徳重委員 続いて、その次のページですけど、267ページ、先ほど福田委員からも質問があったんですが、農業試験場の残留農薬関係の機材器具を買ったということでした。農家も利用できるということでしたが、試験場で試験したこと、そして農協関係なり民間なり、当然残留農薬の検査はやらなきゃいけないと思っています。民間や農協団体と同じようなものを入れているんでしょうか、特別なものを入れているんでしょうか。

○串間総合農業試験場長 残留農薬分析、今回入れるものにつきましては、平成8年当時に入れたものが非常に老朽化をして、既に部品等もないという状況でどうもならんということで更新させていただくものであります。これは実用レベルですが、既に日本一の分析レベルを保っている機械でございます。さらにその上をいくものが、先ほど説明しました、次に大学、民間企業と共同研究で応募しようとしておるものが、次の段階の分析技術ということです。そして今まで我々が開発した技術は、経済連系統、農協等の分析センターに技術移転を随時していっておるという状況でございます。

○徳重委員 宮崎県の農産物はちゃんとした検査がされて日本一の安全・安心ということであるならば、当然、農協関係あるいは民間でも大きくやっていらっしゃると思うんです。できるだけレベルをそろえて試験結果を出すように移行してほしいと思っています。皆さん方がやられることはわかるんですけど、民間なり団体なりがやっている試験結果、機材器具を統一していくような考え方はないもので

か。

○串間総合農業試験場長 分析技術そのものと、分析機械が非常に高額だということで、今のところ農協系統につきましては機械を導入されて、専門の分析担当もいて、それについては試験場がいろいろ研修して、大量にやってコストダウンも図られている。系統外につきましては、農業法人あたりがかなり安全・安心に関心が高まってきまして、試験場に対しての依頼分析という形で受けて分析結果としてお返しする。そういう方々が機械を導入するとコスト高になりますので、なかなか合わないということで、そういう形。それと市場のほうも非常にたくさんの方が全国に向けて出荷されますので、その辺も安全・安心の啓蒙が必要だということで、市場連合会のものについては試験場できちんと受けとめて、分析してお返ししていくというシステムにさせていただいておるところでございます。

○徳重委員 よくわかりました。

次は、273ページの農業大学校の農学部教育費というのが4,426万円減額になっている。これはどういう意味だったんですか。

○山之内地域農業推進課長 農業大学校費の中の農学部教育費が4,400万円ほど減額になっておりますけれども、この一番大きな理由といたしましては、御案内のように農業大学校では5月に、口蹄疫の発生によりまして220頭の牛を殺処分したところございまして、その後、11月から徐々に牛を導入していますが、その間、家畜がいなくなったわけですから、その分のえさ代とか実習経費の減ということでございます。以上です。

○徳重委員 営農支援課にお尋ねします。先ほど福田委員から質問があつてお答えになったん

ですけど、農業金融対策費の中の利子補給金・助成金が9,652万円減額になっているんですが、先ほどこのうちの67%は繰り上げの償還と。一般論ですけど、常識的にこんなにも繰り上げができるような状況ではなかったと思うんです。口蹄疫その他いろんなことで宮崎県農業全体が冷え込んできたわけですから。そこでこれだけの繰り上げが行われたということはどういうことですか。

○井上 営農支援課長 繰り上げが結構金額的には大きくなっておりますけれども、これは特別ことしだけということではありませんで、先ほど言いましたような畜産農家、肥育農家を中心に、例年、大体こういうペースで繰り上げ償還が行われています。

○徳重 委員 特定の地域、ちょっと過ぎる言い方かもしれませんが、例えば児湯地区は殺処分や口蹄疫で一遍にお金がぼんと入ってきた。そういう地域性があったのか、それとも全体的にこういう状況なのか教えてください。

○井上 営農支援課長 児湯地域はどうだったかというような御質問ですけれども、今話がありましたように、手当金が支払われて、それで繰り上げ償還をされたという方もございます。

○徳重 委員 固まっているという状況ではなかったと理解していいんですか。

○井上 営農支援課長 児湯地域が特別ということではございませんで、中にそういう方もおられるということで御理解いただきたいと思っております。

○徳重 委員 最後にしたいと思うんですけど、新燃岳の災害についてお尋ねします。被害が相当広がっているんですが、牛舎や倉庫が114件倒壊、破損ということが出ているわけです。これは保険に入っておればそれなりに保険からも出

ると——これは報告ですか。

○十屋 委員長 後で。

○星原 委員 1点だけ、272ページですが、農業経営構造対策事業費が、前年度は4億8,000万で、今回減額になって2億4,000万ということで半額ぐらいになっているわけですが、この事業の説明を見ると、生産・加工・流通等の施設を総合的に整備しということなので、我々から見ると、宮崎の場合は加工とか流通に少し力を入れながら、要するに販路開拓しながら事業を広げていくしかないのかなと思うんですが、この予算組まれてこれだけの減額になるというのは、一つは口蹄疫なんかでいろんな事業がストップしていたのか、それともこれまでにいろいろ整備されてきて22年度は必要なくなってきつつあるのか、あるいはPRが足りなかったのか、その辺をもう少し詳しく説明してほしいんです。

○山之内 地域農業推進課長 農業経営構造対策事業費でございますけれども、簡単に申し上げれば、担い手育成のためのハード施設整備への助成でございます。国の経営体育成交付金を活用しております、そのいろんなメニューがございます。例えば新規就農者への助成とか、認定農業者への融資主体型補助、共同利用施設補助等が対象になるわけでございます。今回、減額の一番の要因といたしましては、日向のほうでマンゴーハウスを予定されていたわけですが、資金計画とか経営計画を精査する中で、農家の方の経営状況を勘案した結果、今回、取り下げにならざるを得なかったということでございます。

○星原 委員 今説明を受ければ、その部分については理解できるんですが、担い手育成ということになってくると、こういう事業を利用しながらいかに次の担い手を育てていくかというこ

とであるわけですから、事業費を予定していた方がやめられたということはわかるんですが、担い手の育成の中で、認定農業者の中に働きかけとかやりながら——ほかには希望者はいなかったということですか。

○山之内地域農業推進課長 先ほど新規就農補助あるいは融資主体型の補助についても若干触れましたけれども、新規就農者への補助につきましては機械とか施設に対して25件、それから融資主体型補助については、我々が見込んでいたよりも大きい77件という実績となっております。そういった状況ではございますけれども、ことしの場合は口蹄疫の関係で若干出足が鈍ったのかなという面はございますので、今後は市町村とも連携して十分にPRあるいは積極的な推進を図っていきたいと思っております。

○高橋委員 議案第64号についてお尋ねします。指定管理者の関係ですが、亜熱帯作物支場のエントランスガーデンとトロピカルガーデンの面積はどのくらいでしょうか。

○上杉農政企画課長 5,630平米です。

○高橋委員 エントランスガーデンとトロピカルガーデン合計の面積でしょうか。

○上杉農政企画課長 先ほどは全体的な面積でした。失礼しました。

エントランスガーデン及びトロピカルガーデンは2,538平米でございます。

○高橋委員 5,630は全く関係ない数字なんですか。

○上杉農政企画課長 失礼いたしました。今回、指定管理者に管理をお願いする部分はエントランスガーデンとトロピカルガーデンと駐車場でございます。それぞれ申し上げますと、エントランスガーデンが2,538平米でございます。トロピカルガーデンが1,811平米でございます。駐車

場その他の部分が1,281平米でございます。合わせて5,630平米になります。

○高橋委員 私も細かい地形の説明はできませんが、単純な平たんではないわけで、何が言いたいかといいますと、委託料が140万円じゃないですか。これは1人で見れということですよ、月12万円の1年分だと単純計算をするわけで。私、記憶するところによると3年前はこの倍以上あったと思うんです。こんな委託の設定をしていいのかなという疑問なんです。これは原課で試算された金額なんですか。

○上杉農政企画課長 6月議会のときにも同様の指摘をいただいているんですけども、第1期目を「道の駅」なんごう管理運営協議会でやっていただきまして、今回、NPO法人という形の法人格に変わりましたが、実質的には同じ法人にやっていただくことになっております。第1期目に実際に管理をしているんな取り組みをやっていただきました。例えば清掃や剪定につきまして1日ばかりで作業するといった前提で積算をしていたものが、実際には1日3時間程度で、施設の維持管理上問題のない程度に時間を短縮して効率的にできるといったところもございましたので、今回、こういった積算でやらせていただくことになっております。

○高橋委員 何で応募が1者だったんでしょうね。委託料140万円で5,630平米、単なる平たんじゃないし、仕事はいっぱい種類がありますよね、今おっしゃるように剪定とか清掃とか。剪定ということは専門的な技術も必要だと思います。現地でいろいろと話を聞いたりしますけれども、仕事はとりたいんですよ。一つは御不満もあるみたいで、ざっくばらんに申し上げますと。正直、ここがとらんかったときに、応募がなかったときに、果たしてどうなるのかなと非

常に心配をするわけで、140万円、単純に月12万円、1人で働けということなんでしょうけれども。確かにハートピアなんごうはここだけを管理されているのではないことは私も知っているんです。いろんな融通をきかせながら段取りよく仕事をするからとれると思うんです。ここを応募するというのは。しかし、公の施設であるわけで、やっぱりそこで働く人のことを考えたときには、この141万6,000円というのはいかかなものか。ひところの委託料の半分ですよ。そこはしっかりともう一遍精査をして指定料は決めていただきたいというのがあります。

○上杉農政企画課長 御指摘のとおり、第1期目に比べますと委託料が半分以下になっておりまして、6月議会でも同じ御指摘を委員からいただいたところでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、1期目の実績を踏まえて合理化できるところは合理化していただいたと。この法人がもしとらなかつた場合にどうなったかという話はあるんですけども、前回御説明いたしましたように、「道の駅」と一体的な管理をやっていただいているという中で、今回、法人格のNPOになりましたけれども、道の駅を基点として地域の活動に積極的に取り組んでいただくということで、この法人に選定していただいた経緯がございます。

繰り返しでございますけれども、委託費につきましては、これまでの実績等踏まえまして、合理化できるところは合理化するという形でこのような状況になりましたので、ぜひこのNPO法人のほうにしっかりやっていただきたいと考えているところでございます。

○高橋委員 税金で賄うから、貴重な税金ですから、できるだけ安くというのも一方ではわからんでもありません。ただ、永遠にここの施設

は続けていかにかいかわけですから、どこかで委託、仕事をする人が変わるときだってあると思うんです。141万6,000円が数字として出ると、これが一つの目安になるわけです。これをどうするこうするというのは今から難しくなるわけで、何回も言いますけど、特定非営利活動法人ハートピアなんごうは、もろ手を挙げて、本当にやる気を出してやっているかというのは疑問があるということをお願いしておきたいと思えます。またいろいろと意見交換をしてみてください。お願いします。

○緒嶋委員 高病原性鳥インフルエンザ緊急防疫対策事業の中で、移動制限区域内の農家の対策というのは家伝法によってではないわけですね。発生農場は家伝法だが、9ページのイ移動・搬出制限区域内農家対策は家伝法による対策費ということじゃないわけですか。

○児玉畜産課長 制限区域内農家の対策につきましては、家伝法の60条の2項で国と県が対応していくことができるとなっておりますので、それに基づいてやっておる分でございます。

○緒嶋委員 であれば、これは5分の1が26億になるわけですか。5分の4は家伝法でやり、残りを……。どうなりますか、26億の財源は。

○児玉畜産課長 発生農家対策1億3,904万9,000円、これは評価額の5分の1以内ということ。その下のほうは国と県で見るということになっておりますので、その合わせた額でございます。

○緒嶋委員 合わせた額というなら、比率はどうなりますか。

○児玉畜産課長 国、県2分の1ずつです。

○緒嶋委員 その中で、制限区域があって、それが解除された。しかし処理場が稼働しない。そうならばいつまで補償を見るか。制限区域が

解除されましたから、あしたから補償はしませんということであっても、処理場の能力によっては、稼働しても搬入できないということであれば、そこまで補償しなきゃ、制限区域が解除されても、農家にとっては毎日えさをやって養わにゃいかん。でありますので、あくまでも処理場に持っていくまでの期間は補償してもらわなければ、農家にとっては大変なデメリットになるわけです。そのあたりの補償はどこまでされるわけですか。

○児玉畜産課長 移動制限区域内ということでの対応になるかと思っております。移動制限が外れて出荷できるということになれば、当然そこは外れてしまうと考えております。

○緒嶋委員 外れてしまっても処理場に持っていけない。であれば、外れたからそこで終わり、後は補償しませんというのでは、外れても処理ができるまでは補償というか経費を見てもらわんと不公平になるわけです。外れたときに明る日出荷できるところと、外れたが、10日たってもまだ養わなければ……。系列で処理するわけです。どこに持っていくというわけにはいかんわけです。そうなりますと不公平感が出てくる。公平に取り扱わないと、5キロ、10キロで制限の時間的な差が出るわけですから、あくまでも処理場で処理できるまでは経費を見てやるという形じゃないと不公平だと思ふんです。10キロから5キロに制限が解除されました。翌日から5キロ、10キロの間は補償しません。処理場が動いておっても、処理場の能力によってはそこに持ち込めないわけですから、そこ辺のタイムラグをどう見るか。恐らく養鶏農家から不公平感が出てくるんじゃないかと思ふんです。

○児玉畜産課長 委員のおっしゃることは十分わかるんですが、移動制限が外れたけれども食

鳥処理場が稼働していないので出せないといったものに対して支援の対象になるかどうかは、現時点では結論が出ておりませんので、国のほうと相談をしてみたいと思っております。

○緒嶋委員 そうということはいずれにしても国のほうにお願いして、公平な立場でない、牛の場合は発情の関係で種つけの期限が切れて、それはそれで仕方ないけど、鳥の場合は処理することで初めて経営的な収入になるのが、処理もできない。40日か50日間で処理するのが、60日も70日も養うことによって商品価値も下がるわけです、逆に。えさはやりにゃいかん。そうなりますとかえってそういう人のほうが気の毒なわけです。公平に見た場合には、制限区域内であれば処理場に持ち込むまでの経費は見てもらうように、国に強く要請してもらうようにお願いいたします。

○福田委員 今の発生農家救済ですが、100%県が対応しますと出るんですけど、ブロイラーを中心とした飼料インテグレーションの形態の場合は、所属が、ブロイラーを世話している農家じゃなくて企業にある場合が多い。これは牛、豚でわかりましたよね。今トラブっていますが、実態はどうなんでしょう。本来ならば農家がブロイラーを飼養しているんですが、宮崎県の場合は、ブロイラーは70%近いものが飼料インテグレーションの中でやられていますから、殺処分したブロイラーそのものがどこの所有権になるのか。その辺を牛、豚にかんがみて非常に心配をしているんですが、いかがでしょうか。

○児玉畜産課長 ブロイラーにつきましては、直営でやっているところはあろうかと思いますが、委託といったものは多分ないというふうには思っております。系列会社との出荷契約等は結んでおりますけれども、所有はあくまでも農家

であると考えておりますので、手当金等は所有者のほうに行くだろうと考えております。

○福田委員 それであれば非常に安心できるんですが、牛、豚でそういう問題が発生してまだ未解決ですから、ぜひその辺もしっかり注意してフォローしていただきたいと思います。以上です。

○十屋委員長 そのほかございませんか。

○榎藤委員 新燃岳関係で現地等に行きますと、ハウレンソウとかべちゃっと灰がくっついて、今の49億とかいう農家被害等が、いつの時点かでは基準を変えないと、活動火山ということで認定をされたのであれば、土地は次の作物はつくれないんじゃないか。牛のえさも、機械で刈ってやると灰を吸い込んで牛に食べさせられんというんです。今出てきている金額というのは、あくまでも今の作付がこの1カ月間でだめになるということですが、1年とかもっと続くという見方になれば、もう一回、土の上を取ったり中和作業をしないと、全然そこでは作物はつくれないんじゃないかと思うんです。もう一つは、お茶等は、洗浄機を買ってやっても、2級品、3級品だったらキロ260円とか言っていました。生産者のB級品の評価がですね。完全に赤が出るということがわかっておったら、そのまましておったほうが良いということなんです。シイタケにしてもですね。

そういう問題がありますので、どこかの時点で、既に活火山ということが認定されたのであれば、損害等について、今の計算の見方でいいのかなと。そういうものは早目早目に言っていないと、口蹄疫のときの事業が1,000億で5年間で何ぼというふうになってしまったこと等も含めて、こういう前提条件でいけばこういう被害になるんだというようなものを出していかな

といかんのじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○井上営農支援課長 委員の話にありましたように、現在の計算というのは、あくまでも今の作物が実際の被害がどうなるか、販売できなくなる、あるいは間違いなくそういうことになるという数値を上げているところです。その数字を見込みまで入れるのがどうなのかというところがあるわけですが、鹿児島県等に聞いてみましても、実際の被害ということで数値は出しているようです。今後、この辺についてはまた鹿児島県等とも連絡をとりながら的確な数値の出し方は検討したいと思っております。

もう一つは、土がだめになるんじゃないかという話がありましたけれども、これにつきましては指導資料も出しているところです。例えば3センチ以上積もっているような場合につきましては、それを除去していただいた上ですき込んでいただくということで、基本的にはpHはそれほど変わらない、酸度はそれほど下がらないという数値になっております。ただ、都城のほうは、火山灰は中性に近いものですので特に問題はないんですが、高原町の一部では酸性の強いものがあります。特に1センチ以上積もっているような場合については、石灰で強制していただければ特に問題はないと考えております。

○榎藤委員 小林のほうで牛なんか預かってもらっている人等は、えさもないわけです。委託料は払わにやいかんと思うんです。そういうのを考えたら、もうやれないんじゃないかという人も来ておられるんです、代表で来ておられるんですが。そういうことを考えると、今は立ち上がったばかりですから1カ月かそこらですが、全体的に被害が少ないんじゃないかという気が一つはします。

それからもう一つは、県庁全体で取り組んでいかなきゃいかんことも多いわけです、学校の冷暖房とかも含めて。ここでそれを議論するという意味じゃないんですが、そういう対策本部的なものとしての検討には既に入られたんですか。農水だけじゃなくて教育委員会とか、県庁全体でそういう体制はもうとられたんですか。

○上杉農政企画課長 総務部の危機管理のほうを中心といたしまして、具体的には、1号館の5階にあります災害対策本部のほうに関係部局が集まりまして、うちはどちらかというと農作物の降灰被害という観点でございますけれども、幾つかの班をつくりまして、その中に農政からも入っているところでございます。

○榎藤委員 今、完全なものをどうだこうだという議論をしても始まらないと思いますが、もう少し時間がたってくれば県庁全体として対策等が重なる部分もあると思うんです。そういったことを含めて、今は土石流が起きたらどうだこうだ、どうしても危険を伴うものになっていますが、今後については全体的な協議をする場という意味での運用をお願いしたいと思います。県民の側からですね。

それから、余り難しいことではないんですが、畜産課長に、今度は高原に移したのをもう一回高鍋に連れてくるという話ですが、県内全部の分散管理の構想そのものは結論的には出たのか。出てなければ考え方はどういうふうになっているのか。

○児玉畜産課長 種雄牛の分散管理の話だと思いますけれども、今、家畜改良事業団のほうで特別委員会というのを立ち上げておりまして、分散管理に向けた施設の整備、高鍋が当然メインになるわけでございますけれども、それ以外にもう一カ所、分場といいますか、ある程度距

離を持ったところで施設をつくりたい。高原の検定所はそのまま置いておきまして、西都の尾八重は緊急避難施設という形で置いておきたいということで、入れる場所は4カ所は確保しておきたいという考えでおります。

○榎藤委員 既存の施設を利用することも大事だと思うんですが、分散して管理をしていくという面からも、道路がよくなれば西都でいいのかもしれない。それはわかりませんが、県北その他バランスも含めて適地を検討していただくように意見を述べておきたいと思います。以上です。

○十屋委員長 議案の質疑は終わりました、その他報告事項についてありませんか。

○徳重委員 今も出たんですけど、新燃岳の灰のことですが、イタリアンライグラスがまだほとんど刈り取りしないわけですが、また新芽を出すというか成長しております。普通ならもう刈れる状態かと思うんです。今は灰で埋まっているんですが、非常に勢いが出ているようです。そこで、灰が降った草を牛に食べさせたら子牛が下痢したという話を聞いて、これは大変だなと。これから成長したものを刈って食べたら当然中に入りますね。家畜にやっても害はないものですか。わかりませんか。

○井上営農支援課長 飼料作が灰が入って大丈夫かという御質問ですけれども、本県でもこれほどの灰が降ったことはありませんでしたので、鹿児島県等にも問い合わせをしているところですが、結論から言いますと、灰が入りますと牛の嗜好性が落ちるという話は聞いておりますが、害が出るものではないと聞いておるところです。したがって、特に灰がまじっているような場合には、ほかのえさとまぜて食べさせるとか灰を落としていただく、そういうことをしてい

ただければ特に問題はないと伺っているところです。

○徳重委員 一般論ですけど、かなり積もっているわけです。何回刈っても持ち上がってきて、またえさにまぎってしまうわけです。非常に問題じゃないかと思っているんです。これからトウモロコシなりいろんなものを作付しても、灰が降ったときにまたそのようなことになるのかなど。畜産にとっては非常にこれは大きな問題だと思っています。すべての畜産がですね。その辺のところを研究して実験等も早くやっていただかなければ大変なことになるのではないかと思っております。鹿児島県がどうだったのか詳しくわかりませんが、特に宮崎県の状態はひどいんだということで、ぜひ検討してほしいと思っております。

それから、さっきもちょっと言いかけたんですが、牛舎等が破損した。保険に入っているところは何とかそれで再開ができると。私の知り合いも2〜3倒壊しているんです。豚舎なんですけど、400〜500万かかるだろうと言っているんですけど、ほかの豚舎に移してすし詰めに飼っているけど、大変だと。何とか見舞金でもいただけないかというようなことを言っているんですけど。どうもその辺が、今のお話を聞いてみると、1円も出せないんだと、個人だということのようですが、ちょっとかわいそうだなと思うんです。これは特別な災害なんだということを考えたときに、何か方法はないか。もし国の制度でなかったら、県が前向きに検討してやるということは考えていらっしゃるのかお聞きしておきたいと思えます。

○十屋委員長 4時までがきょうの日程でございましたので、延長しておきたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

○児玉畜産課長 牛舎等の損壊に対する支援の御質問でございますけれども、今言われましたように、個人の施設に対して補助金をつけるというのは難しゅうございまして、国のほうの事業を見てもなかなかありませんし、資金での対応とか、建物共済に入っておられればそれが一番いいんでしょうけれども、今のところは建物共済あるいは低利の資金ぐらいしかないというのが現状でございます。

○徳重委員 新燃岳は300年に一遍と言われるような不慮の災害だと思うんです。全国でもこんな例はない、まして畜産地帯であると、倒壊したところは。最も近いところ、御池周辺ですから。そういったことを考えると、特別な状態であるということだけはひとつ御理解いただいて、前向きに何か検討できないか。これは要望しておきたいと思っております。

それと、ハウス園芸の方は3〜4反で専業農家が多いんです。私が聞いた話ですが、太陽の透過度が低いということで、3割ぐらいは減収だろうとおっしゃるわけです。3割減収ということは、300〜700万収穫されるわけです。最低のところでは反当400万いって30%、120万なんです。それが3反ということは390〜400万、4〜5反つくっていらっしゃる人は1,000万を超すぐらゐの被害になる可能性があるわけです。単純計算ですけどね。この人たちも大変だなと思うんですが、これについての考え方はないですか。ちょっとお聞きしておきたい。

○井上営農支援課長 まず、ハウスの被害の状況ですけれども、委員のお話にありましたように、特に都城、北諸のほうでは、灰が降った当初灰が舞って光の透過率が悪くなる、あるいは灰をおろすための作業が忙しくて管理ができないということで、かなり収量あるいは品質が落

ちるというような話を聞いております。その被害なんです、先日の雨でかなりきれいになっておりまして、今現在は収量、品質も戻ってきているという話は伺っております。

被害金のほうですが、これにつきましては農業共済制度もありまして、共済であれば、管理が十分できなくて病気が出たというときには該当しますし、そこまでの事例はありませんけど、施設が倒壊したときも共済制度があります。新たにビニールを張りかえる場合には、県のほうでも今回災害資金を準備いたしましたので、そういったことで対応していただければと思っております。

○徳重委員 専業農家で400～500万、1,000万近くの損害を受けるとなると、再生産できない、生活ができないということになりかねない。せっかくここまで頑張ってきたのにということになりますので、ひとつずつと見守っていただきたい。そしてそういう状況のときにはどうするかということも考えていただければありがたいと思います。結果は最後まで出てみなければわかりませんが、かなり透過度が低いということと、水で洗っても完全には落ちないんだそうです。そういう状況から考えると、非常に苦しんでいらっしゃるんだと、普通見ただ目にはそんなに見えないけど、現実にはそういう状況であるということをお聞きしておりますので、ひとつ前向きに検討してください。

○榎藤委員 先ほどの課長の答弁でいいのかなと思ったんだけど、灰が降った次の対策を――鹿児島県の例ですけれども、私はそれで片づけてもらったら困ると思うんです。鹿児島はそこをすき込んでpHも影響ないですよみたいな話をされたけれども、私たちも見に行くまでは、ハウレンソウやらに灰がかぶっているから、雨が

降ったらなくなるだろうと思ったら、べちゃっとついて、下のほうは地面に埋もるんです。上のほうに最初かぶったとか、pHが高いからハウレンソウはみんな赤くなっているんです。大きくなっても出荷できないと思うんです。現地の人のお茶の話とか、牛だってえさがなかったらやっていけません。たばこはもちろんだろうなんでしょうかと、まだ降るわけですからね。私が行ったからどうだという議論じゃないですけど、やっぱり生活がかかってやっているわけです。試験場長もいらっしゃいますが、例えば都城の土壌で何かを栽培してみるというのがあって答えてもらうならいいけど、電話か何か知らんけど、鹿児島に聞いたらこうだったということでは、この常任委員会としては許せないですよ。

○井上営農支援課長 済みません。私の言い方が悪かったのかもしれませんが、鹿児島でというのは、具体的な、灰が降ったときにそれをえさとして食べさせていいとか、被害の金額の集計の仕方を聞いたということでありまして、言い方が悪かったと思っております。申しわけありません。

○榎藤委員 都城も今は避難訓練とかで大変だと思うんですが、今後、農家の専門部会等で問題はもっと大きくなってくるんじゃないか。降灰も続くんじゃないか。長期的に立った被害対策とか、土壌の改良とか、そういった問題等を長期テーマとしてぜひ検討してほしいと思います。

○串間総合農業試験場長 既に農業試験場では都城方面、高原方面から灰を試験場に持ち込みまして、圃場の麦にまいて実際にやっておりますし、ポット試験では土壌改良材、ケイカルとか苦土石灰、ケイ鉄とかいろいろな資材、それ

から除草剤を振って効果があるか、薬害が出ないかとか、いろいろな試験を各部連携してやっております。また2月14日には、鹿児島県と国の九沖センターと連携分担をしていこうという話し合いも進めておりますので、今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○榎藤委員 鹿児島は何百年も降っているわけですから、そこら辺で作物ができなくても当然という認識に何百年かの間になっているかもしれません。しかし、今まで立派にできていたところが急になったわけですから、大分実質的にも違うんじゃないかという気がしておりますので、長期テーマを細かに掲げながら、ぜひ慎重な検討をしていただいて——活火山法の現在の法律というのは十分じゃない点がたくさんあるわけです。鹿児島だけでできなかったことも、宮崎と一緒に、何を变えにやいかんと一口には言えませんが、変えていくべきことについては、材料、データがあれば説得できるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ今後よろしく願いしたいと思っております。以上です。

○紺家畜産試験場長 イタリアンのことについてでございますが、給与については、先ほどもありましたけれども嗜好性は低下をいたします。ただし、多量でなければ家畜に大きな病気は発症しないということが言われております。これは、先ほど営農指導課長も言いましたけれども、長年の研究成果等が鹿児島含めてございます。ただし、青刈りで給与することについては危険がございます。これにつきましては、県のほうで2月にまとめました降灰対策等全般的な対策の中で畜産試験場も記述いたしております。

それから、今、畜産試験場では20ヘクタールぐらいイタリアンを作付しております。試験場は若干作付がおくれまして11月と12月にしてお

りますが、12月の収量が落ちております。最初は芽が出るかなと非常に心配しておりましたが、幸い少し雨が降りまして芽は少し立っております。これはほとんど乾燥に使うわけですけれども、これを刈ったときに灰が舞い上がる、付着する、これが一番心配をしているところでございます。今、私どもが考えておりますのは、収量は若干落ちてでも高刈りをすると、刈っても今度はテッターで回しますので、これが舞い上がるだろうということで、つめが余り下に行かないような調整をして刈れないだろうかと。それでも100%はいきませんが、それで給与試験を試みよう、そういう計画を立てております。以上でございます。

○榎藤委員 今、現地に行くと、吹きだまりで高いところと溝みたいになっているんです。機械で刈ろうとすると、それを舞い起こしてえさにまざるから食べさせられんという話なんです。

○緒嶋委員 すべてのことが現場主義というか、現場の皆さんの困っておるのをどうするかという視点で農政は対策を立ててもらわんと、机上の空論ということがあるが、机上じゃだめ。都城、高原の苦しみをどう農政の立場で解消してやるかというような視点で取り組んでいただかなければ、あの人たちは生活をしなきゃならぬわけですからね。困っておる人の視点。「現場主義」と知事も言われましたが、現場主義をいかに生かすか、それが農政で一番やりにやいかんことじゃないかと思っておりますので、皆さんそれぞれの立場でそういう視点で努力してほしいということをお願いしておきます。

それと農業者戸別所得補償、ことしは昨年よりも、米の値段は安かったけど、定額、変動の1万5,000円、1万5,100円の補償があったから、結果としてはよかったわけですね。しかし、こ

れがまた来年、再来年と充実しなきゃならんし、これは今の政権の一つの目玉であるので継続して充実してほしいんですけども、今後においては米の減反政策をやめて全部植えるということになると、これが本当に財政的にもつのか、生産費を本当に補償してくれることになるのかという気がするんです。23年度のことも書いてありますけれども、23年度もことしと同じような補償ができるというふうにお考えですか。

○郡司農産園芸課長 御指摘のとおり、きょうの朝の新聞を読んで、我々も茫然というか、愕然としましたけれども、ことし上程された予算が通れば、ほぼ中身は同じような状況ですので、同じぐらいの額は来るのかな、プラス畑作の所得補償等々も始まりますので、そのようには考えていますが、継続的に価格が下がっていくと、変動部分は3年の平均とか言われていますのでだんだん下がっていくということです。そうなれば定額部分の見直しをしないと生産費補償にはならないんですけども、そのことがやられるのかどうか今のところ不明だと。

実際的には、ずっと予算を確保し続けることと同時に、コストを下げていかないと予算はどんどんふえていきます。そのためには規模拡大が必要で、規模拡大を実現するためには、本県の場合は基盤整備が必要という一連の構図が見えるわけです。戸別所得補償制度だけを切り取って議論するのではなくて、総合的な農政のありようについて議論する中で——生産者の戸別所得補償するという考え方自体は非常にすばらしいと思うんですけども、もう少し広い範囲で議論することが必要なのではないか。と同時に、議論の途中でああいう議論が出るのはいいとは思いますが、急に転作はやめてしまうような話が出ると、現場は本当に混乱するので

はないか。私も含めて、生産者の方々も思われるのではないかと考えます。

○緒嶋委員 片一方ではTPPを進める、「第三の開国」というのは進めるということですね。6月に結論を出すというけど、「第三の開国」と言っている以上はそれを進めるということになると、米の値段は安くなります、皆米はつくりなさい、価格は補償します、一連の整合性が全然ないわけですね。そういう中で、食料自給率は50%にします、つくるにもつukれないような形で補償しますということになると、まさに机上の空論になってしまう。そういうことであれば農業者はどういう形をとればいいのか。土地改良も整備をしなければ大規模にはなれない。矛盾点を整理しないままにぼっぼぼ打ち出すから、何を信用していいかわからない。毎日、日が変わり定食みたいなことを言ってもらっても、ついていく人はどうにもならんわけです。そこあたりは国とも、我々もですが、十分整合性を考えながらやるように、今度は副知事も農林省からおいでになったということでもありますので、副知事も整合性を十分議論しながら進めていただきたいと思います。

それと、22年度は口蹄疫、鳥インフル、新燃岳と、農政にとっても何十年分の災難が1年度で降りかかってきたような本当に苦悩されたことについては、皆さん方の御苦勞に対しては理解もするし、感謝もしたいと思います。しかし、毎年こういうふうになる可能性もあるということを考えたら、対策会議の中で、恒常的に、何が発生しても、どこで発生したらこことここは即座にチェックポイント、消毒ポイントが機能するようなシステムを考えておかにゃいかんと思うんです。どこに消毒ポイントをつくったらいいかを、発生した時点で考えるんじゃなくて

シミュレーションの中で整備をしておく、そういうことで危機管理を高める。そして県民全体の理解が得られるような対策をしながら、農政は農政でまた対策を立てる。全庁的なものを、県土整備部含めて、道路の流通体系も含めて早く決めなければ、そのときそのときで、あそこに消毒ポイントをつくったらいんじゃないか、ここがいいんじゃないかというのじゃなくて、市町村も含めてそういうものを整備する必要があるんじゃないかと思うんですが、そのあたりの議論はなされておるわけですか。

○**児玉畜産課長** 消毒ポイントの設置につきましては、特に農林振興局が中心となりまして消毒ポイントが設置できるような場所をすべて把握しております。今、委員がおっしゃいましたように非常に大切なことでありますので、もう少しそれをきめ細かにやれるように振興局あたりと話を詰めていきたいと思えます。

○**緒嶋委員** これは当然、振興局だけではなく、土木事務所を含めて、道路の管理も含めてやらにゃいかんと思えます。これは喫緊の課題として。鳥インフルも口蹄疫も今後発生しないということなら別ですけど、原因もわからんわけです。どういうルートで発生するかもわからん中では真の対策も立てられんわけです。どういうことで伝染していくかもまだわからん中では。そういう中では消毒ポイントというのは重要な位置づけになると思えますので、全庁的な中で議論を深めていただきますよう要望しておきます。

○**星原委員** 新燃岳、地元ですから。これだけの資料をつくっていただいておりますが、口蹄疫のときは現地に入れなかったと思うんですが、新燃岳の場合は皆さん方もちゃんと現地を見ていらっしゃると思うんです。まず最初に、

おいでいただいている皆さん方で、都城・高原方面の降灰状況を見に行かれたんですか。

○**高島農政水産部長** 都城地区、高原、小林分場の避難牛が行っているところも見てまいりました。

○**星原委員** ここにいらっしゃる皆さん方は見られているのかなと思って。というのは、今、緒嶋委員のほうからも言われたように、知事も現地主義と言われている。委員会が開かれる前にこういう資料をつくられているわけです。土日もあるわけだから、それぞれ担当のところは、畜産だったら畜産の分野でどうなのか、園芸の分野だったら園芸の分野でどうなのか、それぞれに分かれて行って調査ぐらいはしてこの委員会に臨んでほしいと思うんです。そして農家の人たちが今どういう苦しみにしているか。去年の口蹄疫でもかなり痛めつけられて消毒はずっとしてきた。今度はえさづくりでこういう問題が起きて、またこれでいじめられている。そういう事情を知っていただいて、どうやって今後の対策を考えるかということを一方でやっていかないと、19ページに数字を上げられて被害とかパーセントは出るんですけども、ここに出てくる以上に、農家の皆さん方、関係者、心の痛みをいっぱい持っているわけです。どうなるんだろうという不安。ましてや新燃岳の場合なんかいつ終息するかわからんわけですよ。そういうところをちゃんと肌で感じて、そしてこういうことで数字を上げて、政府に対して要望、陳情を上げるときには思いの込もった上げ方をしないと、本当に政府、国に対して通じるのかなと思うんです。口蹄疫では動けないわけですけども、降灰の場合は何百年に1回しかないような噴火だとも言われているわけですから、担当する皆さん方それぞれの専門的な立場で現

地に行って生の声を聞いて、そして我々と意見交換しないと、数字を並べるしかないのかなと思うんです。どうですか部長、まだ終息しているわけじゃないんですから、現地調査してその辺のことを把握する必要があるんじゃないですか。振興局なり普及センター、地域からの報告を受けるだけじゃなくて、部長は行かれていると思うんですが、担当課の課長さんとか補佐の皆さん方、役割を持って資料をつくられる人ぐらいは、現地がどうなっているのかぐらいは考えてつくってほしいと思うんですが、どうですか。

○高島農政水産部長 現地は見てみないとわからないというのは、まさにおっしゃるとおりでございまして、私の後ろに座っているすべての職員は行ってないとは思いますが、今答弁をしております、井上課長とか農産園芸課長とか——一つは、鳥フル等の関係もありまして、分かれて、特にこの2人の課長を中心にさせたというのもあるんですけども、かなり現場には精通した上で2人のほうは答弁もしていると理解しております。ただ、全員が行ったわけではないというのも確かでございます。

○星原委員 もし行っていなければ、ぜひ近いうちに。ちゃんと自分の目で見て、地域の農家の人のそれぞれの声も聞きながら、政府と交渉するでも予算を上げるでも、そういったものでないと本来の形の気持ちが届いたものは出てこないんじゃないかと思えます。

それともう一点、これもまた口蹄疫でやって資料をもらっているんですが、11年前のときも3月に発生し、去年の場合も、4月20日にはなっていますが、疫学チームでは3月26日ごろとなっています。今月は3月です。今、韓国ではこれだけ発生している状況、韓国の去年の1月の状

況と比較するとかなり厳しい状況だと思わなくちゃいけないと思うんです。去年の場合であれだけ入ってきて、そしていろんな対策が打たれてきた。また入ってくるかもしれないんですね。そういう中でいかに予防、危機管理をするかということだと思うんです。毎月20日を消毒の日にして、その後、市町村とかJAいろいろなところとタイアップしながら、口蹄疫から守るための消毒なり防疫体制がしっかり敷かれているのかと思うのが1点。

夕べ実は、畜産農家の皆さん方の中に入って話が出たんですが、「自分たちもしっかり守らにゃいかんけれども、やっぱり空港とか港の防疫をびしとやってもらわにゃいかん」という声があるわけです。1月に空港にも行って聞いたんですが、あのときはマットだけはありました。ミストみたいなことをやれと言ったら、服にいろんなものがつくると観光客あたりは嫌がる、あるいは補償の問題が出るので無理だという話だったんです。そういう流れの中で、2月の競りで都城で見たときに、ここに資料を持ってくればよかったんですが、持ってきていないんですが、クリーン何とかというので、エアじゃないんだけど出すものがあって、そういうものをつくっている会社もあるんですが、去年からずっと発生する中で、防疫に対して研究されているものとか、いろんな資料とか、そういったもので何とか対策をとろうということはやってきているんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 3月に入りまして1年前のことが思い出されるんですけども、水際対策につきましては、今、委員がおっしゃいましたような靴底消毒を中心に行っておりまして、ミストとか新たな消毒の手法等の研究については、少なくとも空港等での水際対策ではやって

おりません。ただ、今回、家伝法の一部改正の中では水際対策は国もかなり力を入れるという形も聞いております。基本的には水際対策は国かと考えておりますけれども、宮崎空港につきましては国内線も含めて24カ所のマツも設置しておりますので、少なくとも昨年から比べたら数段、防疫対応はやっていると認識しております。

○星原委員 3月は危険な月かなと思いますので、全畜産農家の皆さん方、あるいは関係団体、我々もひっくるめて、3度目が出ちゃいかんという強い思いの中で取り組んでいってほしいと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○高橋委員 1点だけ、本会議場では時間の関係で細かいところまで確認できなかったものですから、資源管理・漁業所得補償対策について、いま一つわからないところがあるので教えてください。何回も言いますが、米と全く違うところは、受益者負担のところまで申し上げてきたわけですが、きょうの資料の18ページにもあるように、国の上乘せで共済組合の掛金をおおむね半減してくれますと、ここまではいいんです。ところが、資源管理で漁を休ませて収入は減るわけでしょう。これは何がいいのかいま一つわからないものですから、今よりも悪くなる制度じゃないですよということをお聞きします。

○鹿田水産政策課長 この対策の条件になっております資源管理への取り組みでございますけれども、既に県内の漁業者の方々も、例えば、ある一定サイズ以下の小さなものについては漁獲しない、放流するとか、この時期は操業を控えるとか、地域地域で自主的な取り組みが数多くなされております。そういった自主的な取り組みをこの制度の中できちんと位置づける、こ

れまで自主的にやった取り組みを継続的にしっかりとした枠組みで続けていただく、そういった取り組みをしっかりとさせるためにこの対策を活用できるということです、この対策に乗るために新たに漁業者の負担になるような取り組みを強いるものではないと考えております。

○高橋委員 事業者負担があったとはいえ、漁業の場合には共済掛金が莫大な額らしいですね。スケールが違うと聞いています。右側の収入安定対策のところではおおむね半減、ここまではいいと思うんですけど、左のほうの資源管理等の取り組みを見ると、漁獲量制限とか休漁とか書いてあるわけでしょう。これが条件だということであれば、今大変な状況で水産業からお訴えを聞いているわけです。皆さん方も私たちも。まして今、燃油がああいう状況です。円高だからこそとどまっているという話です。この漁業所得補償は——まだ当初を論議していないのにここで言うのはお門違いかもしれませんが、何らかの研究、検討していかないと、水産団体がよくこれを了としたものだなと非常に疑問に思っているところでありまして、本会議場では細かく聞きませんでした、資源管理等の取り組みが条件としてこの制度が取り入れられたというのであれば、それで漁業者がよかったということになればいいですけども、これを見る限りでは非常に不満はあると思うんです。一方で米の対策、1万5,000何がしの所得補償はあるわけですから、漁業者のやる気を出すとか、将来的に後継者にしっかりと引き継がれるものにするためには、何らかのもう一つの支援というものがないと、これはうまく前に行かないんじゃないかと思えます。

○鹿田水産政策課長 委員御指摘のとおり、この対策につきましては、漁獲収入を一定程度の

レベルを維持するための保険制度がもとになっておりますので、実際のコストを差し引いた利益、所得を保障する制度ではございません。現在の共済制度の掛金が非常に負担が大きいということで、それが半額になるというメリットはございますが、それによって生活自体が保障されるというわけではございません。また、御指摘がありましたとおり資源管理の取り組みもございますので、知事の答弁にもございましたが、この制度をうまく本県で活用するためにこれからどのような措置が必要なのか検討していくこととしております。

○高橋委員 今の御答弁、よく理解します。

農業と水産業の違いをよく言いますよね。農業の場合には土地を持って固定資産税を払って、漁業の場合にはただで使わせてもらっている。そういうことで遠慮されなくてもいいと思うんです。今答弁にございましたようにいろんな研究いただいて、できるところは支援するという検討をやってください。お願いします。

○十屋委員長 ほかございませんね。

それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

執行部の皆様は大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 4 時30分休憩

午後 4 時34分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

あすの委員会は午前10時再開、環境森林部の当初予算に関する審査から行う予定です。

ほか何か皆さんから意見がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 ないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

平成23年3月4日（金曜日）

午前10時0分再開

出席委員（9人）

委員 長	十屋 幸平
副委員 長	河野 安幸
委員	緒嶋 雅晃
委員	福田 作弥
委員	星原 透
委員	権藤 梅義
委員	徳重 忠夫
委員	高橋 透
委員	岩下 斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	吉瀬 和明
環境森林部次長 （総括）	豊島 美敏
環境森林部次長 （技術担当）	黒木 由典
部参事兼 環境森林課長	金丸 政保
計画指導監	佐藤 浩一
環境管理課長	橋本 江里子
循環社会推進課長	福田 裕幸
森林整備課長	河野 憲二
山村・木材振興課長	徳永 三夫
みやぎスギ 活用推進室長	小林 重善
工事検査監	水垂 信一
林業技術センター 所長	楠原 謙一

木材利用技術
センター所長 有馬 孝禮

自然環境課課長補佐
（総括） 奥野 厚子

自然環境課課長補佐
（技術担当） 西山 悟

事務局職員出席者

議事課主査 花畑 修一

政策調査課主査 坂下 誠一郎

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。よろしくお願いいたします。

座って説明させていただきます。

それでは、お手元の当初の委員会資料を見ていただきたいと思います。表紙のほうに目次を書いておりますが、本日の説明事項は、提出議案が9件、予算議案が4件と特別議案が5件の9件でございます。その他の報告事項が1件でございます。まず、予算議案といたしましては、議案第1号「平成23年度宮崎県一般会計予算」、議案第4号「平成23年度宮崎県山林基本財産特別会計予算」、議案第5号「平成23年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算」、議案第6号「平成23年度宮崎県林業改善資金特別会計予算」でございます。

めくっていただきまして、1ページをお開きください。予算議案をまとめておりますが、23年度の環境森林部の重点予算を1ページのほうにまとめております。環境森林部におきましては、身近な地域から地球規模までの環境問題や、依然として厳しい状況に置かれております林業の現状などから、県の平成23年度重点施策であ

ります「口蹄疫からの再生・復興」「経済・雇用対策」「長期的課題への対応」の3つの柱を中心に各種の施策に取り組んでおりまして、1ページのところに記載をさせていただいております。

まず、口蹄疫からの再生・復興につきましても、そこに2行ぐらい書いておりますけれども、川南町などの埋却地周辺の井戸等の地下水水質の定期的な調査や悪臭物質の測定を行うことにしております。

次の経済・雇用対策におきましては、適正な森林管理の推進や県産材需要拡大の推進ほか、林業事業体等の担い手の確保・育成あるいは雇用・就業環境の改善を図ることとしております。

さらに、長期的課題への対応につきましても、地域づくりといたしまして、二酸化炭素等の温室効果ガス排出削減の取り組みの強化や野生鳥獣被害防止対策の推進を、人づくりといたしまして、環境学習や実践活動の促進や県民による自主的な森林づくり活動の支援を行います。産業づくりといたしまして、森林施業の集約化等によります低コスト林業や計画的な森林整備を推進してまいりたいと考えております。

右の2ページを見ていただきたいと思います。
「平成23年度環境森林部歳出予算（課別）」でございます。この表は、部の一般会計と特別会計の平成23年度歳出予算を課別に集計したものでございます。今回は骨格予算でありますけれども、予算総額は、表の一番下の合計の欄にありますように、一般会計、特別会計合わせまして176億2,187万3,000円、対前年度比68.0%となっております。

それでは、再度、表紙に戻っていただきたいと思います。Ⅱの特別議案でございますが、まず、議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてでございますが、

これは2つございまして、1つ目は、県が所有しますオゾン測定装置の調整装置につきまして、使用料の設定をお願いするものでございます。

2つ目は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正に伴いまして県知事が行うべき新たな認定事務が追加されたため、この事務に係る手数料の設定をお願いするものでございます。

次の議案第26号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」の公布に伴いまして、改善命令の発動要件の見直しやばい煙等の測定結果の保存など、関係規定の改正を行うものでございます。

次に、議案第30号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」は、市町村にかわって県が開設いたします平成23年度の林道事業に要する経費に充てるため、市町村から一定の割合で負担金を徴収するものであります。

次に、議案第39号「宮崎県環境基本総合計画の変更について」は、地球温暖化を初め資源の枯渇や生物多様性の減少など、早急に解決すべき環境問題に対応いたします、低炭素・循環型社会、自然共生社会の実現に向けた対策を着実に推進するため、計画を変更するものでございます。

次に、議案第40号「宮崎県森林・林業長期計画の変更について」は、地球温暖化防止など森林に対する期待の高まりや、木材需要構造の変化、林業担い手の動向など、森林・林業を取り巻く新たな情勢等に的確に対応するため、計画を変更するものでございます。

最後に、Ⅲその他の報告事項につきましては、平成23年度から27年度までを新たな課税期間としてスタートします次期森林環境税の取り組み

について御説明申し上げます。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては担当課長から御説明いたします。

なお、昨日に引き続き、自然環境課長が忌引のため、本日委員会を欠席しております。代理といたしまして、総括課長補佐の奥野、及び技術担当課長補佐の西山が出席いたしておりますので、自然環境課に係るものにつきましては両課長補佐のほうから説明を申し上げます。あわせてよろしく願い申し上げます。以上であります。

○十屋委員長 ありがとうございます。部長の概要説明が終了いたしました。

これより、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の審査を行います。まず、環境森林課長から順次説明を求めます。

○金丸環境森林課長 それでは、環境森林課の予算につきまして御説明させていただきます。

平成23年度歳出予算説明資料、分厚い白い冊子でございます。179ページをお願いいたします。左から2列目でございます。平成23年度当初予算額の欄にありますように、一般会計で27億5,131万8,000円をお願いしております。

181ページをお願いいたします。主な事業につきまして御説明を申し上げます。

上から5段目の(事項) エネルギー対策推進費2億円でございます。これは、住宅用太陽光発電システムを設置される方々への融資を行うため、県が金融機関に資金を預託するものであります。

次に、このページの下から2段目の(事項) 環境保全推進費2,435万円でございます。その内容につきましては、次の182ページをお開きください。上から3行目の改善事業3 環境みやざき実践活動推進事業でございます。これは、県民

の環境学習や環境に資するための実践活動を支援するものでございまして、例えば、環境みやざき推進協議会が行います環境フェスタの開催、あるいは県立図書館に設置しております環境情報センターの運営に要する経費でございます。

続きまして、次の新規事業4「ネットで環境学習」推進事業でございます。現在、宮崎県の環境情報を発信しております「みやざきの環境」というホームページがございますが、これを改修いたしまして、新たに、県民、NPO、事業者等が相互に情報交換し合える環境学習のホームページを作成するものであります。

次に、その下の(事項) 地球温暖化防止対策費1億1,717万5,000円であります。説明欄の1 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画推進事業であります。これは、平成21年度に国から交付されました補助金で創設しております地域グリーンニューディール基金を活用した事業でございまして、都城市、高鍋町、新富町が行います庁舎等への太陽光発電などの施設整備に対しまして補助を行うものでございます。

2のカーボンアクションフォローアップ事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明を申し上げます。

続きまして、183ページをお願いいたします。中ほどにあります(事項) 森林計画樹立費4億2,403万7,000円であります。まず、説明欄の1の改善事業(3) 森林再生のための森林情報精度向上事業であります。これは、地籍調査等に基づく森林の境界や所有者名、地番などのデータを、本県の森林資源情報を管理しております森林GISシステムに入力して精度向上を図ろうとするものであります。

次の(4) 宮崎の森林・林業再生促進事業につきましては、後ほど常任委員会資料で御説明

を申し上げます。

次に、184ページをお願いいたします。(事項) 林業技術センター管理運営費7,794万9,000円です。これは、林業技術センターの施設管理や試験研究に要する費用でございます。その中で、説明欄の2の試験研究費では、(1)の育種育林技術の改良開発試験から、(5)の森林経営に関する研究までの5つのテーマで計9つの課題を設けまして、本県の地域特性に応じた試験・研究に取り組むこととしております。

続きまして、資料がかわりまして、常任委員会資料の3ページをお願いいたします。カーボンアクションフォローアップ事業につきまして御説明を申し上げます。

1の事業の目的にありますように、産業部門、業務部門及び運輸部門における温室効果ガス排出量削減の取り組みを強化するために、「みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例」の改正を行うものであります。

右のページをごらんいただきたいと思います。条例改正の主な内容を記載しております。この条例では、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者に対しまして、排出抑制の計画書や排出状況の報告書の提出を義務づけておりますが、今回の改正では、枠の中に①、②、③、④とございますが、まず、①対象事業者の拡大では、計画書及び報告書を提出する義務のある事業者の範囲を拡大しようということがございます。図にありますように、現行条例では、大規模な工場及び事業場に対して義務を課しておりますけれども、改正後の条例では、コンビニエンスストアとかレストランなどのフランチャイズチェーン等、あるいはトラック・バス・タクシー事業者にまで義務の拡大をしたいと考えております。②では、提出されました計画書及び報告

書を県のホームページに掲載しようとするものです。③では、排出削減の目標を達成する手段といたしまして、森林の整備に伴うCO₂吸収量や、再エネルギーの活用に伴いますCO₂排出削減量などの環境価値で相殺して報告することを認めようとするものであります。④では、義務の履行を行うよう勧告を受けた事業者が、当該勧告に従わなかった場合に、その内容を公表しようというものであります。

左のページにお返りいただきたいと思います。2の(4)事業内容でございます。この条例改正に伴いまして必要となります予算措置であります。まず、①にありますように、改正条例の円滑な運用を図りますため、パンフレットの作成、あるいは事業者に対する説明会の開催を実施いたしますとともに、新たな条例に基づく報告書作成のための支援ツールを作成したいと考えております。また、②であります。環境価値の活用促進を図るため、県庁ホームページに専用サイトを設置いたしまして、企業の方々がJ-V E R制度によって創出された環境価値クレジットの入手情報などを提供してまいりたいと考えております。

続きまして、5ページをお願いいたします。宮崎の森林・林業再生促進事業でございます。

この事業は、国の森林・林業再生プランの推進に伴いまして、森林経営計画の策定や森林機能区分(ゾーニング)の変更などが必要となつてまいりますことから、これらに円滑に対応するためのシステムを構築するものであります。また、伐採地の把握を人工衛星画像データの解析によって効率的かつ的確に実施することとしております。

2の事業の概要の(4)事業内容でございます。大きく内容が2つございます。まず、①

森林経営計画策定システム等整備事業では、森林経営計画を策定する森林所有者及びそれを認定する県、市町村の事務処理が円滑に行えるよう新たなシステムを開発するものであります。また、現在は国が3つの機能区分（ゾーニング）を定めておりますが、今後は、国が新たに例示いたします6つの機能や、県、市町村が独自に創設する機能に区分することになりますので、これらに対応できるよう森林GISを改修するものであります。

また、②の宮崎型伐採地調査システム等導入事業では、これまでマンパワーで行ってまいりました伐採地の把握をさらに効率的、的確に実施するため、林業技術センターが開発いたしました人工衛星画像データを解析する方法を導入することとしております。

続きまして、同じ常任委員会資料の28ページをお開きいただきたいと思っております。議案第39号「宮崎県環境基本総合計画の変更（宮崎県環境計画の策定）について」であります。

環境森林部におきましては、今年度、この環境計画と、32ページ以降に記載しております森林・林業長期計画につきまして策定作業を進めてまいりました。常任委員会におきましてもこれまで、昨年9月議会におきまして2つの計画の素案を御説明申し上げ御審議をいただき、また11月議会におきましても、9月議会での委員の皆様からの御意見を踏まえた修正案をお示しいたしますとともに、環境審議会あるいは森林審議会での御意見、パブリックコメントでの御意見を踏まえた修正を行ってきたところでございます。本日は、この2つの計画につきましてポイントに絞った御説明を申し上げたいと思っております。

(1)の計画策定の趣旨でございます。最初

の丸でございますが、我々人類が今、地球温暖化など環境問題に直面していること、また2番目の丸では、国においては2020年までに、温室効果ガスを基準年であります1990年比で25%削減との目標が掲げられていること、3番目の丸では、今般、「新たな宮崎県総合計画」が策定されますことから、この計画の環境部門を担う部門別計画として定める必要があることを記載しております。

28ページの下の方の(3)でございますが、計画の期間は平成32年度までの10カ年計画といたしております。

29ページの(4)の計画策定の経過でございます。これまで環境審議会での審議、アンケート調査、市町村への説明会、意見照会、あるいはこの常任委員会での御審議を経てまいりまして、経過表の下の方平成23年でございますが、去る2月7日に環境審議会からの答申をいただきまして、2月定例県議会に議案として提出させていただきますいております。

(5)の計画の概要でございます。基本目標といたしまして、「新しい「太陽と緑の国みやざき」の実現」を掲げ、サブタイトルを「～太陽光や森林資源を活かした環境にやさしい持続可能な社会づくりをリードします～」としております。

30ページをお願いいたします。②に10年後の本県の目指す姿を低炭素社会、大気、水等の生活環境など6つの視点から掲げまして、③にそれらを実現するための6つの基本方向と施策の展開を示しております。

31ページをお願いいたします。④の重点プロジェクトでございます。4つの重点プロジェクトを定めまして、おおむね5年間のうちに実施することとしております。1番目には、太陽の

国づくりプロジェクトとしまして太陽光など再生可能エネルギーの利用促進、2番目には、緑の国づくりプロジェクトといたしまして資源循環システムの構築や水環境の保全、3番目には、農畜産業のグリーン化プロジェクトといたしまして本県の基幹産業である農畜産業の環境保全対策、4番目には、宮崎の人材育成プロジェクトといたしまして環境を担っていく人材育成を掲げております。

最後に、⑤でございますが、温室効果ガスの削減目標を掲げております。平成32年度の削減目標を平成2年度比で52%削減としております。

続きまして、32ページをお願いいたします。議案第40号「宮崎県森林・林業長期計画の変更について」であります。

まず、計画策定の趣旨であります。最初の丸では、木材価格の長期低迷等の厳しい状況があることから、森林・林業の再生に向けた検討が必要であること、2番目の丸では、国において森林・林業再生プランが策定されまして、10年後の木材自給率を50%以上に引き上げる目標が示されたこと、3番目の丸では、「新たな宮崎県総合計画」が策定されることから、この計画の森林・林業部門を担う部門別計画として定める必要があることを記載しております。

32ページの下の方（3）でございますが、計画期間は10カ年計画としております。

次のページの（4）計画策定の経過でございますが、これまで、森林審議会での審議、県民、関係団体との協議、この常任委員会での御審議を経てまいりまして、先ほどの環境計画と同じように、2月7日に森林審議会からの答申をいただき、今議会に議案として提出させていただいております。

（5）の計画の概要でございます。本県の森

林・林業・木材産業の目指す姿といたしまして、森林につきましては、森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されること、林業につきましては、安定した所得と林業担い手が確保された魅力ある産業となっていること、木材産業につきましては、国産材のシェア拡大をリードする産業となっていることを記載しております。

34ページをお願いいたします。②の基本目標でございますが、「低炭素社会づくりをリードする力強い林業・木材産業の確立と山村の再生」を掲げまして、サブタイトルを「～森林機能の高度発揮と木材のフル活用を通じて～」としております。そして③に、それらを実現するための3つの基本方向と施策の展開を示しております。

35ページをお願いいたします。④の戦略プロジェクトでございます。おおむね5年間のうちに着手すべき3つの戦略プロジェクトでございます。戦略1の低コスト林業の実践プロジェクトでは、国際競争に負けない低コスト林業を確立し、森林所有者等の所得向上を目指します。戦略2の県産材の利用拡大推進プロジェクトでは、低コストで品質の確かな製品の生産、流通システムの確立や木質資源の徹底利用の促進等を進めまして、県産材の利用拡大を目指します。戦略3の新たな森林資源の活用推進プロジェクトでは、森林の環境資源としての活用促進や他産業との連携による取り組みを推進いたしまして、森林所有者の所得向上を図ってまいりたいと考えております。

⑤では、素材生産量など5年後、10年後の目標値を掲げております。

以上、2つの計画につきまして概要を御説明申し上げましたが、今後10年間、これらの計画をベースに置きながら、実行力のある力強い環

境行政、森林・林業行政を推進して、10年後の本県の姿がこれらの計画に描かれた形で実現できるよう最大限の努力を傾注してまいりたいというふうに考えております。

環境森林課は以上でございます。

○橋本環境管理課長 それでは、環境管理課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の185ページをお開きください。環境管理課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で3億3,650万3,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、187ページをごらんください。まず、中ほどの(事項)大気保全費6,551万9,000円であります。これは、大気汚染の未然防止を図るため、大気汚染物質等の常時監視やばい煙発生施設の監視、測定結果の県民への情報提供などの事業を行うものであります。

次に、188ページをごらんください。(事項)水質保全費3,309万円であります。これは、河川等の公共用水域や地下水の汚濁の未然防止を図るため、水質の常時監視や、工場、事業場の排水監視等の事業を行うものでございます。

次に、中ほどの(事項)口蹄疫環境調査費2,187万7,000円であります。これは、口蹄疫に係る埋却地周辺の地下水や悪臭について調査を行うものであります。

次に、189ページをごらんください。一番上の(事項)化学物質対策費589万6,000円あります。これは、ダイオキシン類による環境汚染の未然防止を図るため、大気や河川等についてダイオキシン類の調査を行うものでございます。

次に、中ほどの(事項)公害保健対策費の9,906

万円でございます。これは、高千穂町土呂久地区に係ります公害健康被害者の方への補償給付や、指定地区住民の方への健康観察検診などを行うものであります。

次に、(事項)河川浄化対策費339万8,000円でございます。これは、県民による河川浄化の取り組みを推進するため各種啓発事業等を行うものでございます。

次に、一番下の(事項)合併処理浄化槽等普及促進費1億19万1,000円であります。恐れ入ります。190ページをお開きください。主なものとしたしましては、説明欄の5浄化槽適正管理強化事業であります。これにつきましては常任委員会資料のほうで説明させていただきます。

恐れ入りますが、常任委員会資料の7ページをお開きください。事業名、浄化槽適正管理強化事業であります。この事業は今年度から実施しておりますが、内容を一部見直して取り組むもので、緊急雇用創出基金を活用するものでございます。

1の事業の目的でございますが、浄化槽法による法定検査を実施していない浄化槽設置者の方に対しまして指導・啓発を行うものであります。

事業内容は、2の(4)にありますように、法定検査の未受検者に対しまして、まず文書で受検を依頼いたしますとともに、啓発用チラシや受検の申込書を送付いたします。これによりましてもなお検査を受けていただけない方には、さらに電話で啓発を行い、必要な場合は戸別訪問を行うなど、よりきめ細かな指導・啓発に努めてまいりたいと考えております。またあわせて、テレビ、ラジオなどを用いて浄化槽の適正管理について広く周知・啓発を行うことといたしております。

なお、今年度の事業につきまして、浄化槽設置者の方から多くの御意見や苦情などもいただいているところがございますが、それらを踏まえまして、来年度の事業の実施に当たりましては、改善すべきところを改善し、また改良など加えながら、市町村等とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、特別議案について御説明いたします。

常任委員会資料の23ページをお開きください。議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」であります。

光化学オキシダントの主成分であります大気中のオゾン濃度の測定装置につきましては、精度を維持するため、校正装置による調整をする必要がございます。この校正装置の使用料につきまして1万9,030円を新設するものでございまして、平成23年4月1日から施行したいと考えております。

次に、25ページをお開きください。議案第26号「みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

改正の理由につきましては、先ほど部長のほうで説明いたしましたとおり法律の改正に伴うものでございます。

(2)の改正の概要についてでございますが、3点ございます。まず、①にありますように、施設の改善命令等を広く発動できるようにするため、「健康等に係る被害を生ずると認めるとき」という要件を削除いたしまして、「ばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」は、改善等を命ずることができるということにしたいと考えております。

次に、②のとおり、ばい煙等の測定結果や排

出水の汚染状態の測定結果について、排出者にその記録の保存を新たに義務づけることとしております。

さらに、③であります。1ポツのとおり、測定結果の未記録や虚偽の記録等に対する罰則の新設や、その下のポツのとおり、新たに規制の対象となった施設の届け出に関する罰金の増額など罰則の強化を行うものであります。

施行期日につきましては、(3)のとおり、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行することとしております。

環境管理課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○福田循環社会推進課長 循環社会推進課の当初予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の「循環社会推進課」のところ、191ページをお開きください。当課の予算総額は、左から2列目にありますように、一般会計で11億6,154万8,000円をお願いしております。

それでは、主な事業につきまして御説明いたします。

193ページをお開きください。まず、上から6行目の(事項)一般廃棄物処理対策推進費1,608万6,000円であります。このうち、説明の欄の3一般廃棄物不法投棄監視等支援事業1,389万2,000円ありますが、これは、地域グリーンニューディール基金を活用しまして、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が行います不法投棄防止のための監視パトロールなどの経費を補助するものであります。

次に、中ほど、(事項)産業廃棄物処理対策推進費11億2,080万5,000円あります。このうち、説明の欄の2産業廃棄物処理監視指導5,751

万4,000円ではありますが、(1) 廃棄物適正処理推進ネットワーク強化事業につきましては、保健所等に廃棄物監視員を配置して不法投棄等の不適正処理に対する監視体制を強化するとともに、民間団体との情報提供ネットワークにより、不法投棄の早期発見、指導、原状回復等の徹底を図るものであります。

次に、5の改善事業、宮崎県廃棄物処理計画達成状況調査事業862万3,000円ではありますが、この事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明させていただきます。

続きまして、説明の欄の6公共関与推進事業10億3,994万8,000円です。(2)の公共関与支援事業につきましては、エコクリーンプラザみやざきの運営主体であります宮崎県環境整備公社に対して運営費の補助を行うとともに、エコクリーンプラザみやざき問題の解決のために、現在施工中の浸出水調整池の補強工事費の単年度貸付や、塩化物処理能力不足の対策として新年度に新たに着手する下水道放流施設整備の費用負担などを行うものであります。また、(3)の「エコクリーンプラザみやざき」を活用した環境学習啓発事業につきましては、廃棄物を処理する機能が1カ所に集約されているエコクリーンプラザみやざきにおきまして、施設全体を最大限に活用して廃棄物に係る環境教育・啓発の推進等を行うもので、宮崎県環境整備公社に委託等を行うものであります。

194ページをお開きください。(事項) 廃棄物減量化・リサイクル推進費2,465万7,000円についてであります。説明の欄の1循環型社会形成のための総合対策推進事業1,554万9,000円につきましては、循環型社会を形成していくためには、県民や事業者の理解を深め、具体的な行動を起こしていただくことが重要でありますので、

各種広報啓発事業を実施するとともに、排出事業者や処理事業者に対する研修を実施したり、市民団体等が研修を実施する際にはその支援を行うものであります。

続きまして、資料をかえていただきまして、委員会資料の9ページをお開きください。事業名、宮崎県廃棄物処理計画達成状況調査事業であります。

この事業は、1の事業目的にありますように、県内の産業廃棄物の排出量や最終処分量等の状況を把握し、宮崎県廃棄物処理計画の達成状況について評価・分析を行うとともに、低利用の廃棄物を再生利用するための課題や方策等を示した指針を策定することによりまして、廃棄物の循環資源としての利用を一層推進し、本県らしい循環型社会の形成を図ろうとするものであります。

予算額は、2の事業概要の(1)にありますように862万3,000円をお願いしております。

事業内容は、(4)にありますように、一つは、①宮崎県廃棄物処理計画(第2期)達成状況調査であります。これは、主な排出事業者へのアンケート調査等に基づき、県内の産業廃棄物の種類別及び業種別の排出量、再生利用量等の統計データを把握し、廃棄物処理計画に掲げた数値目標の達成状況について評価・分析を行うものであります。もう一つは、②循環利用指針の策定であります。これは、県内で発生する主な廃棄物、例えば木くず、焼酎廃液、家畜ふん尿等につきましては、発生から再生利用、最終処分に至る実態を把握し、循環利用の低いものについては一層の利用を図り、また既に一定の循環利用がなされているものについては、より効率的、効果的な利用を図るための指針を策定するものであります。これらの取り組みの成果を今

後の施策展開に生かして、本県らしい循環型社会の形成に努めてまいりたいと考えております。

当課の当初予算に係る説明は以上であります。

次に、特別議案について御説明いたします。

委員会資料で御説明いたします。24ページをお開きください。議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」につきまして、当課が所管する廃棄物処理法に係る改正がありますので御説明いたします。

まず、(1)改正の理由であります。廃棄物処理法の改正によりまして、廃棄物の焼却時一定の基準により熱回収を行う施設を設置している者は都道府県知事の認定を受けることができる制度が創設されました。そのため、認定審査に係る手数料を新たに定める必要が生じたこと、また、今回の改正によりまして一部の事務の根拠規定の改正がありましたので、今回、当条例の一部を改正するものであります。

(2)の改正の概要であります。一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設に係る申請に対して、それぞれ新規認定及び更新認定審査の事務が生じるため、その手数料として、新規申請につきましては3万3,000円、更新申請につきましては2万円を定めるものであります。

なお、これらの手数料の額は国から示された金額を参考にしたもので、九州各県のうち同様の議案を提出する県におきましても、本県と同じ額を予定していると聞いております。

また、②は、法改正に伴い産業廃棄物処理施設の変更許可申請手数料の根拠となる条文がずれるため、あわせて改正するものであります。

条例の施行期日ですが、改正法の施行日である平成23年4月1日としております。

循環社会推進課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○十屋委員長 ありがとうございます。

今、3課の説明がすべて終了いたしました。委員からの質疑を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋委員 委員会資料でまずお尋ねします。3ページの新規・重点事業のカーボンアクションフォローアップ事業ですけど、より強化をするということで、対象事業者の拡大、いいことだと思うんですが、いろいろ困難だろうなと思います。事業者が嫌がられるところもあったりして。それで、周知活動でパンフレット作成ということですが、すべての事業者に配布が可能なのか。説明会も、ある程度細かにやっていかないと周知できないと思うので、どういったスパンで開催されるのか。2点まずお聞きします。

○金丸環境森林課長 委員おっしゃいますように、この条例を改正するためには事業者の理解をできるだけ得ることが大事だろうと思います。ある意味では事業者に新たな負担をしていただくということになりますので、事前に、十分に時間をとりまして、パンフレットを――、説明会の回数も多くとりまして実施していきたいと考えておりますが、具体的に何回やるとか、どの程度配布するかについては、今から詳細に詰めていきたいと考えております。

○高橋委員 まだ今からということですが、提出義務を負う事業者、事業期間が23年度から25年度ですけど、この期間で提出をすればいいということでしょうか。この期間でこの目的を達成するというのでしょうか。

○金丸環境森林課長 スケジュールにつきましてもまだきちっと固まってははいないんですが、今想定しておりますのは、ことしの11月議会で条例改正しまして、24年度の1年間は、排出量がどの程度になるか全部の事業所に把握してい

ただいて、25年度から計画書とか報告書を出していただこう、そういったおおむねのスケジュールを描いているところでございます。

○高橋委員 わかりました。また今後聞いていきたいと思います。

次の5ページ、宮崎の森林・林業再生促進事業、事業内容の①のイに「国が新たに例示する6機能」とあります。それと「県・市町村が独自に創設する機能」というのは、具体的にどういった機能なんでしょうか。

○佐藤計画指導監 今回の御質問ですけれども、「国が新たに例示する6機能」というのは、順に申し上げますと、水源涵養機能、それから山地災害防止・土壌保全機能、3番目が快適環境形成機能、4番目が保健・レクリエーション機能、5番目が文化機能、6番目が物質生産機能ということになっております。それと、「県・市町村が独自に創設する機能」と書いてありますけれども、この内容については、まだ国のほうではっきり決まっておきませんので、ここではっきり申し上げられません。最終的には市町村が決めるわけですけれども、ゾーニングについて、規制を強くするとか緩くする裁量が市町村に与えられるという範囲でしか聞いておりません。詳細はまだわかっておりませんので、今申し上げられるのはこの程度でございます。

○高橋委員 7ページの浄化槽適正管理強化事業ですが、この前の委員会でも出ていた問題でございますが、周知が徹底されていなかったことが今日のこんな状況を生んでいるわけで、要は対象浄化槽8万3,000基の方々に法定検査を受けてもらうための取り組みだと思っております。雇用創出の人数32名で、8万3,000基の方々に指導徹底されていくということでもいいんでしょうか。

○橋本環境管理課長 やり方といたしましては、

先ほど御説明いたしましたように、まずは文書をお送りして検査を受けていただくようお願いするわけですが、そこで検査を受けていただけない方には、さらにお電話をいたします。またお電話でも受けていただけない方には、訪問して説明をさせていただくということで、32名で対応していきたいと思っております。さらには、現在のところ環境科学協会にこの事業を委託したいと考えておりますが、環境科学協会の職員の方々にも、当然この事業に協力をお願いすることになりますので、32名だけではないということでございます。

○高橋委員 右のほうに新規雇用者の配置ということで、受託機関、環境科学協会でしょうか。別に32名を雇用するという理解でいいんでしょうけど、この方々は短期雇用になるんでしょうか。一つは、指導する立場ですよ。法を守りなさい、検査を受けなさい。それには検査料というお金が伴うものですから、いろいろやりとりがあると思うんです。ある意味、この方々の立場で押しがきくのか、理解をしっかりと求められるのか、そういう疑問があるものですから、この方々の身分といたしましよるか労働条件といたしましよるか、おわかりの範囲でいいですけれども教えてください。

○橋本環境管理課長 私どもが委託をする条件としましては、これは緊急雇用創出基金を活用するものでございますけれども、そもそもこの基金の使える条件としまして、人件費にどれぐらの割合でこのお金を充てるということになっているわけでございます。私どもでは、委託額の7割程度を人件費に充てるということで積算をしているところでございます。身分につきましては、この事業のための雇用ということでございますので、環境科学協会の職員として

の雇用ではもちろんないということで、この事業のための臨時的な雇用になろうかと思えます。期間等につきましては、環境科学協会のほうで今後考えていただくことになろうかと思えます。

○高橋委員 臨時的雇用だろうとは思っていましたが、こういう方々で「法定検査をなささい」という仕事が可能かどうかというところなんです。非常に悩ましいところであるんですが、非常に難しいところがあって、これ以上なかなか申し上げにくいんですが、私の意見を言わせてもらえば、法で決まっているからしょうがないんですよね、検査料も決まっているからですね。一方では、合併浄化槽は設置しないで環境に悪影響している方々はこういう検査を受けなくていいわけです。ある意味、いいことをしている人が負担をする。こんなのは無料でやってくれさったほうがうまくいくのかなと、これは私の勝手な意見です。意見が言える場所があれば、変えていただくといいかなという思いで申し上げました。

○星原委員 この件なんです、私も何件か電話もらいました。私のところもそれで来てたからはがき出したんですけど。今、オレオレ詐欺とかいろんなのがあって、そういうのと間違っただけで考えているんです。というのは、浄化槽の場合は地域に業者がおるんです。そこと契約してお金払っているのに、新たにこういう形で、何人槽から3,000円とか4,000円とか金額が書いてあると、本当にそうなのかと。多分保健所にも行っているでしょうし、地元の清掃公社とか民間のところにも「本当にこんなのあるんですか」とか連絡行っているみたいなんです。一般の人はわからんから、都城保健所なら都城保健所の公印のないので来ますよね。まずそこら辺の周知徹底。法律で決まっていますと書いてはあるけれど、

今出ましたように金取らないならいいんですが、一方では契約業者に金払いながら、再度またこういう形で金払うというのがちょっと疑問です。

それと、緊急雇用創出基金のほうから雇っているみたいですが、そのために設置家庭がまた負担を強いられていく。私も何本か電話もらった中でそういう話聞かされると、本当にそういうことが必要なのかなと。毎月検査して払ってなければいいんだけど、年に1回ですという話だったんですが、ダブルに取られるような思いがあるものですから、その辺のことをちゃんと理解できるようにしないと、払ってもらえるかどうかというのはあると思うんです。皆さん方の中で、こういうことをやる上でこういう問題生じないとか議論がなされているんですか。

○橋本環境管理課長 ただいま委員のほうからお話がありましたことと同様の苦情を私どもたくさんいただいているところでございます。先ほど申しましたように、来年度の事業の実施に当たりましては、今、委員のほうからございましたように、一般の皆様が犯罪行為なのではないかとお疑いを持たれることのないように、公印を打ちました文書をおつけして、できれば来年度は市町村のほうからも、このような法定検査について受けてほしい。このような形で環境科学協会からお知らせがありますという旨の文書も同封してお送りしたい、そのような改善を行いたいと考えております。

それから料金の負担のことでございますが、一般的な家庭に設置されております浄化槽は一番小型の5～10人槽でございます、これの法定検査の料金は3,800円でございます。この法定検査の中身につきましては、大まかに申します

と3つの検査をすることになっておりまして、一つが外観検査、項目としますと72項目ございます。ポンプや曝気装置、さまざまな装置がきちんと働いているかどうかを一々点検する。それから書類の検査、保守点検や清掃等の事業者が保守点検、清掃を行った記録が各設置者のところに残されていると思いますが、それらを点検する。そして外観検査等で見たところがきちんと直されているのかどうかを確認する。最後に水質検査、これは8項目でございます。水素イオン濃度や残留塩素濃度などは現場ではかりますが、それ以外に、最終的に浄化槽で浄化された水が本当にきれいなのかどうかということを検査するBOD検査がございます。これは、検査員が水を持ち帰りまして環境科学協会のほうで機械によって検査をするという検査でございます。ここところが通常の保守管理と全然違うところだと思っておりますが、通常、BOD検査をいたしますのに1件当たり4,500円の費用がかかります。環境科学協会で設定いたしておりますBOD検査料金は、持ち込みの場合で4,500円でございますが、この法定検査では外観検査や水質検査すべて含めて3,800円で行っているということでございます。確かに設置者の方にとってみたら新たな御負担になるかとは思いますが、BOD検査をすることによりまして、確実に浄化槽によって排水が浄化されているかどうかを確認できるということでございますので、今後とも十分に説明しながら御理解をいただいきたいと考えているところでございます。

○星原委員 今、説明を受けると、説明の範囲は理解できるんです。だけど、保守管理業者に委託している。そっちのほうをしなくて、この事業で年に1回そういう方たちが回って、水質

検査から設置状況から全部してくれればいいということであれば、保守管理のほうにするかどっちかにするぐらいでいいんじゃないか。要するに、汚染された水を流さないために浄化槽を入れてきれいな水を流すのが目的であって、「結局、環境科学協会みたいなところが入ってきて、天下りの人たちの経費を生み出すためにしているんじゃないか」と聞かれると、どう答えていいか、理解させるのにこの問題は難しいんです。保守管理の業者の人たちに年間幾らとか払っていないければ、こういう形で来ればしょうがないと思うんですけど。

一般の人が理解できやすいような、この制度でちゃんと水質検査までして水がきれいに流されているなら、こういう検査をする人を雇って、保守点検業者への支払いがなくなって、それと振りかわりますよというなら、だれでも問題なく受け入れると思うんですが、一方ではそういうふうにさせておきながら、またこっちで新たに検査して金取る。やるんだったら経費の分は国なりが、ちゃんとなされているかどうかということであれば、守っていない部分に対しての罰則とか罰金はあるにしても、経費を新たに取られるのが問題じゃないかと思うんです。我々に聞かれても説明のしょうがない部分がどうしてもあるものですから、この辺の整理はしてもらわんといかんと思うんです。その辺は法律で決まっているからしょうがないとか、こうやって守ってもらわなくちゃいけないという話はわかるんですけど、果たして設置業者がね、要するにどっちかにしてほしいというのが今の偽らざる気持ちなんですけど、その辺の話はなされているんですか。それとも上とかにね。そういう議論というのはあるんですか。

○橋本環境管理課長 国のレベルでそのような

議論がされているかどうかは、私どももわかりかねるところでございますが、今年度の事業でそのような多くの御意見もいただいておりますので、今後国に対してこの状況を御説明して、改善点があればそのようにお願いをしていきたいと考えております。

○星原委員 最後にしますが、私の周りでも、はがきは出さないとか、やらないという話なんです。さっきの説明では、電話をして、また行って説明をしてと、そんなことを何回もすれば、理解を求めるまでに経費も結構かかるんじゃないか。もうちょっとすっきりした方法でどちらか一方にすれば理解できると思うので、その辺、議論してみてください。よろしくをお願いします。

○緒嶋委員 これは緊急雇用創出基金を使ってまでやらないかとかどうかということです。というのは、私も幾つも言われて、「これは天下りのための人件費じゃないか」とか「何のために2回も、定期的に業者にやらせよとにまた」、業者を指導する分はいいけど、わざわざ合併浄化槽とかをつくっておる者にまた金くれと。業者が適正に点検をやっておるかどうかをチェックするのならいいけど、また金下さい。毎月払いよるとに。緊急雇用創出基金を使ってやるだけのメリットがあるのかどうかということです。これは物すごく県内でトラブルになっていますよ。雇われた人は、電話で皆怒られるだろうと思う。実際働いておる人がどげんあるかを聞いてみると一番わかると思う。「仕事はやめた」と途中でやめる人が出てくるんじゃないかと思う。それぐらい厳しくやっておるです。「毎月金を年間何万か出しよるのに、またこれで出さないかとか」と、我々までやかましく言われるんです。我々もたまったもんじゃないです。

○福田委員 昨年も私は同じことを出しておる

んです。だけど、法定検査ですからこれは必要だと思えます。しかし、やり方なんです。タベたまたま環境科学関係の話が出た会合にありました。これは緊急雇用創出基金ですから、どちらかというところのほうにウエートがあるわけですね。これは法定検査ですから法律で決まっておるわけです。昨年、私の質問に対してお答えになりました。理解しましたが、今のように毎月検査を受けるわけです。そのときに殺菌剤を投入しています。それから浄化槽の運転状況を見ています。ブローアの稼働状況とか。違うところは排水を採取して検査するだけです。排水の検査というのはその時点ではできないので持ち込むわけです。もちろん環境科学協会のほうでやるんでしょうから、業者にそれを義務づけて経費を安くあげる方向でないという問題が出る。

それともう一つ、もしできないということになれば、今課題の単独槽から合併処理槽への誘導等も、しっかりした検査員が回ることによってやってもらう。そういうことをしなければ、今出たようにブローイング、ブローイングで。私自身検査を受けてみました。何ら特別なことはないんです。おおむね良好であるという通知が来ます。それは当然です。業者がチェックしているんですから。その辺が非常に大きな問題になってくるのかなと考えて、昨年質問しましたから、あえて発言いたしました。

○徳重委員 「対象浄化槽約8万3,000基（宮崎市を除く）」と書いてあります。ところが、新規雇用者の配置図の32名の中に「宮崎地区6人」というのは、どういう意味ですか。

○橋本環境管理課長 これは、大きく分けて4カ所事務所を設置することにしておりますが、延岡地区に置く事務所では延岡・西臼杵方面の業務をやっていただくということでございます。

宮崎地区に事務所を置いて、宮崎市以外の周辺市町の方々に対して啓発をしていただくということでございます。

○徳重委員 大体想定はできますが、宮崎地区というのは、市町村ではどこどこを指定されていますか。

○橋本環境管理課長 宮崎地区におきましては、西都市、児湯郡、国富町でございます。

○徳重委員 この3地区、西都、児湯、国富。綾も入るんですか。これで何基、この4地区平等に近い状態ですか。4地区だけでもいいですが。

○橋本環境管理課長 この区域分けにつきましては、今のところ大体これぐらいということで考えているだけでございまして、実際どこまで管轄するかにつきましては、予算が成立しましたら、今後受託事業者と話し合っていきたいと考えております。

○徳重委員 ついでにお尋ねしておきたいんですが、これから家を建てられる人、簡易浄化槽にするか、あるいは下水道にするか、合併浄化槽にするかいろいろあろうと思うんです。この事業、今設置されている分はちゃんとやるということにして、これから設置する分についての考え方はどうなるんですか。

○橋本環境管理課長 今後、浄化槽を新たに設置される方々につきましては、現在既に浄化槽の設置者講習会というものを義務づけております。それを受けていただかなければいけないということにしておりまして、その受講済み証が建築確認等に要します添付資料になっておりますので、現在のところ100%受講していただいているところでございます。

○徳重委員 それでは、新たなトラブルが起こることはあり得ないと理解していいんですね。

○橋本環境管理課長 新たに設置をされる方々につきましては、十分に法の趣旨等も御理解いただきまして受検をしていただくということでございますので、そのようなことはないと考えております。

○十屋委員長 関連が続きましたが、高橋委員、ありますか。

○高橋委員 浄化槽で確認しますけど、この法定検査料は必ず徴収することになっているかどうかを確認します。

○橋本環境管理課長 検査につきましては、先ほど申しましたように検査の項目も多うございますし、またBOD検査なども行いますので、かなりの費用がかかるところでございます。取らないということになりますと、それは受託事業者の手出しになるのかということ、それはちょっとできないということでございまして、検査料はいただくざるを得ないのではないかと考えております。

なお、検査料は指定検査機関が独自で決められるものではございませんで、検査料を決定するに当たりましては県のほうと協議して決定することにしております。

○高橋委員 行政サービスでやってくださいというと、人数もあるからなかなか難しいんでしょうが、検査料金の設定というのはだれが決めるんでしょうか。

○橋本環境管理課長 先ほど御説明しましたように、料金の設定につきましては、検査実施機関、指定機関と県とで協議をして決めることとしております。

○高橋委員 ということは、都道府県で料金は違いがあるということではないんですね。

○橋本環境管理課長 はい、そのとおりでございます。この検査料金、本県の場合は5～10人

槽で3,800円でございますが、九州各県を見ますと、高いところでは6,000円、本県は九州管内では一番安い料金となっているところでございます。

○高橋委員 衛生社が行う保守点検は義務づけられているんですよね。頻度、年に1回でしょうか。

○橋本環境管理課長 保守点検につきましても法律で義務づけられておりまして、これは浄化槽の規模等により回数も違うわけでございますが、年3～6回と決まっております。

○高橋委員 保守点検は年3～6回という幅があるんですね。これでよく意味がわかりました。というのが衛生社の方からこういう話を聞いたことがあるんです。山間部に行っても合併浄化槽にしている高齢世帯があると、独居老人ですから1人です。ということは使う量は知れたものです。だから保守点検3～6回というのは無駄があるわけです。だからかなり融通きかされていると聞きました。加えて、法定検査が入ったことによって配慮がしにくくなったということをおっしゃっていました。いわゆる高齢者は収入が少ないですよ、年金によってさまざまですけど。国民年金の方々も、新たに検査料を徴収というのは非常に厳しいなということをおっしゃいましたことを申し上げておきます。

○徳重委員 私の知り合いでもかなりの人が、「おれは払わないぞ。もう決めている。何でこんなことをするのか」「今までもやっていないじゃないか。何十年設置して今日までやっているのに、何でこんなことをするのか。ちゃんと管理はしているんだ。年間管理しているのに二重に払わされる。こんなおもしろくない話はない」ということなんです、これを今まで

ほっといた理由は一体何なんですか。

○橋本環境管理課長 浄化槽の法定検査につきましては、昭和60年に浄化槽法が制定された当初から義務づけられていたものでございます。ただ、それにつきまして都道府県知事の指導権限がなかったということでございまして、なかなか県としても強力な啓発ができなかったという部分はあろうかと思えます。平成17年に法律の改正が行われまして、それにより都道府県知事に法定検査の未受検者に対する指導権限が付与されたということで、そこから県としても啓発に取り組んでいるわけですが、当初は、51人槽以上の大規模な浄化槽設置者に対しまして、どちらかと申しますと大きな規模のほうが河川等に対する影響も大きいということで、そちらのほうから順番にやってきたというところもございまして。一斉にやっている部分もありましたが、その部分は浸透していなかったということかと思えます。先ほどからお話にございましたように、緊急雇用創出事業が使えることになりました。実は私どもも長年懸案として考えていたところではございますので、何とかして啓発したいということで、今回取り組ませていただいたということでございます。これまで啓発が十分でなかったということは、まさにそのとおりであったと考えているところでございます。

○徳重委員 最後にしたいんですけど、17年に知事へ再度、ちゃんとしなさいという通知があったということです。5年間ほっといたということもちょっと問題だなと思うんですが、罰則規定があるのかどうか聞いておきたいと思えます。

○橋本環境管理課長 検査を受けてくださいということで指導いたしまして、それに対応していただけない場合は、勧告、命令という形で権限があるわけではございます。それらに従って

ただけない場合は30万円以下の過料という罰則規定がございます。

○星原委員 話を聞いておっても、やっぱり納得いかないところがいっぱいあるんです。というのは、保守点検までさせて、水の検査までするというのをちゃんとやりさえすればいいだけで、今、合併浄化槽さえ設置していないで垂れ流している人たちが問題だと私は思うんです。そっちの指導が大事であって、金まで払って保守点検している人のほうに改めてそういうことじゃなくて、都市下水、集落排水、合併浄化槽をやっていないでそのまま河川に流れている部分というのはあるわけです。こういう人たちに設置を求めたり、こういうふうな形で流すように指導したり、そっちに緊急雇用の金を使って、より河川浄化に努めるほうが先で、一生懸命設置してやっている人が二通りの方法でそこまでしなくちゃいけないのか。福田委員が言われたように、水の検査は、保守管理している人たちが持ち帰って科学協会に委託すればそんなに経費もかからんわけです。その人たちは新たに行くわけじゃないから。そういうことを毎年やらせていけばいいだけの話で、今、生活も厳しい状況でありますから、なるだけ利用者の金が出ない方法を考えながら雇用創出の生きた生かし方をしてもらわんといかんと思うんです。ただそういう形でやるから乗っただけというやり方では。もうちょっと工夫してみてください。よろしくをお願いします。

○橋本環境管理課長 単独処理浄化槽等しかつけていない方などいらっしゃるわけですが、市町村のほうから、そのような方に対しては合併処理浄化槽への切りかえということを常々指導していただいているところでございます。今後も、私どもも市町村と一緒に合併

処理浄化槽等への切りかえについては事業を使いながら働きかけていきたいと考えております。

○高橋委員 9ページの廃棄物処理計画達成状況調査事業ですけど、予算額が862万3,000円ですが、事業費のたまかな内訳を教えてください。

○福田循環社会推進課長 主な内訳につきましては、実態調査、分析の委託しますので委託料が620万ほどになっておりまして、あとは事務費ということで、それぐらいの予算を組ませていただいております。

○榎藤委員 予算説明資料の193ページ、先ほど公共関与支援事業ということで、補強工事の貸付と、もう一つ何かあったような気がしたんですが、それをまず。

○福田循環社会推進課長 公共関与支援事業でございますけれども、内訳として大きなものは、現在工事をしております浸出水調整池の補強工事に対する単年度貸付が6億8,000万円でございます。それから先ほどの説明の中では、塩処理能力不足に対して新たに新年度着手いたしますので、その分についての負担が9,400万6,000円を組ませていただいております。

○榎藤委員 それから、発足当時は副知事が理事長になったりして、理事会の運営その他についてもいわば県がリーダーシップをとる形です。ずっと来たんですが、その後は、受益者である宮崎市が理事会その他もやったほうがいいんじゃないかという議論があって、そういう推移の中で、もちろん理事会等でこういった貸付金等についても県がすべきだという結論になったんだろうと思うんですが、実際の費用面では9割以上を宮崎市が負担するような内容になっていると思うんです。そういうことを含めて、今回の調整池の修理その他については設立時の問題ということでもいいのかなとも思うんですけど、

今後については、こういう貸付金が生じたときも、県が貸してまたというよりも、実質宮崎市が9割以上であれば、そういう時代が来てもいいんじゃないかという気がしての質問です。

○福田循環社会推進課長 ただいまの御質問で、まず浸出水調整池の補強工事6億8,000万円、県が貸付で負担をするわけですけれども、折半分の残りの6億8,000万円については、宮崎市ほかの関係市町村が負担をしております。それから下水道の工事につきましても、県が9,400万円余を今回計上させていただいておりますけれども、これも最終処分場の整備時の負担割合ということで、結果的には宮崎市の負担が一番大きくなっている状況でございますし、先々の問題としては、外部調査委員会の中でも、委員おっしゃいましたように、一般廃棄物が圧倒的に多い、中でも宮崎市の量が圧倒的に多い中では、その辺の運営体制を、きちんと処理の実態なり責任なりに合わせて検討していくようにと言われておりますので、そういう方向で検討していくことになると思います。ただ、今はエコクリーンプラザの問題が解決しておりませんので、そこに全力を尽くすということで取り組んでおります。

○榎藤委員 それから、その下の環境学習啓発事業の2,200万円の委託事業ですか、これについては利用する側から見ると、実際に利用しているところと、それ以外の、全然受益を受けていないけれども教育上見たほうが良いというような部分等については、公社のほうでどういう案を描いて2,200万円になっているのか、その内容です。

○福田循環社会推進課長 この事業は、先ほど説明の中で申し上げましたように、いろんな廃棄物の処理施設、最終処分や焼却施設、リサイクル施設が1カ所に集まっている施設はそんな

にございませんで、そこにいろんな見学者の方、子供さんとかに来ていただいて、一貫して廃棄物がどのように適正に処理され、あるいはリサイクルされているか見ていただいて、環境意識の醸成に役立てようということでもあります。また、エコプラザが今回のような問題を起こしたけれども、これだけ立派な施設で頑張っているというPRもありまして、この予算を組ませていただいております。中身としては、施設の見学の案内をする方の人件費とか、環境学習コーナーも平成17年にできて5年以上経過しまして、更新がされておりませんのでちょっと古くなってきましたので、だんだん施設見学者の数も減ってきております。この予算の中にはリニューアルの分も組ませていただいております。

○榎藤委員 当初は勉強に来たいという人が物すごくあったという認識でいいんですか。要するに専属の説明員をつけないと対応できないような状況だったので、2,200万はそういう人の経費とかも含んでいるのか。私が考えたのは、環境学習というと、川にどういふ魚がすんでいるかとかいっぱいあります。希望するところが計画をつくって公社にお願いをすることが今からスタートするというのであれば——今聞いてわかったのは、それがしょっちゅう来るので、専任の人がおって説明せにゃいかん、パンフレットも準備せにゃいかん、そういうことかなというのがわかったんですが……。

○福田循環社会推進課長 最盛期は年間1万2,000人近くの方々が施設見学に訪れていました。そこからちょっと減少ぎみにあるんですけど、今回は、待っているだけではなくて、公社のほうから学校とかいろんなところに出かけていって出前講座をするとか、施設に呼んで見学してもらって学習してもらおうとか、より積極的

なアプローチをしていこうと考えているよう
あります。

○権藤委員 これは要望になりますが、今後
については公社が独自で、こういうのを見てくだ
さいじゃないけれども、そういうふうにはなっ
ていないかもしれないけど、分担してというか、
社会教育的な面であればバスで乗りついたり、
そういうのは必要かもしれませんが、学校等で
やる部分考えた場合に、今みたいに公社がP
Rすることが必要なのかとも考えたものでは
から、今後については弾力性を持っていただ
きたい。この施設を見たいという人はもちろ
ん来てもらってもいいんだけど、補強工事
その他が今問題になったから、あつとなる
のか。そういう見きわめもしながら必要
性を検討してほしいという意見を申し上げ
たいと思います。

駆け足で行きます。手元資料で32ページ、
勉強不足ではあるんですが、「10年後の木材
自給率を50%以上に引き上げる目標が示
されるなど、国の政策自体も大きく見直さ
れようとしている」ということですが、こ
ういうことですよという具体的なことを
御説明していただきたいと思
います。

○佐藤計画指導監 32ページのところで
すけれども、今、国の木材自給率は3割を
切っておりまして、今後、森林・林業を基
幹産業と位置づけていく、そのためには出
口のほうをふやしていかないと山元の所得
がふえないという考えが根底にございま
す。国のほうは50%という目標を掲げ
ておるところですけれども、宮崎県の今
度の長計におきましても、現在140万立
方ぐらい生産していますが、国の50%に
対応する見方として、190万立方とい
うことで考えております。森林・林業・
木材産業は県の重要施策でございま
すので、出口を拡大

して、もともと宮崎県は県外に出荷する割
合が多いんですが、外材のシェアが大き
いということで、外材を食っていかないと
難しい面がござ
いますので、その辺も含めて190万立方
という目標を掲げているところ
でござ
います。

○権藤委員 外材が減ってくるのではない
かというの
は、私も個人的に感じますが、50%に
することがいい悪いという議論ではなく
て、確
実な予測でいくためには、本県の努力も
必要かな
ということも感じましたので質問しま
した。そ
んなにきわめつけの話ではないなとい
う意味で
は、自助努力というか、宮崎県の杉材
等が全
国展開で売れていくようなことも確
実にやら
なきゃいかんというものもあると思
いますし、
あるいは外材の輸入が減ってくると、
資源的
にです
ね。そういうものもあるのかなと思
いました
ので。これ以上議論はいたしません。

それからもう一つですが、同じく手元
資料の25
ページです。ばい煙云々ということに
ついて、
少し予防的な形で取り組むのかなと思
うんです
が、県内において、実際に今考えられ
るところ
はこういうのがありますよというイメ
ージを描
かせるためには、現行では、この対象
で取り締
まられたり警告されたりするよう
なところ
はどのようなところなんでしょうか。

○橋本環境管理課長 それはばい煙発生
施設に
対する改善命令等のことかと存じま
すが。

○十屋委員長 条例を改正して、適合
する企
業等があればそれを教えていただ
きたい
ということです。

○橋本環境管理課長 ばい煙発生施設
につ
きましては既に多くの施設がある
ところ
でござ
いまして、今回の改善命令等の発
動につ
きまして、今のところは、直ちに
この改
正の条文を適用して改善命令等
を発す
るようなところはないとい

うこととございます。

○**榎藤委員** 例えば、都城にはコンクリート施設を再利用するために回収する機械とかありますよね、そういうところが対象になるんでしょうかという端的な疑問です。例えばこういうところがあつたりするよと。

○**橋本環境管理課長** ばい煙発生施設としましては、乾燥炉、それから一般粉じん発生施設、これはベルトコンベアとか粉砕機を備えている施設でございます。それから汚水等排出施設としましては、学校等の理科実験のための施設、汚水等排出施設などもあります。それから工場、事業場、病院の理化学試験施設などもこの対象になるということとございます。

○**榎藤委員** これは「おそれがある」というふうに変えて前向きに積極的に指導しようとするわけですが、日常的にどこにどういう基準で運用しなさいという物差しがないと、危険があつた場合も——現状の法律でもそうなんですけど、それをもっと拡大して事前防止的な立場から指導する改正かと思うんですが、今聞いた範囲では、どこをどうというのがわかりにくかつたものですから、皆さん方のところには作業場とか仕事の分類があると思うんです。一々はよろしいですけど、現在のルールと改正されたルールとで明確なものがないと、改正しても指導ができるのかなという疑問もあるんです。

○**橋本環境管理課長** これら対象となる施設につきましては、届け出等によりまして、どこにどのような施設があるのか、またそこがどのようなものを排出しているのかにつきましては既に把握しているところでございます。それらにつきましては、工場、事業場等への立入検査等で日ごろから監視をしているところではございます。現在のところ特に問題があるところはご

ざいませんが、今後とも監視等続けながら、このような条件に該当するような場合につきましては、未然に汚染等防止するための命令等を発していきたいと考えているところでございます。

○**福田委員** 181ページ、住宅用太陽光発電の融資制度2億円、具体的にお聞きしたいんですが。

○**金丸環境森林課長** この融資制度は平成21年度から実施しております。利率につきましては、今年度は1.9%の利率で融資することにしております。また金融機関につきましては、宮崎銀行ほか7つの金融機関との3倍協調融資という形でやらせていただいております。限度額がございまして、一利用者につき300万円を限度に融資をすることにしております。融資期間は10年間でございます。

○**福田委員** ことは、太陽光発電については助成制度から融資、これ一本、オンリーだということですか。

○**金丸環境森林課長** 環境森林部といたしましては、平成22年度と同じように融資と補助の併用でまいりたいと考えておりますが、今回、骨格予算の中で提示しておりますのは融資でございます。補助につきましては、今後、財政当局と予算編成議論をする中で肉付けに盛り込みたいということで、努力をしていきたいと考えております。

○**福田委員** 本県は太陽光発電のメッカということで、工場もできましたから、ぜひ促進をお願いしたいと思います。

それと、昨年度は融資の利子補給、減額でございましたが、3倍協調とおっしゃいました。それで6億ですね。この利用の仕方を融資機関を通じて徹底する必要があると思います。それが一つ。

それからもう一つ、太陽光と同時に、今、太陽熱が非常に大きくクローズアップされておりました、私どもは会派で勉強会に行ったんですが、農業試験場でも実用化試験が始まります。家庭用では早く実用化になっておりました、太陽光発電の投資の3分の1ぐらい、100万か140～150万円で、家庭用のお湯で使う比率が5割とされていますが、この5割をほとんど賄えるシステムが開発されてきて、東京都はいち早く太陽光と太陽熱両方に融資や補助を制度化しました。何回もお話ししましたが、宮崎は太陽光もいいですね、それ以上に太陽熱。この利用については、家庭用も、農政のほうでは農業用も本格的な取り組みをする必要があると思います。環境のほうでは家庭用ですが。太陽熱は太陽光よりさらに効率がいいんです。本格予算を6月上程されると思いますが、考えてみてください。これは答えは要りません。

○金丸環境森林課長 太陽熱につきましては歴史的には非常に古くて、オイルショック以降は自治体の補助制度としても盛んにやられていた時期もありました。今は、太陽光のほうは各県やられているんですが、太陽熱のほうは補助制度は少なくなってきたという状況があります。ただ一方で、今、委員おっしゃったように、非常に効率のいいやり方でありまして、また農政のほうでは、民間の企業、三鷹光器等とタイアップして研究等をやっている状況もあります。環境サイドとしてもそういった動きを注目して研究してまいりたいと考えております。

○福田委員 頭のかたい東京都が最初に取り組んだんです。効率がいいと。今度はマンションなど共同住宅まで設置を義務づける条例まで考えているようです。戸建て住宅の多い本県では有効な対策だと思いますから、御検討をお願い申

し上げます。

続きまして、194ページ、予算的には大きな金額ではないんですが、私は非常にいい取り組みをなされると思います。溶融スラグの有効活用、それから自動車リサイクルの問題でお聞きしたいんですが、これはどういう事業展開を考えておられるんですか。

○福田循環社会推進課長 これは、循環型社会の中で、廃棄物として捨てられているものを有効利用しようということと、それによって天然資源の使用を抑制しようという大きな目的でやろうとしているんですが、具体的には、焼却溶融施設から出るスラグをアスファルトやコンクリートの骨材に使えないかということで、その研究を、これまでも続けておりましたけれども、23年度から改善事業ということで引き続き取り組ませていただくという事業でございます。

○福田委員 アスファルトとコンクリートについては具体化していますから、私は余り関心なかったんですが、いわゆる焼却場のスラグは、埋め立てから有効活用、例えばセメントのキルンに投入するとか、最近ではタイヤの製造過程まで非常に有効利用できるということで進んでいます。特にエコクリーン、今までいろいろ問題を出して心配かけましたが、これからこういう利用を積極的にやっているんだということを進めてほしいです。これは要望です。いかがですか。

○福田循環社会推進課長 溶融スラグ、まさにエコクリーンプラザみやざきから出ております溶融スラグの有効活用ということで具体的には進めておりました、引き続き長期的に安定性とか安全性を検証しながら、需要も大事ですので、どんなふうに使ってもらえるか考えながら取り

組んでいくことにしております。

○**福田委員** 自動車のリサイクル推進というのは、具体的にはどういう考えですか。

○**福田循環社会推進課長** 自動車リサイクルは、特に廃車される自動車について、リサイクルシステムをつくりまして、中にあるフロンとかエアバッグといった有害なものが適正に処理されるようにということと、自動車自体は鉄など再資源化できるものを含んでいますので、そういったものをそれぞれ引き取り業者、解体業者、破砕業者、フロン回収業者といった役割分担をして、できるだけ最終的に捨てられるものを少なくしていこうという取り組みが自動車リサイクルの取り組みでございます。

○**福田委員** それは従前のリサイクルのシステムでして、今、宮崎県でもかなり大きい業者が出てきましたが、中古のパーツとして有効利用する、リサイクルする方策についても県は後押しをされるべきではないかと考えます。特に東南アジア、中近東には日本の中古自動車のパーツが出ていっている、その取り外しに外国人が大分宮崎県内に入っています。パキスタン系統が多いですかね。業者に聞きますと、もちろんフロン等の回収も大事であります。日本の自動車は非常に性能がいいから、鉄資源として回収するよりもパーツとして再利用させたほうがいいというようなことを言っていました。あわせて御検討いただきたいと思います。

○**福田循環社会推進課長** 先ほど御説明の中で、私ども廃棄物関係の行政をしておりますので、自動車リサイクル法の中で、新車購入時に預託金という形でリサイクル処理するためのお金を前もって取りまして、最終的に不法投棄にならないように処理をするというシステムでございます。

○**福田委員** 循環社会推進課に熱回収施設設置者認定申請手数料の新設をお尋ねしたいんですが、具体的にはどういう業者をイメージすればいいんですか、廃棄物焼却で熱回収というのは。

○**福田循環社会推進課長** 考えられますのは、熱回収ですので、焼却をしている、中間処理をしている業者さんということが考えられると思います。

○**福田委員** 私が思い浮かびましたのは、私の近くにハウス園芸でタイヤボイラーとか住宅の廃材を使ってのボイラーをやっています。これは熱回収ですが、こういう方々は熱回収の対象になって申請が必要なんですか。

○**福田循環社会推進課長** 法律が改正されて、この認定に当たっては高いハードルといますか基準が設けられております。例えば熱回収率が10%以上あることとか、燃料の投入率が30%以下とか、具体的に計算をするようですけれども、そのハードルをクリアできれば大丈夫だということではあるんですが、それなりに高度な施設、先進的な施設でないとそのハードルをクリアできないという問題はあるかもしれません。

○**福田委員** そうしますと使えないということではないんですね。今やっている施設を使ってハウス園芸等の暖房ができないということではないんですね。

○**福田循環社会推進課長** これは廃棄物の施設の許可と直接は関係ありませんので、これが認定されなければ許可がどうこうという問題でもありませんし、逆に、これに認定されたから許可が要らないというものでもございません。

○**徳重委員** 環境森林課、先ほど福田委員からも質問があったところですが、エネルギー対策推進費、太陽光発電システム融資2億円という

ことですが、昨年の当初予算でも3億1,900万、そして最終的には4億2,233万という数字が出ておりますが、これは補助金まで入っているんですか。

○金丸環境森林課長 おっしゃるとおりでございます。

○徳重委員 そうすると、ことはまだ融資制度だけの話ですが、昨年の融資額は幾らですか。

○金丸環境森林課長 1億6,000万円でございます。

○徳重委員 そうすると、昨年以上に利用する方は多い、設置される方は多いという判断だろうと思いますが、何戸ぐらいを予定されているのか。融資でもことは既に4,000万多いんですね、そしてまた補助も後でつけられるでしょう。そうすると、昨年が何件で、ことは何件という見方をされているか教えてください。

○金丸環境森林課長 戸数としての積算はしておりませんで、実は21年度からこの融資は始まっておりまして、平成21年度は1億円でございます。そして2カ年目の22年度は1億6,000万円、3カ年目が2億円、このように順次伸びておりますのは、実はこの2億円の中身が1億円と1億円に分かれておりまして、半分の1億円は新規の融資分に対する3倍協調としてのお金です。残りの1億円については、今まで融資をした融資残高に係る3倍協調としての融資分という考え方でございます。なかなか難しいところなんですけれども、県の商工労働部で融資制度を持っておりまして、新規分としての融資分、今まで融資した分の融資残高としての県が責任を持つ分、そのように分かれておりますので、漸次この数字は毎年ふえていくという性格を持っております。

○徳重委員 そうすると、22年度と23年度は実

質的には件数においてはそんなに変わらないという見方でいいんですか。

○金丸環境森林課長 融資全体の枠としては22年度と同じものを今回の予算では見込んでおりまして、先ほど福田委員からもありましたように、22年度については減額という措置もありましたので、できるだけPRしてこの融資を活用していただくように努力していきたいと考えております。

○徳重委員 基本的には、宮崎県は太陽光を導入したい、全国一にしたいということで大きな事業所が入ってきたということもありますので、これを前向きに進めて件数をふやしていくという考え方は持っていらっしゃるかと理解していいですか。

○金丸環境森林課長 私ども環境森林部としてはそのように一生懸命やっていきたいというふうに考えております。

○徳重委員 努力していただきたいと思います。

続いて、181ページの環境保全行政の推進に関する経費ということで、環境みやざき実践活動推進事業1,544万という数字が出ておりますが、これは具体的にどういう推進事業をされるということでしょうか、内容を教えてください。

○金丸環境森林課長 この中で一番大きなものとしたしましては、県立図書館に宮崎県環境情報センターというセンターを持っておりまして、ここで環境情報の収集とか提供事務を行っております。これが約700万円でございます。2番目としたしまして、環境みやざき推進協議会という県民、事業所、行政で構成する団体がありまして、例えば、11月ごろに「クリーンアップ宮崎」という形で県民全体で清掃活動するというような取り組み等を行っております。これは事務局が環境科学協会でございますので、そこに委

託をしているお金が350万円程度ございます。また新しい取り組みとしまして、宮崎県の地球温暖化防止活動推進員という方々がおられますけれども、この方々に対する育成をしようということで100数十万円の予算を組んでおります。そういう事業でございます。

○徳重委員 環境管理課にお尋ねしたいと思います。昨年かなり議論になったんですけど、口蹄疫埋却地の地下水の調査事業費が組まれておるわけですが、ことしから本格的な状況が出てくるのかなと感じるわけで、昨年は1,844万5,000円という予算がつけられたということですが、ことし、埋却地、下水等の調査が1,400万、周辺の臭気調査が590万ということですが、ことしは6月の梅雨時期を過ぎてから調査を綿密にやってほしいと思うんです。ことしから来年、2カ年、3カ年続くであろうと思います。去年の予算からすると、これで足りるのかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○橋本環境管理課長 口蹄疫の埋却地に係ります地下水等調査につきましては、昨日も御説明いたしましたとおり、各埋却地に対しましてそれぞれ地点を設けまして、地下水につきましては原則年4回、必要などころについてはさらに回数をふやして定期的な調査を行っているところでございます。調査地点につきましては、関係の市町と十分に調整して箇所を決めているところでございますが、今後の調査におきましてさらにふやしたほうがいいということが出ました場合には、地点の追加、さらには回数の追加をしていきたいと考えております。

○徳重委員 これからのことですからはっきりしたことは言えないにしても、どこにしみ出てくるかわからないと思うんです。「あら、おかしいぞ」というような地区があちこち出てくる可

能性があるんじゃないかという気がいたしますので、ひとつよろしく願いをしておきたいと思えます。

もう一つ、循環社会推進課の廃棄物のことについてお尋ねします。一般廃棄物不法投棄監視等支援事業として1,389万、これはパトロールの人員費ということで理解していいのでしょうか。

○福田循環社会推進課長 一般廃棄物の責任は基本的には市町村にありまして、その中の市町村の不法投棄パトロールということで、実質的に多くを占めていますのは監視員の人員費相当ということになります。

○徳重委員 パトロール監視員は今、何人雇っていらっしゃるんですか。

○福田循環社会推進課長 4自治体ありますけれども、2人ずつ雇っておられます。

○徳重委員 そこで、不法投棄が、ここ1～2年の状況で結構ですが、21年度、22年度どれくらいあったのか。監視員が報告してきた分についての実績を教えてください。

○福田循環社会推進課長 ただいまの委員の御質問は、一般廃棄物の不法投棄ということでございましょうか。

○徳重委員 産業廃棄物を主体に、私はお尋ねしているつもりです。

○福田循環社会推進課長 21年度の実績で言いますと、60件の不法投棄を確認しております。

○徳重委員 22年度は。

○福田循環社会推進課長 なお、22年度につきましては、1月末現在で36件を確認しております。

○徳重委員 かなり減っておるわけで、大変ありがたいなと思っておりますが、不法投棄が発覚したときに、これは完全に処理されているんですか。それともそのまままだ継続しているの

か。

○福田循環社会推進課長 基本的には、不法投棄の当事者、あるいはその土地の所有者を特定して原状回復させることとなりますので、発見した年度に7～8割方は処理をするんですけども、残念ながら完全に100%できるわけではありませんので、翌年以降に継続して残っていくものもございます。

○徳重委員 最後にしたいんですが、不法投棄で残るとおっしゃいましたが、1カ所ほっておくと、「あそこはほっとくじゃないか。ほっといて何も言わんのか」と、こうなってくる可能性が出てきますよね。完全に処理するという前提があると思うんですが、そのように理解していますか。

○福田循環社会推進課長 まさに法律違反の不法投棄ですので、最終的にはすべて原状回復するという姿勢で臨んでおります。

○十屋委員長 質疑がまだあるようですので、暫時休憩いたします。

午後0時5分休憩

午後1時5分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、3課の質疑を続行いたしますが、権藤委員は所用のため欠席いたしますので、御了解をお願いしたいと思います。

それでは、委員の質疑を求めたいと思います。

○星原委員 184ページの林業技術センター管理運営費と上がっているところですが、(1)から(6)までである中で、特に今、材価が安くて林業関係者が非常に御苦労いただいている中で、林家の人たちの収益を上げるためにいろいろな研究もなされているんじゃないかと思っていまして、ここに掲げてある研究の中で、後ろのほう

に「4課題」「1課題」とありますが、この課題は毎年継続してきているものなのか。今年度新たに課題を設けてこういう目的で研究しているのか。どういう形で課題に取り組もうとしているか、中身を聞かせていただくとありがたいと思います。

○楠原林業技術センター所長 林業技術センターですけども、23年度につきましては、ここに掲げてありますように5つのテーマ9課題に取り組むこととしております。その課題の設定の仕方ですけども、23年度は22年度に引き続いてということになります。例えば、(2)森林病虫害防除技術とありますけれども、これは以前からあるわけですが、23年度に限りますと、今、杉の集団葉枯れという新しい症状が出ております。そういったことにここ2～3年は重点的に取り組みます。その前はヤシオオオサゾウムシなどに取り組んでおります。林業の特性から継続するものが多いんですけども、通常は3年、場合によって、九州各県と連携しながら研究している場合にはちょっと長くなることもあります。以上であります。

○星原委員 他県との連携もあるようなことだったんですが、民間の研究機関とかいろいろなところのことなんかも行われているんですか。

○楠原林業技術センター所長 現在取り組んでいる中では、(3)のきのこ生産技術の改良開発試験では、本県の特産林産物であります原木シイタケと、もう一つ菌床キノコを大きく分けてやっています。特に菌床キノコについては工場的な生産体制が大きいものですから、民間の機関と共同で研究もしながら栽培技術の開発をしています。例を申し上げますと、数年前に焼酎かすを使ったキノコの栽培技術をやっておりましたが、これは小林市にあります民間企業と共

同で開発等を行っております。

○**星原委員** そして22年度の現計予算額で1億7,600万円余となっておって、今回は、骨格かもわかりませんが7,700万円余ということで、最終の集計がどうなるかわかりませんが、去年とすると1億円違うというのは、数字上でいけばどの辺が違った予算組みになっていますか。

○**楠原林業技術センター所長** 184ページの右の欄で22年度当初が8,623万9,000円、現計予算が1億7,618万1,000円となっていますけれども、23年1月補正で、経済・雇用緊急対策で約9,000万円ほど施設整備研究機器の整備等を前倒しでやらせていただくことにしております。この分が22年度非常に大きかったと。そういった意味では22年度と23年度はほぼ同額で予算措置いたしております。

○**星原委員** 3の森とのふれあい施設管理運営費、これは指定管理者に委託している業務ですか、それとはまた違うんですか。

○**楠原林業技術センター所長** 当センターは、「森の科学館」という施設を含めて「森とのふれあい施設」というゾーンを持っております。その分で指定管理者の委託分であります。

○**緒嶋委員** 環境管理課ですが、特にこれに項目がないというのが、例の新燃岳、今噴火しておりますが、そういうことに絡む環境という立場での予算というのは、当初にはどこか項目で組んであるわけですか。

○**橋本環境管理課長** 新燃岳の噴火につきましては大気、水質への影響が考えられるところでございますが、大気、水質につきましては常時監視ということで河川、地下水、大気などを測定しているところでございます。その中で現在のところは状況の確認をしております、昨日のこの委員会で御説明しましたとおり、現在の

ところは水質、大気とも異常はないことが確認されているところでございます。さらに、大気につきましては、移動測定車「さわやか号」を高原町に噴火直後から設置いたしまして、高原町につきましては、特に降灰等が多いということで大気の測定を常時やっているところでございます。

○**緒嶋委員** 海のサンゴが死滅しよるとか、河川の汚濁があるという情報を聞くわけですが、そういうことを含めた場合にはかなり長期的な影響が出るということを考えると……。この中で十分だということですか。

○**橋本環境管理課長** 現在行っております常時監視の中で何か異常があれば対応しなければいけないと考えておまして、その場合は別に予算等お願いすることもあろうかと考えているところでございます。

○**緒嶋委員** 噴火に伴う気体の中に有害物質もあると思いますので、そういう点を十分注視していただきたいと思います。

それと、合併浄化槽設置の補助の予算はどこにあるんですか。

○**橋本環境管理課長** 市町村が行います浄化槽設置に対する補助金等の事業につきましては、肉付け予算のほうでお願いしたいと考えているところでございます。

○**緒嶋委員** これは監視というかいろいろですが、肉付け予算のほうが重要だろうと思いますので、ぜひそのほうで頑張ってくださいと思います。

次が、一つは、第七次の宮崎県森林・林業長期計画、これはすばらしい計画であるわけですが、問題は、地産地消という言葉があるように、県として10年後に木材の自給率を50%に上げるということであれば、具体的にプロジェクト等、

県のこういう施設についての長期的な整備計画というのを、10年計画の中ですべてを網羅することはできんと思うんですけども、そういうものは含んだ推進プロジェクトになるわけですか。

○**小林みやざきスギ活用推進室長** 県産材の供給体制につきましては、具体的な工場の整備計画といったものは整備されてございませんが、例えば、長期計画の白い冊子の48ページに県産材利用拡大推進プロジェクトの工程表を示しておりますとおり、この中の2県産材のセールスポイントの創出の(2)に「市場ニーズに対応した乾燥材等の供給体制の整備」を掲げさせていただいております。その中の1つ目の丸としまして、乾燥材や集成材等高次加工品の増産体制の整備を今後も進めていきたいということをご披露させていただいております。

○**緒嶋委員** それだけで50%になるかということですが、整備は当然しなきゃいかんが。そういうことになるとある程度長期的な整備、県がなすべきことをやらんと、市町村がやってください、民間がやってくださいということでは、リーダーシップもとれんのかなという思いがあるから、推進プロジェクトの中ではそこまで含んだ計画でやっていかんとだめではないですか、50%可能ですかということですが。

○**小林みやざきスギ活用室長** 先生の御指摘ございましたとおり、需要の拡大が大変重要であると考えておまして、そういう面でお申しますと、同じ48ページの取り組みの中にも、2番の(3)に「大径材を活用した市場の創出」といったようなことを掲げさせていただいております。大径材をはり、けたに使う方法とか、公共建築物の木造化、木質化を進めるといった手段

を講じて需要の拡大に努めて、供給を拡大していくことに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**緒嶋委員** それはわかるんですが、そのためには具体的に何年度にはこういうことを予定しておりますというものがなきゃ、掲げただけで達成できますか。

○**小林みやざきスギ活用推進室長** 現在のところ、長期計画におきましてもこのような少しくつとした内容で大変恐縮でございますが、今後、毎年毎年事業を考えて取り組んでまいりたいと思います。

○**緒嶋委員** 当面23年度は、具体的なプロジェクトとしてどういうことが推進の中で計画されているわけですか。10年先はいいから、23年度。

○**小林みやざきスギ活用推進室長** 林業・木材産業の分野はまだ新年度の予算説明をさせていただいております。この後説明させていただくこととなりますが、みやざきスギ活用推進の本部を設置しまして、大手ハウスメーカー等に対し共同出荷の取り組みを今後拡大していきたいというような事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**緒嶋委員** 県内の木質化、木造化というような具体的な公共施設の計画は、この中には入っていないわけですか。

○**徳永山村・木材振興課長** この長計の中には具体的な計画は入っておりませんが、御存じのように公共施設の基本指針を県としてつくりましたので、その中で今、民間、市町村、県の今後の計画等について情報収集しておりますので、それに基づきまして公共施設の木造化、木質化を進めるとともに、国の50%に対しましては、本県が果たす役割とえば、杉を全国に供給するという大きな役割があると考えておりますの

で、それに向かってどのような施策をとるか、長計をもとに1つずつ組み上げていきたいと思っております。

○緒嶋委員 自給率は100%以上だから、当然県外に出さなきゃいかんけど、少なくとも県の施設はすべて木造でつくと、市町村、教育委員会、学校なんかも同じですが、そういう前提の中で積極的に進めていかんと、県外に売めることは当然必要なことで、それは第一に考えていただかなきゃならんけど、需要拡大のためには、宮崎県はすべて木造化ですよというようなスタンスで進むことが必要じゃないかという思いがあるので、差し当たり23年度はそういう方向で進んでおられるかということを知りたいわけです。

○徳永山村・木材振興課長 まず足元を固めることが大事だと思っておりますので、その方向で行こうと思っておりますし、まだ骨格ではございますが、23年度予算にも木造公共施設の予算は配分したと考えております。

○緒嶋委員 わかりました。後は予算的なことで、6月補正まで絡めて検討させていただきたいと思っております。

○星原委員 関連で。こういう10年とか20年の長期計画を立てられる中に、今、林家の経営は厳しいわけですよね。一方でこういう計画とあわせて、林業経営がこういうふうになっていく、林家が所得を伸ばしていくための林家経営みたいなどこら辺まで入っていかないと、皆さん方がいろんな目的でつくられているけど、これよりも、林業経営がよくなっていくのか、あるいは担い手が育っていくためには、この計画に沿いながらいっているのか。最終的には山で暮らす人たちの生活が守れるものでないと、幾ら計画がよくてもだめだと思うんです。そのための、生活を守っていく、あるいは後継者が育ってい

く、担い手がいる、仕事がある、所得がふえていく、バランスとりながらの計画をつくらないとひとりよがりの計画になるんじゃないかと思うんですが、そういったところまで踏み込んで協議なされたり、計画の中に織り込まれたりしているんでしょうか。そこがないと、山の人たちに、10年先には夢がありますよとか、5年先にはこういうことをやっていきますから頑張ってくださいとか話をするのができるのかなと思うんです。その辺のところも加味しながらつくられている計画なのかどうか。その辺はどうなんですか。

○佐藤計画指導監 今、委員がおっしゃいましたように、林家の収入が何%ふえるというのが当然最終的にあるわけですがけれども、現在の計画は林家の収入をふやすためにいろいろな施策を組み合わせるという構想でつくられております。例えば林家収入をどうやって上げていくかというのは林業普及のほうになるんですけれども、研修の予算とか、シミュレーションをするための予算とかとっておりますので、その辺は、計画に肉をつけていくような形で今後検討させていただきたいと思っております。

○岩下委員 50%を目指すということですがけれども、県南地区ですと飢肥杉、宮崎はみやざきスギという形で普及啓発をしなくちゃならないと思うんです。県民に県産材を使いましょう。よそから来た人に、みやざきスギの地元だという形で、県民、国民に呼びかけてアピールする看板とか、民間住宅でも何とかハウスとか何か知りませんが、外材を使ったやつで簡単にできると。そういったことよりも、県民の皆さんに、まず地元の杉を使いましょうという呼びかけをする看板を、国道沿いなり南の玄関口に立てて普及啓発をやっていただくと、まだま

だ一般の県民の皆さんの意識は高まるんではないかと思えます。肉付けの中でやっていただくとすればありがたいと思えますが、御検討をお願いします。

○高橋委員 木材の関係で、計画の変更の関係で、指標ですよ、新聞で出されたときにいろいろと御意見とかあったと思うんです。素材生産量は今、143万立方が190万立方ですか、先ほど出口の拡大をということで、そのためには受け入れる需要がないとうまく回転しないわけで、先ほどの議論を聞いていましたら、輸入材が減ってくるだろうと。私も認識不足かもしれませんが、そういう方向に向かっているということで理解していいかどうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 最近の状況を申し上げますと、世界的に木材需要は増加傾向にあると言われているところでございます。それに対して森林資源は拡大していない、減少傾向にあるところでございます。一方で日本を取り巻く木材の需要を見ますと、お隣の中国、それからインドといった新興国向けの木材需要が非常に高まっているといったことで、世界の木材がそちらのほうに流れております。ということで、かつてよりは日本向けに木材が入りにくい環境になってきていると伺っているところでございます。

○高橋委員 それが10年間続けばまた話はわかりますけど、景気にも左右されるからいろいろと難しい問題ではありますが、目標はより高くということで理解をしたいと思えます。

あと一点、182ページの地球温暖化防止対策費のことでお伺いします。先ほど説明があったんですが、ちょっと聞き取りにくいところもあったものですからいま一度お聞きしますが、1の地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画推

進事業であります、ニューディール基金を使つての事業ということで、都城ともう一つ自治体をおっしゃった、太陽光パネルを設置する事業なんでしょうか。いま一度説明をお願いします。

○金丸環境森林課長 おっしゃいましたようにグリーンニューディール基金を使った事業でございます。21年度に国から補助金が交付されて、それで基金を創設いたしました。その基金を活用して都城市と高鍋町と新富町が行います、それぞれの庁舎等へのLEDあるいは太陽光発電などの施設の整備に対して補助を行うものでございます。

○高橋委員 都城市と高鍋町と新富町を選ばれた理由は何でしょうか。

○金丸環境森林課長 21年度にこの基金が創設されたときに、各市町村に対して地球温暖化に資する事業を募りました。そのときにこの3つの市と町から手が上がったということでございます。

○高橋委員 わかりました。ただ、状況の変化があると思うんです。というのが新燃岳の降灰があります。これからもずっと想定されるわけで、太陽光パネルの効果、コストもまた違ってくると思うんです。年間を通して除去していかないと効力が低くなるような気がします。太陽光パネルは今、都城市、高鍋町、新富町それぞれ設置されているのでしょうか。

○金丸環境森林課長 それぞれ3市町の3カ年の計画が組んでございまして、高鍋町であれば、21年度に省エネ診断をして、22年度に空調システムの改修をして、そして23年度に太陽光パネルを設置すると。それぞれの市と町で計画を持って実施しているところでございます。

○十屋委員長 それでは、環境森林課、環境管理課、循環社会推進課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時35分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

次に、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を行います。それでは、自然環境課から順次説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、3課の説明がすべて終了した後でお願いいたします。

○奥野自然環境課課長補佐 自然環境課の当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の「自然環境課」のところ、195ページをお開きください。自然環境課の当初予算は、左から2列目にありますように、一般会計で30億2,202万9,000円をお願いしております。

それでは、主な事業について御説明申し上げます。

197ページをお開きください。中ほどの段の(事項)自然保護対策費では、説明欄4の新規事業、生物多様性保全総合対策事業639万3,000円でございます。これは、生物多様性の保全を図るため、市町村と連携しつつ、希少動植物やその重要生息地の指定や、生物多様性保全に係る普及啓発を行うとともに、シカ防護ネット設置による希少植物の保護保全活動を、一部森林環境税を活用して実施するものでございます。

次に、199ページをお開きください。一番上の(事項)改善事業、森林づくり応援団活動支援事業費4,080万円でございます。これは森林環境税を活用した事業でございます。県民参加の森林づくりを推進するため、公募による森づくり活動を促進するとともに、森林づくりに要する苗木や資材の提供などを行うものでござい

す。

次に、一番下の(事項)山地治山事業費20億4,399万5,000円でございます。おめくりいただきまして、200ページでございますが、この事業は、山腹崩壊地の復旧整備や山地災害の未然防止を図るため、県下全域58カ所におきまして復旧治山や予防治山などの事業を実施するものでございます。

次に、201ページをごらんくださいませ。一番上の(事項)保安林整備事業費1億2,813万4,000円でございます。これは、保安林においてその機能の維持強化を図るため、植栽や下刈りなどの森林整備を行うものでございます。

次に、その下の(事項)県単治山事業費の説明欄の4新規事業、治山施設機能回復事業でございますが、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

次に、その下の(事項)県単補助治山事業費の説明欄の3改善事業、いきいき山村集落機能強化事業720万円でございます。これは、山村地域における公民館単位の集落を対象に、荒廃溪流の復旧や水源の確保、防災施設の整備などを行い、生活環境の改善を図るものでございます。

次に、一番下の(事項)保安林管理事業費でございます。1枚おめくりいただきまして、次のページ、202ページでございますが、説明欄の5新規事業、森林の水源かん養等公益的機能強化事業200万円でございますが、これは、水源地や集落の上流等に位置するまとまりのある森林を対象に、現地調査や森林所有者への説明などを実施し、保安林の指定を推進するものでございます。

中ほどの(事項)鳥獣管理費2億297万円でございます。これは主に鳥獣被害対策に要する経費でございます。下の説明欄の2有害鳥獣(シ

カ・サル) 被害防止緊急対策事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明申し上げます。

次に、203ページ、(事項) 自然公園事業費2,079万9,000円でございます。これは、説明の欄にあります事業によりまして県が管理する自然公園内の利用施設の維持管理や定期パトロールを実施することによりまして、施設などの安全かつ快適な利用促進を図るものでございます。

続きまして、先ほど説明を後回しにいたしました事業の説明をさせていただきます。

お手元の委員会資料の11ページをお開きくださいませ。事業名、治山施設機能回復事業で1,400万円をお願いしております。

1の事業の目的でございますが、治山施設の一部には、右ページの写真のように、経年変化に伴いまして落石防護さくの劣化や危険木などの堆積によりまして、その機能が低下している状況が多々見受けられます。

このため、具体的には、2の(4)の事業内容の②にございますように、機能が低下していると判断された既存の治山施設を中心としまして、当該施設に最も適した工法を採用して補修やかさ上げなどを行うこととしております。また、③にありますように、海岸保安林や治山施設に堆積した土石や危険木を除去し、新たな災害の発生を未然に防止するとともに、実施に当たりましては、④にありますように、環境に配慮し、県産材を活用した工法も採用するなど、治山施設の機能強化に努めることとしております。

次に、13ページをお開きくださいませ。事業名、有害鳥獣(シカ・サル)被害防止緊急対策事業で1億6,212万5,000円をお願いしております。

まず、1の事業の目的ですが、シカや猿の有

害捕獲のための対策指導捕獲員の配置や、集落における被害防止対策の普及啓発などを推進することによりまして、野生鳥獣の被害軽減を図ることとしております。

次に、2の(4)事業内容でございますけれども、まず、①のシカ・サル対策指導捕獲員設置事業につきましては、シカや猿の多い22市町村に対策指導捕獲員を48名配置いたしまして、わな等によりましてシカや猿の捕獲を促進するとともに、防除対策や免許試験の取得指導も実施することとしております。次に、②の普及啓発事業でございますが、市町村ごとに設定いたしましたモデル集落におきまして鳥獣被害対策の講習会などを開催いたしまして、地域ぐるみの野生鳥獣被害対策を支援することとしております。

当初予算につきましては以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。当課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス「森林整備課」のところでございます。205ページをお開きください。森林整備課の当初予算は、左から2列目、当初予算額の欄にありますように70億8,866万8,000円をお願いしております。その内訳は、一般会計が67億7,757万6,000円、特別会計が3億1,109万2,000円であります。

それでは、主な事業について御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、207ページをごらんください。5行目、(事項) 公共工物品質確保強化対策費1,197万7,000円であります。これは、公共工事の品質確保を図るため、工事現場などにおいて施工体制の点検・指導を行うものであります。

次に、中ほどの(事項) ひなもり台県民ふれ

あいの森等管理費3,083万6,000円であります。
これは、小林市にありますひなもり台県民ふれあいの森などの管理委託を行うものであります。

次に、207ページの一番下から次の208ページにかけてあります、(事項) 県営林機能強化促進事業費2億5,000万円であります。これは緊急雇用創出臨時特例基金を活用して実施するものであります。離職者などを対象に、県営林の機能の維持・増進を目的とした森林整備を実施し、あわせて雇用機会の創出を図るものであります。

次に、208ページの中ほどの(事項) 森林整備事業費17億4,842万円あります。これは、造林や下刈り、除間伐などの森林整備に対して助成をするものであります。

なお、説明欄の3 森林環境保全直接支援事業につきましても、後ほど委員会資料のほうで御説明させていただきます。

次に、下のページになりますが、209ページをごらんください。上段の(事項) 森林機能保全対策総合整備事業費5,065万5,000円あります。説明の欄にあります森林路網整備専門技術者養成事業は、緊急雇用創出臨時特例基金を活用して実施するものであります。離職者等を対象に、低コストで災害に強い作業道を設計・施工できる技術者を育成しまして、林業事業者などへ就業を促進するものであります。

次に、その下の(事項) 植栽未済地造林緊急特別対策事業費の説明欄の間伐等促進事業8,803万5,000円は、ふるさと雇用再生特別基金を活用して実施するものであります。離職者などを雇用しまして県下8地域に間伐等促進班を配置し、間伐の促進と植栽未済地対策に取り組むことにより、あわせて雇用機会の創出を図るものであります。

次に、その下の(事項) 森林保全林道整備事

業費、1枚めくっていただきまして、210ページの(事項) 道整備交付金事業費から、下のページになりますが、211ページの上段の(事項) 山のみち地域づくり交付金事業費につきましても、後ほど委員会資料のほうで説明をさせていただきます。

次に、211ページのやや下のほうになりますが、(事項) 県単林道事業費4億4,472万7,000円あります。このうち、説明の欄の5 森林路網整備加速化事業は、森林整備加速化・林業再生基金を活用して作業道の整備を行うものであります。

次に、212ページをお開きください。2行目の(事項) 林道災害復旧費15億8,335万6,000円あります。これにつきましては林道施設の災害復旧を図るものですが、平成22年度に発生しました分の復旧と、あわせて23年度中に発生する分を見込んで予算を措置しております。

次に、213ページをごらんください。特別会計でございます。

まず、山林基本財産特別会計であります。総額で1億210万9,000円をお願いしております。

上から5行目、(事項) 県有林造成事業費3,445万2,000円あります。これは、県有林の除伐、間伐を実施するものであります。

下のほうにあります(事項) 元金5,171万2,000円及び、次のページになりますが、214ページの(事項) 利子1,594万5,000円につきましては、日本政策金融公庫への償還金であります。

次に、下のページ、215ページをごらんください。拡大造林事業特別会計であります。総額で2億898万3,000円をお願いしております。

上から5行目、(事項) 県行造林造成事業費1億3,720万1,000円あります。これは、県行造林の整備と立木販売によって得られました収

益を森林所有者などへ交付するための経費であります。

下のほうにあります(事項)元金5,119万6,000円及び一番下の(事項)利子2,058万6,000円につきましては、日本政策金融公庫への償還金であります。

続きまして、新規・重点事業について御説明いたします。

委員会資料の15ページをお開きください。森林環境保全直接支援事業についてであります。

この事業は、1の事業の目的にありますように、森林資源の循環利用や森林の持つ多面的機能を将来にわたって健全に発揮させていくために、集約化し計画的な森林整備を行う者に対して支援を行うものであります。

次に、2の(4)の事業内容は、造林や下刈り、除間伐などの保育施業、それから森林作業道の開設など森林施業全般を対象にしております。

右側の16ページをごらんください。中ほどに書いてありますが、補助金につきましては、国から51%が交付されまして、これに県が17%を上乗せし、合わせて68%が補助されます。直接支援の対象者につきましては、絵をかいております網かけした部分になりますが、二通りあります。まずは図の左の流れですが、森林所有者が共同して集約化を図って施業に取り組む場合、森林所有者の共同体が一つございます。もう一つは、図の右側の流れになりますが、所有者から一括して施業を受託した森林組合などの事業体が対象になります。この仕組みのねらいは、意欲と実行力のある者に直接支援することによって計画的な森林整備を進めていこうということと、あわせて、集約化によるコスト縮減で得られた間伐材の販売収益を森林所有者に還元

していこうということでございます。

続きまして、17ページをお開きください。林内路網整備の加速化であります。

1の事業の目的にありますように、森林の整備や森林資源の有効利用と山村地域の生活環境の改善を図るために、林道や作業道などを効果的に連絡させた路網の整備を進めるものであります。

2の(4)の事業内容に5つの事業を並べておりますが、①の森林保全林道整備事業と②の道整備交付金事業、それに③の山のみち地域づくり交付金事業は、いずれも林道の整備を行う事業であります。林道は路網の中でも最も骨格的な道として位置づけをしております、セミトレーラーや一般の車両の通行をも想定した整備を行います。また、④の林業専用道整備事業と⑤の森林路網整備加速化事業は、森林施業に特化した使用を想定しております、木材搬出用のトラックや林業用機械が走行するための道として位置づけをしております。

右の18ページの中ほどの絵をごらんいただきたいと思っております。これは路網配置のイメージをあらわしております。骨格となります林道から支線である林業専用道につながりまして、その先に森林作業道を縦横に伸ばしていき路網のネットワーク化を図ることとしております。特にこれからは、木材搬出のコスト縮減に直結する林業専用道と森林作業道を中心に整備のスピードアップを図ってまいりたいと考えております。

当初予算につきましては以上であります。

続きまして、ちょっと飛びますが、資料の27ページをお開きいただきたいと思っております。議案第30号「林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

これは、林道事業の県営工事分について関係

市町村に負担をお願いするもので、森林保全林道整備事業、道整備交付金事業及び一番下の県単林道災害復旧事業につきましては事業費の100分の10を、また、3番目の山のみち地域づくり交付金事業につきましては事業費の100分の5の負担をお願いしております。対象となります市町村からはあらかじめ意見をお聞きしまして同意を得ておりますが、地方財政法第27条の第2項の規定によりまして、議会の議決に付すものであります。

森林整備課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○徳永山村・木材振興課長 それでは、山村・木材振興課の当初予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の「山村・木材振興課」、217ページをお開きください。平成23年度の当課の予算額は、表の左から2列目の欄にありますように32億6,180万7,000円であります。その内訳は、一般会計で30億380万5,000円、特別会計で2億5,800万2,000円であります。

それでは、主な事項について御説明いたします。

219ページをお開きください。上から5段目の(目)林業振興指導費で、ページ中ほどの(事項)林業・木材産業構造改革事業費5億5,935万9,000円であります。これは、説明欄の5の林業経営構造対策事業費補助金によりまして、素材生産量などの林業事業体の高性能林業機械の導入への支援、6の木材産業構造改革事業費補助金によりまして、製材工場等の人工乾燥機の整備への支援、また7の森林整備加速化・林業再生事業では、門川町営の温泉施設など木質バイオマス利用施設の整備や日南市役所の内装木質化など5つの木造公共施設の整備、また間伐

材の運搬経費等を支援するものであります。

次に、一番下の(事項)木材産業振興対策費18億822万7,000円であります。ページをめくっていただきまして、220ページでございますが、説明欄の1及び2は、素材生産や流通の合理化を推進するための融資制度であります。

また、3の新規事業「チームみやぎスギ」による県産材安定供給推進事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

次に、その下の(事項)県産材流通促進対策費1,723万6,000円ありますが、1の日本一「みやぎスギ」県外セールス強化対策事業では、大消費地におけるトップセールスやセミナーなど県産材を積極的にPRするとともに、新たな販路開拓や共同出荷体制づくりへの支援を行うこととしております。

次に、一番下の(事項)木材利用技術センター運営事業費1億2,857万1,000円ありますが、これは、センターの維持管理や国からの受託研究に要する経費等であります。

次に、221ページの中ほど、(事項)林業担い手総合対策基金事業費1億4,294万1,000円あります。説明欄の5の新規事業、林業事業体技術者確保・育成対策事業につきましては、後ほど委員会資料で御説明させていただきます。

また、7の就労環境対策事業でございますが、これは、林業事業体に雇用されております林業就業者の社会保険等への掛金を支援するものであります。

次に、一番下の(事項)しいたけ等特用林産振興対策事業費2,192万7,000円あります。これは、シイタケ等の特用林産物の振興を図るため、新規参入者など担い手の確保や生産の拡大、品質向上に向けた生産体制の強化などに取り組むこととしております。

一般会計予算については以上であります。

次に、林業改善資金特別会計予算について御説明いたします。

223ページをごらんください。上から6段目の(事項)林業・木材産業改善資金対策費2億5,800万2,000円であります。これは、林業・木材産業経営の改善、新たな生産方式を導入するための施設整備などに対して無利子の中・短期の貸し付けを行うものであります。

続きまして、新規・重点事業につきまして御説明をいたします。

恐れ入りますが、委員会資料の19ページをごらんください。林業事業体技術者確保・育成対策事業であります。

本事業は、1の事業の目的にありますように、林業への再参入者の確保・育成を図るとともに、中核認定林業事業体の認定制度を創設することにより、林業従事者の雇用、就業環境の改善を図るものであります。

2の事業概要であります。予算額は950万円で、事業期間は3カ年です。

(4)の事業内容であります。①の即戦力となる人材確保事業では、2年以上の林業経験者を再雇用しOJT研修を実施する林業事業体に対し、1人当たり月額3万円を補助するものであります。また、②の林業技術修得促進事業及び③の中核認定林業事業体認定事業では、伐採、架線などの高度の技術を有する林業技術者を表彰するとともに、就労環境の整備や労働安全、生産性の向上等にすぐれた事業体を「中核認定林業事業体」として認定いたしまして、林業技術者の技術の向上と林業事業体をリードする中核的担い手の育成を図るものでございます。

次に、21ページをごらんください。「チームみやざきスギ」による県産材安定供給推進事業で

あります。

1の事業目的であります。製材工場が連携して行う共同出荷等の取り組みを民間と行政が一体となってサポートする「チームみやざきスギ」を新たに立ち上げ、県産材の定時・定量による安定供給をオールみやざきで推進するものであります。

次に、2の事業概要であります。予算額は1,720万円で、緊急雇用創出基金を活用することとしております。

(4)の事業内容であります。①の「チームみやざきスギ」推進本部費では、県及び木材産業団体をメンバーとする「チームみやざきスギ」を新たに立ち上げ、県産材の販路拡大や安定供給に向けた課題・解決策等を検討することといたしております。②の「チームみやざきスギ」活動推進費では、製材工場がグループを組んで大手ハウスメーカー等へ県産材を共同で売り込んでいく取り組みを支援するため、「チームみやざきスギ」が大口需要者へのPR活動や情報収集、供給工場のマッチング指導等のサポート活動を行うことといたしております。

山村・木材振興課からの説明は以上でございます。

○奥野自然環境課課長補佐 それでは、その他の報告事項としまして、次期森林環境税の取り組みについて御説明申し上げます。

委員会資料の36ページをごらんくださいませ。森林環境税につきましては、昨年の12月議会におきまして、さらに課税期間を5年間延長することといたしましたけれども、次期森林環境税では、(1)の基本的な考え方にありますように、これまでの「県民の理解と参画による森林づくり」「公益的機能を重視した森林づくり」の2つの柱に加えまして、地球温暖化防止にも貢献す

る「資源の循環利用による森林づくり」を新たな柱としたところでございます。

次に、(2)の次期税制度の概要についてでございます。課税方式や税率・税額等につきましては、第1期と同じく、個人県民が年額500円、法人が法人県民税の均等割の5%相当額となっております。税収規模は年間約3億円を見込んでおります。

次に、37ページをごらんくださいませ。2期目の税の用途についてでございます。表の右側の第2期の欄に2期目に新たに取るものを太字で示しておりますが、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、Iの②未来へつなぐ森林づくりにおきまして、口蹄疫で甚大な被害が発生した児湯管内におきまして、被害を受けた畜産農家と県民ボランティアによる「口蹄疫復興祈念の森づくり」を計画しております。

次に、IIの③森林の生物多様性保全では、シカの食害等により絶滅の危機に瀕している野生植物の保護など森林生態系の保護・保全に取り組む予定でございます。

最後に、III資源の循環利用による森林づくりでございます。①と②では、県民に木材と親しむ機会を提供するとともに、子供から大人まで木のよさや木材利用の意義などを学ぶ「木育」を実践するなど、県産材の利用を拡大するための普及啓発、PRに取り組みます。また、③の森林バイオマス利用促進では、木質ペレットを活用した森林バイオマスボイラーの導入検証や普及・促進対策に取り組む予定でございます。

これらの取り組みを一体的に推進いたしまして、山村地域の活性化や森林環境の保全に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。

それでは、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の質疑をお受けしたいと思います。

○徳重委員 自然環境課をお願いします。201ページ下のほうですけれども、保安林の指定・解除等の事務ということですが、どこが解除になったんですか。

○西山自然環境課課長補佐 予算でございますので、今後出てくる可能性のところを計上しているところでございます。

○徳重委員 可能性といたらどういうことですか。

○西山自然環境課課長補佐 通常、保安林の解除は、指定理由の消滅、それから公共の用に供することということで、道路を開設するときには解除になります。国県道とか開設するときには保安林を解除するというところでございます。

○徳重委員 その可能性があるとところが何か所かあるんですか。今のところ。

○西山自然環境課課長補佐 例年、何件かずつ出てまいりますので計上しているところです。これは国の予算をいただいて、保安林の指定は、水源涵養や土砂流出防備は国が指定するものですから、その分についての解除も国のほうからの補助金が出るということでございます。

○徳重委員 その次のページですけど、有害鳥獣のシカ・サル対策指導捕獲員設置事業1億6,150万、何人ぐらいとか内容を。

○西山自然環境課課長補佐 常任委員会資料の13ページをごらんいただきたいと思います。

(4)の事業内容①、48名の対策指導捕獲員を雇用して、わな等によるシカ、猿の捕獲を行うものでございます。

○徳重委員 これは22市町村ということですが、

人員については右に書いてあるものということですか。

○西山自然環境課課長補佐 はい、組合に委託するものですから、組合ごとに人数を計上しております。

○福田委員 公債費の関係です。元利償還が2本出ていますが、2つの項目はそれぞれ使用目的が違っておったんですか。その辺ちょっと教えてください。

○河野森林整備課長 213ページの山林基本財産の元金と利子のことでございましょうか。

○福田委員 それと215ページの元金と利子、項目が2つに分かれていますか。

○河野森林整備課長 これは、特別会計が2本ございまして、213ページの山林基本財産特別会計が県有林でして、土地も上木も県が所有している分でございます。215ページにあります拡大造林事業特別会計は、県が造林者となりまして、土地所有者もしくは費用負担者と協定している特別会計でございます。

○福田委員 これは、その時点での借入金が全額元利償還になった、あるいは時期到来の一部償還というふうに見るんですか。

○河野森林整備課長 これは年度年度で借入れをしまして、20年据え置き10年償還、もしくは25年借入れ10年償還、そういったことで年度年度で償還の期日が来ておることでございます。

○福田委員 政策銀行は以前の農林公庫だと思います。参考までにお聞きしたいんですが、どれくらいの利率でこの資金が導入されておるのでしょうか。

○河野森林整備課長 山林基本財産特別会計が1～5%の範囲です。拡大造林事業特別会計のほうが1～3.9%の範囲でございます。

○福田委員 1%という金利は、今の長期金利と比較をしましてもそんなに遜色ないですが、1～5%というのは範囲がえらい大きいですが、この項目についての適用金利は幾らだったのか、元利償還のときの。

○河野森林整備課長 今申し上げました山林基本財産特別会計の金利が、一番金利が低い1%が平成14年度に借り入れた分でございます。一番高い5%が昭和59年当時借り入れた分でございます。

○福田委員 なぜお聞きするかと申しますと、非常に山林経営は厳しいわけですが、政策銀行も公庫から民営化しましたから、借り入れ等ができるものであればかなり負担が軽減されるものだと思って。時間がかかりますからあえて深くは質疑いたしません。

私は以前、県の公社の監査をしたときに考えたんですが、これは民間だったら、繰り上げ償還、借りかえ等をやれば利子負担が軽減されるものが多いなと見ました。そのときも提言しましたが、金融機関とおつき合いがあるとか、1回お借りをすると後の融資が困難になるとかいろんな理由づけをなされました。一過性の監査委員ですからその後は見ているわけではないんですが、厳しい林業関係を考えますと、その辺のチェックは大事なのかなと考えております。もう結構です。

次は220ページ、県外セールス強化対策事業、これは「チームみやぎスギ」による県産材安定供給推進事業ですね。私、以前からこのお話をよくここでしておるんです。宮崎県の木材の売り方をいろいろ考えてみたんですが、今、木造ハウス、在来工法でも、従前の柱を化粧柱で使う方式から、洋室は全く柱が見えない大壁工法に変わっています。ですから強度さえあれば

利用価値は非常に高いと見ています。私は直接林業には携わっていませんが、かつて身内が集成材等やっていたから、関心があって、上京するごとにそういう関係のところを見るんですが、すべてハウスメーカーは外材です。しかし、エコポイント等の適用を受けるためにそれなりの工夫をされています。例えば土台でありますと、今、防蟻剤、従前のようなクレオソートは使えませんから、外材でヒノキに近いヒバ材なんかを使っている。それから1回、名前がわからんから林務にお聞きをして調べてもらいましたが、ヨーロッパ産の安いホワイトウッドとかレッドウッドという木材が入っておって、これを見ますと100%木材を使っているんです。ハウスメーカーの在来工法は。これも一方のツーバイフォー工法はだめでしたね。東京、関東を宮崎は攻めなければ、宮崎県の宝の山・木材の消費は伸びないなと考えたんです。

これは時宜を得たものだと非常にうれしく思うわけではありますが、これは木材協同組合連合会に一部委託をされるようであります。大部分は県かと思いますが、内容はわかりません。部長以下県が本腰で取り組まれていくべき事業だと考えます。金額なんか少ないですね、何棟かサンプル的なものをつくって、日本の中心地の関東にやるべき時期に来ていると思いますが、どんなお考えでしょうか。私はこれは非常にいい事業だと見ているんですが。

○小林みやざきスギ活用推進室長 委員御指摘のとおり、県産材の需要拡大につきましては、県内の需要では限られますので、県外向けに打って出るといったようなことで真剣に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。それで、サンプルという点につきましては、ハウスメーカー等のお考えもあろうかとは思いま

すけれども、できるだけ宮崎の材が見えるようなところにサンプルとしてお使いいただけるようなことで働きかけをしていながら進めてまいりたいと考えております。

○福田委員 大手ハウスメーカーというのは、イメージがよくわからないんですが、部材として使う量は少ないなと見ました、幾つか比較しまして。中堅のビルダーあたりがつくっている在来工法の木造住宅、これはオール木質ですから、場合によっては野地板まで使える、そういう見方をしたんです。大手ハウスメーカーのものは、鉄骨に内装材として使うとか、ツーバイフォー工法ではほとんど強度を壁でもちますからないんです。在来工法で、はり、けた、柱、場合によっては野地板までオール木材が使えるような売り込み、そういうビルダーを確保される必要があると、現地を調査して考えました。本当これは県挙げてやらないと、宮崎県の木材が宝の持ち腐れになります。そのように考えます。

○徳永山村・木材振興課長 まず、「チームみやざきスギ」につきましては、とりあえず行政と民間が一体となって、これだけある資源を売り込んでいくというシステムをつくらうということが一つでございますし、一番は、これだけの大型の製材工場を抱えておるんですが、されど、大手ハウスメーカーの注文には十分こたえられる状況にはないのが現状であります。しかし、これが連携を組んで、タッグを組んで出荷できるような体制をつくっていけば相当な需要が見込めるものと考えております。中堅ビルダーにつきましては、確かに使うんですが、大手ハウスメーカーは棟数が違うということと、今国産材に相当シフトしてきておりますので、今のうちに本県としては「チームみやざきスギ」の体制づくりをしたいというふうに考えております。

以上です。

○緒嶋委員 自然環境課、鳥獣被害は、新年度は22年度と何か違うところがありますか。

○西山自然環境課課長補佐 23年度の予算が1億6,000万、昨年度が1億8,000万ということで、違いは、わなを1人40基配置するというので計画して、それが購入済みということで、今年度減額になっております。

○緒嶋委員 しかしながら、鳥獣被害そのものは減ったということにはなかなかならんわけですよ。今後とも推移を見ながら弾力的に対応していただきたいと思います。

その中でシカ・サル対策指導捕獲員ですけれども、これは森林組合に委託するような形になれば、西臼杵の場合は日之影2、高千穂2、五ヶ瀬1、こういうふうにも明確に配分しなければいかんわけですか。町村で割って。

○西山自然環境課課長補佐 市町村界とか余り考えずに、西臼杵の森林組合であれば、管内を回って特に多いようなところに重点的にわなを設置して捕獲していただくということで考えております。

○緒嶋委員 西臼杵森林組合5名ならわかるけど、町村で割ってであると、町村の受け取り方はかたくなになるんじゃないかという気がするので、ある程度臨機応変に、多いところに機能的に移動することを含めてやったほうがかえっていいんじゃないか。これはほかのところも同じですが、地域によってシカの多いところ、イノシシの多いところいろいろあるわけですから、そこ辺は弾力的に考えたほうがいいんじゃないかという気がいたします。

それから自然公園事業であります、特に22年度は祖母山あたりでは物すごく遭難が多い、まだ行方不明の方も1人おるわけですよ。そうい

うことで国定公園内の遊歩道の整備等、今、道そのものが荒廃しているんです。管理が十分でない。そのことが遭難の一つの原因にもなっている。荒廃して道がどちらへ行っておるかかわらん。そういうこともあるんですが、どういう状況にあるということは調査されておりますか。

○西山自然環境課課長補佐 高千穂で遭難もありまして、非常に道が荒れているということで、支庁の職員も現場等を見て確かに看板が少ないという報告もいただいております。看板の設置等については、自然公園でうちの管理している分とか、観光面で市町村の観光課で管理している分、もちろん環境省もありますので、連携をとりながらやっていきたいと思っております。

○緒嶋委員 ぜひ早目にそれをやって、またことし遭難者が出ないとも限らない。そのたびに消防団、警察も含めて、3日、4日、あるいはそれ以上、大変な労力というか苦労も多いわけですので、できるだけ遭難が少なくなるような対策を立てていただきたいと思っております。

それから、未植栽地は今解消されつつあるということではありますが、ことしの事業では「間伐等」と書いてありますけれども、未植栽と間伐はどういう関係になるわけですか。これは209ページ。

○河野森林整備課長 209ページ中ほどの植栽未済地対策ですけれども、1の間伐等促進事業といいますのは、ふるさと雇用の基金を使う事業ですが、森林組合にお願いして3名の間伐等促進班を置きまして、植栽未済地の解消や間伐の推進、森林所有者等に施業を説明しながら取り組んでいくということにして、植栽未済地の事業については肉付けのほうで考えておられて、この部分については直接的な事業は盛り込んでおりません。

○緒嶋委員 これは植栽未済地対策の事業とは見れんわけですか。「間伐等促進事業」となっておるものだから、整合性がないような気がするわけです。

○河野森林整備課長 説明がちょっとまずかったんですが、大きな事項の下に間伐等促進事業と植栽未済地抑制対策事業と2本ありまして、2本目の抑制対策は肉付けのほうに回ったということです。ただ、県内に27人間伐促進員がおりまして、植栽未済地を解消するために森林所有者にいろんな施業提案をしていくということで、直接的ではありませんけれども、抑制対策の関連事業ということです。

○緒嶋委員 それと211ページ、緑資源幹線林道事業負担金、これは今は県のほうがやっていると思うんですが、緑資源等の負担金はどういうふうに理解すればいいんですか。

○河野森林整備課長 緑資源機構の幹線林道は、昭和54年から平成19年まで機構が取り組んできて、20年度から県が事業を引き継いでやっておりますけれども、19年度までの事業の負担金を県がお支払いしているということです。

○緒嶋委員 これは債務負担みたいな形で負担しておるといえることですか。

○河野森林整備課長 機構が借り入れた分について、平成40年まで続くんですけれども、事業完了年度から21年間お支払いするという償還計画でお支払いしているものです。

○緒嶋委員 関係する市町村もそういう負担をしておるといえることですか。負担しているのは県だけですか。

○河野森林整備課長 市町村も同様ということです。

○高橋委員 自然環境課にお尋ねします。委員会資料の13ページの有害鳥獣の被害防止緊急対

策、これはきのう補正で議論した事業ですよ。6カ月雇用だからうまく雇用できなかったということで執行残があったものだと思うんですけど、そういう反省のもとに、森林組合を委託先として48名を確保するという事になったわけでしょうか。

○西山自然環境課課長補佐 森林組合に委託して指導捕獲員を雇うという方式は変わりません。きのう申し上げましたように口蹄疫の関係でおくれてしまったものですから、今回は、3月31日、年度がわりで交代ということでございますので、既に出先のほうに人選を進めるように指示をしているところです。早いうちから捕獲ができるようにする予定でございます。

○高橋委員 私が勘違いしているのでしょうか、6カ月の雇用で難儀したというような話をきのうされたような気がします。

○西山自然環境課課長補佐 仕組みが、一遍雇ったら6カ月雇うと。6カ月たったら1回の更新はできますという制度ですが、年度が変わるものですから、3月31日で今雇っている人は切れるということです。きのう私が、ほかに回すべきというところで6カ月という話をしたものですからごっちゃになってしまったと思うんですが、一遍雇用した人は長くて1年間は雇用できるんですけれども、年度が変わるときにはそこで切るといえることでございます。

○高橋委員 よくわからないんですが、委託先の森林組合の雇用と私は理解するんです。県はタッチしないわけでしょう、委託料を払うわけだから。だから、後はそれぞれの森林組合が雇用しやすい方を48名の範囲内で雇われればいいと思うんです。確かにいろいろと複雑ですね、何か月雇用すると社会保険とか、労働時間とかボーナス払ったりとかあると思うんです。そん

なのでいろいろとあるのかもしれませんが、雇用の仕方、嘱託で1年契約で払う、手法がいろいろありますよね。森林組合の裁量で雇うことはできないんですか。

○西山自然環境課課長補佐 この事業は緊急雇用創出基金を活用するものですから、この基金の制度がそういうふうになっているということでございます。

○高橋委員 次に移ります。これも雇用の関係で、具体的にお聞きします。環境森林部は結構雇用創出事業をされていると思うんですが、208ページの2億5,000万の予算が計上されて、全県下の県営林に絡む事業だと思えます。説明にありますように雇用の創出ということですが、相当な方が雇用できると理解していいのでしょうか、数字がわかればお願いします。

○河野森林整備課長 これは延べで1万5,000人日でございます。うち新規で1万1,400人日ということで、実雇用者約95名を見込んでおります。

○高橋委員 先ほど福田委員からもありましたように、起債の関係の元金と利子です。よくわからなかったんですけど、元金は5,100万返すわけでしょう。そして利子が2,000万ほどある、これは何年分の利子なんですか。

○河野森林整備課長 借入期間が20年と25年の分がございまして、昭和56年以降に発生した利息でございます。

○高橋委員 その間の利息ということですね。

○河野森林整備課長 そうです。

○星原委員 委員会資料の17ページの林内路網整備の加速化ということで25億8,000万円余予算計上されているんですが、これまでもずっと行われてきた事業の中で、これの進捗率というのはどれぐらいの状況でここまで来ているのでしょうか。

○河野森林整備課長 事業ごとの進捗率は、路線ごとに出そうと思えばできるんですけども、路網整備の目標として持っておりますのは、ヘクタール当たりの路網密度という指標を立てて取り組んでいるところでして、22年度末でヘクタール当たり36メートルでございます。全国平均が21メートルとなっておりますので、密度的にはトップということでございます。

○星原委員 今、22年度までで36メートル、全国の平均は21メートルで、宮崎県は非常に路網整備が進んでいるという説明だったと思うんです。ことしの予算でまたここに25億計上されているわけですが、これからもずっと整備していかななくてはいけないということで進むわけですか。

○河野森林整備課長 路網密度の指標の出し方というのはなかなか比較がしにくいんですけども、国が森林事業再生プランの中で外向けにPRしているのが、ドイツが118メートルとか、オーストリアが80メートルとか、そんな言い方をしております。ただ単純には比較できにくいところがありまして、分母となる森林面積が問題です。宮崎が出しています36メートルというのは、押しなべて民有林面積41万ヘクタールを分母にしております。調べてみますと、ドイツが118メートルありますと言いますが、それは集約化されて経済林として経営している部分だけの分母で言っているものですから、今後、宮崎県内の路網をどれぐらい進めていくかということになりますと、目標としては、近いところでヘクタール当たり40メートルくらいは必要というふうに考えているところです。

○星原委員 なぜそういうことを聞くかといいますと、投資と林家の人たちが受けている恩恵を比較したときに、非常に経営が厳しい中でやっ

ておって、路網整備が必要なことはわかるんですが、本当に効果が出て低コスト化になってその分が反映されているのか。整備をすることは大事だということは十分理解の上なんですけど、投資効果を計算したときにどういうふうになるのかという感じもするものですから。費用対効果的なもの、こうやることで林家の所得に反映してくるんだと、これだけ整備することで経費かからないように路網整備に力を入れている。全国平均までいってなければけれども、平均をはるかにオーバーしている説明でありましたので、同じ金を使うなら、ほかに使い方とかいろんな方法もあるんじゃないかと思うんですが、費用対効果の計算はされて整備をされているとっていいんですか。

○河野森林整備課長 今、費用対効果という話がありましたけれども、今までは骨格となる林道の整備と支線の作業道の整備に力を入れてまいりまして36メートルあるんですが、今後必要なのは、毛細血管のように隅々まで行き届いて木材が運び出せるような森林作業道を広げていくべきだと思っています。これについてはメートル当たり単価3,000円とか2,000円ぐらいでできますので、そういったところを通じて間伐材の収益が上がるような、直接コストダウンにつながるような路網整備が今後必要になってくるというふうに思っております。

○星原委員 説明聞けばそういう形だろうとは思いますが、私から見ると、かける金額の割に、その効果をどこまで考えたらいいんだろうと、同じ金を使うならほかに生かす道もあるんじゃないか、そう考えるとところもあつたものですからお聞きしたところですが、それだけ整備されるということはいいことですから、そのことが間伐の単価にしても経費がかからん分が

ちゃんと返ってくるような計算もまたどこかでしてほしいと思います。

次に移ります。220ページの木材利用技術センター運営事業費で1億2,800万円余計上されているんですが、1から3までの維持管理費、試験研究費、受託事務費この中身について、どういふことでこの数字が計上されているか説明いただくとありがたいんですが。

○有馬木材利用技術センター所長 まず、維持管理費というのがございますが、これが非常に大きくなっております。ことしの場合には6,768万円とありますが、これは基本的に機械の維持、人件費等、私の給料もその中に若干入っております。いわゆる基本的な電気料とか維持するためのお金でございます。したがいまして、受託試験とかいろんな試験をやる基本的なベースになっています。もう一つは、意外と残りになるものがあるわけですが、それは更新費でございます。私どものところはオープンしてちょうど10年になりますので更新費がかなりかかってきてぼんと大きくなりますが、大切にごまかしごまかしうまく使っておるものですから、今のところ残っているというのが現状でございます。

それからもう一つが試験研究費、これは具体的に試験に伴うもので12テーマございますが、その12テーマにかかっているものでございます。そのほか私どもの役割として、情報を流す、例えばシンポジウムをするとか、意見交換会などがございます。もう一つは、評価をしていただく、あるいはどういうのが問題になるかとか情報をいろんなところからちょうだいする、そういうのがございます。もう一つは、これは私どものセンターの特徴でもありまして、研究員が12～13名おりますが、それだけでは力的に不足するところもございます。そういうときに客員の

研究員をお願いしている費用がこの試験研究費の中には入っております。

あとは、一番大きい、昨年から入っております受託事業です。これは外部資金であります。私どものところは農水の関係をちょうだいいたしまして中核機関になっておりますので、それが3,400万ほど入っております。大体そんなような状況でございます。

○星原委員 今、中身について説明いただいたんですが、年数的にも更新時期が来ているということで、更新する機械等については年次計画で随時更新しているというふうにとっていいんですか。一方では、今の時代に即応した新しい機械、今までと違う形のものも必要じゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうにとらえたらいいんですか。

○有馬木材センター所長 御指摘のとおりでございます。試験研究機関でございますので、やっぱり機械が勝負、設備が勝負というのもございます。それについてはなるべく年次計画、あるいは年次計画とまではいなくても緊急対策的に対応しようということもございます。今年度はそれが一つございまして、緊急対策の中に入れさせていただいております。

もう一点は、私どもの大事な役割として、依頼試験とか受託の試験、基礎になるもの、これは大物でございますので、これについてはなるべく壊さないようにということで頑張っておりますけど、これはいつ起こるかわかりません。そういう点で、トラブルが起こらなければ助かるんですけども、それを用意しておくことだけはいつも心がけているところでございます。

○星原委員 それと、林業の長期計画も出てきているわけですが、そういう流れの中で新たな試験研究に取り組みないといけないんじゃない

か。先進的な形で進むための目標というか研究課題は、今もあわせて考えられているととらえていいんですか。

○有馬木材利用技術センター所長 当然でございます。木材産業も非常に大きく変わってまいりました。特に乾燥が入ってきて非常に大きく変わってまいりました。今までは化石燃料を使ってやればよかったのが、それではどうしても合わない。全部使い切るということになりましてエネルギーの問題が極めて重要になってきております。エネルギーの問題が絡んできますと、これはチップの問題にも絡んでまいります。どういうレベルでエネルギー消費に使えるようになってきたかというのは、チップの交渉力にもなってまいります。今回の国産材率50%というのは、バイオエネルギー、パルプいろんなものが絡んでまいりましたので、そういう点ではいよいよ正念場になってきているという状況でございますので、現場を含めていろんな対応をしていかなくはいけないのではなかろうかと思っております。御指摘のとおりでございます。

○星原委員 ぜひお願いしたいと思います。

もう一点、同じページですが、221ページの森林組合育成指導費の2広域森林組合経営合理化促進事業として3億円組まれているんですが、この事業の中身を教えてもらいたいと思います。

○徳永山村・木材振興課長 これは森林組合等素材生産業への貸し付けの資金になります。中身は、県が農林中金、宮銀に預託いたしまして、それから県信連が借りて、森林組合と素材生産業に貸し出しをするということです。中身は、森林整備をするための補助金が入るまでのお金を借りるという話と、市場に出荷するために素材を買い付けるための資金を貸し付けるということでございます。

○徳重委員 自然環境課、199ページ一番上の森林づくり応援団活動支援事業費ですが、この事業は毎年続けられていると思っております。団体活動支援事業ということですが、どれぐらいの団体があるんですか。

○西山自然環境課課長補佐 一番上の団体活動支援事業につきましては、21団体で構成しております森林ボランティア団体県協議会に対する活動の支援でございます。

2番目につきましては、森づくりをやりたいという人たちを公募しまして、そこで活動に要する経費を出しています。

○徳重委員 私が知っているのではどんぐりの森づくりというのが大きな団体だと思っているんです。毎年かなりの面積の国有林に植えているんですが、こういう団体に対してはどのような支援がされているんですか。これもこの団体に入っていますか。

○西山自然環境課課長補佐 森林づくりボランティア団体は、今把握しているのが116団体ありまして、委員がおっしゃった団体もこの事業を活用して植樹をされております。

○徳重委員 そこで、小さいことを申し上げるようだけれども、どんぐりの森づくりの会にどれぐらいの支援がされているかわかれば教えていただきたい。

○西山自然環境課課長補佐 済みません。個別には数字を持っていません。

○徳重委員 これは苗木を支援しているんですか、それとも経費を支援しているのか、その辺を教えてください。

○西山自然環境課課長補佐 苗木の提供をしております。21年度で4,000本の苗木提供を行っております。

○岩下委員 常任委員会資料の13ページ、有害

鳥獣被害防止緊急対策事業ということで1億6,200万円ほどの予算があるんですが、シカとか猿の捕獲目標は設定してあるんでしょうか。

○西山自然環境課課長補佐 シカについては、生息調査をしまして、平成20年度末で7万7,000頭いたんですけれども、去年、特別捕獲で1万2,500頭とりまして、現在6万8,000頭いると推計しております。これを半分まで持っていきたいという計画を持っております。

○岩下委員 これは23年度にとという意味ですか。

○西山自然環境課課長補佐 失礼しました。5年後に半分の3万8,000頭にしたいということでございます。

○岩下委員 それで、南那珂森林組合と串間市で捕獲員が合わせて6名ですね。

○西山自然環境課課長補佐 南那珂は、日南が2名、串間が2名、合わせて4名ということでございます。

○岩下委員 それで4名ということですね。

南那珂のほうはシカは1頭しかいないんです。猿を捕獲するということになっていきますけれども、捕獲した後はどうされるんですか、お聞きします。

○西山自然環境課課長補佐 埋めるといいますか、食べる人はおりませんので。

○岩下委員 殺処分。

○西山自然環境課課長補佐 はい。

○岩下委員 猿のほうは何頭ぐらいを考えていらっしゃるんですか。

○西山自然環境課課長補佐 猿については98群れの5,000頭いるということですが、これについては計画はありません。農作物の被害があったときにその都度とるというようなことで考えております。

○岩下委員 被害があったときに捕獲員が捕獲

に行くということですか。

○西山自然環境課課長補佐 済みません。有害駆除はそうで、この事業は常時わなを仕掛けて捕獲するということでございます。

○岩下委員 埋めるということで先ほどちょっと聞きましたけれども、猿を殺せますか。

○西山自然環境課課長補佐 平成21年度で1,022頭の捕獲実績があります。その前が777頭でしたが、おっしゃるようにハンターの方々も撃ちたがりません。ただ、農家の被害が大きいものですから、ハンターの方々をお願いをして撃ってもらっているという状況でございます。

○岩下委員 最後になりますが、40代、50代、60代のお姉さんたちはおもちゃのピストルを持っているんです。「何事ですか」「猿が来るんですよ」というぐあいにはですね。特に都井地区、市木地区、困っております。大きな集団で入り込む仕掛けでとれる方式があるようですので、何らかの工夫をしていただいて、自然でサヤエンドウ等が栽培できるような環境に何とかしていただければと思っています。要望です。お願いしておきます。

○高橋委員 1点だけ教えてください。209ページ、森林整備課ですけど、森林路網整備専門技術者養成事業に5,000万とあります。22年の当初では7億5,600万ぐらい計上されているわけで、路網整備というのは特殊な技術を必要とするんでしょうか。

○河野森林整備課長 これは、ことしも実はやっております。基金事業を使ってやるんですが、森林組合とか林業事業体の路網整備にかかる技術者が大変不足しております。森林組合が作業路を抜く場合に、どういう線形をとれば壊れにくい道がつかれるとか、経費の安い道がつかれるか。職員の中で測量とか図面の経験をされ

ている方が少ないものですから、これから先は丈夫で簡易な道をたくさんつくっていくことが必要になっていきますので、林業事業体が望んでいるのは、林道を開設する知識、技術を持った職員を雇用したい、それにこたえるための事業でございます。

○高橋委員 この技術者の養成というのは、だれが、どこで、何人ぐらい既に養成されてきましたか。これを見ますと、昨年7億5,000万ぐらいぎ込んでいますよね。

○河野森林整備課長 昨年度の当初予算の7億5,600万と申しますのは間伐の経費も含んだ事業費でございます。実際は8名分を養成するだけの経費でございますので、恐らく4,000万くらいだったと思います。

○高橋委員 どこで。

○河野森林整備課長 社団法人治山林道協会のほうで11カ月間の研修を行っております。

○高橋委員 11カ月間の研修は授業料は無料ではないわけなんですか。

○河野森林整備課長 無料でございます。

○十屋委員長 以上で、自然環境課、森林整備課、山村・木材振興課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、ここで、5分ほど休憩いたします。

午後3時4分休憩

午後3時10分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

引き続き総括質疑に入ります。総括質疑のある方はよろしくお願いたします。

○緒嶋委員 民主党政権になって所得補償というのがはやるわけですが、米とか、今度は水産まで。林業は何で所得補償というのが明確に出てこんどですか。所得補償方式があれば林業も

助かるわけです。何で民主党は、林業は所得補償しないというふうに考えるか、そこ辺を専門の立場で。そういう発想は林野庁あたりの情報としても上がってこんわけですか。

○徳永山村・木材振興課長 聞いたところによりますと、農政の所得補償制度は大分前からやっておるんですが、その段階で、林業におきましてもそういう制度ができないかどうかは検討されたんですけど、林業所得の場合は中山間ということで農政の所得とダブる分があるということ、それと条件をどのようにするか非常に難しいということで、そのときは所得補償、デカップリングという考え方はできなかつたと聞いております。

今回も、「所得補償」じゃなくて「直接支払」という言葉を使っておりますが、中身的には意欲のある方に直接お支払いするというので、直接支払と所得補償は違うと、そういう点で難しかったという話は聞いております。

○緒嶋委員 国民の立場からすれば、難しいからしない、片一方はやりやすいからするというのは不公平なわけですね、ある意味では。そして山が一番困っておるわけです。多面的な公益性やら含めた場合には、林業の置かれている優位性というか有効性というか、山があるから、温暖化を含めていろいろな意味で国の形成のためには大変な貢献をしておるわけです。そこが一番苦しんでおるわけです。そこが何とかなれば、過疎、高齢化、少子化、いろいろな国土政策そのものもまた変わってくるわけです。山が元気づき、山村が元気づけば。

ところが、ますますもって難しいところにしわ寄せが来て疲弊してしまっていて、言われたとおり、金を何十億も使って林道をふやしても収益は上がらんわけです。それぐらいなら、その金

を直接支払とか所得補償に回せばいいじゃないかという理屈も、ある意味では考えられてもいい面もあるわけです、実際は。そういうことであれば、林業、我々も含めて、何でそれをやらんのかということ国に向かって声を高らかに叫んでもいいんじゃないかという気がしてならん、山という立場から見れば。温暖化対策にもなるし、循環型の社会システムのためにも大変山は貢献するわけですので、今後は、全部が全部そうはいかんにしても、部分的にはやっぴかにやいかん。

その中でT P Pの問題もあるんですが、林業はT P Pが行われておるわけです、関税がゼロに近いわけだから。そういう中で林業の疲弊も今来ておるわけでありまして、そういうものを考えて国土政策もやっていかなければ、一方では海まで含めて所得補償する、山のほうは全然補償しないというのでは不公平ではないかという気がしてなりません。特に後継者の育成とかいろいろやられても、そこで生活できなければ後継者も集まるはずもないわけです。いかに金を入れても。働き場所があつて所得があつて生活ができれば、だれでもそこで頑張るわけです。頑張る夢がない、希望がないからこの対策が立てられんということであるので、そこまで含んだ国土政策としての山の政策をどうするかということまで突っ込んでいかにやいかんのじゃないかという気がするんですけど、だれかお答えいただけんですか。次長どうですか、自重しちよらんで。

○黒木環境森林部次長 民主党のマニフェストに出ていました直接所得補償から話が始まったかと思うんですけども、一昨年末ですか、森林・林業再生プランが検討されまして、先ほどちょっと山村・木材振興課長が申しましたけど、

その中で所得補償の検討はされております。ただ、林業の場合、従前から造林補助金というのがございまして、個人の山も治山形成に対して補助金が出ているわけです。実際そういう制度があったということ。それから、全く直接支払制度がないということではありませんで、先ほど森林整備課長が説明いたしましたけれども、森林整備保全直接支援事業が林業版の直接支払制度でございます。集約的な施業、計画的に行う者に限定して直接支援するといったものです。中身としては従来の補助金とほとんど変わっておりません。先ほど委員申されました直接所得補償とはちょっと性格が違っているんですけれども、位置づけとしては林業版の直接支払制度ということで、こういう事業が出てきているところでございます。

○緒嶋委員 次長が言われるようなことで林業者は納得せんと思うんです。それで生活ができんわけですからね。条件のいいところは自分で伐採して玉切りして出せばある程度収益はあるにしても、委託してやれば、木を1本売ってもビール1本の所得しかないというぐらいの形になっておるわけです。今、30年、40年の長伐期とも言われておりますが、そういう中で1本が何百円単位では、何十年のコストを考えたら収益にはならんわけです。それを我慢して努力して山村を何とか守っておるといのは、住んでおる人は自己犠牲でそこに住んでおるようなものです。環境がいいからとかいろいろあります。生まれたところだからというのもあるけど、今後においては、山をどうするか、そこに住む人の生活権を守る対策まで持っていかなと、こういうものをどれだけ続けられても、今のままの国の政策では、これは自民党にも責任があるわけですが、これだけ予算を組んでも、山村を本

当に守れるのかという気がしてならんので、みんなが知恵を出していく、そして国に対して行政の立場でも強く要請するようなことで進まなければ、希望がないと言うたらいかんのですが、今後希望の持てるようなシステムを構築するように、すべてをそこに集中して努力するという意気込みでやってほしいということを要望しておきます。それだけです。

○福田委員 何回もお願いするんですが、再生可能エネルギーとしての木質の利用です。先ほどもちょっとお話が出ましたが、今、食料生産の関係でハウス暖房等については規制がかかっておりません。宮崎県のハウス暖房、これは巨大な使用をやっているわけです。漁業の数倍です。いよいよこれが環境対策から規制が加わってくるのが考えられます。宮崎県のハウスは非常に石油を使っています。マンゴーとかキンカン、ピーマン、キュウリは石油の塊ですから。そこで、ペレット、ペレットとよく出るんですが、ペレットがコスト的にだめだということは実証されました。生産者が現時点では飛びつかないんです。補助事業がペレット方式の暖房機とヒートポンプ方式の暖房機がありますと、ヒートポンプ方式に飛びつくんです。こちらは100%消化、一方のほうはこの前残ってましたね。そういう状況ですから、宮崎県の畜産のいろんな施設等を利用してできる燃料回送方式として、ペレットではなくて、いわゆるチップ段階でコストをかけない燃料を早く開発してほしい。これは林務がやらなければほかの部署はできません。15~16年で再生しますから、再生可能な物すごい熱源になると思うんです。ペレットは、企業としてはそれが売ればいいですよ。ところが、買う人がいない。全部ペレット工場が行き詰まってしまった。強制的に使わざるを得な

い大企業等は使いますけど、一般の営農等の熱源としては非常にコストが高い、ペレットをつくっている工場自身がそう言っています。ペレットをつくることによってそこにコストが加わってきますから、木材を粉碎したチップを熱源に利用すれば非常にいいわけです。私の近くの廃タイヤを使ってやっている方、廃木材を使ってやっている方、重油を使ってやっている方のハウスの比較を見ますと、一番利益率が高いのは建築廃材です。これはただけど一晩に3回ぐらい木材の投入をしなくちゃなりませんから、健康上よくないですね。ペレットでありますと自動搬送装置を開発してもらえばできます。それから各利用者への配送も飼料のバルク車等が使えます。タンクも使えます。これはいいシステムだなと思って前からお願いするんですけど、一向にその辺の取り組み実験されません。これは、農政よりも林務のほうが真剣に取り組んでもらったほうがいいのかなと考えます。熱源の出し手ですからね。まだ6月あるようですから、ぜひそういう試験研究開発のモデルケースをやってほしいと思います。これは両部セットで共同作業になると思いますが、仕掛けは林務と思います。ぜひお願いをしておきたいと思えます。これは宮崎県の畜産と並ぶハウス園芸の生死をきわめる大事な問題ですから、どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○高橋委員 次期森林環境税の用途についてするんですが、私たちはこの間、拡大をしてくださいということで要望してきたわけです。先ほど長期計画でも説明がありましたが、公共建築物の木造化、木質化を進めにゃいかんということはみんな一致しているわけで、その財源が心配ですよ。第2期の図表を見ますと、③の税

のPRのところをつながっていくのかなと思ったりしていたんですが、公共建築物の木質化を進めるためにぜひ活用していただきたいと思うんです。執行部側としてその辺の論議が深まっているかどうかを、まず御確認したいと思います。

○西山自然環境課課長補佐 37ページにありますように、次期森林環境税では、「資源の循環利用による森林づくり」を3つ目の柱に据えて、木材利用の普及啓発・PR、それから木育、バイオマス利用促進等についてやっていくということで、今、実際議論しているのはソフトの部分でございます。委員のほうから一般質問でもあったんですけども、ハードといいますか、2億5,000万ぐらいしか財源がないものですから、今後検討はしたいと思えます。ただ、うちの中で言っていますのは、駅など人が多く通るところに木製のいすを置いて木のよさをわかしてもらおうとか、そういうのは必要だと考えているところでございます。

○高橋委員 いろいろと研究いただいて、財源が2億5,000～6,000万ということで限られているということですけども、例えば500円を700円に上げるとか、他県ではそういうところもあるわけで、今後、税の入り方も検討すべきでしょうけど。自治公民館とか結構希望があるんです。この前の補正で高千穂とか出てましたけど、私たちすぐ話したら、「そういう事業があったら教えてくれ」という話なんです。新築や改築の計画があるところは結構あるものですから、PRになると思うんで、ぜひ前向きに検討いただきたいと思っています。

もう一点、きのう補正の中で出て、心配というか疑問を持ったものですからお尋ねするわけですが、下の関係で、公益的機能を重視した森

林づくりの中に広葉樹造林と針広混交林誘導というのがありまして、年限がそれぞれ違うということでした。だから、10年で期限を切ったものは飛びつくけど、20年のは先がないから希望がなかったということで、えらい執行残があったみたいですけど、森林環境税を議論するとき、税で植樹して太らせるわけです。個人の山にも植えますよね。個人の財産を形成して、後、切って売ってもらったら困るという話も記憶しているんですけど、広葉樹造林は10年でしょうか、そこをちょっと確認します。

○河野森林整備課長 広葉樹造林は基本的に禁伐でございまして、きのう20年と申し上げましたのは、強度の間伐による針広混交林への誘導ということでございます。

○高橋委員 わかりました。広葉樹造林は基本的に切らないということですね。私も不思議だったんです。例えばドングリを植えて10何年で物になります。売ってほだ木にして商売ができるなと思っていたところでした。ただ、20年の針広混交林も間伐とか必要なわけで、そのままほったらかしにはできないと思うんです。これも契約か何か結んだような記憶があるんですけど。

○河野森林整備課長 20年間切ってはならないという話は、主伐の皆伐を禁止するという意味でして、間伐を繰り返しやっていく手入れの部分については特に問題はございませんで、そのことについては市町村と所有者と協定を結んでおるといことです。

○高橋委員 手が入りにくいところに税を投入して環境を守るためにやるわけだから、できれば所有者の方も手放していただくのが一番いいんですよね。これは私の意見ですけど。

○河野副委員長 1点だけ。森林整備課だと思えますが、杉苗の予算はどこに入るんですか。

出てこんとですよ。

○河野森林整備課長 杉苗の生産の予算は、今、花粉症のアレルギーの問題もありますので、花粉の少ない苗木を広めようというような樹苗組合に対する助成は行っております。一般の苗木生産者に対する助成というのは、以前から特に準備はしてございません。

○河野副委員長 植栽補助金というのは今でもあるんでしょう。

○河野森林整備課長 植栽の補助金については、通常の森林整備事業ということでずっと続けて助成をしております。

○河野副委員長 宮崎市の田野には相当なヒノキ、杉の苗木がありますが、本数としてどのくらいあるものですか。

○河野森林整備課長 それは苗畑の本数でございますか、350万本ほどが養生されているようでございます。

○河野副委員長 それは全部県内で利用されるわけですか。田野に言わせると相当県外に出しておるような感じがするんですが、それは本当ですか。

○河野森林整備課長 苗木については需給調整会議にかけていまして、県内で必要本数をまず諮りまして、県内で養生する本数、県外に移出される本数、来年植えるのに県外から入れたいという方もございますので、調整を経て県内の養生本数が決まるということでございます。

○河野副委員長 わかりました。委員長。

○十屋委員長 私から2点ほど。浄化槽のいろいろな議論がありましたけれども、まずお伺いしたいのは、以前からの議論では、委託業が県内に1カ所しか設置できないという回答があったと思うんですが、他県においては1カ所では

ないところもあるのかないのか。

○橋本環境管理課長 浄化槽の指定検査機関につきましては、国の通知によりまして基本的には1カ所ということでございますが、場合によっては複数指定することができるということも書かれているところでございます。他県の状況を見ますと、1カ所でないところも確かにあるところでございます。

○十屋委員長 きょうの議論の中で一番問題になるのが、新築するときには、浄化槽設置の説明会のときに、年1回の法定の検査と、3～6回の保守管理というのは説明されるわけです。しかしながら、家をつくった後では全然忘れてしまいますよね。ですから、突然発送されても戸惑うばかりで、いろんな議論があると思うんです。今言われたように基本的に検査機関は1カ所なんでしょけれど、保守と検査と一体化して、コストを分散して、3,800円というお金を3等分してコストを下げることによって、検査する側としては負担感を感じない。先ほどから議論がありましたけれども、検査しなきゃいけないという法律がある以上、その範囲の中でやろうとすれば、今、保守管理をやっている方々がすることによって、8万3,000件は県内全域一挙に解決することでもありますし、そういうことも含めて検討していただきたいと思っております。

もう一点は、林業のことですけれども、農政のほうでは6次産業化ということをよく言われます。林業のほうで、素材生産を山側でやって、加工を平地でやって、最終的にそれを県外に持っていったり地場で消費する。中山間地で最大の問題になっているのは働く場所がないということで、働く場所としては、素材をつくる場所と、加工する場所と、そこから流通、販売まで

持っていく、いわゆる6次産業化をすることによって、そこに人が住んで生活ができてということになってくれば、人がいることで山が守られて、林業で生活ができればそこにも人が住んでいくのではないかという基本的な考えを持っているんです。その素材は何かというときに、部会で長野県に行かせてもらいました。そのときに日向の和光コンクリートで開発された木製ガードレール、あれが薬剤を注入して15年ほどの耐用年数があれば、普通のガードレールと遜色ない効果があると。そうなってくれば間伐材の利用を15年間のサイクルでかえていければ、宮崎独特のPRにもなりますし、森林の活性化にもなる、そういう工場を山手側に1つつくる。これは私の勝手な発想なんですけど、6次産業化の取り組みとして工場を山手側につくる。今あるところを生かすのも大事かもしれませんが、新たなところにそういうものを持っていくことによって人が住むと考えております。先ほどの計画の中では6次産業ということが出てきているのかいないのか、そのあたり教えていただけますか。

○佐藤計画指導監 今委員がおっしゃいました6次産業的な表現はございませんけれども、宮崎の場合は、木を切って出す資源が大きいのは県北で、全国的に有名な木材加工地帯が都城にあるということで、歴史的なものもございますが、そういう中で、例えば大きいトラックを使って一遍に運んで安くするとか、県内を1ブロックとした山元から中間のところ、それから工場を結びつけるような考え方は計画の中に盛り込んでございます。

○十屋委員長 中山間地対策ということで、いろんな産業がそこには育ちにくいといいますが、手っ取り早くと言ったら大変失礼ですけど、身

の回りにあるものとするれば、シイタケや木材を生かす。ペレットにしても、わざわざ運ぶコストをかけずにつくることによってある程度安くできて、軽量化すれば大量に運べるという発想にもなると思うんです。宮崎は中山間地を生かすことをこれからやっていかなきゃいけないので、そういう意味で意見を言わせてもらいました。きょうは答弁は結構ですので、そういう考えもあるということで御理解いただければありがたいと思います。

○緒嶋委員 合併浄化槽を市町村管理でやるべきだと思うんです。個人個人の管理にするからいろいろ問題がある。下水道は市町村管理になっておるわけです。市町村が管理して、一戸一戸の合併浄化槽でも、管理そのものは公的管理であるということなら、個人的な問題も大分違ってくるわけです。そういうことはできんわけですか。佐土原とか部分的にやっておられるところもあると思うんですけど。

○橋本環境管理課長 今、委員のほうからお話がありましたものにつきましては、浄化槽市町村設置型ということで、新規に設置する場合に市町村の所有物として浄化槽設置する、その後は料金を取ることによって管理をしていくというやり方でございます。それは制度としてあるわけでございますが、管理だけを市町村がまとめてやるということは、県の制度としてはございませんが、管理をきちんとやっていくという面からはそういったことも一つの方法だと思いますので、そういうことができないかどうかにつきましては、今後また研究をしていきたいと考えております。

○緒嶋委員 私は研究に値するんじゃないかと思うんです。そういう中で適正な管理というか、市町村が関与することによって変わってくるし、

検査料についてもいろいろな考え方で軽減できる方法もあるんじゃないかという気がしてなりませんので、十分検討してもらいたいと思っております。

○十屋委員長 そのほか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 39 分休憩

午後 3 時 42 分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

農政水産部の審査は 7 日の月曜日に行いたいと思いましたが、異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

午前 10 時の開会といたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 何もないようですので、以上をもちまして本日の委員会を終わります。

午後 3 時 42 分散会

平成23年3月7日（月曜日）

午前9時58分再開

出席委員（9人）

委員長	十屋幸平
副委員長	河野安幸
委員	緒嶋雅晃
委員	福田作弥
委員	星原透
委員	権藤梅義
委員	徳重忠夫
委員	高橋透
委員	岩下斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

農政水産部

農政水産部長	高島俊一
農政水産部次長 （総括）	緒方哲
農政水産部次長 （水産担当）	関屋朝裕
農政企画課長	上杉和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田誠
地域農業推進課長	山之内稔
連携推進室長	山内年
営農支援課長	井上裕一
消費安全企画監	工藤明也
農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	児玉州男
家畜防疫対策監	岩崎充祐
農村計画課長	三好亨二
国営事業対策監	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治

工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	永野広
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
畜産試験場長	紺家久資
水産試験場長	那須司

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今回、当委員会に付託されました当初予算関連議案について、部長の説明を求めます。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず初めに、高病原性鳥インフルエンザについてでございます。3月11日の清浄化に向けまして、養鶏農家を初め関係者一同頑張ってきたところでございますが、2月16日の12例目の発生から17日目に当たる3月5日に、門川町におきまして県内で13例目となる高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたところでございます。県といたしましては、一刻も早い封じ込めに向けて、昨日中に殺処分を終了するとともに、本日中の防疫措置終了を目指しまして、現在も防疫作業を実施しているところでございますが、本日出席を予定しておりました押川農政担当次長並びに戸高農業改良対策監につきましては、引き続き防疫作業の指揮に当たっておりますので、まことに申しわけございませんが、欠席を

させていただきます。

今後とも、国、市町村、関係機関・団体などと連携を図りながら防疫対策を徹底してまいりますので、委員の皆様におかれましても御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、後ほど畜産課長より報告させていただきます。

次に、お礼を申し上げたいと存じます。先日開催いたしました県立農業大学校卒業式につきまして、十屋委員長におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただきまして、説明項目をごらんいただきたいと存じます。本日、農政水産部からは、議案といたしまして第1号から第33号までの9件を予定いたしております。議案第1号、第10号、第11号の平成23年度宮崎県当初予算に係る部全体の概要につきまして御説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。平成23年度当初予算についてであります。平成23年度当初予算につきましては、いわゆる骨格予算としての編成となりましたが、口蹄疫復興対策など早急な対応を要するものや、年度当初から必要な経費等を当初予算として編成し、できる限り生産現場に影響が生じないように措置したところでございます。なお、新規事業など今回計上を見送った経費につきましては、今後、政策の検証・検討を十分加えた上で、いわゆる肉付け予算として6月補正予算により対応したいと考えております。

それではまず、議案第1号の一般会計予算についてであります。

(1)の平成23年度歳出予算課別集計表の中

ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように291億6,556万3,000円をお願いしております。また、議案第10号、11号の特別会計予算につきましては、下から2段目の合計の欄にありますように3億8,539万4,000円をお願いしております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部全体の予算額は、一番下にありますとおり295億5,095万7,000円となり、対前年比77.6%となっております。

次に、2ページをお願いいたします。(2)の債務負担行為についてであります。一覧表にあります事項につきまして追加をお願いするものであります。

なお、当初予算の詳細並びに、3ページの議案第20号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」外5議案につきましては、後ほど関係課長より説明させていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○十屋委員長 これより、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課、農産園芸課、畜産課の審査を行います。

それでは、農政企画課長から順次説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑につきましては、5課の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○上杉農政企画課長 それでは、農政企画課より御説明をいたします。

平成23年度当初予算につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の「農政企画課」のところ、275ページをお開きください。農政企画課の平成23年度当初予算につきましては一般会計のみで、23億586万7,000円をお

願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明を申し上げます。

277ページをお開きください。まず、一番下の（事項）農業情報・技術対策費の6,888万1,000円についてであります。めくっていただきまして、278ページ上のほうの3番の儲かる農水産業を支援する試験研究機能強化事業につきましては、産学官の連携による研究開発を強力に推進することで、研究開発のスピードの加速化、研究成果の生産現場への早期普及や、民間企業による技術シーズの事業化などを推進するものでございます。

次に、その下の（事項）新みやざきブランド推進対策事業費の3,281万4,000円についてであります。このうち、2番の「みやざきブランド」連携型プロモーション強化事業につきましては、後ほど、別冊の「平成23年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」において御説明を申し上げます。

次に、同じく4番の改善事業、みやざき農産物輸出促進総合対策事業につきましては、輸出相手国や品目の拡大に向けた可能性調査や商談会など、販路拡大・定着化の取り組みに加え、検疫など輸出の各段階におけるさまざまな問題の解決や検討を行い、輸出を目指す産地の取り組みを促進し、農産物輸出の一層の拡大を図るものでございます。

次に、その下の（事項）農産物流通体制確立対策費の3,366万円についてであります。このうち6番の改善事業、農産物輸送モーダルシフト総合推進事業につきましては、農家の経営コストの削減や環境への負荷軽減を図るため、トラック輸送から海上コンテナ・鉄道コンテナ輸送への移行を推進してきたところでございますが、

コンテナ輸送の利用拡大に対して引き続き支援を行うとともに、ドライアイスを用いた保冷輸送など新しいコンテナ輸送技術への対応等、定着化に向けた体制整備を促進するものでございます。

次に、279ページの中ほどの（事項）総合農業試験場管理費の2億9,800万1,000円から、めくっていただきまして、280ページの最後の（事項）農業研究機能高度化推進対策費の53万3,000円までにつきましては、総合農業試験場の管理運営費用や試験場で行う試験研究費用等でございます。

それでは、先ほど申し上げました、お手元の「平成23年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明を申し上げたいと思います。

1ページの「みやざきブランド」連携型プロモーション強化事業についてでございます。

本事業は、1番の目的にございますように、「連携」をキーワードにさまざまな業態との協働による情報発信力の強化を図るものでございます。

予算額は1,900万円、事業期間は平成22年度から24年度までの3年間となっております。

事業内容でございますが、まず、①の「みやざきブランド」連携型情報発信対策事業につきましては、右側のフロー図の上段にございますように、商工や観光などさまざまな業態と連携した取り組みをさらに強化するとともに、フロー図の下段にございますようなパートナーシップの強化等を目指した市場・量販店との連携や売り場の確保、携帯サイトの充実に取り組み、情報発信力及びブランド力の強化を図ることとしておるものでございます。

戻りまして、1ページの事業内容の②でござい

業におきましては、宮崎にゆかりのある著名人を選定いたしまして、旬の農畜産物を提供することにより広くPRを行っていただくものでございます。これらの取り組みによりまして、これまで以上に「みやざきブランド」の認知度の向上が図られ、本県農畜産物の有利販売、農家所得の向上が図られるものと考えております。

農政企画課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。

平成23年度歳出予算説明資料の281ページをお開きください。地域農業推進課の当初予算額は、一般会計で19億4,471万8,000円、特別会計で1億9,451万4,000円、合わせまして21億3,923万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

283ページをお願いいたします。一般会計でございます。まず、中ほどの（事項）農業会議・農業委員会費2億2,332万3,000円についてでございます。これは、農業会議や各市町村農業委員会が実施いたします、農地の利用調整や農業法人等に対する指導活動促進のための国からの交付金等でございます。

次の（事項）青年農業者育成確保総合対策事業費6,693万4,000円についてでございます。これは、就農希望者に対する就農啓発から定着までの総合的な支援や、青年農業者の育成に関する経費でございます。

それでは、284ページをお願いいたします。（事項）担い手育成総合対策事業費1,400万円についてでございます。これは、みやざき担い手経営資源継承総合対策事業におきまして、新規就農者の確保・育成や集落営農組織の法人化など、

担い手の経営力強化等に向けた取り組みを支援するものでございます。

次に、（事項）農業大学校費2億5,552万1,000円についてでございます。これは、農業大学校におきまして、これからの本県農業を担うすぐれた農業経営者や農業指導者を養成するための研修教育や、県民の農業に対する理解を深めるための体験学習等を行うものでございます。

285ページをお願いいたします。（事項）構造政策推進対策費2億3,184万3,000円についてでございます。これは、農地流動化の促進や耕作放棄地の解消、農商工連携の推進などの構造政策を推進するものでございますが、このうち、4のみやざき農業経営力強化支援事業につきましては、農業法人等の経営力強化を図るため、農業を目指す求職者を安定的に雇用する業務を委託するものでございます。

次に、（事項）農地保有合理化事業費6億2,736万8,000円についてでございます。これは、農地流動化の推進施策でございます農地保有合理化事業に取り組む県農業振興公社の事業推進に要する経費でございます。この中で、（3）の農地保有合理化推進対策事業につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用いたしまして県農業振興公社に農地保有合理化推進員を設置し、事業の普及・啓発などを行うものでございます。

それでは、286ページをお願いいたします。就農支援資金特別会計でございます。（事項）就農支援資金対策費1億8,576万6,000円についてでございます。これは、新規就農者が新たに農業経営を開始するために必要な資金を無利子で貸し付け、就農促進を図るものでございます。

次に、環境農林水産常任委員会資料（当初）の2ページをお開きください。地域農業推進課

から1件の債務負担行為をお願いしております。表の一番上の欄でございますが、県農業振興公社が農地保有合理化事業による農地取得等を行うために必要な資金を金融機関等から借り入れるため、3億6,200万円を限度に損失補償を行うものでございます。

続きまして、条例の制定・改正について御説明申し上げます。

同じ資料の4ページをお願いいたします。議案第21号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、県立農業大学の授業料、入学試験手数料、入学料に係る区分を「学科」と「専攻科」の2区分に整理するものでございます。なお、今回の改正で授業料等の額の変更はございません。

施行期日につきましては、本年4月1日から施行することとしております。

それでは、5ページをお願いいたします。議案第23号「宮崎県就農支援資金特別会計条例」についてでございます。

これは、国の法律改正に伴いまして、就農支援資金貸付事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置するものでございます。

施行期日につきましては、本年4月1日から施行することとしております。

地域農業推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○井上 営農支援課長 営農支援課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の287ページをお開きください。営農支援課の当初予算額は23億3,412万4,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

289ページをお願いいたします。中ほどの(事項)新農業振興推進費の1みやざき食の安全・安心対策推進強化事業211万7,000円についてであります。当事業につきましては、後ほど、「平成23年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」により説明いたします。

次に、2のみやざきモデル食育・地産地消推進事業313万円についてであります。本事業は、食育・地産地消を推進するため、民間等と連携した新たな活動や、地域ごとの課題に迅速に対応できる推進体制の整備を図るものでございます。

次に、290ページをお開きください。一番上の(事項)農業改良普及活動特別事業費のうち、1活力ある担い手・産地をつくる普及活動強化事業329万2,000円についてであります。本事業は、普及指導協力員の活用により、農業者ニーズの多様化や高度化に対応した普及指導活動を展開するものであります。

次に、(事項)農業気象災害対策強化費330万円についてであります。本事業は、風水害等の気象災害の状況把握、対策を迅速に進めるため、関係機関の連絡体制を強化しますとともに、農業者への災害対策や気象、農作業等の情報提供とその利用促進を図るものであります。

次に、一番下の(事項)農業金融対策費についてであります。本事業は、農業制度資金融資の円滑化を図るための利子補給等に要する経費であります。このうち、1利子補給金・助成金の(1)みやざき農業振興資金利子補給金・助成金2,689万1,000円についてであります。本事業は、農業近代化資金などの基本となる農業制度資金を一つの資金とし、借り入れ手続や様式を統一し、意欲ある農業者の経営を支援するものでございます。

このうち、ウの口蹄疫復興対策資金につきましては、後ほど主な重点事業等説明資料により説明いたします。

次に、291ページをお願いいたします。3、4の農業経営改善促進資金無利子貸付金1億1,250万円及び1億5,000万円についてであります。本資金は、国が創設しました認定農業者のための低利短期運転資金でありまして、宮崎県農業信用基金協会が事業主体となって預託原資を農協等取扱金融機関に預託する協調融資方式による資金であります。県は基金協会に預託原資の2分の1相当額を無利子で貸し付ける仕組みとなっておりますが、国が平成23年度中に、貸付対象者に六次産業化法認定者を加えるとともに協調倍率を変更するなどの改正を予定していますことから、改正前の所要の予算として3を、改正施行後の所要の予算として4の改善事業をお願いしております。

次に、新規・重点事業について御説明いたします。

申しわけありません。お手元の重点事業等説明資料をお願いいたします。3ページをお開きください。みやざき食の安全・安心対策推進強化事業について説明させていただきます。

本事業は、県内及び県外大消費地の小売店舗等におきます食品表示の監視・指導を強化するとともに、食品表示関係法令等に関する研修を強化し、消費者が安心して食品を購入するために不可欠な表示の適正化を推進するものでございます。

具体的な内容につきましては、4ページのイメージ図をごらんください。図の中央にありますとおり、本事業は、消費者が安心して食品を購入するために不可欠な表示の適正化を行うものであります。このため、図の左側にあります

「食の安全・安心対策の普及啓発」としまして、小規模小売店舗や農産物直売所等を対象に、JAS法、食品衛生法等に関します研修会を開催することとしております。またその右側、「食品表示の監視・指導の強化」としまして、その下の4つの枠内にありますとおり、県の担当職員によります小売店舗等の個別巡回調査・指導、食品表示に専門知識を有する方々による表示状況のモニタリングを行います「食品表示監視サポーター」の設置、東京、大阪等の大消費地における県産品の表示状況を監視します「みやざきブランドGメン」の設置、偽装表示や不適正な食品表示の情報を受け付け、的確な対応を行うための「食品表示110番」の設置・運営等に取り組むこととしております。

3ページにありますとおり、予算額211万7,000円をお願いしております。

次に、5ページをお開きください。口蹄疫復興対策資金について説明させていただきます。

当事業は、口蹄疫の発生により家畜を殺処分した疑似患畜及びワクチン畜の飼養畜産農家の再生・復興を金融面から支援するものであります。

詳細は6ページのイメージ図をごらんください。図の左半分にあります。図の左半分にありますが、繁殖牛経営を例にとっております。経営の再生・復興には複数年を要します。この間、畜舎等の施設の機能向上や拡大が必要となることもあり、さらに段階的な繁殖雌牛の購入・育成費が必要となります。このため、殺処分の対象となりました農家が施設取得や家畜購入等に必要な資金を、図の下にあります中期投資資金、いわゆる農業近代化資金の融資を受けた場合を対象としまして県、市、町で利子補給を行い、右の貸付条件にありますが、貸付から5年間を無利子とするものであり

ます。融資枠につきましては10億円を予定しております。

5ページにありますとおり、予算額250万円をお願いしております。

最後に、債務負担行為について御説明いたします。

環境農林水産常任委員会資料2ページをお願いいたします。2枠目の4件が営農支援課分です。平成23年度におきます、みやざき農業振興資金融資に対する23年度以降に必要な利子補給等の額を債務負担行為として設定するものであります。

営農支援課は以上です。

○郡司農産園芸課長 農産園芸課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の293ページをお開きください。農産園芸課の当初予算額は、一般会計で8億5,976万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

295ページをお開きください。中ほどの(事項)強い産地づくり対策事業費であります。この事業は、国の強い農業づくり交付金関係の事業でございます。23年度は、営農集団から要望のある低コスト耐候性ハウスの設置を予定しております。予算額は1億3,438万9,000円をお願いしております。

次の(事項)園芸産地基盤強化緊急整備事業費についてであります。2の産地加工施設対応畑作農業推進事業につきましては、現在、野菜の冷凍加工施設の整備が進んでおりますが、これを契機に、これらの加工施設に安全で安心な本県産野菜等を安定的に供給できる産地づくりを推進するものであります。予算額は、園芸ハウスの整備や機械の導入支援を行う1の園芸産

地基盤強化緊急整備事業と合わせて1億3,405万2,000円をお願いしております。

一番下の(事項)活動火山周辺地域防災営農対策事業費についてであります。本事業は、桜島、新燃岳の降灰による農作物への被害を防止するため、防災営農施設の整備を行うものであります。予算額は4,663万8,000円をお願いしております。

次に、296ページをお開きください。上から2番目の(事項)みやざき米政策改革推進対策支援事業費についてであります。1の改善事業、戸別所得補償制度導入円滑化対策事業につきましては、後ほど資料により説明いたします。

次に、下から2番目の(事項)青果物価格安定対策事業費についてであります。本事業は、野菜価格の低落時に生産者に価格差補給金を交付し、農業経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図るものであります。予算額は1億7,646万5,000円をお願いしております。

次に、297ページ上から2番目の(事項)花き園芸振興対策事業費についてであります。2の新規事業、「日本一」スイートピー新技術実証緊急対策事業です。本県はスイートピーの日本一の産地でございますが、近年の異常気象により、花落ちや病気の発生等が頻発しております。これら温暖化が原因と思われる事象に対応するため、栽培技術の再構築や新技術の実証を行うものでございます。予算額は、1の「みやざきの花」産地パワーアップ推進事業と合わせて1,993万2,000円をお願いしております。

次に、その下の(事項)果樹農業振興対策事業費についてであります。本事業は、ライチ等マンゴーに次ぐ新たな本県ならではの亜熱帯性果樹の産地化に向けた取り組みや、カットフルーツなど果樹の新たな需要開拓に向けた取り組み

の支援、さらには、全国クリ大会の開催も含めた中山間地域のユズ、クリ等の産地体制の整備等を推進するものでございます。予算額は1,600万円をお願いしております。

次に、その下の（事項）茶業奨励費についてであります。本事業は、本県の特徴を生かせる早出し茶や釜炒り茶のブランド化の推進や、昨年から実施しております製茶技術研修センター等を活用した本県産茶の生産・加工技術の向上等によりまして、良質で特徴のあるみやざき茶の生産を推進し、もって茶業経営の安定向上を目指すものでございます。予算額は2,440万2,000円をお願いしております。

それでは次に、23年度の新規・重点事業について説明させていただきます。

お手元の重点事業等説明資料の7ページをお開きください。戸別所得補償制度導入円滑化対策事業についてであります。

当事業は、事業の目的にありますように、農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たり、制度の円滑な推進に向けた体制を強化するとともに、制度を活用した計画的な作物の生産や農家の所得向上に向けた取り組みを支援するものであります。

8ページのほうをごらんください。上段に国の対策、下の段に県の対策を示しております。国では、先ほども申し上げましたが、23年度から農業者戸別所得補償制度の本格実施がなされることとなっております。その内容といたしましては、上の枠の中にありますけれども、全国一律に10アール当たり1万5,000円が交付されます「米の所得補償交付金」、食料自給率の向上を目指して戦略作物や二毛作の取り組み等に対して助成を行う「水田活用の所得補償交付金」、従来の転作奨励金に当たるものでございます。

これと、今回新たに導入される麦、大豆等を対象とした「畑作物の所得補償交付金」、さらに規模拡大に対する加算措置などが行われることとなっております。これを受けまして県では、下の段にありますように、左側の戸別所得補償制度導入支援事業により制度の周知徹底や交付事務に必要な経費の支援を行いますとともに、右側の戸別所得補償制度活用推進事業によりまして、生産性の高い水田農業等の実現に向けた推進指導體制の整備強化や、JA等が行う地域の計画的な生産販売活動等に対する支援を行うこととしております。

事業期間は23年度から25年度の3カ年で、23年度の予算額は5,264万1,000円をお願いしております。

農産園芸課は以上でございます。よろしくお願いいいたします。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。

歳出予算説明資料の299ページをお開きください。畜産課の平成23年度当初予算額は、一般会計で27億5,676万円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

301ページをお開きください。下から2番目の（事項）畜産経営環境保全事業費であります。1の畜産バイオマス利活用総合対策事業の1,579万7,000円についてであります。この事業は、家畜排せつ物の適正処理・管理を行うための農家巡回指導を行いますとともに、発酵温度や水質検査により堆肥化施設や浄化処理施設の運轉管理に対する指導を強化するものであります。

次に、302ページをお開きください。上段の（事項）肉用牛改良対策費であります。1の（2）改善事業の宮崎牛群資質向上緊急対策事業の1,934万円につきましては、能力の低い繁殖雌

牛を早期に更新することによりまして繁殖雌牛の能力向上を図り、宮崎牛の全体的なレベルアップを目指すものであります。

(3)の全国和牛能力共進会連覇対策事業の1,197万2,000円につきましては、平成24年に開催されます第10回全国和牛能力共進会での連覇に向け、出品牛作出のための計画交配や飼養管理の指導などを実施するものであります。

次に、(事項)受精卵活用対策費であります。1の改善事業、受精卵供給対策事業の1,939万9,000円につきましては、畜産試験場において優良な受精卵を採取し県内農家に供給して、優良牛の効率的な増殖と地域肉用牛の資質向上を図るものであります。

次に、一番下の(事項)酪農振興対策費であります。303ページをごらんいただきたいと思います。5の新規事業、口蹄疫からの酪農復興支援対策事業の2,114万8,000円についてであります。口蹄疫において乳用牛を殺処分した酪農家の経営再開を支援するために、乳用素牛の導入及び公共育成牧場の預託料金を助成すること等によりまして、経営再開する酪農家の負担軽減を図るものであります。

次に、中ほどの(事項)養鶏振興対策費であります。2の「みやざき地頭鶏」生産販売人材確保緊急対策事業の7,024万5,000円につきましては、みやざき地頭鶏の販売先の拡大や新製品等の開発を行うため、新たな人材を確保し、全国トップブランドとしての定着を目指すものでございます。

次に、3の改善事業、「日本一」ブロイラー生産体制強化事業の1,378万7,000円につきましては、ブロイラー農場での効率的な石灰散布や飼料用米の利用を推進することによりまして、ブロイラー農家の経営の安定を図るものであります。

す。

次に、一番下の(事項)畜産物価格安定対策事業費であります。2の改善事業、鶏卵生産者経営安定対策事業の2,248万5,000円についてであります。鶏卵価格が低落した場合に、卵価基金への生産者積立金の一部を助成することで、採卵鶏農家の安定的な発展に資するものでございます。

304ページをお開きください。一番上の(事項)飼料対策費であります。3の改善事業、自給飼料基盤に立脚した飼料増産総合対策事業の1,278万2,000円につきましては、後ほど重点事業説明資料で御説明します。

4の県産稲わら確保総合対策事業の3,600万円についてであります。輸入稲わらに依存しない安全・安心な畜産物を生産するために、飼料用米の作付を推進し県産稲わらの確保を支援することにより、自給率100%を目指すものでございます。

中ほどの(事項)公共畜産基盤再編総合整備事業費の畜産基盤再編総合整備事業の2億6,929万4,000円につきましては、飼料基盤に立脚した畜産経営体の育成を図るため、霧島南部地区、西都・児湯地区、宮崎中央地区で草地造成整備や牛舎整備等を行うものであります。

次に、305ページの一番上の(事項)自衛防疫強化総合対策事業費についてであります。1の改善事業、養豚復興支援AD清浄化促進対策事業の3,620万3,000円につきましては、国の方針に基づきましてオーエスキー病ワクチンの全頭接種を推進し、抗体検査と陽性豚の更新を図りながら、5年間でオーエスキー病の清浄化を目指すものであります。

次に、一番下の(事項)口蹄疫復興対策事業費についてであります。306ページの3の改善事

業、特定疾病フリー地域支援事業の1億2,325万6,000円につきましては、後ほど重点事業説明資料で御説明します。

5の改善事業、口蹄疫埋却地管理支援事業の8,430万8,000円についてであります。口蹄疫の発生に伴い生じた埋却地につきまして、陥没等の速やかな修復や草刈り等の保全管理、埋却地周辺での地下水等への環境影響への対策などを行いまして、埋却地を適正に管理していくものであります。

次に、(事項)畜産試験費についてであります。3の(1)のア養豚復興に向けたプロジェクト事業につきましては、後ほど平成23年度重点事業説明資料で御説明します。

次に、別冊の「平成23年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の9ページをお開きいただきたいと思っております。自給飼料基盤に立脚した飼料増産総合対策事業についてでございます。

事業の目的は、コントラクター組織等に対する活動支援等を行いながら、TMRセンターの整備とコントラクター組織の機能強化を図るとともに、飼料作物の収穫機械等を整備することにより、自給飼料基盤に立脚した安全・安心な畜産物の供給体制を確立するものであります。

事業内容につきましては、10ページに示しておりますように、現在、県内に38あるコントラクターを組織化して「県コントラクター協議会」を設立しコントラクター組織の強化を図りまして、これを推進母体として平成24年度に「TMRセンター」を整備し、畜産農家にTMRの給与を行ってまいりたいと考えております。また一方では、飼料作物の栽培・収穫・調整を行う機械を整備することによりまして、あわせて自給飼料基盤を十分に活用した畜産経営を確立してまいりたいと考えております。

9ページに戻っていただきまして、予算額は1,278万2,000円、事業期間は平成23年度から25年度、事業主体は県コントラクター協議会や営農集団等でございます。

次に、11ページをお開きください。特定疾病フリー地域支援事業についてであります。

1の事業目的であります。口蹄疫の発生により壊滅的な被害を受けた西都・児湯地域の再生に当たりまして、豚ではオーエスキー病とPRRS、牛では牛白血病など特定疾病のないモデル的な畜産地帯をつくるものであります。

事業の内容につきましては、12ページにありますように、豚につきましては、清浄地域からの繁殖豚を導入して早期に地域の清浄化を図ることとしております。肉用牛につきましては、まず、児湯家畜市場の清浄化のために、競り出荷前の子牛を検査して、陽性牛は競りに出荷せず肥育素牛として、家畜市場の清浄化を図りながら地域の清浄化を目指していくこととしております。最後に、乳用牛につきましては、県外から牛を導入した時点で検査いたしまして、陽性が確認された場合、隔離飼育を行いながら早期の廃用を指導することとしております。

11ページに戻っていただきまして、2の(4)の事業内容であります。①の特定疾病フリー豚導入支援事業では、豚の導入費と運搬費の一部を助成することとしており、②の特定疾病牛用途変更奨励事業では、抗体陽性牛の転用や早期廃用を促進するため、肉用子牛では1頭当たり上限10万円を、乳用牛では1頭当たり上限18万2,500円を助成することとしております。また、③の民間獣医師活用経費及び抗体検査経費等、④のまん延防止対策事業として、実践的な防疫演習や研修会等の経費を計上しております。

予算額は1億2,325万6,000円、事業期間が平

成23年度から24年度まで、事業主体は県畜産協会及び県といたしております。

次に、13ページをお開きください。養豚復興に向けたプロジェクト事業についてであります。

1の事業の目的につきましては、畜産試験場川南支場において、口蹄疫発生地域を対象として優良種豚の供給に取り組みますとともに、県内外から導入されます雌豚の能力調査を行い情報提供することにより、養豚の早期再生と復興を支援するものでございます。

事業内容につきましては、①の優良種豚等の能力調査及び安全・安心な産地銘柄豚肉づくりでは、国が造成いたしました系統豚「ユメサクラ」を川南支場に導入して増殖し、口蹄疫発生地域の養豚農家に供給するものであります。また、同地域には県内外から繁殖雌豚が導入されますが、この雌豚の繁殖能力等を調査・分析して農家に情報を提供するものでございます。②の事業は平成24年度から取り組む予定にしておりますが、さまざまな品種の組み合わせ交配を行いまして能力調査等を実施し、地域銘柄豚を作出する際の指標といたしたいと考えております。

予算額は2,688万8,000円、事業期間は平成23年度から25年度、事業主体は県でございます。

次に、環境農林水産常任委員会資料の2ページをお開きください。債務負担行為について御説明いたします。

中ほどの畜産課の欄でございます。1つ目は、平成23年度に金融機関が宮崎県農業振興公社に事業資金を融資したことによって損害を受けた場合の損失補償でございます。

2つ目は、平成23年度における畜産特別資金融通助成事業等の利子補給について、期間及びその限度額を設定するものであります。

3つ目は、平成23年度産業動物関連獣医師確保修学資金給付事業におきまして、獣医系大学の学生に給付する修学給付金の債務負担をお願いするものでございます。

最後になりますが、鳥インフルエンザ関係について御報告をさせていただきます。

A3判のカラー刷りの図がお配りしてありますので、ごらんいただきたいと思います。第1例目から第11例目までは移動制限がすべて解除されまして、第12例目も3月11日には解除され、県内全域での制限が解除される直前の12例目の発生から数えまして17日目の3月5日に、門川町におきまして13例目となる鳥インフルエンザの発生が確認されたところでございます。当該農場につきましては、10例目の北東約1.8キロメートルに位置するブロイラー農場でありまして、飼養羽数は約3万3,000羽となっております。この発生に伴いまして消毒ポイントを新たに5カ所設置し、蔓延防止に努めているところでございます。また、移動制限区域の設定によりまして、52農場の89万羽が移動制限の対象となっております。

防疫措置につきましては、昨日の午前10時15分に開始し、昨日のうちに殺処分は終了いたしております。本日中には農場におけるすべての防疫措置を終了できるよう、埋却作業等に現在取り組んでいるところでございます。本日、埋却措置が終了いたしまして、このまま次の発生が見られなければ、3月29日の午前零時にはすべての制限が解除される見込みでございます。

今後とも、国、市町村、関係団体等と連携しまして、さらに防疫対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

畜産課は以上でございます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしましたし

た。

質疑を求めたいと思います。質疑はございませんか。

○徳重委員 農政企画課にお尋ねします。278ページのみやざき農産物輸出促進総合対策事業ということですが、県は、作物、品目はどういったものを考えていらっしゃるのでしょうか。

○加勇田ブランド・流通対策室長 輸出品目のお尋ねだと思いますが、最も多いのがカンショです。今のところカンショが一番台湾とかシンガポールで受け入れられて、定着化しつつある状況でございます。このほかではキンカン、ゴボウなどの農産物を輸出したいと思っております。畜産では牛肉ということになるかと思っております。以上でございます。

○徳重委員 牛肉は非常にブランド性もあって、また金額も張るわけですね。カンショ、キンカンというのはそんなに金額が張るものではないという気がするんですけど、輸出の経費等いろいろ見たときに、カンショ、キンカンというのは採算がとれるんですか。

○加勇田ブランド・流通対策室長 中間の経費といいますか、輸出に係る経費につきましては産地で見る話ではございません。基本的には、産地のほうは国内の輸出業者に通常取引価格で販売いたしますので、それ以降の経費については、中間の業者あるいは現地の輸入業者が見る形になります。

○徳重委員 地域農業推進課にお尋ねします。286ページですが、就農支援のための無利子の貸付ということになっております。1億7,800万。22年度は幾らだったんですか。

○山之内地域農業推進課長 就農支援資金特別会計については、先ほど条例のところでお説明したところでございます。今までは、農業改良

資金特別会計の中に就農支援資金はございましたが、法律の改正により農業改良資金が廃止されたことによりまして、新たに就農支援資金特別会計というものを設置することとしたところでございます。昨年の当初予算額も貸付金につきましては1億7,800万ということで措置をさせていただいたところでございます。

○徳重委員 昨年1億7,800万の予算が措置されたということですが、ことしも1億7,800万、去年の実績からして何戸数の方が利用されたのか。金額が違うとは思いますが、どれぐらいでしょうか。

○山之内地域農業推進課長 21年度は、就農支援資金につきましては約2億3,000万円、51件の実績があったところでございます。22年度、今年度につきましては、見込みとしてはおおむね1億7,800万円、約25件、そういった数字になる見込みでございます。

○徳重委員 続いて、農産園芸課にお尋ねします。295ページですが、強い産地づくり対策整備事業1億2,600万の予算が組まれておりますが、これは新規の事業でしょうか。

○郡司農産園芸課長 これは継続ですとやっている事業です。国の強い農業づくり交付金の受け皿になっている事業でございます。

○徳重委員 先ほどのお話はハウスだったと思うんですが、どれぐらいの面積を考えていらっしゃいますか。

○郡司農産園芸課長 済みません。継続といった意味は、事業の枠自体が継続しているという意味で、新しい地区地区について事業採択に向けて予算措置をしていますが、今回の1億2,600万の事業については、都農町のトマトのハウス5,000平米程度のものを予定して予算措置しております。

○徳重委員 5,000平米といったら1件分ですね。

○郡司農産園芸課長 規模は今からぴしっとしますけど、30~50アール程度でハウスを建てるということで考えております。

○徳重委員 その下も同じようなことですか。リース方式を活用した低コスト規模拡大等や露地園芸における加工・業務用野菜等の園芸産地基盤強化緊急整備事業、これも考え方として同じようなことでいいんですか。

○郡司農産園芸課長 園芸産地基盤強化緊急整備事業については県単独の事業ということで、国の事業はどちらかというと耐候性ハウスということで高規格の事業を対象にするんですけども、もう少し一般的にあるハウスでとか露地野菜の機械類を対象にしている事業項目です。

○榎藤委員 予算説明資料の278ページの3儲かる農水産業を支援する試験テーマ、考え方とか具体的なテーマ、あるいはまた6,500万がテーマごとにどういう形になっているのかを聞きたいと思います。

○上杉農政企画課長 儲かる試験事業でございますけれども、この事業の基本的なテーマというか考え方につきましては、産学官の連携を今までも進めてきまして、官と学とのつながりはある程度整備されてきたわけですがけれども、例えば6次産業化でありますとか農商工連携といった農業の展開方向に合わせて、今後、民間との連携、官と産とのつながりということで、今回、儲かる試験の事業の中で、どちらかというと産業側のニーズに基づいた取り組みを吸収していこうということでこの事業をやっております。

この6,500万余りの予算の中で、先般、2月補正の説明のときもそうだったんですけども、

農業と畜産、水産合わせまして22課題を設定しております。ただ、残念なことに、22年度は口蹄疫の影響がございましたので、22課題のうち1課題できませんでした。今回、23年度ということで、1課題は去年できませんでしたので新たにということになりますけれども、同じようなテーマで22課題をやろうとしております。どんなことをやっているのか申し上げますと、畜産では、最近、うまみ、おいしさの追求という形で、今までのサシ重視の形から、赤み、オレイン酸の話とかあるかと思うんですけども、そういったような取り組みを民間企業と連携してやっていこうというテーマもございます。その他、水産とか農業の中でも民間企業と連携した形で引き続きやっていきたいということで要求させていただいております。

○榎藤委員 そうすると、6,500万というのは、22テーマごとに分かれているのは分かれているんですね。何が幾らというところまで来ているのかということです。

○上杉農政企画課長 全体で6,500万円出していますけれども、テーマごとに積算をしているところでございます。

○榎藤委員 次に284ページ、説明書きに「産地において確保すべき新規就農者・認定農業者等の担い手を明確化し」ということですが、認定農業者については、児湯地区とか、児湯地区の中で町ごととか、そういったものがあるのかどうか。それから不足する分等について新規就農者を求めていくのか。1,400万の現在時点での考え方をお願いしたい。

○山之内地域農業推進課長 みやざき担い手経営資源継承総合対策事業でございますけれども、今回、当初予算は骨格予算ということで、全体の中の一部だけを予算計上させていただいて

います。先ほどお尋ねのありました、産地において確保すべき新規就農者、認定農業者という担い手の明確化につきましては、ことし行った取り組みを若干御紹介させていただきますと、県内に地区ごとにございます地域の担い手協議会が中心となりまして、キュウリならキュウリ、ピーマンならピーマンの産地で、将来、自分たちの産地がどうなるんだというようなことを議論する話し合い活動をやっていたいて、今、65歳の方が10年後にはリタイアされるかもしれない、そういう方のハウスなどの施設を継承していこうという事業でございます。宮崎中央地区ではキュウリの部会、綾町でもキュウリの部会、日南ではピーマンの部会の皆さん方がこの事業に取り組まれたところとございます。日南のピーマン部会では、10年後は新規参入者を5名ぐらい確保しようとか、後継者を7名ぐらい確保しようといった計画をつくっていただいております。以上でございます。

○榎藤委員 ぜひ、議論が深まって問題が洗い直されて、それに対する対策が出てくるように、指導するというか、御尽力をお願いしたいと思います。

それから次のページで、これは単なる説明をお願いしたいと思います。4番目の経営力強化支援事業については、法人の経営力とか雇用の安定とか、言葉の理解が十分できておりませんので、金額も大きいし、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○山内連携推進室長 みやざき農業経営力強化支援事業につきましては平成21年度から取り組んでいる事業でございまして、法人等におきまして新たな雇用によって経営の規模拡大や多角化を行う場合に、雇用に要する経費等を委託という形で支援している事業でございます。国の

ふるさと雇用再生特別基金を活用して21年度から23年度まで取り組む事業でございまして、来年度につきましては70名の雇用を予定しております。ちなみに、21年度から3カ年間、来年度までで211名の雇用が創出される、こういう予定成果になってございます。

○榎藤委員 雇用でやってきて、その後、本来からいけばその人たちを戦力化して実践に使う、参加してもらおうと、そういうねらいがあるのかなとも思うんですが、そのあたりの定着率はどのようなふうになっているのでしょうか。

○山内連携推進室長 県の支援としましては、先ほど211名と申し上げましたけれども、それぞれ1年間の雇用経費をお願いするものでございまして、当然、県の支援をした以降も引き続き雇用をお願いしているところとございます。過去2カ年間で見ました場合、手元の数字では、133名ほどの雇用で1年間終了しておりますけれども、そのうち引き続き雇用されておる者の定着率は8割程度という形になってございます。

○榎藤委員 両方の面というか、3年間の教育期間の雇用の場というのもあるかと思いますが、今8割程度という話を聞いて、いいのかなという評価もあるんですが、定着率というか、永続して戦力となって実践に加わってもらうことを要望しておきたいと思います。

引き続き、295ページですが、「高品質化、高付加価値化、低コスト化等」、これで強い産地づくりということです。内容的なことでは恐縮ですが、国、地元、県という負担です。西都で加工施設をつくって云々という具体化もされているんですが、そういうものとの関係あるのかなのか。大変勉強不足で申しわけないんですが、この事業をもう少しかみ砕いて説明をお願いしたいと思います。

○郡司農産園芸課長 この事業は、国の強い農業づくり交付金等国の交付金の受け皿になっておる事業項目でございます。今御質問のありました、西都で行われております野菜の冷凍加工施設の整備については、22年度の予算額が23億8,000万円余になっておると思っておりますけれども、この中で対応しております。ここには、流通・加工施設の整備とか、先ほど徳重委員の御質問にもお答えしましたけれども、低コスト耐候性ハウスという割と規格の高いハウスの整備等々を行うことにしておる事業でございます、国が2分の1の交付金と、地元が2分の1出して行う交付金事業が主体になっております。その後ろに国、県2分の1ずつというのがありますが、ソフト事業や附帯事務費等については、県も効果検証や推進活動を行うということで予算をつけていただいております。

○榎藤委員 そうしますと、23年度としては、1億2,600万はどこで何をやるというような中身的なものは特にないのでしょうか。

○郡司農産園芸課長 23年度は、都農町からトマトのハウスについて要望が上がっておりまして、そのことについて予算措置をさせていただいております。

○榎藤委員 それから、766万との関係はどんなになるんですか。

○郡司農産園芸課長 766万は推進事業費ということで、大きなハード事業が動きますけど、その効果検証を行ったり、推進活動を行ったりする際に使うための事業費ということで措置しております。

○榎藤委員 駆け足で行きますが、296ページの1億7,600万についてです。23年以降は野菜の価格補償とか入ってくるわけですが、そこら辺の

つなぎを含めて野菜の価格補償的な面もあるのかなという感じもするんですが、そこら辺の関係はどんなになるのでしょうか。

○郡司農産園芸課長 青果物価格安定対策事業費の質問だと思いますけれども、野菜の価格安定制度については、野菜の価格が低落した際に価格差補給金というものを交付する事業でございます。最近では15年に17億5,000万円ぐらいの補給金をいただいた経緯がございます。21年が一番新しいところで数字が出ていますが、21年は2億7,000万円余のお金が出ています。来年度もこういう形で予算措置をして対応することになっているものですが、今回の予算は国庫事業ということで、特定野菜とか指定野菜とかあるんですけど、その事業に対応して県が義務負担をしないといけない部分のみが計上されているところであります。

○榎藤委員 野菜の分野の戸別所得補償はいつから始まって——これはつながるんですか。

○郡司農産園芸課長 野菜の価格安定については、昭和41年に野菜生産出荷安定法という法律ができて、その際に措置されて現在に至っております。その後もさまざまな改正はございましたが、ずっと続いている事業でございます。この法律のもともとの考え方は、昭和41年というと、大都会に人がだんだん集まって来る中で、大都会の方々にもしっかり野菜を食べてもらわなければならないということで、昭和39年がオリンピックの年で、「ああ上野駅」という歌がはやった年ですけども、過疎・過密が生まれだしたころでございまして、その昭和41年からずっと続いている事業でございます。今御質問にありました価格安定という考え方と戸別所得補償という考え方は、少し考え方が違いますので、戸別の所得補償をしていくところまで野菜の場

合は至っていないという状況はございます。

○**榎藤委員** 米から畜産とかいう分野で展開されていくと聞いているんですが、ことしの時点では野菜は対象として議論されているんですか。

○**郡司農産園芸課長** 戸別所得補償制度の中で議論の遡上には野菜も上がっておりますけれども、今、戸別所得補償が行われている品目については、普通に栽培して赤字部分が経常的に出るものを対象とするということで、野菜であるとか、やり方によっては利益が十分出ているものについては、今回、対象から外れているという状況でございます。

○**榎藤委員** 次は手元資料のほうで、簡単なところを言いますと、11ページのSPF種豚等があるんですが、これを説明をお願いします。

○**児玉畜産課長** 特定疾病フリー地域をつくる上で、ここにありますように豚のオーエスキー病とPRRSという病気を対象にしております。特定疾病を持たない、これ以外の病気も持っていないSPF農場というのがございますが、そういったところからこの2つの病気のないものを導入してこようということでございます。

○**榎藤委員** そうしますと、結構こちらのほうが高く、その差の2分の1を補助するという考え方ですか。

○**児玉畜産課長** はい、まさにそのとおりでございます。

○**榎藤委員** それから、今の資料の2ページですが、上の説明の左から2番目に「様々な業態との連携」ということで、商工、観光、他産業、異業種というふうに上げてあります。農業関係の予算はここで提案されたんですが、一体となって宮崎のブランドを確立していくために、特別な委員会等で連携協議とかを現在までしているんでしょうか、実態として。

○**加勇田ブランド・流通対策室長** 連携のお話でございますが、東国原前知事が就任されました。「みやざきアピール課」というのができました。アピール課のほうでは商工、観光を中心としたPR対策等を打ってきております。現在、「みやざきウイーク」というのを展開しておりますけれども、これには特に農政も中に入って宮崎の食と観光を一緒に推進していくといったようなことをやっております。特に委員会とかは設けてございませませんが、常に事前の段階から、アピール課と我々ブランドのほうと事務方で打ち合わせ等もやりながら詰めることにしております。これはみやざきウイークといった大きな取り組みだけではございませんで、私どもが展開いたしますフェアなどにつきましても、向こうに連絡いたしまして参画できるなら参画する、向こうの情報もこちらにいただきながら、その中で宮崎の農産物を展開できるならばそういったことをやっていくといったことで、常に密に連携をとっている状況でございます。

○**榎藤委員** 私は個人的に、宮崎の場合には素材を強い強いと言っているような気がするんです。商工とか観光という意味では、食べ方とかうまい料理方法、子供が好むつくり方、そういうものから伸ばしていかないと広がっていくのが遅いと思うんです。そういう意味で連携ということを知りましたが、完全に農業は農業だというふうにしてしまうと……。やっぱり総合力を発揮しなきゃいかんのではないか、そういう観点からお聞きをしました。

宮崎は、例えば殿様がおって一生懸命料理人が、何百年という歴史があれば、おいしいものが宮崎にはもっとあっていいんじゃないか、そういう気持ちからですから、今後また全体的にそういう協議をですね。農家の人が食べている

食べ方でおいしいものも結構あるわけです。見
ばえがいい観光向けだけじゃなくてですね。連
携が必要じゃないかと思ったものですから、こ
れは今後の課題ということで、要望として、そ
ういうのを練り上げて総合力をつけてほしいと
いうことで結構かと思えます。以上で終わりま
す。

○星原委員 278ページの中ほどの農産物流通体
制確立対策費という中で、本県は農産物の宝庫
であるわけですから、大消費地に向けての販路
拡大ということが一番重要だと思っているんで
す。ここに掲げてある項目の2とか4になるの
かなとも思うんですが、今後どういう形で販路
拡大していこうとしているのか、その辺の中身
を教えてくださいとありがたいんですけど。

○加勇田ブランド・流通対策室長 今御質問の
ございました農産物流通体制確立対策費の2番
につきましては、販路拡大もございますけれど
も、むしろ県産品点検事業、消費地に持ってい
った宮崎県の農産物を、こちらのほうから出向
まして、あるいは東京の事務所、団体の場合は
営業所、場合によっては市場関係者も出てい
ただいて、他県産のものとは比べてどういった問題
点があるのかチェックする体制づくりをしてい
るところでございます。これは現地のほうに情
報としてフィードバックして、改善点があれば
改善していただく取り組みもしているところで
ございます。あわせて、県外の事務所の流通担
当者が各市場や量販店を回って、フェアも含め
ていろんな相談を受けていくといった形、いわ
ゆる窓口をやっていただいている状況ござい
ます。

4番目のみやざき発・業務用農産物生産拡大
事業は、県内の団体と農業法人が連携いたしま
して、今後推進していくべき業務・加工用の農

産物を中心として生産から販売まで連携した取
り組みができないかといったことで進めている
ものがございます。特にロットが大きくなるこ
ともございますし、得意分野、不得意分野ある
と思えますので、そういったところをカバーし
ながら安定した契約の取引までこぎつけたいと
いうことでやっているところでございます。

○星原委員 今説明いただいたので中身的には
わかるんですけども、フィードバックしたこ
とが効果を上げながら、これまでずっと同じよ
うな販路拡大のための事業はやってきていると
思うんです。そういう中で課題を見つけながら、
どういうふうにやっていったら販路が拡大する
か、消費地の要望にこたえられるかとかあると
思うんです。そういう中で、それぞれの生産地
はそういう形で競争していくことは当然やって
いるはずだと思いますから、もう一步踏み込ん
で、宮崎県の農産物を販路拡大していくための
方法を考えていくべきじゃないか。ということ
は農協や県のOBの経験を積んだ人あたりが、
これまでの人間関係、あるいは今まで培ってき
た知識とか能力を販路の部分に活用するような、
ほかに販路拡大の意味で項目があって予算を組
まれているんだったらいいんですけども、要す
るに売り込みが弱いんじゃないか。つくことは
技術的なものはかなり上がっているはずなん
ですが、売り込みの部分でどうなるのか。ここ
の部分でそういうことまでひっくるめてやられ
ているのかなと判断したものですから、そうい
う面についてほかに項目で上げて販路開拓の部
分の予算は組まれているんですか。

○加勇田ブランド・流通対策室長 販路拡大、
非常に大切だと思っております。何回か話をす
る中で、一つには、これまで取引をしてきた市
場なり量販店を逆に今度は絞り込むといった考

え方、いわゆる重点化をしていく。価格を安定させるといふ意味でも重点は重点だということ、これをきちっとやっていかなきゃならないという位置づけです。そういった展開をしていこうという話もしております。

そういったところにつきましては、流通関係の事業もございますけれども、その上のブランドの事業、特に2番の連携型プロモーション強化事業でございますが、先ほど重点事業等説明資料の2ページのフロー図で農政企画課長が説明いたしましたが、下の部分の「パートナーシップ強化のためのトップ会談の実施」等でございますが、特にこの中で現在重点として取り組んでおりますのは、量販店等に宮崎の売り台を長期間キープしていこう、いわゆるスペースチャージ的な考え方でございます。1年間が理想ですけれども、農産物のない時期もございますので、この期間、量販店とお話をさせていただいて、このスペースには必ず宮崎の農産物をのせる、その中で宮崎としてはいろんなフェア等も展開していくようなやり方はできないかといったことで、今取り組み始めたところでございます。量販店等において宮崎の農産物がなくてはならないものにしていこうといった考え方を一つ持っております。そういった展開をしております。

○星原委員 次に、284ページの中ほど、農業経営構造対策事業費の中で、「生産・加工・流通等の施設を総合的に整備し、担い手の確保・育成を図るために要する経費」ということで、今回600万円余が計上されていて、22年度は3億4,400万円余が当初予算で上げられて、今回は金額が少ないんですが、私から見ると、宮崎県の場合は生産・加工・流通の部分で稼いでいくしかないんじゃないかという思いがありまして、そうい

う思いからいくと、今回の事業費だけでそういう形の整備がなされていって、製品価値、あるいはブランド化とかいろんな形になっていくのかなというふうに思うんですが、今後また補正とかいろんなので組まれると思うんですけれども、生産・加工・流通この流れをどういうふうにごとには取り組もうとしているか、ちょっと教えていただくとありがたい。

○山之内地域農業推進課長 この事業は、農業の担い手が取り組む施設機械等の導入を支援する事業でございます。今回の当初予算は骨格予算でございます。全庁的な方針として経常的な経費を中心として編成しているものでございます。1番と2番の602万円は事務的、経常的な経費でございます。国の事業、ことし名称が変わりまして、経営体育成支援事業を活用する予定にしていますが、この事業の仕組みが変更されるという話を聞いております。従来ですと、県から市町村を經由して、取り組み主体、助成対象のほうに流れていくという仕組みが、一部の施設を除いて、国から直接地域の協議会に対してお金が行くことになるという話も聞いております。その取りまとめについては私どもも支援しているところでございます。この事業は重要な事業だと思っておりますので、仕組みが若干変わったとしても、生産・加工・流通関係の整備については、積極的に地域の協議会なり市町村を支援していきたいと思っております。

○星原委員 実はきのう、おととい都城で、農産物を一貫して作付から加工、販売までしようという人と話す機会がありまして、そういう形に企業をつくり上げていく必要もあるのかなと、話を聞きながら行ったんです。彼らの世界というのは、金額的にもわずかのところで競争させられて、非常に厳しい経営を強いられていると

いう話も出ました。宮崎のように、できたものをただ市場に出すだけではなかなか利益が出ない。加工、販路も見つけていかないとこれからはだめだ。そして大消費地に向けてもだけど、外国向けにも研究しなくちゃいけない、そういう発想をしているんです。そういう中で、県の考え方が、一緒に、あるいはその先を行っているのかなという感じはある部分したものですから、宮崎の農産物の販路開拓、生産、加工の面で、皆さん方がこれから来る時代を察知しながらどういう方向に持っていこうとしているのかなという感じがしたものですから聞いたところですけど、その辺についての考え方というのはあるんですか。

○山内連携推進室長 委員御指摘のように、農業が付加価値を自分のテリトリーに呼び込む、いわゆる6次産業化の取り組みは重要な課題だと思っております。先ほど課長のほうから申し上げましたけれども、今回の予算は、6次産業化については経常的な経費部分を計上しております。肉付けのところで明確な方針等を出していきたいと考えております。

そういう中で、国のほうも六次産業化法案を3月1日に施行されまして、農業者の方々に2次・3次産業等に取り組む総合事業計画を樹立した者について、国が支援措置等もやっていくという動きになってございます。県といたしましても農業者の取り組みを積極的に支援してまいりたいと思っております。国のほうとしましては、第1回目の採択を5月ぐらいを目途に募集をかけていこうということになっておりますので、県といたしましても、私どもはもとより、農業振興公社のほうに支援の総合窓口を設けておりますので、総合的な取り組みを支援していきたいと思っております。

○星原委員 そして社長の話の中で、今回、新燃岳が噴火して火山灰が土壌に1センチ降った場合には、酸性だと言われて、土壌改良するのにどれぐらいの量の消石灰がいいのかということで市とか県に相談するけれども、明確な答えが返ってこない。我々は分刻みで命がけでこれから作付していかななくちゃいかなのだけれどもという思いの中で、指導がなかなか返ってこないという話が出たんですが、その辺もしあれば教えてほしいんですけど。

○井上営農支援課長 新燃岳の火山灰の被害につきましては、農家の皆さん、大変御心配をされているところです。その不安を解消するため、特に火山灰をすき込んだ場合どうなるかとかは喫緊の課題ですので、県のほうでpHがどれぐらいであればどの程度石灰を入れないといけないという基準をつくっておりますので、それに基づきまして各農業改良普及センターのほうから一軒一軒の農家に行くように指導してもらおうということで進めているところです。

○星原委員 ぜひそういうことでお願いをいたしたいと思えます。

あとまだありますが、もう一点だけ、304ページの飼料対策費の中の県産稲わら確保総合対策事業とあるんですが、口蹄疫等発生すると、自給飼料の確保は最大限の重要課題だと思っております。こういう中で飼料稲の作付なんかもやってきたと思うんですが、今の県内の状況として飼料稲と普通稲で稲わらは十分確保しているのか、あるいはまだ作付しないと足りない状況なのか、その辺の取り組み状況はどうなんですか。

○児玉畜産課長 稲わらの確保状況でございますが、21年度統計で8,700トンぐらい中国産稲わらが入っておるといような状況でございます。それをすべて国産に置きかえようということで、

4番の県産稲わら確保総合対策事業につきましては、飼料用米の作付を推進いたしまして、わらのほうは飼料用として使う、米のほうは鶏用のえさに持っていきたいということでこの事業を仕組んでおります。10アール当たり2万円程度の食用米との価格差補てんをしながら、あわせて収穫用の機械を整備していった、飼料用稲の作付増大、さらに今まで食用米で使われていない稲わらの利用を推進して、何とか外国産、輸入稲わらにとってかえたいと考えております。

○星原委員 飼料用稲を畑に陸稲的な形で植えるということで、もう取り組みはなされていると思うんです。私の地元では結構植えていると思うんですが、県内では、畑に飼料用稲の作付面積というのはどれぐらいの量がありますか。

○児玉畜産課長 陸稲という形での栽培は、北諸のほうで数ヘクタール程度しかないという状況のようです。

○星原委員 数ヘクタール。私の記憶では高城だけでも20ヘクタール以上は植えていると思うんです。なぜかという、我々のところは猿とかいろいろ出るものだから、山際の畑に植えて作物被害を減らす意味で、数ヘクタールということはないと思います。県内でもそういう指導をなされているかなと思って、今聞いたところだったんです。数ヘクタールというのは、間違いなくそういう数字じゃないと思うんですけど。面積についてはいいです。

私が言いたいのは、高城ではそういうことで作付しているので、面積が足りないようであれば、耕作放棄地とかあるので、鳥獣被害が出ているところは飼料用稲も一つの方法じゃないか、そういうこともある面では考えるべきじゃないかと思って聞いたところでした。わかりました。以上で結構です。

○緒嶋委員 農政企画課、農産物の流通体制の確立というのは一番重要だと言われたんですけども、モーダルシフト総合推進事業という中では鉄道輸送——コスト縮減、輸送時間の短縮とか品質の低下を防ぐ。宮崎県の流通体制、高速道路の整備もまだまだであります。そういうものを強力に進めるという中では、推進費が751万ぐらいで十分なんですか。

○加勇田ブランド・流通対策室長 モーダルシフト総合推進事業の751万5,000円につきましては、コンテナ輸送の分だけの予算措置でございます。輸送体制につきましては、まず集約化する、集めるといったことが一つございます。その後、鮮度保持対策をきちっとやる、品質保持をするといったことが一つ。集めたもの、冷やしたものを効率的に運ぶためにモーダルシフトといった形。これを三原則という形で基本に置いております。そういった中で6番のモーダルシフトの事業だけではございませんで、その上の5番のみやざき型集約物流体制確立事業もあわせながら総合的な体制づくりを目指したいと考えております。

○緒嶋委員 限られた予算の中でありますので、これだけにシフトすることは当然できないと思いますけれども、「選択と集中」という言葉が今言われますが、重点的に強力にやらんと、宮崎県は茨城とか千葉の人たちとも競争しなきゃいかんわけですから。そうなればここをどう強化していくかが最終的には一番重要になってくると思いますので、全体的にJAあるいは流通業者を含めてどうあるべきかというのは、宮崎県にとってはまさにエンドレスの課題だと思うんです。このことは十分やっていただきたいと思います。

農業試験場でありますけれども、毎年それぞれテーマ、課題を決めて頑張っておられること

には敬意を表します。特に米の場合、温暖化によって品質の低下が相当問題になっておるわけです。その中で、高温に耐えるというか、品質の変わらない、食味のいい米をどうつくるかというのが大きなテーマでありますけれども、このあたりの研究はかなり進んでおるわけですか。

○串間総合農業試験場長 温暖化に関する研究ですけれども、全国的に普通期水稻ヒノヒカリが高温による品質低下があるということで、国の指定試験事業を活用しまして「南海166号」という品種を育成して現地試験を行いましたところ、ほとんどが一等米ということで、今まで先行した他県の品種よりも明らかに高温登熟性がすぐれるということで、品種登録申請に向けて今準備しておるところでございます。また、同時進行で23年の普通期水稻で現地におろしていく、特に中山間地における「ほほえみ」という品種にまず置きかえます。ヒノヒカリについても、大面積ですので、徐々に置きかえていきながら推進してまいりたいと考えておるところです。

○緒嶋委員 それは奨励品種としての認定はいつごろになるわけですか。

○串間総合農業試験場長 これは、今年度中に検討してその方向に持っていくということでございます。

○緒嶋委員 ぜひ頑張っていたきたいと思えます。

それと184ページ、農業大学の農業科学公園はすばらしい施設であるけれども、入館者はなかなかふえない。10号線のすぐ近隣でありますし、農業大学校の中にあるようなものでありますから、立地条件は悪くないと思うんですけれども、入園者がふえない理由は何ですか。

○服部県立農業大学校長 おっしゃいますよう

に、全体の入館者数で見ますと、最高で31万人ぐらい入っておりました。最近でも27万人ということで多うございますけれども、傾向とすれば減ってきているということでございます。これは一つには、核となります農業科学公園の科学館の建物が老朽化しております。施設が変わらないということでございまして、今般、リニューアルして機能的に使えるような形にしておるところでございます。そういうことで施設のリニューアルを図って魅力を高めようということで今進めているところでございます。

○緒嶋委員 これはすばらしい施設でありますので、入館者が減らないようにグレードアップというか、魅力があれば行くわけです。魅力がないから行く人が減る、単純に言えばそういうことだと思います。グレードアップして入館者が満足するような施設にすればおのずとふえると思います。

○服部県立農業大学校長 それから児湯地域の関係機関、特に高鍋町の商工関係と連携しまして、ひがしこゆ観光ネットワークに参画しておりまして、観光の拠点としてもいろいろ取り組みをしていこうということでやっているところでございます。

○緒嶋委員 それと、同じ285ページ、「宮崎農業振興公社等の体制の充実・強化」と書いてあるんですけれども、そのことよりも農業生産性の向上とか農業経営の規模拡大のほうが重要だと思うんですが、体制の強化とはどういうことですか。

○山内連携推進室長 農地保有合理化事業につきましては、担い手から農地を買い取って再配分するという事業で、農業者の規模拡大に重要な事業でございます。この事業を行いますのは県の農業振興公社が唯一の機関でございますの

で、この事業推進の取り組みということでこういう形で表現しております。ちなみに3つの事業でございますけれども、(1)の農地保有合理化促進事業につきましては、国の制度事業を活用して事業を推進するというところでございまして、農地スペシャリストとか業務経費等の支援を国の事業とあわせて行うものとなっております。

○緒嶋委員 いずれにしても、農業経営の規模拡大や生産性の向上は一番重要なことですので、今後とも努力していただきたいと思います。

それから、次が地域農業推進課、中山間地の支払制度は基金制度が変わったということです。284ページ、支払制度推進ということが書いてあるんですけど、直接農家に支払う制度の予算的なものはどういうふうになっておるんですか。

○山之内地域農業推進課長 今回、中山間地域活性化推進費におきまして1項目だけ、推進事業ということで670万円計上させていただいております。先ほども若干触れましたけれども、今回の当初予算は、全庁的な方針で骨格予算として経常的な経費を中心に編成しているところがあります。この事業は県の事務費、市町村の事務費でございます。集落営農交付金につきましては、基本的には6月の補正予算、肉付け予算を検討する中で対応してまいりたいと考えております。

○緒嶋委員 そう早く言ってもらえばそれで結構なんですけど、前置きは要らんかったんです。

次に289ページ、農業改良普及費、今は、JAにしても県にしても、かつてのように普及員を確保することができない時代になったので、本当は農家の人が欲しいのはここなんです。営農

指導をやってほしい。融資はあります、金は貸しますと言うけど、営農指導そのものの能力とかか体制が低下しておる、かつての時代から見ればですね。JAでも信用事業には一生懸命だけど、営農指導は欠落しやすい。それで収益が上がるというのがなかなか見えないということもあると思うんですけども、このあたりをどう考えておられますか。

○井上営農支援課長 委員のおっしゃるとおり、普及指導員の役割が非常に高まってきていると思っております。例えば、6次産業化でありますとか戸別所得補償も含めまして、これまではなかったような活動が薄かった部分、あるいは法人対応とかございまして、普及指導員の役割は大変大事だと思っております。その中で、普及指導員の研修、視察等を含めて資質向上をやっていかなければならない、現地のニーズに対応できる普及指導員を養成していきたいと考えておるところです。今回の予算は、先ほどから話がありますように骨格でありまして、そういった経費は入っておりますけれども、肉付け予算の中でその辺についてもまた検討していきたいと考えています。

○緒嶋委員 それから重点事業説明資料で伺いますが、5ページ、口蹄疫復興対策資金であります。23年度、24年度が事業期間となっておりますけれども、最終的には、和牛にしても豚にしてもかつて農家が保有していた数に戻るとというのが一つの目標だと思うんです。ところが、今のところ4割ぐらいいしか購入の実績がないということでありまして。これは23～24年度ですけども、この制度は2年間限りということですか。融資でありますので5年間は無利子ということでありまして、これは将来的にはどう考えておられるわけですか。復興するには5～6

年はかかるだろうということであれば、この制度はもうちょっと期間を長くする必要があるんじゃないかと思うんですけども。

○井上営農支援課長 口蹄疫復興対策資金の事業期間は、新規承認につきましては2年間行うということで考えております。

○緒嶋委員 新規承認、もうちょっとわかりやすく言うかどうかということですか。

○井上営農支援課長 利子補給については5年間ということになります。

○緒嶋委員 2年間の購入期間でしょう。購入期間をもっと長くせんと頭数がもとに戻らんんじゃないか。家畜購入費ということ。2年間に限って5年間無利子にしますというだけじゃなくて、この貸付期間をもっと長くできんかということですか。

○井上営農支援課長 今回の予算につきましては2年間ということをお願いをしているところですけども、今後の課題ということで検討させていただきたいと思います。

○緒嶋委員 将来のことでありますけれども、2年間というのはきつ過ぎるんじゃないかという気がしますし、口蹄疫が心配でなかなか決断がつかないという人もおられるわけです。口蹄疫等が発生しないという安心感が出てくればまたふえるんじゃないかと思っておりますので、一応予算的には2年というのわかりますけれども、長期的な対策は当然頭に入れておいていただきたいと思っております。

もう一つ、今度は畜産課ですが、特定疾病フリー地域指定支援事業、これも23～24年度の2年間あります。この2年間これだけ予算があれば後は大丈夫だということでもないと思うんですけども、このあたりの考え方は将来的にはどうですか。継続的に考えていかんと、児湯・

西都地域だけじゃない、理想は宮崎県全体ということだと思うんですけど、このあたりの考え方はどうですか。

○児玉畜産課長 特定疾病フリーの事業は23～24年度の2年間、22年度の1月補正で入れておりますので、その分からやりまして足かけ3年になるわけでございます。ただ、非常に息の長い取り組みをしていかなきゃならないだろうと考えております。したがって、この事業でどういうふうにしたら効率的なフリー地域ができるかモデル的にやりまして、あとは、例えば競りに出荷する子牛の一部代金を積み立てていただいて、生産者がみずからそれに向かって取り組むというような仕組み等も考えていく必要があると考えておるところでございます。

○緒嶋委員 これは財政的なこともありますので、25年度以降も検討しますというぐらいのことしか言えんだろうと思います。そういうことが課題として継続してあるということだけは十分認識しておられると思うんですけど、そういうことでいいですか。

○児玉畜産課長 まさにそういうことで、当然25年以降も取り組みについては検討していきたいと思っております。

○十屋委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

引き続き質疑を行いたいと思っております。よろしくをお願いします。

○岩下委員 3つほどお願いします。一つは御意見だけお聞かせいただきたいと思っております。以前のことだったと思うんですが、野鳥の死骸を見つけた。それが日曜日だったということで、

いろいろ連絡するけれども連絡がつかなかった。それで月曜日に支所に届けたということがありましたけれども、日曜日も受け付けはできませんでしょうか。済みません、お聞かせいただきたいと思います。

○岩崎家畜防疫対策監 鳥インフルエンザのシーズン中は、家畜保健衛生所、畜産課も含めて土日待機しておりますので、基本的には受け付けは可能です。

○岩下委員 串間だったらどこに連絡したらいいのでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 野鳥の管轄は環境森林部のほうになっておりますので、基本的には振興局の林務担当のほうに電話をいただければ対応しております。

○岩下委員 郡部の農業従事者の方ですけれども、「連絡してもおらんければ、おっだもうかかわりあわん。そんまま知らんふりしちよっとや」というような状況も生まれますので、そういった連絡ができるようになると……。今は連絡とれるような体制はできているんですね。

○岩崎家畜防疫対策監 土日含めて対応することで体制はできております。

○岩下委員 重点事業等説明資料の7ページの戸別所得補償制度導入円滑化対策事業ですけれども、地元のほうで水田ゴボウ、オクラなどを一生懸命やっています。朝の4時ぐらいに起きて農作業に入りたくたになるまでやって、冷たい水を使用しながら、床の間を使って水田ゴボウの袋詰めをしています。水田ゴボウとオクラの生産量、出荷額、そして産地を教えてくださいたいと思います。

○郡司農産園芸課長 水田ゴボウの県全体の面積は111ヘクタール程度でございます。そのうち、御質問のあった串間市が、スタートが市木地区

だったと思いますけれども、市町村統計で71ヘクタール、65%程度でございます。販売額は、県全体で5億円程度、うち串間市が3億2,000万円程度、こちらもやはり65%程度となっております。

○岩下委員 オクラのほうはどうなっていますでしょうか。

○郡司農産園芸課長 オクラにつきましては、県全体で面積が33ヘクタール、うち串間が10ヘクタール、3割です。販売額で、県全体で3億5,000万円程度ありますけれども、串間で1億6,000万円、約半分が串間で算出しているということでございます。

○岩下委員 それで、水田活用交付金、稲を植えずに水田ゴボウとかオクラに対する補償みたいなものはどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○郡司農産園芸課長 水田利用の所得補償交付金につきましては、戦略作物のところにありますように、全国一律の単価でモデル対策が昨年に行われました。しかし、地域の実情に応じて活用方法を設計できないかということで、我々も強く国に要望した結果、来年度から産地資金という枠組みができて、地域のほうである程度活用方法を設計できるようになりました。今おっしゃいました串間の水田ゴボウとかオクラについては、南那珂の協議会のほうで基準単価とか、対象とするかどうかという検討になりますけれども、その設計において対象とすることは可能になったというふうに考えております。

○岩下委員 23年度から対象になるということでしょうか。

○郡司農産園芸課長 22年度のモデル対策の中では、その他作物ということで1万円程度の助成は可能であったと思います。それはいろんな

場合があって、水稻の後の作付は当然バツであるとかいろんな条件がありましたけれども、種々の縛りをとって地域で設計することができるようになったのは、23年、来年度からということではよろしいかと思えます。

○岩下委員 どうもありがとうございました。

芋生産にしても確かに後継者がおります。今、少し不足ぎみだと聞きますけれども、後継者がいるんですけれども、話を伺いますと、「おっどみや年金をもらえるから農業ができるんだ。もし年金が渡らんかったら農業はでけん」ということを直接聞きます。串間のほうでもカンショを一生懸命やっています。大型トラックでかなり輸送しています。そういった中で、278ページの（事項）農産物流通体制確立対策費ということで3,366万計上されております。結局、芋の従事者のほうから見れば、志布志港がすぐ近くにあるんです。大型トラックで何台も輸送しているんですけれども、恐らく陸送だと思えます。フェリー活用で何らかの支援策は、この対象関係にはならないんでしょうか。

○加勇田ブランド・流通対策室長 カンショの物流でございますが、今、委員おっしゃったように出荷先が大阪から福岡、関西中心だと思えますので、トラックが主流だと思っております。宮崎港からはフェリーがありますので、それにも乗ることは可能だと思いますが、現時点での支援事業等につきましては、モーダルシフトを図っていくといった観点とあわせて、フェリーとJR、流通のインフラも維持していく、その利用率を高めていくといったことも必要だと思っておりますので、現在の助成対象としましては、県内の交通機関を利用された場合を前提として考えております。ただ、志布志港は確かに近いということもございまして、将来的にもつ

と広域的な流通と申しますか、南九州3県は食料基地と言われております。同じような条件にある中で他県の交通インフラが利用できるのかどうか、他県のものとの積み合わせとかも効率的に考えれば出てくると思えますので、将来的な課題として今後研究はしてまいりたいと考えております。

○岩下委員 志布志港は重要港湾で、20キロもないと思うんですけれども、隣県だということで対象にはならないということですね。

それと、福島港がせっかくありながら活用できないという状況もあります。いろいろ御配慮いただきながら、木材にしても農産物にしても福島港から出せるような体制ができるように、串間のほうも努力するでしょうけれども、御支援をお願いいたします。

○福田委員 それぞれの委員の質疑に骨格予算ということでお答えいただいておりますから、目新しいものは本予算になるかと思いますが、肉付けも。

その中でも、長い間予算の審議に参画をしておりまして思い起こしますことは、まず緒嶋委員が指摘されたモーダルシフトにつきまして考えをお聞きしたいと思えます。6月の補正に大きく入るかもしれませんが、それは私は知るよしではありません。鉄道とか船のインフラを整備せずにモーダルシフトと言っても、実際できない、絵にかいたもちに終わるんです。20数年になります、モーダルシフトの問題が行政の課題として出てまいりまして、5分の1のエネルギーコストで船とか鉄路は上がるわけですから、今のCO₂削減の叫ばれている中では貴重な輸送手段と思っているんです。ところが、宮崎県は何回もそれをやりかかって途中で下車しているんです。使うほうは農政水産部サイド、

企画立案してインフラを整備するほうは、今、県民政策部のほうに移っています。当時は企画調整部でした。縦割りの中でなかなか力を合わせた対策ができていないことを、ずっと予算の流れで見してきました。今度も、マル改と言っていますが、何が「改」かなというふうに感じるんです。お茶を濁す程度の事業かなと考えています。

農政企画課長は幸い本省からお見えであります。北海道の事例も見られたと思います。きょうも専門誌に、北海道が1兆円、南九州3県で1兆円の農業生産金額が提示されておりました。本県は170億ぐらいの生産金額にして第5位でした。そういう数字を並べながら、あたかも実現しそうな施策がずっと打たれてきたんですが、全部不発に終わっている。

私は原点に戻ってみたいと思うんです。当時宮崎県は、今以上に厳しい財政状況だったと思いますが、当時の農政知事と言われた黒木さんが、細島から小さな農畜産物専用船をチャーターしてやられたんです。あれがきっかけで観光と相まって今のカーフェリーがあるんですが、時代は変わった。貨物専用のローロー船でなければだめ。使う側の農政水産部が、インフラを整備する県民政策部のほうにしっかりと提言をしなければだめだと思います。私は、今の財政状況では一度には無理だと思います。船もやれJRもやれ、それは無理です。お金がかからなくて、とりあえず数億円単位で整備ができるインフラがJRコンテナかだと思います。使う側の農政サイドが、インフラ整備を受け持つ県民政策部のほうに強力な働きかけ。幸い副知事も本省のほうから来られました。農政のエキスパートです。恐らく全国のそういう事例を知っておられる。貨物輸送で交通インフラの整備が一番大事なの

は北と南です。それ以外はそんなに心配する必要はない。特にCO₂の問題がやかましくなりますと、トラックはディーゼル規制がかかりますから、本当に本県はダメージを受けるんです。口蹄疫と同じようなですね。そのあたりをあえて農政企画課長にお聞きしたいんですが、どんなお考えを持っておられますか、中央から来られて。

○上杉農政企画課長 掲げてありますような事業を今までやってきているわけですがけれども、委員の御指摘のとおり、鉄道等のそもそものインフラが整備されていなければ、根本的な解決はなかなか難しいのかなと思っております。そういった中で農政水産部としましては従来から、ここに掲げてあるような事業を新規または改善という形でやってきているわけです。まず農政水産部でできること、もう一つ、御指摘のようなそもそものインフラ整備、これは農政水産部だけではなかなか難しいこととございますので、今、庁内で県民政策部の総合交通課を窓口にして、関係部局が集まって物流の対策会議を年に何回か開いています。そこに我々も参加しているわけですがけれども、根本的なところは、予算にしても大きな課題があるかと思うんです。御指摘のとおり使う側の立場から、大きな課題はありますけれども、県民政策部のほうに引き続き言っていくことも必要なのかなと。私が来てから、その辺は前提条件としてある面受け入れているところがございますので、改めて使う側の立場としていろいろ言う必要があるのかなと考えています。

○福田委員 認識はしていただいているようですが、実は私、長年この問題を議会で取り上げてまいりました。しかし、一向に前進をしません。私は農業団体の出身者ではあります

が、嫌みを言われる、「福田は何言うてんつまるか」と、今そういう状況なんです。使用者、いわゆるインフラを使って利益を受ける経済団体も参画して出すというんですから、数億円単位で済めば、テクノスーパーライナーの調査費だけでもあのとき数億円使ったと記憶をしていますが、それぐらいでできるインフラ整備であれば、県が中心になれば、どんなに厳しい経済状況であっても難しくはないと思う。また実需者もそういう考えを持っている。「本当に県はやるんだろうか。ただ、玄関口までは案内する。実際、座敷に上がり込んでいろいろやることは避けたがる」、そういう表現で、私は議会におるから嫌みを言われます。6月に肉付け等されるのであれば、そういう方向づけをするような予算編成を、ことし完成するわけじゃありませんから、数年かかるでしょうが、やってほしいと思います。ローロー船の就航とか、農畜産物専用船の建造とか言っても、県勢の状況からして難しいと思いますから、お金をかけずにモダリティができる対策を、マル改で今回、750万助成金として組まれています。これとは別にそういう方向づけをぜひ、東京にお帰りになる前にやっていただきたいと思うんです。

○上杉農政企画課長 繰り返しですが、今掲げてありますのは骨格予算という形になっておりますので、6月の肉付けにつきましては今後十分検討してまいりたいと考えております。

○福田委員 期待をいたしております。

続きまして、小言になって申しわけありませんが、284ページ、農業大学校費の中の農業科学公園運営事業、リニューアルのお話が先ほどもされました。私は、リニューアル大事な時期だと思います。特に口蹄疫で痛めつけられた地域経済の復興にも役立つと考えていまして、喜ば

しいことだと思います。

私は、農業大学校の施設を全面改築するときには本会議で提言をいたしました。もちろん農業大学校についてもろ手を挙げて賛成をしたんです。優秀な人材確保ですから。そこで当時の農政水産部長に、農業科学公園構想が提示された場合に、今、県が提示しているような内容では地域経済に大したインパクトは与えないと思うよと。25～26年前でしたか、私はアメリカのファーマーズマーケットを見に行っていたことがありました。それを示しながら、当時の農政水産部長も行っていただきました。あえて「行ってください」と言って。ところが、「いや、あれは商業主義でだめですわ」という報告でした。ビジネスがなければ経済は成り立たないんです。そこで今回、商工会サイドも巻き込んだ「ひがしこゆ観光ネットワーク」という表現がなされましたが、地域の経済を潤す、いわゆる観光客が喜んで立ち寄る。道の駅の二番せんじではだめですよ。口蹄疫で痛めつけられた東児湯を活気づけるような施設整備をしっかりとやってほしいと思います。もうでき上がったよとおっしゃれば、そういうものがしっかり組み込まれているかどうかを確認してリニューアルに着手してほしいと思うんですが、これはどなたが詳しいんでしょうか。

○山之内地域農業推進課長 農業科学公園の中の科学館につきましては、先ほど農大校の校長のほうからリニューアルという話ございましたけれども、それにつきましては21年度の予算で対応したところがございます。今、校長からもお話がございましたように、農業科学公園がどれだけ地域振興に貢献するかということで、高鍋の商工会議所が事務局となっている、地域のいろんな団体が加盟したひがしこゆ観光ネット

ワークと連携して皆さんと一緒に取り組んでおります。例えば、昨年11月に食と農のイベントということで東児湯の「鍋合戦」をやりました。2万人ぐらいのお客さんに来ていただきまして、まさに口蹄疫からの復活へ向けてのろしを上げたというような状況でございました。それと、先ほど話がありました老朽化している――、ありましたけれども、今、地域の皆様方が休日等にいろんな出し物をされております。それから、公園の管理をボランティアの皆さんにやっていただいているという状況もございます。地域の皆さんと一緒にいろいろな取り組みをやっておりまして、東児湯の地域振興に大いに貢献している状況でございます。

○福田委員 よく努力されていることはわかっておるんです。しかし、あれだけの立派な県有財産をあれぐらいのレベルの活用ではもったいないと思うんです。児湯地区に口蹄疫が発生したから「児湯」という言葉を使いますが、宮崎県の中央部にありまして、本当に利便性の高い、しかも口蹄疫を除けばすばらしい農畜産物の素材を持った地域ですから、やり方によっては宮崎県一のファーマーズマーケットの設置が可能と思うんです。それを農商工連携の中でやり遂げてほしい。今からでしょうから、そのように要望いたしておきたいと思います。

次に、これも出ましたが、農業振興公社の件です。私は、外郭の組織としては、衣がえといえますか業務内容の転換に成功した組織だと思っています。これから非常に有効な仕事をしてもらえんと思っています。農業振興公社が新しい事務所になって初めてのぞいてみましたが、かなりの陣容がいらっしゃいます。理事長から副理事長、部長さん、課長さん、これの陣容の配置ですが、業務の割合としては保有合理化事業

等が大きいと思います。仕事内容はどのようなウエートでしょうか。

○山内連携推進室長 農業振興公社でございますけれども、現在、職員は16名おります。御指摘のように課体制としては大きく、農地部門を行う農地課、新規就農の相談等を行う担い手支援課、そして畜産公共事業等を行う畜産施設課、もう一つが新農業支援課ということで、6次産業等々新たな農業の推進に係る農業法人等の支援の窓口を設置しております。16名のうち、農地課におきましては4名を配置している状況でございます。

○福田委員 農地の流動化について積極的に取り組みいただいているわけでありますが、今、流動化に取り組まれている案件で、どれくらい順調に仕事が進んでいるのでしょうか。

○山内連携推進室長 農業振興公社が行う農地保有合理化事業につきましては、農地売買事業、いわゆる規模縮小農家から農地を買い入れて次の担い手に売り渡すというのが大きな仕事でございますけれども、この実績等については年間40～50ヘクタールぐらいで推移をしておる状況でございます。

○福田委員 出し手、受け手のマッチング状況は100%ですね。

○山内連携推進室長 公社が行う場合は、規模縮小農家から買い入れまして、5年間を目途に担い手に売り渡していくということでございます。年度末の保有量（ストック）が120ヘクタールぐらいございまして、その中で特に長期保有地、いわゆる5年間たっても売り渡しができていない農地、マッチングがうまくできていない農地は、現在80アールというところですので、円滑に事業推進が図られていると思っております。

○**福田委員** 大事な事業ですから、どうぞよろしく願いしておきます。

続きまして、290ページ、農業金融対策費です。かなりの資金の準備をさせていただいておるわけですが、これは特に口蹄疫対策等で痛めつけられた地域の分も入っています。基本的には補償手当金等で、既存の債務の返済なり、新たな家畜の導入をすることによって身軽なスタートを切れると見たんですが、新たな資金手当てをしてスタートを切らなくちゃいけない畜産農家がいるという見方をしてもいいんですか。

○**井上営農支援課長** 手当金等につきましては、いわゆる当座の資金というようなことでありまして、新たに投資をするということになりましたらそれなりの資金が必要じゃないかということで、今回、措置をさせていただいたところがあります。

○**福田委員** ある程度資金需要の調査はなされているわけですね。

○**井上営農支援課長** 資金需要調査、具体的なものはやっておりません。今回、10億という融資枠を設定したわけですが、平成21年度の児湯地域の近代化資金の実績が11億8,000万ほどになっております。中身は施設投資や家畜の導入ということですので。今回これがストレートになるということはもちろん考えておりませんが、そういうことを参考としてやっておりますので、ある程度の資金需要には対応できるんじゃないかと考えております。

あわせまして、国の制度、あるいは県の特例措置で農業近代化資金につきましては、認定農業者で500万以上であればゼロ%にするという制度が利用できますので、そちらのほうでもかなりの方が借りられるんじゃないかということで、それとは別にということで今回措置をさせてい

ただいております。

○**福田委員** 規模拡大等、経営主が若い場合は積極経営をお勧めしてもいいと思いますが、高齢化した世帯等については、余り無理をしますと、リタイアした時点で負債等が残りますと本当に引退後の生活が惨めでありますから、その辺は現場の農業改良センター等とも指導をしっかりとしてほしい、二度と農家が苦しめられないようにですね。これは要望でございます。

続きまして、296ページ、野菜等価格安定対策事業、先ほども質疑がありましたが、野菜価格安定事業の原点から担当課長に説明いただきまして、だったなというふうに思い起こしております。これはいみじくも東京都議会が野菜価格安定制度の発案者なんです。我々の産地側じゃなかったんです。私も当時、それを調べてびっくりしたんです。消費者サイドからできた制度であります。それが転じて私ども生産者サイドまで恩恵を受けてありがたいんですが。

そこで、今、財政状況が厳しい中で、従前の価格安定制度、国の制度あるいは県単制度を持続しない限り、議会で問題になりました、畜産のウエートをある程度耕種群にシフトするという、いわゆる業種の転換等についても不安があります。野菜の価格安定制度がある程度充実といたしますか、宮崎県は全国的に充実した県だと思っておりますが、これが維持できますと、比較的生産者に誘導しやすい、畜産オンリーから野菜もありますよということで。この辺の現況は市町村まで含めて引き続き対応できるものかどうかお聞きしたいんです。

○**郡司農産園芸課長** 本県の野菜価格安定制度の取り組みは全国でも5本の指に入る資金造成をしております。かつて非常に野菜の価格が低落した折には20億に至るぐらいの価格差補給

金が出たこともあるということでございます。最近は、主力のキュウリ、ピーマン等がある程度安定した価格で推移しておりまして、3億程度の助成金をいただくことで済んでおります。国の制度については、義務負担という形で県にも助成を求められますし、市町村にもそういうふうなことになっております。加えて、県でも上乘せをしながら、野菜の生産者が安心して経営できるように今後とも支援をしていきたいと考えているところです。

○**福田委員** 全国に誇れる我が宮崎県の野菜価格安定制度を、業種転換、品目転換のためにも引き続き補強していただきたい、要望しておきます。

304ページ、畜産基盤再編総合整備事業2億6,900万円、これは私のところの宮崎地区も出ています。新年度の予算ですが、県内で何施設ぐらいになるでしょうか。

○**児玉畜産課長** 畜産公共事業でございますが、実施地区は、ここにありますように霧島南部、西都・児湯、宮崎中央でございます。草地造成関係が3地区で9.9ヘクタール、約10ヘクタールでございます。畜舎が11棟、堆肥舎3棟、飼料庫とか農機具庫がそれぞれ1棟というような整備をしていきたいと考えております。

○**福田委員** 畜舎の整備等についてよく質問を受けるんですが、今、「畜産公共」という言葉が使われました。それは農業振興公社が窓口になる整備の方式ですか。

○**児玉畜産課長** はい、農業振興公社が事業主体として実施していくものです。

○**福田委員** その点についてよく聞かれるんですが、別の制度資金を使って補助事業で施設をつくる場合からするとかなり割高になって、場合によっては畜舎の建設単価が1坪当たり1万

円近く違うという質問を受けて、私もよく理解ができないものですから、調べているうちに、畜産公社が窓口になっていると。私の返答としましては、「県の振興公社が窓口になれば間違いないですよ」と言って逃げるんです。しかし、今の畜産の状況を考えますと低コストの畜舎建設が必要だと思えます。かなり高いということになると、同じ制度事業の資金を使ってやってもですね。造成から入って畜舎建設まで入りますが、そのあたりは絡むことによってコストが上がるのであれば、生産者団体とかに一括やらせる方法もコストを下げる方向かなと内々考えておるんですが、どうしてもかまなくてはいけないという法律的なものがあるんですか。

○**児玉畜産課長** 畜産公共事業につきましては、県内では、県と農業振興公社しか事業主体になれなかったというふうに考えております。

○**福田委員** そういう法的な規約があれば、民間と比較をして遜色のないような畜舎の建設単価が出るように努力をしていただくよう要望しておきたいと思えます。

続きまして、302ページ、受精卵活用対策費の件であります。ここに2,000万近い予算が計上されております。これをもっと具体的にお話をさせていただきたいんですが、生産者段階で実用化できるまでの事業なんでしょうか。

○**児玉畜産課長** 受精卵供給対策事業につきましては、従来、畜産試験場の隣に受精卵供給センターというのがございましたが、これが今、畜産試験場と一体となっております。畜産試験場で供卵牛から受精卵を取りまして、それを家畜保健所経由で人工授精師、あるいは直接人工授精師に供給いたしまして、人工授精師が農家に移植していくということで、既に普及の段階に入っておる事業でございます。

○**福田委員** 本会議でも何回か質問をいたしました。本県と競合関係にある北海道、本県の牛がかなり子牛で向こうに行っているわけですが、受精卵移植を利用することによって急速に頭数をふやしたんです。しかもコストがかなり安い、5分の1ぐらい。これを考えますと、本県は口蹄疫でひっちゃかめっちゃか痛めつけられておりますから、ぜひ思い切った対策を受精卵移植には打ってほしい、こんなもんじゃ済まんだらうという気持ちです、正直言って。応援、激励になるんですが、6月補正等ではまだやらないかん。しかも北海道の場合はF1の借り腹です。これも非常に成功しているようです。そこまでやれば急速な畜産の再生・復旧ができると思っていますので、ぜひ全力を挙げてこの事業には惜しまずに予算を投入しやっていたきたいと考えております。いかがでございますか。

○**児玉畜産課長** 受精卵移植の事業は、これとは別に地域受精卵協議会を県内7カ所設けておりまして、そこが供卵牛を借り上げて採卵して、それを地元の牛に移植していくという地域受精卵対策もあわせて打っておりますので、受精卵供給事業と地域受精卵の事業を使いまして積極的な推進に努めていきたいと考えております。

○**高橋委員** 歳出予算説明資料からまずお尋ねします。295ページ、活動火山の関係ですけど、活動火山周辺地域防災営農対策事業費、桜島だけじゃなくて新燃岳もということで説明がありました。当然と言えば当然のことで、桜島の灰はいいけど新燃岳の灰はだめだよということにはならないと思います。国との協議で——、なったと思いますが、説明の欄に「新燃岳」がないというのは何か意味があるんですか。

○**郡司農産園芸課長** この冊子の作成時にはまだ新燃岳は噴火しておらず、従来の桜島対策として、地域からの要望を勘案しながら予算を積算しております。今、御質問にありましたように、桜島に加えて新燃岳も活動火山とし、地域も広く宮崎市から児湯地域まで、中部地域と児湯地域、西諸地域も含めて対象を変えたのは、2月25日に国と協議して承認をいただいております。ここには「桜島降灰」としか書いてありませんけれども、来年度の新規に当たっては、新燃岳の噴火により広い範囲で被害が発生しておりますので、その地域も対象として事業をやりたいと思っておるところです。額についても当初の桜島だけの積算となっておりますので、この事業の必要性はそれまでの比ではないというふうに考えます。被害の発生している市町村とも十分連携を図りながら、今後また議会にもお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**高橋委員** よくわかりました。ございましたように桜島降灰を想定した予算であると理解するので、恐らく肉付け予算で相当膨れ上がるというふうに期待したいと思ひます。

次は重点事業等説明資料でお尋ねしていきませんが、1ページの「みやざきブランド」連携型プロモーション強化事業、②の宮崎にゆかりのある著名人の方々に農畜産物を提供してPRということですけど、何人を想定されておりますか。

○**加勇田ブランド・流通対策室長** 従来はかなりの数も多かったんですが、本事業では80名を予定しております。

○**高橋委員** 80名ですか。いわゆる農産物を提供される著名人がいかにPRしてくれるかなんでしょうけど、私はマスメディアをイメージするんです。でないとな効果がなような気がしま

す。これも一つの方法として期待はするんですが。

けさの来がけにニュースを見てましたら、東北新幹線で青森はすごい観光客がふえているらしいんです。青森の新幹線は先頭車両が15席で飲み放題らしいです。これはこれとしていいんですけど、九州新幹線で試食品を提供したらどうかかなと思ったりするんです。乗る人は結構余裕のある人じゃないかと思うので。大分県は一村一品で県産品の売り込みに成功した先進県です。ここはかなりただで提供してきた歴史があるらしいんです。一度言ったかもしれませんが、機内食があるころ、かなり大分はただで提供したらしいです。九州新幹線のお客様に宮崎のブランド品を可能な限り提供するといいい効果が出るんじゃないかということで申し上げました。

次に行きますが、3ページです。みやざき食の安全・安心対策推進強化事業ですけど、これは従来からある事業だと理解します。例えば、右のページのフロー図の真ん中の四角、「商品表示監視サポーター」の設置ということで、委嘱される人が15名ですけど、これで足りるのかなというのと、県外の関係で、右のほうに東京、大阪、名古屋、福岡に30名ですか、人数的に物足りない感じを持ったんですが、どのようにお考えでしょうか。

○工藤消費安全企画監 商品表示監視サポーターにつきましては、昨年度までは「食品表示ウォッチャー」ということで、県内の主婦の方など一般の消費者の方80名程度に、日常的な買い物の中での監視、調査をお願いしておりました。ただ、JAS法に関する知識等々大変複雑でございまして、一般の主婦や消費者の方からの情報提供も十分でない面もございました。今

回、監視サポーターということで、ある程度表示に関する専門的な知識を持った方を中心に選定をさせていただいて、より踏み込んだ監視の調査をさせていただこうと思っております。人数的には若干減りますけれども、専門的な知識を持った方にきっちり監視をしていただきたいと思いますと考えております。

それと「みやざきブランドGメン」につきましては、従来から東京、大阪、名古屋、福岡の県外事務所、あるいはJA系統の経済連の方、あるいは宮崎の野菜のソムリエの方等30名お願いしております。昨年、表示に関する報告につきましては1,500件程度の調査をしていただいております。かなり量販店等の表示の状況を見ていただいておりますので、ブランドGメンにつきましては、専門的な県の職員なり系統の職員の方に引き続き30名お願いして、着実に監視をしていただくということで考えているところでございます。

○高橋委員 いろいろと予算も関係するかもしれませんが、これは人海戦術が物を言うと思うんです。現状ではこういう人数しかそろえられないんでしょうが、育ててふやしていくことが、今、偽装・偽造問題非常に騒がれますから、せっかくいい品物、生産品を出しても、偽装されたらたまったものじゃありませんので、御努力をお願いしたいと思います。

次に行きますが、5ページです。口蹄疫復興対策資金、これも複数の委員からお尋ねがあっているわけですが、新たに、口蹄疫被害に遭った畜産農家が再開するための資金調達なんだろうけど、これを見たときに、補償金があります。先ほど出ていましたけど、私がイメージしたのは、補償金は、今までの借金を何とか整理できて、新たにまた牛を購入できるほどの補

償金であるというイメージを持っていたんです。すべての人が融資を受けるわけではないと思うんですが、その辺の見解、私が間違っているのでしょうか。

○井上 営農支援課長 この資金につきましては、もちろん先ほど言いましたように手当金もございしますが、手当金というのは経営をもとに戻すことが主になってくると考えております。今回の復興支援資金は、規模拡大をしてさらに経営を伸ばしていこうとか、より前向きに投資をしていこうという意欲のある方を支援するための資金と位置づけております。

○高橋 委員 融資を受けないで再開できるのが一番いいんでしょうけど、そういう畜産農家もいらっしゃるという認識をしいいんでしょうか。

○井上 営農支援課長 はい、もちろんこういう資金がなくても復興・再生できる方もおられると思っております。

○高橋 委員 次の戸別補償の関係で、8ページに詳細が掲げてあります。作物によって違うと思うんですけど、1つ例を出していただいて、トータルで反当幾らの補償をすることになるわけですか。

○郡司 農産園芸課長 補正のときに御説明申し上げましたけど、22年度のモデル事業では全体で81億円の助成となっております。来年度本格実施ということでございます。基本的には、ここに書いてある事項等について国の予算がしっかりつくことが前提でございますが、畑作が新しく入っていますので、同程度プラスアルファぐらいのものはこのメニューで本県に交付できるのではないかと見込んでおるところです。

○高橋 委員 細かい数字を今聞いたつもりなんですけど、足して反当何万円ぐらいになるんで

すか。対象作物で違いますよね、米に対する助成が1万5,000円じゃないですか。以下のものは足していくわけですよね。

○郡司 農産園芸課長 10アール当たりということと言いますと、米の所得補償交付金が1万5,000円プラス、米の場合には米価変動補てん交付金というのがございます。23年度の米の価格にもよりますけれども、来年3月までの全国平均の米の価格を見まして、下がっておれば翌年の5月か6月にお金が交付されることになると思います。これがことしの場合は1万5,100円でございます、米に対してはことしは3万円強出ています。来年度の米の価格についてはわかりませんが、10アール当たり1万5,000円プラスアルファのものが考えられるのではないかと思います。

2つ目の水田活用の所得補償交付金につきましては、戦略作物助成の枠にありますように、麦、大豆、特に我が県では飼料作物でございますが、10アール当たり3万5,000円、それから米粉用米とか飼料用米、ホールクroppサイレージ用の稲等については、高額ですが8万円、ソバ、菜種、焼酎用の加工用米等については10アール当たり2万円の助成がある、これは全国一律の単価でございます。プラス、我が県のように二毛作、裏作をつくる場所については、土地利用の向上ということも加味しながら、自給率向上に寄与するというので、10アール当たり1万5,000円のプラスアルファがあります。それと耕畜連携助成、これは畜産農家との連携ということですが、10アール当たり1万3,000円、それにプラス、先ほど岩下委員にお答えしましたけど、産地資金ということで、地域の実情に応じて振興作物を定めてそれに助成をする仕組みも、今回、新たに付加されているということ

でございます。額については地域で検討しますので、ここでは言えません。

プラス、畑作物についても新たに交付金事業が仕組まれておまして、数量払というのは、60キロ当たり2万円とか、45キロ当たり幾らと決まっています、作物別に共通単価があって、100キロとれば幾らとか、200キロとれば幾らとか、要するにたくさん収量があればあるほど助成金が多くなるような仕組みで、昨年度こういう品目を作付しておれば10アール当たり2万円出るという制度です。これは多いほうを選択することになりますけど、そんな制度が今回加わっている状況でございます。

○高橋委員 今の説明は、数量払と面積払は多いほうをとるということですね。

○郡司農産園芸課長 そういうことでございます。

○高橋委員 詳しく説明いただいて、よくわかりました。かなり手厚い所得補償になると思います。

次行きますが、9ページの飼料増産総合対策事業、25年度までに100%自給率を図るということですが、いい取り組みだと思います。ただ心配なのは畜産農家の負担です。今まで活用していた中国産の稲わらと比較して高いイメージを持つんですけど、そういう認識はどういうふうに持ったらいいでしょうか。

○児玉畜産課長 23年度から25年度の間にTMRセンター等を整備、一方では飼料作物の栽培なり収穫用の機械を整備して行って自給率100%に持っていこうという事業でございます。輸入飼料と比べてどうかということでございますけれども、恐らく中国産の安いものより安くするのはかなり難しいと考えております。安全・安心といった観点で、国産の粗飼料、県内産の粗

飼料100%ということで持っていくべきではないかと考えております。

○高橋委員 安心・安全を優先すべきだと思いますので、この県の事業をしっかり徹底してほしいと思うんです。今回の予算は飼料を増産する事業でしょうけど、後々、中国産稲わらとの価格差の補てんをできるのかどうか、その辺も含めて検討していただくといいのかなと思いました。

次、11ページです。特定疾病フリー地域支援事業、いろいろと先ほど説明があつてちょっとわからなかったところをもう一遍聞きますけど、これからこのモデル事業は成功して県内に広めようと思つても、公のお金を出すのは非常に厳しいというのはこの間聞いてきましたが、先ほどの畜産課長の説明で、例えば出荷競りを積み立てるといふのは、もう少し教えてください。

○児玉畜産課長 先ほど例えばということでお話をしましたけれども、例えば子牛競りに出荷したときに1頭当たり1,000円ずつを積み立てる、県内では7~8万頭の子牛出荷がありますので7,000~8,000万の金は集まるということで、それを有効に使いながら県内全体の清浄化を図っていく方法も今後検討していく必要があるだろうということでお話をしたところでございます。

○高橋委員 非常にいい発想だなと思ひながら、しかし、恩恵を受けない農家も考えられるわけです。いわゆる参加しないとかもろもろあると思うので。今、例で挙げられただけで、何もしないというのは、今まで協力をいただいた畜産農家、昨年1年間、みんな苦勞して口蹄疫を断ち切ったわけだから、やる気のある農家は児湯・西都以外にも県内にいっぱいいらっしゃると思うんです。そういう農家の方々の芽を摘まない

ように、士気を下げないように、まだ時間はあるでしょうから研究いただいて、児湯と西都だけがブランドの牛、豚が生産できるじゃなくて、県内全体にこの取り組みが広がるような研究を重ねていただくことを強く要望して、終わります。

○河野副委員長 1点だけ。302ページ、肉用牛生産対策費6万円、これは昨年度を見ると1億1,472万1,000円あるわけです。これは6月肉付けされるわけなんではないですか。

○児玉畜産課長 肉用牛生産対策費の御質問ですけれども、前年度当初が1億1,472万1,000円、今年度が6万円ということでございます。これにつきましては、肉用牛繁殖基盤の強化を図るために優秀な雌牛を地域内で保留するという事業がございました。22年当初はこれで約1億円組んでおったわけでございます。この部分につきましては地域内に保有する頭数なり補助単価は若干落ちると思いますが、2月補正でお願いしました15億円の宮崎県種畜再生基金事業のほうで対応してまいりたいと考えておるところでございます。そのほか農協有として導入する繁殖雌牛の分、それから受精卵の活用対策等につきましても15億円の基金事業のほうで対応していきたいと考えておまして、今回の当初からは外したということでございます。

○十屋委員長 それでは以上で、農政企画課、地域農業推進課、営農支援課、農産園芸課、畜産課の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時4分休憩

午後2時10分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

次に、農村計画課、農村整備課、水産政策課、

漁港漁場整備課の審査を行います。

それでは、農村計画課長から順次説明をお願いいたします。

○三好農村計画課長 農村計画課でございます。よろしくお願いたします。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の309ページをお開きください。農村計画課の当初予算額は62億4,486万7,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

資料の311ページをお開きください。まず、中ほどの（事項）公共工物品質確保強化対策費がありますが、1,197万7,000円をお願いしております。これは、公共工事の品質を確保するため、施工体制監視チームによる施工現場の重点点検を実施し、適切な現場指導を行うことによりまして、発注者及び受注者双方のさらなる技術力の向上と適正な品質の確保を図るものであります。

次に、下段の（事項）公共農村総合整備対策費がありますが、1億6,358万2,000円をお願いしております。これは、農業生産基盤と農村環境基盤を計画的かつ総合的に整備するための計画策定や、農業の一層の発展を図るため総合的に整備された国営造成施設等を適正に管理するものであります。まず、1の農村振興整備計画費につきましては、県営中山間地域総合整備事業を実施するための実施計画を策定するものであります。次に、2の国営造成施設管理体制整備促進事業につきましては、国が造成した施設の土地改良区による管理体制の強化を図るものであります。3の基幹水利施設管理事業につきましては、市町村が管理するダムなどの大規模な国営造成施設の管理費の一部を補助し、農業

用水の安定供給や農村地域の防災・環境保全等の機能強化を図る事業であります。

次の312ページであります。中ほどの（事項）国土調査費であります。7億8,762万円をお願いしております。これは、土地に関する最も基本的な調査である地籍調査事業を実施することにより、土地所有に関する権利の保全や明確化を図るものであります。

次に、1つ飛びまして、（事項）大規模土地改良計画調査費であります。1,566万9,000円をお願いしております。これは、大規模土地改良事業の円滑な推進を図るため、各種調査や地域農家への畑かん営農の啓発、推進を行うものであります。

次に、313ページの（事項）土地改良事業負担金であります。45億1,600万円をお願いしております。これは、国営土地改良事業の都城盆地地区と綾川二期地区の完了に伴う地元負担金を計上したものであり、市町並びに土地改良区等が全額繰り上げ償還を行うもののうち、予納分について計上しております。なお、市町の負担金等につきましては、後ほど関連議案で御説明いたします。

次に、1つ飛びまして、（事項）農業経営基盤強化事業事務費であります。551万8,000円をお願いしております。これは、自作農財産の管理・処分及びこれに伴う債権の管理、徴収事務等を行うものであります。

当初予算につきましては以上でございます。

続きまして、お手元の環境農林水産常任委員会資料7ページをお開きください。議案第32号「国営都城盆地土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について」御説明いたします。

これは、昭和62年度から平成22年度まで施行されました国営都城盆地土地改良事業に係る都

城市、三股町からの負担金の徴収について、土地改良法第90条第10項の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。本事業は平成22年度をもって完了しておりますので、市町村負担金については、土地改良法に基づきまして平成23年度から国へ償還を行うこととなっております。

説明資料の下のほう、点線囲みの参考で記載しております下のほう、負担金支払方法（1）で示しておりますように17年間で償還する方法と、（2）に示します全部もしくは一部を繰り上げ償還する二通りの支払い方法がございますけれども、今回は、市町の申し出によりまして、（2）にあります全部につき一括支払う繰り上げ償還を行うものでございます。

資料上のほうに戻っていただきまして、1の負担金の額につきましては、表のとおり、都城市と三股町で合わせて32億7,232万3,250円でございます。既に関係市町に対し意見を求め、同意を得ております。

2の徴収期間につきましては、全額を繰り上げ償還するため、平成23年度の1年間です。

次に、資料の8ページでございます。同じく、議案第33号「国営綾川二期土地改良事業執行に伴う市町村負担金徴収について」御説明いたします。

これにつきましても、平成13年度から平成22年度まで施行されました国営綾川二期土地改良事業に係る、宮崎市外1市2町からの負担金の徴収について、第32号議案と同様に議会の議決に付するものであります。

1の負担金の額につきましては、表のとおり、宮崎市、西都市、国富町、綾町で合わせて9億235万1,832円でございます。既に関係市町に対し

意見を求め、同意を得ております。

2の徴収期間につきましても、全額を繰り上げ償還するため、平成23年度の1年間でありませぬ。

農村計画課は以上でございます。

○宮川農村整備課長 農村整備課でございます。

お手元の歳出予算説明資料の315ページをお開きください。農村整備課の当初予算額は、一般会計で87億6,958万8,000円をお願いしてございます。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

317ページをお開きください。中ほどより上の(事項)農業農村振興対策事業費の新規事業、1みやざき農畜産業復興支援システム整備事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明いたします。

その下の(事項)公共農村総合整備対策費といたしまして2億8,963万円をお願いしてございます。この対策費につきましては、特に条件が厳しい中山間地域での生産基盤や生活環境を総合的に整備いたします、2の中山間地域総合整備事業といたしまして、高千穂町の五ヶ所地区外2地区で実施する事業などがございます。

次に、318ページをお開きください。土地改良費について御説明いたします。中ほどの(事項)県単土地改良事業費といたしまして4億484万4,000円をお願いしてございます。1の県単土地改良事業につきましては、小規模で国庫補助の対象とはならない、地域の要望の高い農地や農水路、農道等の整備を行うものでございます。それから3のみんなで作るいきいきふるさと事業につきましては、農村地域の活性化を図るために、地域住民みずから話し合い、計画した生産基盤や生活環境の整備を支援するも

のでございます。さきの2月補正におきまして、新燃岳の降灰除去を地域住民が共同して行う活動を支援する拡充を行ったところでございます。それから5の農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、過疎化、高齢化が進む中、地域住民が一体となって取り組む農地や水路等の維持管理、農村環境の向上に向けた活動に対しまして支援をするものでございまして、平成23年度につきましてもは約300活動組織への支援を予定してございます。

次に、一番下の(事項)公共土地改良事業費でございますけれども、31億4,600万5,000円をお願いしております。具体的事業につきましては、319ページをお開きいただきたいと思います。2の県営畑地帯総合整備事業につきましては、後ほど別冊の資料で御説明いたしますけれども、公共土地改良事業では、畑地かんがい施設の整備を行うこの畑地帯総合整備事業と、全国的にも水田の圃場整備率がおくれている本県におきまして、区画整理等の基盤整備とあわせて担い手の規模拡大を推進することで強い農業の実現を図る、3の県営経営体育成基盤整備事業につきまして、都城市東水流地区外16地区で実施することとしてございます。さらに、今後、施設の老朽化への対応ということが極めて重要な課題となりますけれども、その対応といたしまして、5の基幹水利施設ストックマネジメント事業を実施することとしてございます。

それから、その下の(事項)公共農道整備事業費といたしまして8億5,324万8,000円をお願いしてございます。1の県営広域営農団地農道整備事業につきましては、門川町の沿海北部外西臼杵の2地区で、内閣府の道整備交付金などによる実施を予定してございます。

続きまして、320ページをお開きください。(事

項) 公共農地防災事業費といたしまして8億6,558万4,000円をお願いしてございます。特に周辺に人家が多く災害の危険の高いため池の整備といたしまして、5の県営ため池等整備事業で宮崎市だら地区外13地区、7の団体営ため池等整備事業で都城市馬渡地区外8地区を行う予定としてございます。

次に、321ページをごらんください。一番下の(事項) 耕地災害復旧費といたしまして23億566万5,000円をお願いしてございます。これは、農地・農業用施設の災害復旧事業費でございますけれども、新燃岳の噴火により発生した農地・農業用施設の降灰除去対策につきましてもこの予算で対応することとしてございます。

続きまして、平成23年度の新規・重点事業について御説明いたします。

当初予算案の主な重点事業等説明資料の15ページをお開きください。まず、県営畑地帯総合整備事業でございます。

次の16ページをごらんいただきたいんですが、この事業につきましては、Iの畑地かんがい施設の整備を中心に、農道、区画整理などの生産基盤の整備と、その下にあります営農用水施設などの生活環境の整備を総合的に実施するものでございます。特に本県におきましては農地の約半分が畑でございまして全国的にも畑作の盛んな地域ですけれども、天水に頼った不安定な営農から、かんがい用水が確保され、生産性が高く市場ニーズに対応した付加価値の高い強い畑作産地の形成を目指していきたいと考えてございます。

それから、15ページの2の事業の概要にありますように、予算額といたしましては17億3,716万8,000円でございます。平成23年度は宮崎市の七野・八重地区外27地区、約3,000ヘクタール

を対象に実施することとしてございます。

次に、17ページをお開きください。みやざき農畜産業復興支援システム整備事業でございます。

1の事業目的でございますけれども、本県で発生いたしました口蹄疫の防疫対策につきましてはさまざまな課題がありますけれども、それをしっかり踏まえて防疫体制を構築することが不可欠でございます。この事業は、その一環といたしまして、畜産情報の的確な把握とともに、それらの情報を地図情報システムに集積いたしまして「家畜防疫モデルシステム」を構築することにより、防疫体制の強化を図るものでございます。

2の事業の概要ですけれども、予算額は1,765万4,000円、事業主体は県及び宮崎県土地改良事業団体連合会でございます。

事業内容につきましては、18ページにありますように、既に宮崎県土地改良事業団体連合会におきまして、地形図や航空写真等のデータにより整備された「水土里情報システム」と呼んでおります農地地図情報を活用いたしまして、本事業で実施します飼養実態調査等により把握する家畜防疫情報、あるいは埋却地、消毒ポイント等の情報を入力することで家畜防疫モデルシステムを構築するものでございます。これによりまして、農場や埋却地の的確な情報管理や一定区域内の瞬時の飼養頭数の集計処理等を可能とするものでございます。本事業により全国のモデルとなる総合的な復興支援システムを構築し、強固な防疫体制と畜産農家の経営安定を実現していくこととしてございます。

次に、債務負担行為について御説明いたします。

別冊の常任委員会資料の2ページをお開きく

ださい。下から2番目の農村整備課の欄の土地改良負担金償還平準化事業でございます。これにつきましては、土地改良区が借り入れる農業基盤整備資金の償還を後年度に繰り延べる際に発生する利子につきまして国、県が助成するもので、限度額といたしまして12万8,000円をお願いしてございます。

次に、3ページをお開きください。議案第20号「県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例」でございます。

1の改正の理由につきましては、県営土地改良事業の事業改編に伴うものでございます。

2の改正の概要をごらんください。基幹水利施設管理技術者育成対策事業につきまして、新たに県営事業として実施することに伴い、下の新旧対照表にありますように、改正後の第2条第1項第1号に追加するものでございます。これにつきましては、土地改良区みずからが適正に農業用施設の維持管理を行えるよう、技術者の育成につきまして支援を行うものでございます。

また、下の表、新旧対照表のように、改正前の第2条第1項第24号「中山間地域総合農地防災事業」を「農村災害対策整備事業」に変更するものでございます。これは、国の事業改編に伴い、「中山間地域総合農地防災事業」が「農村災害対策整備事業」に統合されたことによるものでございまして、従来の事業内容には変更ありません。

施行期日は平成23年4月1日からでございます。

最後に、6ページをおあけください。議案第31号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」でございます。

今回、当初予算でお願いし、表にお示しして

おります13の事業につきまして、それぞれ右側に記載した市町村負担を予定しております。あらかじめ対象市町村の意見を聞き同意を得ておりますが、土地改良法第91条第6項等の規定によりまして、議会の議決に付するものでございます。

農村整備課につきましては以上でございます。

○**鹿田水産政策課長** 水産政策課でございます。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の323ページをお開きください。水産政策課の当初予算額ですけれども、一般会計で15億9,799万2,000円、沿岸漁業改善資金特別会計で1億9,088万円、合計で17億8,887万2,000円をお願いしております。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

初めに、325ページをごらんください。一番下になります（事項）水産金融対策費の説明欄1の漁業近代化資金利子補給金8,909万9,000円についてでございます。この事業は、漁船の建造やエンジンの更新などを目的とします漁業近代化資金貸付への利子補給金でございます。

次に、326ページをお開きください。上段の（事項）漁業生産担い手育成事業費の説明欄2のみやざきの漁業を担う人づくり支援事業497万4,000円についてでございます。こちらにつきましては、求人情報の一元化及び就労希望者とのマッチング機能の強化を行うとともに、多様なニーズに対応した研修の実施などによりまして、本県漁業の担い手を育成し漁業就業者の確保に取り組むものでございます。

次に、327ページをごらんください。上から2段目の（事項）地域漁業経営改革対策費の説明欄1のかつお一本釣り漁場予測システム実用化事業625万8,000円についてでございます。こち

らは、本県の主幹漁業でありますかつお一本釣り漁業を取り巻く環境が非常に厳しい中、平成18年度から水産試験場が開発を進めてきました漁場予測システムの実用化を促進し、効率的な操業体制の確立による収益の確保に取り組むものでございます。

次に、同じページ一番下の（事項）漁業取締監督費についてでございます。次の328ページをごらんください。説明欄2の宮崎県内水面振興センター経営基盤強化対策資金2億円でございます。この事業は、財団法人宮崎県内水面振興センターに運転資金として無利子の短期融資を行うものでございます。

次に、説明欄3の密漁防止体制強化対策事業6,623万5,000円でございます。こちらにつきましては、内水面の秩序維持や流通の適正化を図るため、県が行いますシラスウナギの密漁取り締まりの補助的な業務、及び「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」に基づく立入検査等の補助的業務を内水面振興センターに委託するとともに、同センターがみずから行います内水面秩序維持に関する取り組みを支援するものでございます。

続きまして、一番下にあります（事項）水産業試験費1億2,898万5,000円についてでございます。こちらにつきましては、水産試験場の本場及び小林分場の試験研究に要する経費でございます。水産資源の持続的利用や消費者ニーズに合致した安全・安心な水産物を供給するため、資源の効率的な利用技術、種苗生産技術、藻場造成技術及び鮮度保持技術などの課題に取り組むこととしております。

次に、329ページをお開きください。沿岸漁業改善資金特別会計1億9,088万円についてでございます。この資金は、沿岸漁業の従事者等に對

しましてエンジン等機器の購入資金などを無利子で貸し付けるものでございます。なお、貸付枠は1億8,988万円をお願いしております。

次に、新規・改善事業について御説明させていただきます。

お手元の主な重点事業等説明資料の19ページをお開きください。新みやざき漁業推進資金について御説明いたします。

1の事業の目的でございます。漁業近代化資金のうち、本県水産業の振興を図る上で特に重点的な取り組みが必要となります担い手の確保及び資源管理の促進に資する資金、並びに台風等の災害を受けた漁業者が必要とする資金について、利子補給の上乗せ措置を行い、意欲ある漁業者の経営改善と被災者の経営再建を支援するものでございます。

2の事業の概要についてでございますが、予算額は178万7,000円、事業期間を平成27年度までの5年間でお願いしております。

最後に、債務負担行為につきまして御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の2ページをごらんください。一番下の枠の水産政策課に掲げてございますけれども、平成23年度漁業近代化資金利子補給につきまして、期間及びその限度額を設定するものでございます。

水産政策課は以上です。

○山田漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。

お手元の平成23年度歳出予算説明資料の331ページをお開きください。漁港漁場整備課の平成23年度の当初予算は、一般会計で23億5,188万5,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

333ページをお開きください。一番下の(事項)資源培養管理対策推進事業費の1,060万3,000円でございます。1のカサゴ資源管理自律化支援事業では、第2次カサゴ資源回復計画に基づき、カサゴ資源を持続的な利用が可能な安定水準まで底上げするため、毎年30万尾の稚魚放流を行うとともに、放流魚への標識付加を実施することで施策効果の可視化を図り、漁業者による自律した自主的資源管理への円滑な移行を促進するものであります。

次に、334ページをお開きください。一番上の(事項)内水面漁業振興対策費の6,757万4,000円でございます。これは、河川魚類の資源維持を図るために要する経費であります。説明欄1の河川放流委託事業につきましては、アユやウナギ、ヤマメ等の稚魚の放流を実施するものであります。また、2の健全な内水面域づくり実践事業につきましては、コイヘルペスウイルス病の蔓延防止対策やブラックバスなどの外来魚の駆除を実施するものであります。

次に、その下の(事項)栽培漁業定着化促進事業費の5,677万4,000円でございます。これは、「つくり育て、管理する漁業」を推進するため、宮崎県水産振興協会等において栽培漁業を漁業者へ定着させるための経費であります。このうち説明欄3の宮崎県沿岸資源育成強化事業につきましては、沿岸資源の維持・増大を図るため、ヒラメ、マダイの種苗を放流するとともに、環境、生態系の保全活動を推進するために、国の支援制度を活用して、県内で藻場等の保全活動に取り組む組織を支援するものであります。

次に、下から2番目の(事項)沿岸漁場整備開発調査事業費の401万円でございます。これは、漁場の開発整備のための調査等を実施するもので、1のマグロ養殖種苗供給基地実証事業は、

沿岸漁業振興のため、今後高収益が見込めるマグロ種苗の採捕漁業を日向灘海域で実証することにより、新たな高収益漁業の構築を図るものでございます。

次に、一番下の(事項)水産基盤(漁場)整備事業費につきましては、後ほど「平成23年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」で御説明いたします。

下から3番目の(事項)県単漁港維持管理費の9,687万3,000円でございます。これは、漁港区域内施設の維持・補修や航路・泊地の浚渫工事、また小規模な改良工事等を行い、漁港施設の機能回復を図るものであります。説明欄1の浚渫工事では富田漁港外5港において、2の補修工事では南浦漁港外22港で事業を実施するものであります。

次に、336ページをお開きください。(事項)水産基盤(漁港)整備事業費につきましても、後ほど重点事業等説明資料で御説明いたします。

次に、337ページをごらんください。下から2番目の(事項)漁港災害復旧事業費の1億3,932万8,000円と、その下の(事項)水産施設災害復旧事業費の5,499万7,000円でございます。これは、台風等で災害が発生した際の調査費や復旧工事費に要する経費をそれぞれ計上させていただいております。

歳出予算説明資料の説明は以上でございます。

続きまして、平成23年度の新規・重点事業について御説明いたします。

お手元の「平成23年度当初予算案の主な重点事業等説明資料」の22ページをお開きください。水産基盤(漁港・漁場)整備事業でございます。

22ページの資料で御説明いたします。まず、左の漁港整備事業ですが、本事業は、以下に示す4つの体系により整備に努めてまいります。

1つ目の安全と機能性の高い漁港整備では、漁業者の財産保全、港内の静穏度、航路の安全性確保などのために防波堤や岸壁等の整備を行うほか、既存施設の長寿命化では、老朽化施設の更新コスト平準化や縮減を図るため漁港施設の機能保全計画策定を行います。また、働きやすい魚港づくりでは、高齢漁業者や女性漁業従事者の作業負担軽減のために防風さく等の整備を行うとともに、快適な漁村生活環境の創出では、住みよい生活基盤の形成のために緑地広場や休息所等の整備を行います。

次に、右の漁場整備事業でございますけれども、1つ目の効率的な漁場の整備では、安定的な漁獲や燃油等のコスト縮減を図るため、高層魚礁や浮き魚礁を用いた漁場整備を行うほか、基礎生産力の向上のための漁場整備では、えさ環境の向上や資源の増大を図るため、マウンド型魚礁による増殖場整備を行うこととしております。

これらの事業を実施することにより、豊かな資源の確保や快適な漁村の創造に努めてまいります。

具体的には、前に戻りまして、21ページの2の(4)の事業内容にありますように、①の水産環境整備事業では、漁業の生産力向上と豊かな生態系の維持・回復を図るための広域的な漁場施設の整備を行うこととしております。②の水産流通基盤整備事業では、流通拠点漁港において安全・安心な水産物の安定供給を図るため、川南漁港外4港で漁港施設の整備を行うこととしております。③の水産物供給基盤機能保全事業では、老朽化により更新が必要となった漁港施設の長寿命化を図るため、北浦漁港外5港で機能保全計画を策定することとしております。その他、以下に示しております④から⑥の3つ

の事業によりまして、漁港施設や生活環境施設等の整備を行うこととしております。

なお、平成23年度の予算額は、2の(1)に示しておりますとおり、これらの6つの事業を合わせて16億7,301万1,000円をお願いしております。

最後に、議案第31号「農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について」であります。

常任委員会資料の6ページをごらんください。漁港漁場整備課分は、下の表にありますように、水産基盤整備事業に要する経費に充てるため市町村負担金を徴収するもので、地方財政法第27条第2項の規定により、議会の議決に付すものであります。この負担金の設定に当たりまして、あらかじめ対象となる市や町の意見を聞き、その結果、異論がないとの回答を得たものであります。

なお、負担金の割合は事業費の100分の10としております。

漁港漁場整備課は以上であります。よろしくお願いたします。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。

質疑をお受けしたいと思います。どなたからでもお願をいたします。

○徳重委員 農村整備課にお尋ねいたします。318ページ、一番下の項目ですが、土地改良事業の5番目、農地・水・環境保全向上対策事業1億4,320万、これは現在何カ所でしょうか。

○宮川農村整備課長 平成22年度末で301活動組織で取り組んでいただいております。

○徳重委員 ところで、この事業はそれぞれの地域で非常に喜ばれている事業なんです、23年度申請分で終わりというような話をお聞きし

ております。24年以降はどうなるんですか。

○宮川農村整備課長 この農地・水対策につきましては5年間の対策ということで、平成19年度から始まっておりますので23年度が最終年度ということになります。その後続けるかどうかは、国の判断にもよるんですけども、今のところ私の感じとしては継続するのではないかと考えております。といいますのも、23年度につきましては、新たな予算といたしまして農地、水に施設修繕もできるといった増額もなされております。そういった状況も踏まえまして、24年度からも継続するのではないかというふうに考えてございます。

○徳重委員 各農村地帯、農家の皆さん高齢化になっておまして、水路の維持あるいは管理がとてもできるような状態じゃないということは御案内のとおりです。特に水田の水路関係が非常に困っていらっしゃるの事実であります。これがもし23年度で終わりということになりますと、後の維持はほとんどできなくなる。今まで、足りない分については人を雇ったりいろんな形で管理されてきたわけですが、それができなくなる。そして農村の環境整備もほとんどできなくなるということで、ぜひともこれは継続ができるように最大限の努力をしていただきたいと要望しておきます。可能性としては高い……。

○宮川農村整備課長 高いと思いますし、県としても国に対しては強く継続の要望をしていきたいと思います。

○榎藤委員 334ページの上から2行目の2つ目の欄の河川放流委託事業ですが、これについては説明の欄で「九州電力10/10. 県単」ということですが、この事業の全体像をまずお聞きしたいと思います。

○山田漁港漁場整備課長 本事業につきましては、本県の河川におきまして九州電力のほうで発電用のダムが建設されております。建設当時、その影響を緩和するというので、県内の河川に放流事業を実施するという契約がなされております。その契約に基づいて実施するもので、九電のダムのない中小河川につきましては、県単事業をあわせまして県内の河川に放流いたしております。

○榎藤委員 ということは、5,129万のうち県が幾らか負担している部分もあるんですか。

○山田漁港漁場整備課長 はい、県単が一部入っております。

○榎藤委員 私が思ったのは、はっきりそれは契約でうたわれているということであれば問題ないのかなとも思うんですが、公的なものが、公営企業ではあるけれども私企業だと。そこから寄附を受けるような形で、ずっと事業名が出てくるというのがどうなのか。最近、川をきれいにしようというNPOでも同じような事業をやるのであれば、そういうところで1回受けて民間的なものとプールしてやることもあるのかなと。どっちが望ましいということはいませんが、そういう気がして聞いたところです。ダムをつくれれば必ず魚道とかが義務づけられておるのは事実だと思うんです。各河川ごとに、アユをとるところであればアユの稚魚の放流とかやっているんで、これでもいいのかなとは思いますが、一企業と公的なもので、逆ならいいのかなと思ったんですが、そういうことで質問しました。これで全然問題ないという気もしますが、事業名その他あり方を一回検討だけはしていただきたい、それを意見として述べたかったんです。

○山田漁港漁場整備課長 先ほど御説明しまし

たとおり、この事業につきましては、当初、ダム建設の影響緩和ということで、県と九州電力との契約に基づいて放流を実施しておりますけれども、委員の御提案ございますので、内容については検討させていただきたいと思っております。

○**福田委員** 今の放流事業ですが、魚種はシジミガイとかアユ、ウナギと思ったんですが、ほかにどういうものがあるんですか。

○**山田漁港漁場整備課長** 平成22年度に放流いたしました魚種は、アユとヤマメとシジミでございます。21年度はそれらの魚種にウナギを加えて4魚種を放流させていただいております。

○**福田委員** 自然保護・回復の面から非常に大事な事業だと考えております。これは放流時点で、放流する魚種、数量、品質その辺は県がタッチしておられるのでしょうか。

○**山田漁港漁場整備課長** 内水面につきましては内水面漁連がございまして、そちらのほうで放流等の業務も行っておりますので、県といたしましては内水面漁連に委託して、実際の放流の立ち会い等も含めて実施させていただいております。

○**福田委員** 私も長く内水面関係見てきました。大事な事業ですから、魚種、規格、数量この辺を確認される必要があると感じておりますから、参考までにおつなぎをしておきたいと思っております。

○**成原漁業調整監** 補足だけさせていただきたいと思っております。内水面の放流については、基本的に内水面の漁協に漁業権というものが免許されております。法律上、免許を受ける者は、必ず対象となっている水産動物の放流をしないという義務づけがございます。県では、その基本的なところについて、内水面漁場管理委員会がございまして、委員会指示というもので数

量と種類と基本的には指示をいたしております。それプラス、先ほどの九電が絡む放流事業、さらに希望があれば自主的な放流が行われているということでございまして、基本的なところは漁場管理委員会の指示で行っているということでございます。

○**福田委員** よく説明はわかります。毎年とは申しませんが、やっぱり最終的には県行政が確認をされる必要があるのではないかと考えます。

328ページ、これは22年度では1億減額して、また2億組んでおられます。これも内水面、特にこれはウナギの関係で非常に大事な事業でして、当時、水産庁から来られた佐藤さんという方だったかな、ぜひお願いしたいということで、盛んに私どもに勉強会の要請がありました。内容的には立派なものであったから、当時、議会としてはそういう方向でセンターの設立を認めたわけでございます。自然を相手の仕事ですから大変でございます。たまたまこの前、私の事務所に関係者が来られまして、内水面振興センターの維持存続について大変心配をされておりました。私も内容的にそうかなと思って、何を求めるんですかということでお聞きしますと、内水面振興センターが採捕したシラスを池入れする数量はそんなに多くないんです。内水面振興センターに対する期待は、3番の密漁防止体制なんです。それで、多額の資金を必要とするセンターですが、「ことはどうでしたか、不漁でしたか」と言ったら、「ほとんど県外とか海外から入ってきました」ということでした。それはそれで何もありませんが、内水面振興センターの維持存続を将来とも担保するためには——警察OBも来られていると思っておりますが、警察との連携で密漁防止体制にウエートを置いた方向にシフトしたほうが、県としては将来身軽かなと

感じました、その対話の中で。私も長くウナギにかかわってきましたから考えているんですが、シラスの豊漁か不漁かによってウナギ養殖の生産高が変わってくるわけです。とっている量は余り大きくないから、付随して警備を主にやっているのかなという感じがするんです。実際はしかし、採捕を主に業務を行わざるを得ない状況にあるのかなと思います。その考え方をお示し願いたい。

○鹿田水産政策課長 財団法人宮崎県内水面振興センターにつきましては、目的としまして、県内へのウナギ種苗の安定供給と河川の秩序維持という2つの大きな目的になっております。ただいま委員御指摘されましたとおり、シラスの採捕の収益を運営の経費に充てているということですが、ウナギの稚魚の採捕がことし、昨年も不漁で、歳入が以前に比べて低くなっているのは事実でございます。今後のウナギ稚魚の資源の状況はまだ不透明ということで、今後どのような歳入への影響があるかわからない段階ではございますけれども、設立当初つくった大きな借入金の返済をしながら、経営をスリム化して債務の圧縮をしながら平成6年から運営を維持してきたという状況にあります。いまだ債務が残っているということで、今、言及のありました経営基盤強化対策資金という短期の融資も予算化しておりますけれども、これまで、債務の圧縮と同時に経営の自立ということで、県の関与をなるべく減らしながら自主財源で経営を成り立たせるという方針でできましたが、取り締まり、秩序維持が非常に重要ではないかという御指摘もありますので、その点も踏まえまして今後のあり方について引き続き検討したいと思います。

○福田委員 今おっしゃったように、シラスの

採捕によってかなりの額に上っている従前の債務を返済できればそれが望ましいわけですけど、数字から見て、そしてまた毎年採捕されるシラスの量から見て、厳しいなと思っています。それでもなおかつ、つくった趣旨からしますと、暴力団対策もございました。これは国の初めての施策でした。恐らく宮崎県ではとどまったんじゃないかと思います。ほかにないと思います。当時、水産庁の指導でやったんですが、ちなみにことしはどれくらい採捕量があって売上金額がありましたか。

○鹿田水産政策課長 センターが2月末現在で100キロ程度採捕しております。金額につきましては6,000万程度となっております。

○福田委員 それに対して必要経費がどれくらいかかったんでしょうか。

○鹿田水産政策課長 当初の計画上は9,000万程度の歳入を見込んでおりました。

失礼しました。ウナギの稚魚の採捕活動のみにかかる経費を見ますと、およそ7,000万程度だったと記憶しております。

当初、歳入予算は9,700万円を立てておりました、採捕事業に必要となります経費が7,300万円という積算になっております。

○福田委員 センターそのものはぜひ継続してほしいというのが養殖業者の意向でありますから、維持存続できるような方向で組織の体制をいろいろ検討する時期に来ておると思います。ことしのあれから見ましてね、去年もそうでしたが。御検討を要望しておきたいと思います。なくせじゃないんですよ。

○権藤委員 今、福田委員との議論で、私が横から入るのはちょっとおかしいんですが、私も共通認識を持っておりまして、採捕に対して、一般の手たもでやっている人から見ると、一番

いい場所に、通称地獄網というのを県は仕掛けて、少しずつとっている人から見ると頭に来ているわけです。今指摘があったように、6,000万の収入を上げるのに仮に7,200万かかっているのであれば、決して返還を早めるということにはならないわけです。逆に足を引っ張っているじゃないかという議論もあるわけです。したがって、福田委員がさきに言われた、暴力団資金対策という面、流通を健全化していくという立場からは必要だろうと思うんですが、二面性の採捕の点についてはずっと赤字が続くということであれば、いい場所ですってそういうことであれば、一定量はとらないと県内の価格対策等影響が出てくるという議論がはっきりできれば、それはそれとしていいと思うんですが、県の施設が特権を持って採捕すること、いわば量の確保のためには赤字を出しても2トンなら2トン、1.5トンとるために必要なんですという理屈がきちっと立てばよろしいかと思いますが、そうでない場合は、事業団だから網ですっていいという理屈も——網を仕掛けてとっていいという特権はそこだけしかないわけです。そういう議論も冷静にかみ合わせて検討を今後してほしいという要望を申し上げおきたいと思います。以上です。

○福田委員 大事な公社だということは認識いただいておりますが、養殖業者等もこの施設がなくなると困るんです。ウエートは警備、暴力団対策を中心ということで、もちろん採捕も並行してやると思います。生産者サイドのこのセンターに対する関与度、これも資金等からも要請していく時期に来ているのかなど。特定の優良大型業者に養殖業者が絞られてきましたから、その辺も参考に御検討いただきたいと思います。

○成原漁業調整監 内水面振興センターについては、委員おっしゃるとおり、現状においても、今後とも私どもも必要だというふうに考えておりまして、採捕秩序を維持するとともに安定供給を図っていくということがウナギ生産に大きく貢献していると思っておりますので、関係者、養鰻業者、採捕される内水面の方々と意見交換をしながら今後とも検討してまいりたいと考えております。

○福田委員 長年の懸案事項ですから、精力的に取り組んでください。

335ページ、漁港内の施設の補修・浚渫工事、私の地元、佐土原にあって「富田」という名称がつくんですが、以前の行政区画の関係で。ここは災害たんびに浚渫をやらなくてはいけない港、漁港になっておるんです。これはそう大きな船が入ってくるわけじゃありません。主としてカタクチイワシのシラス漁の船ですから。毎回毎回災害ごとに浚渫では、業者の方は仕事が発生していいかもしれませんが、もったいないなということをよく地元の皆さん方が私におっしゃいます。新しい工法等で抜本的に半永久的な航路の改修ができれば望ましいと思いますが、現代の技術では不可能ということでしょうか。

○永野漁港整備対策監 抜本的な対策ということでございますが、一ツ瀬川の河口にあるということで、私どもとしてはある程度航路のために深く掘りたいんですけど、掘ってしまうと今度は河川のほうの構造物にも影響があるということで、抜本的な対策は困難だと考えております。

○福田委員 そのように答えておきます。

○高橋委員 常任委員会の重点事業等説明資料の19ページ、新みやざき漁業推進資金、お尋ねします。資金の種類が新しい資金では②がなく

なっていると思うんですが、理由を教えてください。

○鹿田水産政策課長 20ページの資料にあります2の資金種類等ですけれども、これまでの②機関漁業等振興資金と③地域水産資源利用促進資金の2つの資金をなくしまして、今回要望しております予算につきましては、右側の②の資源管理促進支援資金ということでまとめております。ただ、今回の変更に伴って資金を受けられる範囲が狭まるというふうには理解しておりません。

○高橋委員 わかりました。

もう一点は利子補給率ですけど、新しい資金は下の米印がポイントですね、いわゆる基準金利が変動する可能性がありますよね。基準金利が3%までだったら、米印にありますように①、②については0.75%を上限ということですから、1.0%でおさまるんです。仮に基準金利が3%を超えたときには1.0%を上回る可能性が出てきますよね。そういう理解をしていいでしょうか。

○鹿田水産政策課長 そのとおりでございます。今までは青天井といいますか、金利が上がればそれだけ県の利子補給がどんどん大きくなっていくということで、財政的にも予測ができないという問題点もございました。今回については上限を設けるということで、県が行う利子補給の規模の上限がある程度設定されていると。財政的には、県が将来負担しなければならない債務負担行為といいますか利子補給の規模がある程度上限が予測できるという内容です。

○高橋委員 基準金利が3%以内であれば22年度の中身と変わらないわけですけど、基準金利の今の情勢はどうなんでしょうか。わかる範囲でお願いします。

○鹿田水産政策課長 現状の金利でいきますと、基準金利は2.85%ということで、3%までにはまだ余裕があるという段階です。将来的に上昇する可能性があるのかという御質問だと思うんですが、申しわけありませんけれども明確な回答は持ち合わせていないんですが、当面は低金利が続くであろうという前提でこういった予算を組んでおります。

○高橋委員 当面はこの水準でということでした。また水産業を取り巻く環境が悪くなってきましたよね、いわゆる燃油の高騰で。今の相場は、たまたま円高で80円そこそこだから、あれを110円ぐらいですると170~180円ぐらいのガソリンになるらしいです。たまたま今、円高だからガソリンも140円ぐらいでとどまっているらしいです。ある意味では水産関係者はやきもきされていると思うんです。今後また肉付け予算なりでいろいろと支援を考えられるでしょうけれども、金融のほうも上限を設定されたわけで非常に厳しくなっているものですから、考えられる支援を御検討いただきたいと思います。終わります。

○岩下委員 まず、お礼を申し上げます。魚礁の関係ですけれども、都井岬沖20マイルか30マイルぐらいのところに浮き魚礁があるんですが、今まで4時間かかってその漁場に行っていました。東漁協の皆さんたちです。つい先日、10マイルのところに魚礁を設置していただいてもう一つ漁場ができたということで、東漁協の皆さん、大変喜んでおります。これからその漁場でどれぐらいの漁獲があるかというのを楽しみにされておりますし、2時間ぐらいで行ける漁場ができたということで喜んでおります。ありがとうございます。

それで、23年度の重点事業等説明資料の21ペー

ジでございますけれども、事業内容の②、22ページの図、右の上のほうに「効率的な漁場の整備」ということで浮き魚礁が上がっておりますけれども、23年度、何基ほど考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○山田漁港漁場整備課長 浮き魚礁の整備については、現在、23年度の予算では中層浮き魚礁の更新を考えております。宮崎沖に設置しております浮き魚礁が10年たちましたので、流失防止等の観点から定期的に更新をしております、来年度は2基を更新したいと考えております。以上でございます。

○岩下委員 それと、漁業の従事者の方から聞きますと、マウンド魚礁の計画があるということで大変期待をいたしております。23年度に実現できるのかどうかお聞きしたいと思います、お願いします。

○山田漁港漁場整備課長 マウンド魚礁につきましては、その海域の海底にあります高い栄養塩を海中まで上げて、その海域全体を豊かな海にするということでマウンド魚礁をつくっております。宮崎市沖のいるか岬沖でことしから整備にかかっております。串間地区につきましても現在検討いたしております、23年度には現地の調査を着手したいと考えております。以上でございます。

○岩下委員 漁業従事者は本当に喜んで仕事をしております。そういった意味では期待をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、23年度歳出予算説明資料の334ページのところで、栽培漁業定着化促進事業費の説明の3番、宮崎県沿岸資源育成強化事業ということでヒラメ、マダイの放流というのも今説明がありました。そこで、藻場のことも説明

の中にありましたけれども、東漁協のほうで、日南海岸の南のほうは藻が非常に少なくなっております。ですから貝なんかも漁獲量が少なくなっておるわけです。その中で毛久保漁協の皆さんたちが藻場を何とかよみがえらせたということで10年以上かかっております。網を張って藻場をつくりまして、200平米ぐらい青々と成長しているのがあります。串間のほうで2カ所藻場を育成しています。まだまだ広げていきたいということでやっておりますが、藻場の造成で23年度どのような事業を展開されるかお聞きしたいと思います。

○山田漁港漁場整備課長 先ほど委員の御指摘にありましたとおり、334ページの栽培漁業定着化促進事業の3番の宮崎県沿岸資源育成強化事業の中で、環境生態系保全活動を推進するために国の支援事業を行っております。県内では6市町で9カ所の事業組織が取り組んでおります。串間地区におきましても市漁協及び東漁協で取り組むこととしております。この活動に来年度は支援したいというふうに考えております。

○岩下委員 本当に情熱を持って藻場をつくりたいと、それをまだまだふやして行ってということで。網をあけてしまったらほとんど食べられてしまうんです。ですから、とり方のいろいろな工夫をして、食べられないように、かといって魚がとれるようにということでいろいろ研究しております。漁業従事者の方々の期待は大きなものがありますので、藻場の造成、ぜひとも取り組みをお願いしたいと思います。

○那須水産試験場長 藻場の枯渇というかいそ焼け等の進行というのは、基本的な生産の場としての非常に大きな問題として水産試験場もとらえております。現在、試験場費及び農業総務費等の中でもその対応を積極的に進めていこう

と思っております。また、今、委員おっしゃいましたが、減る原因というのがウニに食べられたり魚に食べられたりすると。囲っている中では非常によく育つんですけど、それだけでは限界があるものですから、その辺の根本的な原因を追求して、食べられにくい海藻を探してふやしていくとかいろんなことも考えながら、また、今、行政のほうから6市町9カ所でやっていると言いましたが、地先を一つ回っただけで全然条件が異なりますので、それぞれの地域に応じたきめの細かい指導を、試験場としても地元の漁業者の皆さんと一緒に進めていこうと思っております。以上でございます。

○岩下委員 藻がウニに食べられるということで、環境問題として考えてウニを退治することが言われていますけれども、藻を食べないようにウニを捕獲する。しかし、それは焼却しなければならないという条件があるらしいですね。「せっかく食べられるウニがとれるのに、それを焼却するのが条件だから、何か不合理じゃないか。環境のためにウニをとったんだけど、それを焼却しないで自分たちの収入になるようにできないだろうか。法律というのは難しいね」ということを言っていますが、いかがでしょう。

○那須水産試験場長 言われるとおりで、現実にウニの瓶詰というのは非常に高いものです。しかし、今、委員おっしゃいますように、いそ焼けのところにあるウニは割っても身が入っておりません、お金になりません。しかし、それ自体は生きていますから、それにちゃんとえさをやればお金になるんです。その場所にあるものについては害を及ぼすものでもないの、それを実際潜ってとるにしても、漁業者はいろんな経費が要るわけです。できればそれをとるこ

とによってお金になって、どこかにえさ場をつくってそこで食べさせながら、ウニをとることによって海草をふやす。海草をふやす勢いが食べられる勢いよりも強くなればどんどんまたふえていくわけです。しかし日本じゅうなかなかそれが難しいと。宮崎県の試験場としては、地先地先の条件を見ながら、どういう条件であればウニの有効活用も図りながら藻場を広げていけるか、現在探しておるところでございます。

○岩下委員 「せっかくとったウニに中身が入っているのに、補助金をもらっているからそれを燃やさないかん、何と不合理じゃろうか」というのを皆さんから聞くんですけども、何かいい方法はありませんか。

○山田漁港漁場整備課長 今、委員の言われていることは、本年度から事業をやっております環境生態系保全活動支援事業の中で、実際に保全活動された方に対しての支援事業をやりましょうということになっています。漁労活動ではなくて保全活動に取り組まれることに対して支援事業を行っておりますので、それを販売する場合には補助対象にならないというシステムになっておまして、そこはいたし方ないような状況になっております。委員の言われるとおり、確かに駆除して燃やしてしまうのはもったいないということがありますので、この活動の対照エリア以外のところでも、同じようにウニを駆除していただきますと藻場がふえます。そちらについては補助対象外ですので、それは販売して有効活用を図っていただきたい。

○岩下委員 環境のためにとったと。それを燃やすんじゃないかと、別の場所に移動して養うのはいいんですか。燃やすのが本当にもったいないですけども。

○山田漁港漁場整備課長 それについても国の

ほうから指針がございまして、例えば、海草がたくさんありまして、ウニを移動させてもその藻場が十分保全できるという場所についてはオーケーです。ただし、それについても藻場がちゃんとその後も続いているというモニタリングは必要になってきますけれども、そういうことは可能でございます。

○岩下委員 またゆっくり打ち合わせをさせていただきますまして、御指導いただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○星原委員 311ページの中ほどの公共工事品質確保強化事業とあるんですが、これはどこかに委託している事業というふうにとらえていいんですか。

○三好農村計画課長 委員おっしゃるとおり、これは財団法人宮崎県建設技術推進機構に委託をしているということでございます。

○星原委員 委託しているから、22年度も1月末で当初と同じで、今回も同じ1,197万7,000円、ぴったし数字も同じなんですけど、内容は毎年同じことをやっているのかどうか気にかかるとです。というのは、要するに品質をよくするための指導とか育成になっているわけですから、いろんな方法、やり方もあるんじゃないか。前年度と同じことを繰り返しているのか。あるいは過去ずっとこういう形で、予算として毎年同じ金額を計上して委託する形だけになっている中身なのか、その辺はどうなんですか。

○三好農村計画課長 中身につきましては、入札制度改革が進む中で若干さま変わりしているところがございます。当初、この制度をつくったときの趣旨としては、低入札ということで、品質確保が図られるかどうかを重点的な部分としてやっておりましたけれども、経済対策等で最低制限価格が今は90%以上と工事では引き上

げられておりますけれども、そういうふうに変わる中で、下請あるいは施工体制の重点的なチェックとか、若干中身を変えてきているところでもあります。これは20、21、22年度の3年間の事業だったんですけれども、23年度また継続ということでございます。スタッフメンバーは8名という形でやっておりますけれども、これは人件費が主でございまして、人数は変わっておりません。そういった中で、今後は業者の支援といいますか指導に加えて、現場の監督員、若い人たちがいるんですけども、施工体制の指導も含めて今後やっていこうと、そういった内容が変わっているところでございます。

○星原委員 そこで、業者の人たちから、農政のほうの点数、土木のほうの点数、林務のほうの点数、評価が違うという話も聞かされるんです。こういう中でお互いに統一した点数のつけ方をやられているんだろうと思うんですけど、どうしても農政のほうの点数が低いと。だから、農政の仕事をとると点数が低いので、自分たちの施工工事の点数に書いたときには、土木の工事をとったほうがいい点数をもらえるという話を聞くんですけど、この中での指導とか人材育成で8名の人がやられると、この人たちが工事管理もされているんですか、そういう形までひっくるめて委託されているんですか。

○三好農村計画課長 この監視体制チームはそこまでは別でございまして、いわゆる現場での施工体制とか品質管理を確保するための助言が主体ということでございます。

○星原委員 もう一点教えてください。317ページの公共農村総合整備対策費の1番の農業集落排水事業で1,618万円計上されているんですが、今も農業集落排水事業は実施していたんですか。私は中止か休止になっているんじゃないかと

思ったんですが、どうだったですか。

○三好農村計画課長 農業集落排水事業につきましては、新たな地区はやっておりません。ただし、ここで見ていますのは、機能保全といえますか、施設が老朽化しているということで、それをいかに効率的に補修していくかということで、20分の10ですけれども、調査をかけているという予算でございます。

○十屋委員長 ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは以上で、農村計画課、農村整備課、水産政策課、漁港漁場整備課の審査を終了いたします。

引き続き総括質疑に入りますが、準備のため、暫時休憩いたします。

午後3時34分休憩

午後3時40分再開

○十屋委員長 委員会を再開します。

総括質疑に移ります。農政水産部の当初予算、関連議案全般について質疑はありませんか。

○徳重委員 実は、きのういただいた鳥インフルのことでお尋ねをしてみたいと思います。3月6日に13例目が門川で発生しました。そして10例目が2月6日、同じ門川で発生をしております。それぞれ皆さん方の努力には敬意を表しておるわけでありまして、大変な御努力をいただいておりますが、結果として、発生した農場、あるいはその周辺の農場に対して、どのような対応、指導というか、例えば野鳥が来ないように網が整備されているのか、あるいはネズミとかが入る余地はないのか、いろんなことをされているんじゃないかと思うんです。結果としてしかし、こうして1カ月たってまた同じ周辺で出たと。私はいつも考えているのは、全国で何例

か出ているんですけど、大体1例、2例でおさまっているのが、うちは県下全体にこうして出ている。出たところを中心として発生したならば、徹底的なその周辺の防疫体制、あるいは何かがあるんじゃないかという対応がどうなっているのか。10例と13例が同じところで1カ月後に発生したということを考えてときに、徹底した防疫体制の指導がなされているのか若干気になったものですから、どうしても聞いておきたかったんです。

○児玉畜産課長 鳥インフルエンザの防疫につきましては、昨年10月、北海道で野鳥のふんからH5N1のウイルスが見つかった時点から、関係者、養鶏団体を集めまして防疫の徹底をずっと指導してきたところでありまして、このように12例、13例となったことを受けまして、農家にも飼養衛生管理基準に沿ったわかりやすいチラシを配布したり、疫学チームが入って、先ほど委員のお話にありましたように、金網の破れやすき間が指摘されておりますので、そういったものもチラシを配ってチェックできるような形で指導してきておるところでございます。2月には、全養鶏場に獣医に立ち入りをしてもらい飼養衛生管理基準50項目ほどのチェックもやってきたところでありまして、農家への指導等につきましては、私どもとしては万全にやってきましたつもりでおります。

○徳重委員 いろんな方法はあって、また専門的な立場でされていることは重々理解しているんですが、案外と、自分は一生懸命やった、ちゃんとしているという意識があるんですね。しかし、第三者から見ると、あそこがちょっとおかしかったんじゃないか、この辺がひよっとすると手抜かっているんじゃないかというのがあんじゃないか。発生事例によってそれぞれ

条件が違うと思うんです。いろんな想定をされた中で、地域性やいろんなことがあると思うんです。周辺にたくさんあるとかなないとか、野鳥がたくさん来るところ来ないところ、いろんなケースがあるだろうと思うんです。そういったことをひっくるめて何とかこれを防がなければいけないということから申し上げているわけで、皆さん方の努力が足りないとかそんなことは毛頭考えておりません。ただ、第三者が入ってというか、別な立場からも真剣に取り組んでいただきたいと、要望だけ申し上げておきたいと思えます。

○榎藤委員 本来からいけば、取扱基準とかを考えれば、発生して、殺処分して、埋却して3週間すれば大丈夫だという考え方だろうと思うんですが、通常は菌の死滅は3週間よりもっと短いんじゃないかと思うんです。そこら辺ははっきりは言えないんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 いわゆる移動規制の期間につきましては、潜伏期間ということで設定がされております。鳥インフルエンザの場合、これは学者の文献上での報告なんですけれども、21日間潜伏期間があるということで設定されております。通常は数時間から、長くても7日間と言われておりますので、21日までの移動制限についてはそういうことで設定されておりますけれども、実際は非常に短い状況でございます。

○榎藤委員 実際の話として、おとついで私たちは全国の会議があって、先週、岡田幹事長が来てくれまして、「もうすぐ解除ですわ」とお礼を言って、その日の夜、飛行場で委員長から聞いたんです。非常に残念だと思えます。そういう中での話としては、仮説はいけませんけど、菌そのものは鶏舎とかじゃなくて媒体があるん

じゃないとか、そういう話になっておったところなんです。渡り鳥の通り道であり、また養っている羽数が多い。それを掛け合わせれば当然倍率は高くなるというような話をして別れたところなんです。そういうことがあったので、私としては、菌が常にばらまかれる状態を想定して、そこに何らかの小動物がということを考えていわけです。今後、疫学チームの研究をまたないと、素人が何じゃかんじゃ言うたって始まらないのですが。ただ、今言われる点については、これで終わりかなというときにまたぽんと出てきて残念だということも加えまして、今後の疫学チーム等への資料の提供その他情報の提供を、ぜひ一緒に今後のことも含めて頑張っていたきたいと思えます。以上です。

○河野副委員長 農村整備課にお伺いいたしたいと思えます。農道整備事業ですが、北今泉地区、仮称船引農免と申しますが、橋は大体完成いたしました。橋と農道の取りつけの予算はまだ上がらんとですか。

○宮川農村整備課長 委員御指摘の点でございますけれども、今週中には既に発注することになってございまして、8月には完成するという状況でございます。

○河野副委員長 「北今泉3期地区外4地区」と書いてありますが、2億500万のうちに入っておるわけですか。

○宮川農村整備課長 この予算につきましては22年度予算の繰り越しで見てください。

○河野副委員長 8月までにできるとですか。

○宮川農村整備課長 完成時期につきましては9月ぐらいになろうかと思えます。

○福田委員 総括でございまして、厳しいことよりも皆さんに激励申したいと思えますが、昨年から大災難続きでございまして、特にそれ

が集中的に農政水産部に来ております。本来ならばもう少し前向きの当初予算等が審議できるはずだったんですが、こういう状況で6月にしか見れないと。私どもは選挙を受けますから、それに携われるかどうかわかりません。何はともあれ、本県は今回の口蹄疫を通じて再認識させられましたが、農業を抜きにして、食料関連を抜きにして本県の経済はあり得ないんです。農業生産金額だけ見ると3,000数百億円でそんなに大きくないと思いますが、関連産業を見ますとそれは物すごい数字になります。

そこをお願いしたいんですが、今、非常に苦しい時期を農政水産部は送っておられます。必ず鳥インフルも終息をするという強い信念のもとに、私は、また国政の農政に対する対策も変わってくると思います。以前の米のミニマムアクセスを受け入れたときの状況に似てきたなと思います。あのときは県が使い切れないような予算が国からおりました。何に使うかというぐらい。私も随分地元に使わせていただきました。今の財政状況は抜きにしてもそういう時期が来ると思うんです。だから、宮崎県としては、口蹄疫の終息宣言を受けて本県の農業のあり方を項目ごとに総括されています。それを実践するマニュアルを今から準備してほしいと思います。国の施策が出た段階で全国に先駆けて即乗ると、そのように考えておりました……。

きょうの新聞に、北海道の1兆円、次は茨城県なんです。作物の品目の内容を見ますと宮崎県とほとんど変わらないんです。東京の近郊にこれだけの農業県があるかということを思いますと、野菜等では千葉、茨城、群馬いっぱい競合県があるんです。幾ら温暖の地ともいえどもぬけぬけとしてはおれませんので、本当に苦しい時期を今過ごしておられますが、そのトンネ

ルを抜けた段階で待つてましたという瞬間が必ず来ると思います。その対策を今からお取り組みをいただきたい。本当に御苦労いただいている皆さん方にむち打つようで恐縮であります。私どもも一生懸命やって本県の基幹産業を再生・復興させたい。これは口蹄疫からの再生・復興じゃないです。宮崎県の経済の再生・復興、それを農政を含めた食料関連でやっていく、そういう気持ちでぜひお願いをしたい。また、6月の肉付け予算もそういう方向でやっていただくと大変ありがたい、このように要望しておきたいと思います。以上でございます。

○高橋委員 水産の関係で1点お尋ねしますが、今、燃油はリッター当たり直近で幾らになっていきますか。

○鹿田水産政策課長 末端の価格、漁業者さんに漁協が販売している価格で80円台になっていると伺っております。

○高橋委員 細かな数字は忘れたんですけど、差額補てんをするラインがありましたね。あれは幾らになっていましたか。

○鹿田水産政策課長 昨年4月から始まりました国のセーフティーネット構築事業の燃油価格補てんの御質問だと思いますが、四半期ごとに補てんの計算が行われておまして、現在の第4・四半期につきましては、基準がキロリッター4万7,720円となっております。この基準価格は輸入の原油価格になります。

○高橋委員 原油価格が何十円という数字がありましたね。

○鹿田水産政策課長 何十円ではないんですが、キロリッター当たりの過去の原油価格ですけれども、この1月と2月の平均を見ますと5万120円となっております。

○高橋委員 数字の比較論で難しい面もあって

私もぴんとこないんですけど、そのレベルに達しつつあるという認識はしておくべきでしょうか。

○鹿田水産政策課長 現在の原油価格の水準で3月も推移しますと、補てんが発動される段階にあるということでございます。

○高橋委員 差額の補てんがあるからいいということは言い切れないわけです。そこまで来たということは大変な状況にあるということ、むしろ危機感を持って認識せにゃいかんわけで、補正の段階から議論してきた漁業の所得補償をとっても、もろ手を挙げてこれはいい制度だとは私は思わないわけで、先ほどの金融支援にしても、新年度のものはどっちかといったら悪くなった、簡単に言うのですね。今度の燃油対策を念頭に置いても危機的状況にまで来ているような気がするものですから、いろんな支援を、6月まで待てるのかという議論もあります。ちょっと厳しいことを言いますが、それこそスピードがないともたないというのが現場はあると思うので、いろいろと念頭に置いて動いていただきたいと思います。

○十屋委員長 先ほどからその他の事項にも踏み込んでいますので、そのほか何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。

口蹄疫、鳥フル大変ですけれども、ぜひ皆さんには頑張ってくださいと、そのように思っております。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時58分休憩

午後4時2分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。3月9日の13時30分から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、次の委員会は3月9日の13時30分再開と決定いたします。

以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後4時2分散会

平成23年3月9日（水曜日）

午後1時30分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透
委員		岩下	斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	花畑	修一
政策調査課主査	坂下	誠一郎

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第4号から第6号、第10号、第11号、第20号、第21号、第23号、第26号、第30号から第33号、第39号から第41号、第43号、第44号、第48号、第49号、第59号、第60号及び第63号から第65号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時31分休憩

午後1時39分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

今お諮りしました委員長報告につきましては、環境問題、浄化槽等も含めた御意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上で委員会を終了いたします。

午後1時40分閉会